

福祉サービスのしくみ

相談窓口

手帳

手当

年金

医療

介護・リハビリテーション

日常生活の支援

緊急時の支援

外出の支援

情報保障・コミュニケーション支援

各種料金の割引・減免

税の軽減

住まい

仕事

子育て・教育

余暇・学習・スポーツ

ボランティア、福祉の仕事

防災、まちづくり

施設

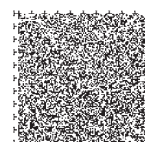
権利擁護

資料編

ダイヤルガイド

# 障がい者福祉 のてびき 2025

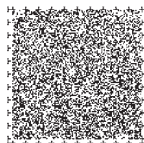
切り欠きの近くにある  
マークは音声コード  
(Uni-Voice)です。  
スマートフォン専用ア  
プリなどで読み取ると、  
この冊子の記載内容を  
音声で聞くことができ  
ます。



## ●障がいに関するシンボルマーク

国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障がい者団体等が独自に提唱しているものもあります。各マークの詳細・使用方法等は、各団体等にお問い合わせください。

マーク	マークの説明
	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b> 障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは、すべての障がいのある方を対象としたものであり、特に車いすを利用する方に限定し、使用されるものではありません。 問い合わせ先 (公財)日本障害者リハビリテーション協会 電話 5273-0601 FAX 5273-1523</p>
	<p><b>身体障害者標識(標識の表示は努力義務です)</b> 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。 問い合わせ先 各警察署</p>
	<p><b>聴覚障害者標識(標識の表示は義務です)</b> 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。 問い合わせ先 各警察署</p>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 問い合わせ先 (社福)日本盲人福祉委員会 電話 5291-7885</p>
	<p><b>耳マーク</b> 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーションの方法に配慮を求める場合に使われるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障がいのある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。 問い合わせ先 (一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 3225-5600 FAX 3354-0046</p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b> 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。 問い合わせ先 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 電話 5253-1111(代) FAX 3503-1237</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b> 人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 問い合わせ先 (公社)日本オストミー協会 電話 5670-7681 FAX 5670-7682</p>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b> 身体内部に障がいがある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 問い合わせ先 NPO法人ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928</p>
	<p><b>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</b> 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 問い合わせ先 岐阜市 福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613</p>
	<p><b>ヘルプマーク</b> 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです(JIS規格)。ヘルプマークを身に着けた方を見かけたときは、電車・バスで席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。 問い合わせ先 東京都 福祉局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当 電話 5320-4147</p>



## 障がい者福祉のてびき2025の使用にあたって

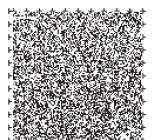
1. この「障がい者福祉のてびき」は、渋谷区内に在住の障がいのある方やそのご家族が利用できる制度やサービスについて、できるだけわかりやすく紹介する冊子です。
2. 本文中は、法令に定められた名称、国や都の制度名、その他施設名などの固有名詞などを除き、ひらがな表記の「障がい」を使用しています。
3. 年号については、すべて西暦表示で統一しています。
4. 原則として、2024年12月以降の内容をもとに作成しています。制度の改正などにより、掲載内容に変更が生じる場合があります。最新の情報については、渋谷区の公式ホームページでご確認いただくか、担当部署までお問い合わせください。
5. 表紙・裏表紙のグラフィックには、シブヤフォント(※)を採用しています。
6. このてびきの内容は、渋谷区のホームページでも見ることができます。

渋谷区 障がい者福祉のてびき 検索

てびきの使い方	巻頭の目次、障がい程度別該当事業一覧表(5～8ページ)、巻末のさくいんから、必要なサービスの掲載ページを探してください。
音声コードについて	各ページの角の位置に印刷された模様は、視覚に障がいのある方などのための音声コードです。スマートフォン用音声コード読み取りアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android版)、または視覚障がい者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOS/Android版)で読み取ると、音声コードに格納された文字情報が音声で読み上げられると同時に、画面にテキストが表示されます。また、視覚に障がいのある方向けの活字文書読み上げ装置でも、音声コードを読み上げることができます。コードが印刷された部分には、分かりやすくするために、ページの端に切り欠きを付けてあります。

### ※ シブヤフォントとは

渋谷でくらし・はたらく障がいのある人が描いた文字や絵を、渋谷でまなぶ学生がフォントやグラフィックとしてデザインしたパブリックデータです。さまざまなモノやコトに使われることで、より多くの人に渋谷を好きになってほしい、シティプライドを感じてほしい、そして障がいのある人の活動を知ってほしい。こうした願いをシブヤフォントに託しました。公式ホームページ <https://www.shibuyafont.jp/>



# 目 次

障がい程度別該当事業一覧表 .....	5
---------------------	---

## 福祉サービスのしくみ

障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス ..	9
主なサービスの一覧 .....	10
障害福祉サービス等の利用の流れ .....	12
障害福祉サービス等の利用者負担 .....	14

## 相談窓口

障がい者福祉課 .....	17
障害者相談員 .....	18
民生委員・児童委員 .....	19
渋谷区障がい者基幹相談支援センター .....	19
Seamless Support Labs リンク (りばあさいど原宿) .....	19
保健所(保健相談所) .....	20
地域活動支援センター .....	20
福祉なんでも相談窓口 .....	20
地域包括支援センター .....	21
指定相談支援事業所 .....	21
東京都児童相談センター .....	22
東京都心身障害者福祉センター .....	22
都立中部総合精神保健福祉センター .....	22
夜間こころの電話相談(東京都) .....	23
東京都発達障害者支援センター(TOSCA) .....	23
難病に関する相談窓口 .....	23
東京都障害者福祉会館(福祉相談) .....	24
渋谷区社会福祉協議会 .....	24
渋谷区成年後見支援センター .....	24
手をつなぐあんしん相談(青年期相談) .....	25
渋谷区手をつなぐ親の会 .....	25
東京聴覚障害者支援事業所 RONAプラン .....	25
聴力障害者情報文化センター(相談事業) .....	25
東京都盲ろう者支援センター .....	26
東京都消費生活総合センター .....	26

## 手帳

身体障害者手帳 .....	27
愛の手帳 .....	27
精神障害者保健福祉手帳 .....	28

## 手当

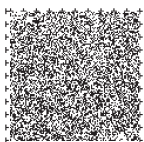
心身障害者福祉手当(区) .....	29
重度心身障害者手当(都) .....	29
特別障害者手当(国) .....	30
障害児福祉手当(国) .....	31
経過措置の福祉手当(国) .....	31
特別児童扶養手当(国) .....	32
児童育成手当(都) .....	32
児童扶養手当(国) .....	33
原子爆弾被爆者社会参加奨励金(区) .....	34

## 年金

障害基礎年金(国民年金) .....	35
障害厚生年金・障害手当金(一時金) .....	35
特別障害給付金(国) .....	36
傷病(補償)年金・障害(補償)給付 .....	36
心身障害者扶養共済制度(都) .....	36

## 医療

心身障害者(児)医療費助成(都) .....	37
特定疾病療養受療証の交付 .....	37
難病等医療費助成 .....	38
指定難病要支援者証明事業(「登録者証」の発行) .....	39
特殊医療費の助成(人工透析を必要とする腎不全・ 先天性血液凝固因子欠乏症等) .....	39
後期高齢者医療制度への加入 .....	39
在宅難病患者訪問診療 .....	40
難病患者在宅レスパイト事業 .....	40
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護(都) .....	40
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成(都) .....	41
小児慢性特定疾病の医療費助成(都) .....	41
子ども医療費助成 .....	41



小児精神障害者の入院医療費助成(都) .....	42
ひとり親家庭等医療費助成 .....	42
自立支援医療(更生医療) .....	42
自立支援医療(育成医療) .....	43
自立支援医療(精神通院) .....	43
在宅重症心身障害児(者)訪問事業(都) .....	44
障害者等口腔保健医療事業 .....	44
都立心身障害者口腔保健センター .....	44
都立北療育医療センター .....	45
心身障害児総合医療療育センター .....	45
産科医療補償制度 .....	45

### 介護・リハビリテーション

居宅介護(ホームヘルプ) .....	47
重度脳性麻痺者介護事業 .....	47
重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業 .....	48
緊急時に利用できる介護サービス .....	48
在宅難病患者一時入院(都) .....	48
自動車事故による被害者への支援 .....	49
精神障がい者ショートステイ事業 .....	50
精神障害者社会復帰訓練(デイケア) .....	50
身体障がいのある方対象のリハビリテーション ..	51
音声・言語機能に障がいのある方対象の リハビリテーション .....	51

### 日常生活の支援

補装具費の支給 .....	52
中等度難聴児に対する補聴器の支給 .....	53
日常生活用具費の支給 .....	53
住宅設備改善費の支給 .....	57
入浴介助サービス .....	58
配食サービス .....	58
寝具の乾燥 .....	58
理美容券の交付 .....	59
ごみの訪問収集・粗大ごみの運び出し収集 .....	59
紙おむつ購入費の助成 .....	59
やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス) ..	60
あんしんサービス .....	60
成年後見制度にかかる各種助成制度 .....	61
生活福祉資金の貸付 .....	61

### 緊急時の支援

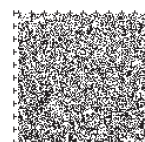
緊急介護人の派遣 .....	63
渋谷区障がい者緊急相談窓口 .....	63
緊急一時保護(はあとぴあ原宿・りばあさいど原宿) ..	64
ちょこつとステイ(緊急一時保護) .....	64
短期入所(ショートステイ) .....	65
救急通報システムの設置 .....	65
聴覚・言語等の機能に障がいのある方のための 緊急通報(東京消防庁) .....	66
緊急通報(警視庁) .....	67
ヘルプマーク .....	67
障がい者サポートカード .....	68

### 外出の支援

移動支援 .....	69
重度障害者の大学等修学支援事業 .....	70
東京都ガイドセンター .....	70
補助犬の給付 .....	71
盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業 .....	71
福祉タクシー券の交付 .....	71
リフト付きタクシー .....	72
重症心身障害者等介護タクシー利用料の助成 ..	72
自動車燃料費の助成 .....	73
自動車改造費の助成 .....	73
自動車運転免許取得費の助成 .....	74
車いすの無料貸出し .....	74
駐車禁止規制からの除外 .....	75

### 情報保障・コミュニケーション支援

手話通訳者の派遣(区) .....	77
要約筆記者の派遣(区) .....	77
盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業 .....	77
聴力障害者情報文化センター .....	78
電話リレーサービス .....	78
ヨメテル .....	79
点字広報・声の広報 .....	79
点字即時情報ネットワーク事業 (点字JBニュース) .....	79
刊行物作成配布事業(点字版・音声版) .....	79
点字図書の給付 .....	80



視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	80
区議会の手話通訳・磁気ループの設置・ 車いすでの傍聴	80
福祉電話の設置	81
郵便等による不在者投票・代理記載制度	81
区立図書館のハンディキャップサービス	82

### 各種料金の割引・減免

JR旅客運賃・私鉄運賃の割引	84
都営交通の無料乗車券と割引	85
民営バス運賃の割引	86
有料道路料金の割引	87
タクシー運賃の割引	88
航空旅客運賃の割引	88
フェリー運賃の割引	88
水道・下水道料金の減免	88
NHK放送受信料の減免	89
粗大ごみ等廃棄物処理手数料の免除	89
自転車駐輪場の使用料免除	90
渋谷区役所前公共地下駐車場の駐車料金免除	90
電話番号案内の無料利用	90
携帯電話基本使用料金などの割引	91
郵便料金の減免・郵便はがきの無償配布	91
区立スポーツ施設の使用料免除	92
区立文化施設等の入館料・観覧料免除	92
都立美術館等の観覧料免除	93
都立公園等の無料入場・ 都立公園駐車場の無料利用	93

### 税の軽減

所得税・住民税の障害者控除等	94
ストマ用装具の医療費控除	95
おむつ代にかかる費用の医療費控除	95
贈与税の非課税	95
関税の免除	95
相続税の軽減	96
個人事業税の軽減	96
マル優制度(少額貯蓄非課税制度)	96
自動車税・軽自動車税の減免	97

### 住まい

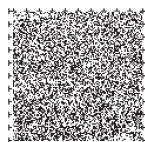
グループホーム(共同生活援助)	99
障害者グループホーム入居者家賃助成	99
都営住宅の申込み	100
区営住宅の申込み	101
UR賃貸住宅の申込み	101
UR賃貸住宅の近居割	102
住宅設備改善費の助成	102
立ち退きに伴う住み替え家賃補助	102
入居支援事業	102
渋谷区居住支援協議会	103
住宅簡易改修支援事業	103
生活福祉資金の貸付(住まい)	103
住まいの安全を確保するために	103

### 仕事

渋谷区障害者就労支援センター ハートバレーしゅがや	104
ハローワーク渋谷	104
東京しごとセンター 専門サポートコーナー	104
生活福祉資金の貸付(就職・自営業・技能習得)	105
東京しごと財団 障害者就業支援課	105
東京障害者職業センター	106
東京障害者職業能力開発校	106
日本視覚障害者職能開発センター	107
国立職業リハビリテーションセンター	107
重度身体障害者在宅パソコン講習	108
たばこ販売の許可	108
障がい者支援団体の店	109

### 子育て・教育

子ども発達相談センター	110
就学相談	110
教育相談	111
都立小児総合医療センターこころの電話相談室	111
児童発達支援・放課後等デイサービス	112
はあとぴあキッズ(児童発達支援)	112
代々木の杜ピア・キッズ	113
りばあさいど原宿	114
(Seamless Support Labs ライズ・スプレッド)	
居宅訪問型保育事業(障がい児向け)	115



心臓病の子どもの集い こぐま園	115
心身に障がいのある児童・生徒のための学校	116
特別支援教育就学奨励費補助	117

## 余暇・学習・スポーツ

### 施設利用

全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)	118
東京都障害者スポーツセンター	118
東京都障害者休養ホーム	119
東京都障害者福祉会館	119
区立・都立施設の利用料の免除	120

### 学習(講習会・講座)

点字講習会・点字教室(視覚障がいのある方対象)	120
パソコン講座(視覚障がいのある方対象)	120
各種講座(視覚障がいのある方対象)	121
各種講座(聴覚障がいのある方対象)	121
オストメイト社会適応訓練	122
東京都障害者IT地域支援センター	122

### レクリエーション・スポーツ

東京アートサポートセンターRights	123
東京都渋谷公園通りギャラリー	123
地域活動支援センターのプログラム	124
知的障がい者教室	124
知的障がい者(児)水泳教室「愛称:スウィミー」	125
のびのび水中運動教室	125
プールサポーター事業	125
パラスポーツ体験教室	125
ボッチャ教室	126
渋谷区障害者団体連合会運動会	126
東京都障害者スポーツ大会	126
TOKYOパラスポーツ・ナビ	126

## ボランティア、福祉の仕事

ボランティアセンター	127
福祉活動助成事業	127
手話講習会	127
支援者養成講習会(東京都)	128
やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	
への参加	129
精神保健福祉ボランティア講座	129

## 知的障がい者移動支援従事者(ガイドヘルパー)

養成研修	130
東京都福祉人材センター 人材情報室	130

## 防災、まちづくり

地震とともに私たちが襲ってくる「危険」	131
首都直下地震が発生すると	132
日頃の備え	132
耐震に関するご相談	133
家具の転倒防止	134
消火器・防災用品のあっせん	135
住宅用火災警報器の設置	136
災害発生時に避難情報を入手するには	137
災害時の心得	139
大きな地震が発生したときの避難の流れ	140
障がいのある方の避難行動のために	141
福祉避難所(二次避難所)	141
避難行動要支援者名簿	142
防災バンダナの配布	142

### まちづくり

東京都福祉のまちづくり条例	143
渋谷駅周辺施設に対するバリアフリー推進事業	144

## 施設

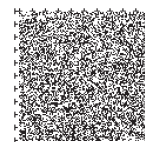
区内の障害福祉サービス等提供事業所	145
渋谷区障害者団体連合会	151

## 権利擁護

障がい者差別に関する相談窓口	154
障がい者虐待に関する相談窓口	155
児童虐待に関する相談・通告窓口	155
福祉サービスに関する苦情受付窓口	156

## 資料編

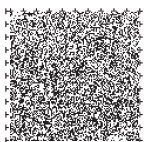
障害者総合支援法の対象となる疾病一覧	157
難病医療費の対象となる疾病一覧	159
身体障害者障害程度等級表	161
ダイヤルガイド	165
さくいん	169



# 障がい程度別該当事業一覧表

5～6ページでは、「手当」の章から「日常生活の支援」の章までのうち、  
 主な事業の一覧を掲載しています。○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

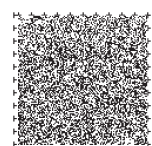
制度(ページ)	障がいの種類	身体障害者手帳																												
		視覚						聴覚・平衡機能						音声・言語		肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						内部								
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4						
手当・年金	心身障害者福祉手当(区)	29	△	△	△						△	△					△		△	△	△				△	△	△			
	重度心身障害者手当(都)	29	△	△							△								△	△						△	△			
	特別障害者手当(国)	30	△	△							△								△	△						△	△			
	障害児福祉手当(国)	31	△	△							△								△	△						△	△			
	特別児童扶養手当(国)	32	△	△	△						△	△					△		△	△	△	△				△	△	△		
	児童育成手当(都)(育成手当)	32	△	△							△	△							△	△	△					△	△			
	児童育成手当(都)(障害手当)	32	△	△							△	△							△	△						△	△			
	児童扶養手当(国)	33	△	△	△						△	△					△		△	△						△	△	△		
	障害基礎年金	35	(P35をご覧ください)																											
医療	心身障害者(児)医療費助成(都)	37	△	△							△								△	△						△	△	△		
	自立支援医療(更生医療)	42	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	自立支援医療(精神通院)	43																												
	在宅重症心身障害児(者)訪問事業(都)	44																	△	△										
介護	居宅介護(ホームヘルプ)	47	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	重度脳性麻痺者介護事業	47																												
	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	48																	△	△										
日常生活の支援	補装具費の支給	52	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	中等度難聴児に対する補聴器の支給	53	(手帳をお持ちでない児童が対象です)																											
	日常生活用具費の支給	53	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	住宅設備改善費の支給	57																	△	△	△					△	△	△	△	
	入浴介助サービス	58	△	△							△								△	△						△	△			
	配食サービス	58	△	△							△								△	△						△	△			
	寝具の乾燥	58	△	△							△								△	△						△	△			
	理美容券の交付	59	○	○							○								○	○						○	○			
	ごみの訪問収集・粗大ごみの運び出し収集	59	(本文を参照してください)																											
	紙おむつ購入費の助成	59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	あんしんサービス	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活福祉資金の貸付	61	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



# 障がい程度別該当事業一覧表

5～6ページでは、「手当」の章から「日常生活の支援」の章までのうち、主な事業の一覧を掲載しています。○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

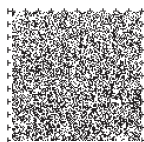
制度(ページ)	障がいの種類	脳性麻痺	進行性筋萎縮症	愛の手帳				精神障害者保健福祉手帳			難病	窓口 (障がい者福祉課については、課名を省略し、係名のみを記載しています)	年齢制限	所得制限	
				1	2	3	4	1	2	3					
手当・年金	心身障害者福祉手当(区)	29	△	△	△	△	△	△	△	△	△	給付係	20歳以上	有	
	重度心身障害者手当(都)	29			△	△						給付係	65歳未満	有	
	特別障害者手当(国)	30			△	△						給付係	20歳以上	有	
	障害児福祉手当(国)	31			△	△						給付係	20歳未満	有	
	特別児童扶養手当(国)	32			△	△	△		△			子ども青少年課 子育て給付係	20歳未満	有	
	児童育成手当(都)(育成手当)	32										子ども青少年課 子育て給付係	18歳未満	有	
	児童育成手当(都)(障害手当)	32	△	△	△	△	△					子ども青少年課 子育て給付係	20歳未満	有	
	児童扶養手当(国)	33			△	△						子ども青少年課 子育て給付係	原則18歳未満	有	
	障害基礎年金	35	(P35をご覧ください)							国民健康保険課 国民年金係		20歳以上 65歳未満	有		
医療	心身障害者(児)医療費助成(都)	37			△	△			△			給付係	65歳未満	有	
	自立支援医療(更生医療)	42										身体福祉係	18歳以上	無	
	自立支援医療(精神通院)	43							△	△	△	精神福祉係	無	無	
	在宅重症心身障害児(者)訪問事業(都)	44			△	△						各保健相談所	無	無	
介護	居宅介護(ホームヘルプ)	47	△	△	○	○	△	△	△	△	△	身体福祉係、知的福祉係、 精神福祉係	無	無	
	重度脳性麻痺者介護事業	47	△									給付係	20歳以上	無	
	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	48			△	△						身体福祉係	無	有	
日常生活の支援	補装具費の支給	52										△	身体福祉係	無	有
	中等度難聴児に対する補聴器の支給	53											身体福祉係	18歳未満	無
	日常生活用具費の支給	53			△	△						△	身体福祉係	品目による	有
	住宅設備改善費の支給	57										△	身体福祉係	学齢児以上 65歳未満	有
	入浴介助サービス	58			△	△							給付係	無	無
	配食サービス	58			△	△							給付係	無	無
	寝具の乾燥	58			△	△							給付係	無	無
	理美容券の交付	59			○	○							給付係	無	無
	ごみの訪問収集・粗大ごみの運び出し収集	59	(本文を参照してください)							渋谷区清掃事務所		無	無		
	紙おむつ購入費の助成	59			○	○	○	○	○	○	○	○	渋谷区社会福祉協議会	3歳以上	無
	やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	60			○	○	○	○	○	○	○	○	渋谷区社会福祉協議会	無	無
あんしんサービス	60			○	○	○	○	○	○	○	○	渋谷区社会福祉協議会	無	無	
生活福祉資金の貸付	61			○	○	○	○	○	○	○	△	渋谷区社会福祉協議会	無	有	



# 障がい程度別該当事業一覧表

7～8ページでは、「緊急時の支援」の章から「防災」の章までのうち、主な事業の一覧を掲載しています。○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

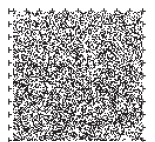
制度(ページ)	障がいの種類	身体障害者手帳																												
		視覚						聴覚・平衡機能					音声・言語		肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						内部									
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4						
緊急時の支援	緊急介護人の派遣	63	○	○							○											○	○							
	緊急一時保護	64																												
	短期入所(ショートステイ)	65	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	救急通報システムの設置	65	△	△							△											△	△							
	障がい者サポートカード	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
外出の支援	移動支援	69	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																
	補助犬の給付	71	△							△																				
	福祉タクシー券の交付	71	○	○						○											○	○	△				○	○	△	
	リフト付きタクシー	72	○	○						○											○	○	△				○	○	△	
	重症心身障害者等介護タクシー利用料の助成	72	△	△						△											△	△					△	△		
	自動車燃料費の助成	73	○	○						○											○	○	△				○	○	△	
	自動車改造費の助成	73																			△	△								
	自動車運転免許取得費の助成	74	○	○	○					○	○					○						○	○	○	△	△		○	○	○
情報保障	手話通訳者、要約筆記者の派遣	77								△	△	△	△	△	△	△														
	点字図書等の給付	80	△	△	△	△	△	△																						
	福祉電話の設置	81	△	△						△											△	△					△	△		
	郵便等による不在者投票・代理記載制度	81	△																		△	△					△	△	△	
各種料金の割引・減免	JR旅客運賃・私鉄運賃の割引	84	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	都営交通の無料乗車券と割引	85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	民営バス運賃の割引	86	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路料金の割引	87	○	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	○	△	
	NHK放送受信料の減免	89	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△
	自転車駐輪場の使用料免除	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	区役所前公共地下駐車場駐車料金入庫後3時間まで無料	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
税の軽減	所得税・住民税の障害者控除等	94	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	相続税の軽減	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車税・軽自動車税の減免	97	○	○	○	△			○	○		△		△		○	○	△	△	△	△	○	○	○			○	○	○	
住まい	グループホーム(共同生活援助)	99	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	区営住宅の申込み	101	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	
	立ち退きに伴う住み替え家賃補助	102	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	
	入居支援事業	102	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	
その他	東京都障害者休養ホーム	119	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	家具転倒防止金具の無償取付等	134	○	○	○				○	○					○		○	○			○	○	○				○	○	○	
	避難行動要支援者名簿への登録	142	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		



# 障がい程度別該当事業一覧表

7～8ページでは、「緊急時の支援」の章から「防災」の章までのうち、主な事業の一覧を掲載しています。○は「ほぼ該当」、△は「一部該当」を表します。

制度(ページ)	障がいの種類	脳性麻痺	進行性筋萎縮症	愛の手帳				精神障害者保健福祉手帳			難病	窓口 (障がい者福祉課については、課名を省略し、係名のみを記載しています)	年齢制限	所得制限	
				1	2	3	4	1	2	3					
緊急時の支援	緊急介護人の派遣	63			○	○	○						給付係	無	無
	緊急一時保護	64			○	○	○	○					知的福祉係	6歳(就学児)以上	無
	短期入所(ショートステイ)	65	△		△	△	△	△	△	△	△	△	身体福祉係、知的福祉係、精神福祉係	65歳未満	無
	救急通報システムの設置	65			△	△							給付係	無	無
	障がい者サポートカード	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経理係	無
外出の支援	移動支援	69			○	○	○	○	△	△	△		経理係	6歳(就学児)以上	無
	補助犬の給付	71											身体福祉係	18歳以上	有
	福祉タクシー券の交付	71			○	○			○				給付係	無	無
	リフト付きタクシー	72			○	○			○				給付係	無	無
	重症心身障害者等介護タクシー利用料の助成	72			△	△							給付係	本文参照	無
	自動車燃料費の助成	73			○	○			○				給付係	無	無
	自動車改造費の助成	73											身体福祉係	18歳以上	有
	自動車運転免許取得費の助成	74			○	○	○	○					給付係	免許取得年齢以上	有
情報保障	手話通訳者、要約筆記者の派遣(区)	77											渋谷区社会福祉協議会	無	無
	点字図書の給付	80											身体福祉係	無	無
	福祉電話の設置	81											身体福祉係	18歳以上	有
	郵便等による不在者投票・代理記載制度	81											選挙管理委員会事務局	18歳以上	無
各種料金の割引・減免	JR旅客運賃・私鉄運賃の割引	84			○	○	○	○	○	○	○		JR各社、私鉄各社	無	無
	都営交通の無料乗車券と割引	85			○	○	○	○	○	○	○		給付係	無	無
	民営バス運賃の割引	86			○	○	○	○	○	○	○		給付係	無	無
	有料道路料金の割引	87			○	○							給付係	無	無
	NHK放送受信料の減免	89			○	○	△	△	○	△	△		身体福祉係、知的福祉係、精神福祉係	無	無
	自転車駐輪場の使用料免除	90			○	○	○	○	○	○	○		交通政策課 交通政策係	無	無
	区役所前公共地下駐車場駐車料金入庫後3時間まで無料	90			○	○	○	○	○	○	○		渋谷区役所前公共地下駐車場管理事務所	無	無
税の軽減	所得税・住民税の障害者控除等	94			○	○	○	○	○	○	○		税務課	無	無
	相続税の軽減	96			○	○	○	○	○	○	○		渋谷税務署	無	無
	自動車税・軽自動車税の減免	97			○	○	○		△				税務課、渋谷都税事務所	無	無
住まい	グループホーム(共同生活援助)	99	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	身体福祉係、知的福祉係、精神福祉係	原則18歳以上	無
	区営住宅の申込み	101			○	○			○	○			渋谷区営住宅等窓口	18歳以上	有
	立ち退きに伴う住み替え家賃補助	102			○	○	○		○	○			住宅政策課 居住支援係	無	有
	入居支援事業	102			○	○	○		○	○			住宅政策課 居住支援係	無	有
その他	東京都障害者休養ホーム	119			○	○	○	○	○	○	○		身体福祉係、知的福祉係、精神福祉係	無	無
	家具転倒防止金具の無償取付等	134			○	○	○		○	○			防災課 災害対策推進係	無	無
	避難行動要支援者名簿への登録	142	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	高齢者福祉課 福祉避難所対策担当主査	無	無



# 福祉サービスのしくみ

## 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

### 自立支援給付

全国一律に提供されるサービスです。

#### 障害福祉サービス

##### 介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援

##### 訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助(グループホーム)

##### 相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

##### 自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

##### 補装具費の支給

### 地域生活支援事業

区市町村が地域の状況を踏まえて実施するサービスです。渋谷区では次の事業を実施しています。

- ・コミュニケーション支援  
手話通訳者の派遣  
要約筆記者の派遣
- ・日常生活用具費の支給
- ・住宅設備改善費の支給
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター事業
- ・入浴介助サービス
- ・自動車改造費の助成
- ・自動車運転免許取得費の助成
- ・重度障害者の大学等修学支援事業

## 児童福祉法によるサービス

児童福祉法によるサービスは、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援で構成されています。

### 障害児通所支援

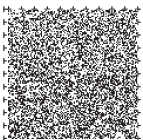
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

### 障害児入所支援 (都道府県事業)

### 障害児相談支援

■障害者総合支援法・児童福祉法によるサービスの内容については、下記にお問い合わせください。

対象者	問い合わせ先	電話・FAX番号
身体障がい者・児、 難病患者・児	障がい者福祉課 身体福祉係	電話 3463-1937 FAX 5458-4935
知的障がい者・児	障がい者福祉課 知的福祉係	電話 3463-1978 FAX 5458-4935
精神障がい者・児 (発達障がいを含む)	障がい者福祉課 精神福祉係	電話 3463-1905 FAX 5458-4935

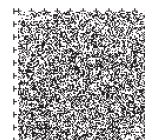


## 主なサービス一覧

### 障害福祉サービス

\*区内の指定障害福祉サービス事業所の一覧は、145ページ以降に掲載しています。

	サービス名	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。 ⇒ 居宅介護 (ホームヘルプ) 47 ページ
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	重度の視覚障がい者が外出する際に、必要な代筆・代読、移動、排せつ・食事等の支援を行います。
	行動援護	行動面に著しい困難がある人に対し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、短期的に、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。 ⇒ 短期入所 (ショートステイ) 65 ページ
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型=雇用型、B型=非雇用型)
居住系サービス	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人が、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人が地域で一人暮らしをするときに、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、または食事の介助、生活等に関する相談や日常生活上の援助を行います。 ⇒ グループホーム (共同生活援助) 99 ページ
	施設入所支援	施設に入所する人に対して主に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。



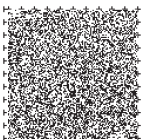
## 障害児通所支援

\*区内の指定障害児通所支援事業所の一覧は、149ページに掲載しています。

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等(保育園、幼稚園、こども園など)を利用中または利用予定の児童が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することで、保育所等の安定した利用を促進します。

## 地域生活支援事業

サービス名	サービスの内容
コミュニケーション支援	障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ⇒ 手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣 77ページ
日常生活用具費の支給	日常生活用具の給付を通じて、日常生活の利便性の向上を図ります。 ⇒ 日常生活用具費の支給 53ページ
住宅設備費改善費の支給	重度の身体障がいのある方や難病患者等が日常生活を円滑にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。 ⇒ 住宅設備改善費の支給 57ページ
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に、社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。⇒ 移動支援 69ページ
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動や社会との交流の機会等を提供します。 ⇒ 地域活動支援センター 20ページ
入浴介助サービス	家庭での入浴が困難な在宅の重度障がいのある方に対して、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。⇒ 入浴介助サービス 58ページ
自動車改造費の助成	重度の身体障がいのある方が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。 ⇒ 自動車改造費の助成 73ページ
自動車運転免許取得費の助成	自動車運転免許を取得する場合に必要な経費の一部を補助します。 ⇒ 自動車運転免許取得費の助成 74ページ
重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者の大学等への通学や、身体介護などの支援を行います。 ⇒ 重度障害者の大学等修学支援事業 70ページ



## 相談支援

\* 区内の指定相談支援事業所の一覧は、149から150ページに掲載しています。

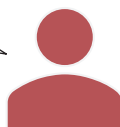
サービス名	サービスの内容
計画相談支援、 障害児相談支援	障害福祉サービス、障害児通所支援等の利用申請をした方のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整を行います。 また、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの内容などを定めた「サービス等利用計画(児童の場合は障害児支援利用計画)」を作成します。 支給決定後も、一定の期間ごとにモニタリングを行い、計画の見直しや、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を継続して行います。
地域相談支援	[地域移行支援] 施設に入所中または病院に入院中の方が退所・退院し、地域生活に移行するための相談その他必要な支援を行います。 [地域定着支援] 自宅で単身生活をする方に対して、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

## 障害福祉サービス等の利用の流れ (申請からサービスの利用まで)

※ 次に記載するものは一例です。サービスによっては利用の流れが異なる場合があります。

### ① サービスの相談

サービスを使ってみたい。自分の希望に合うサービスがあるかを知りたい。



障がい者福祉課(17 ページ)、  
指定相談支援事業者(149~150ページ)に  
ご相談ください。

### ② サービスの申請

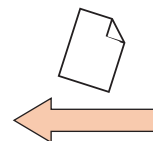
利用したいサービスが決まったら、  
障がい者福祉課に申請します。



渋谷区  
(障がい者福祉課)

### ③ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出依頼

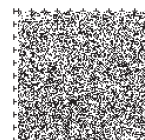
障害福祉サービスを利用するには「サービス等利用計画」を、  
障害児通所支援を利用するには「障害児支援利用計画」を作成する  
必要があります。障がい者福祉課から申請者に、計画案の提出を  
依頼します。(計画案提出の流れは、⑥~⑧で説明しています)



### ④ 勘案事項の聴き取り調査

区の職員または区の委託を受けた認定調査員  
が、申請者の障がいの種類および心身の状態、  
介護をする方の状況などについての聴き取り  
調査を行います。

認定調査員



### ⑤ 審査・判定、障害支援区分の認定

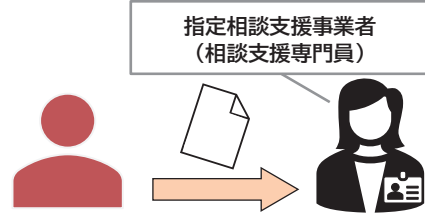
介護給付(9ページ)および共同生活援助の申請をした方については、聴き取り調査の結果と医師の意見書をもとに、専門医、障がい福祉有識者などから構成される「渋谷区障害支援区分判定等審査会」による審査・判定が行われます。審査・判定の結果をもとに、区が障害支援区分を認定します。



障害支援区分とは、障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に表す指標で、6段階の区分で表します。区分1が最も支援の度合いが軽く、最も重いのは区分6です。なお、区分には有効期間があり、期間満了後は再判定が必要です。

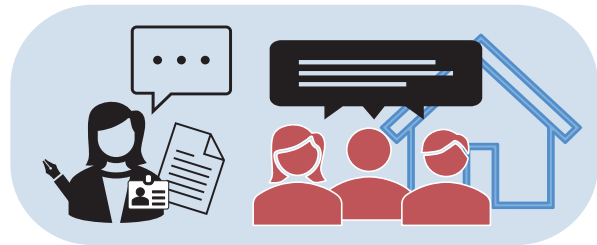
### ⑥ 指定相談支援事業者と契約を結ぶ

申請者は、指定相談支援事業者に連絡をして、計画案作成を依頼し、その事業者と契約を結びます。事業者に依頼せず、ご自分で計画案を作成する場合は、障がい者福祉課に相談してください。



### ⑦ 計画案の作成

⑥の契約後、指定相談支援事業者は申請者のご自宅などを訪問し、本人およびその家族と面接をして、サービスを提供するうえで解決すべき課題を把握します。事業者は、聴き取り結果をもとに計画案を作成します。

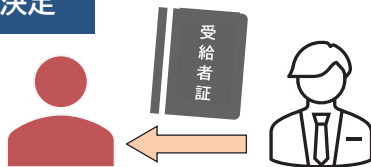


### ⑧ 計画案の提出

指定相談支援事業者が作成した計画案を、障がい者福祉課に提出します。(指定相談支援事業者の代理提出も可)



### ⑨ 支給決定



区は、計画案(⑧)、勘案事項の聴き取り内容(④)、障害支援区分(⑤)などをもとに、申請のあった障害福祉サービス等の支給の可否、支給量、負担上限月額などを決定します。決定事項は受給者証に記載し、申請者に交付します。

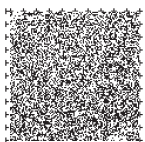
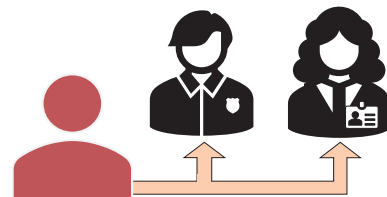
### ⑩ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

指定相談事業者は、支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者との連絡調整を行って、「サービス等利用計画」または「障害児支援利用計画」を作成します。



### ⑪ サービス利用

計画の作成後、利用したいサービスを提供する事業者と利用契約を結ぶことで、サービスの利用が始まります。計画については、定期的な見直し(モニタリング)が行われます。



## 障害福祉サービス等の利用者負担

障害福祉サービス等の利用者負担は、所得に応じて、次の区分の負担上限月額が設定されています。サービスにかかった費用の1割に相当する額が負担上限月額を超えた場合、その超えた分は負担する必要がありません。また、食費や光熱水費などは原則として全額自己負担となります。

区 分	対 象	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	区民税非課税世帯	0円
一般1	区民税課税世帯(区民税所得割額が28万円未満)の障がい児(施設入所者を除く)	4,600円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民税課税世帯(区民税所得割額が16万円未満)の障がい者(施設入所者・グループホーム利用者を除く)</li> <li>区民税課税世帯(区民税所得割額が28万円未満)の20歳未満の施設入所者</li> </ul>	9,300円
一般2	区民税課税世帯(一般1に該当する方を除く) (例) ・区民税所得割額が28万円以上の世帯の障がい児 ・区民税所得割額が16万円以上の世帯の障がい者 ・区民税課税世帯の施設入所者(20歳以上)	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18・19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18・19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## 利用者負担額の減免

### 1 医療型個別減免

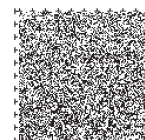
医療型障害児入所施設に入所する方や療養介護を利用する方には、障害福祉サービス費の利用者負担と医療費、食事療養費を合算して負担上限額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

### 2 高額障害福祉サービス費

(1) 同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や、同一人が障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している場合、また、補装具費の支給(52ページ)を受けている場合に、利用者負担額の合算が基準額を上回る方は、負担額が基準額まで軽減されます。基準額を超えて負担額を支払った場合には、その超えた分について、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払い方式)

#### 高額障害福祉サービス費算定基準額

区 分	算 定 基 準 額
生活保護および低所得	0円(高額障害福祉サービス費は発生しません)
一般1および一般2	37,200円



- (2) 65歳になる前に5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、下記の要件をすべて満たす場合、2018年(平成30年)4月以降の障害福祉サービス相当の介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

〔対象者要件〕

- ① 65歳に達する日まで5年間継続して特定の障害福祉サービス(注1)の支給決定を受けており、介護保険移行後に、これらに相当する特定の介護保険サービス(注1)を利用すること。

(注1)特定のサービスについて

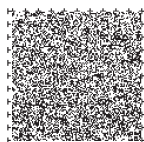
特定の障害福祉サービス (介護保険サービス相当の 障害福祉サービス)	居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
特定の介護保険サービス (障害福祉サービス相当の 介護保険サービス)	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所 介護小規模多機能型居宅介護(介護予防サービスおよび 地域密着型介護予防サービスを除く)

- ② 65歳に達する日の前日に、本人および同一世帯に属する配偶者が「区民税非課税」または「生活保護」に該当していること。
- ③ 65歳に到達した後、特定の介護保険サービスの利用月に、本人および同一世帯に属する配偶者が「区民税非課税」または「生活保護」に該当していること。
- ④ 65歳に達する日の前日までにおいて、障害支援区分が区分2以上であったこと。
- ⑤ 40歳から65歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。

### 3 食費等実費負担の軽減

施設でサービスを利用するときに支払う食費や光熱水費などは、施設ごとに金額が設定されます。原則として全額自己負担ですが、次のような負担軽減制度があります。

対象者	年齢	世帯区分	負担軽減の内容
入所施設利用者	20歳以上	・生活保護 ・低所得	一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
	20歳未満	すべての区分	地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
グループホーム利用者	—	・生活保護 ・低所得	家賃の実費負担が月1万円(家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額)軽減されます。(特定障害者特別給付費の支給)
通所サービス利用者	—	・生活保護 ・低所得 ・一般1	食費負担が、食材料費のみの負担となるよう軽減します。



#### 4 生活保護への移行防止策

さまざまな軽減措置を行っても、負担上限月額や食費等の実費負担により生活保護の対象になってしまう場合には、生活保護の対象にならない額まで負担上限月額の引き下げや食費等実費負担の軽減を行います。

#### 5 障害児通所支援に係る利用者負担額の多子軽減

障害児通所支援(放課後等デイサービスは除く)を利用する児童に未就学の兄・姉がいる場合、障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。なお、区民税所得割の合算が77,101円未満の世帯(年収約360万円未満相当世帯)については、当該児童の兄・姉の年齢を問わず、軽減を受けることができます。詳しい条件については、障がい者福祉課までお問い合わせください。

#### 6 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の無償化

##### (1) 対象となるサービス

- ① 児童発達支援
- ② 居宅訪問型児童発達支援
- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 福祉型障害児入所施設
- ⑤ 医療型障害児入所施設

##### (2) 対象となる期間

満3歳になって初めての4月1日から、小学校入学までの3年間

##### (3) 無償化される費用

児童福祉法に基づくサービス費用の利用者負担額

※ 医療費や食費等の実費負担については無償化の対象外です。

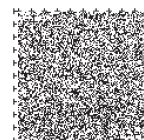
#### 7 渋谷区独自の負担軽減

- (1) 障害福祉サービス + 移動支援 + 重度障害者の大学等修学支援  
障害児通所支援

高額障害福祉サービス費(14ページ)を算定後、移動支援(69ページ)にかかる利用者負担額を合算し、基準額を超えて負担額を支払った場合には、その超えた分について、償還払いの方法で支給します。

- (2) 日常生活用具費の支給 + 補装具費の支給

それぞれの支給決定時に、日常生活用具費(53ページ)と補装具費(52ページ)の利用者負担額の合算が、負担上限月額を超えないようにします。



## 相 談 窓 口

## 障がい者福祉課

障がい福祉サービス全般に関する相談窓口です。

所在地 〒150-8010

宇田川町1-1 区役所本庁舎2階

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時  
(祝日、年末年始を除く)

■手話通訳者を設置しています

設置日 月曜日・金曜日 13時～17時

■よくある相談内容

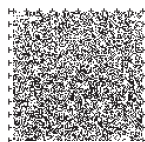
障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス (10～12ページ)の利用に関する相談、障害者手帳の申請・更新について	
身体障がい、 難病患者	身体福祉係 電話 3463-1937
知的障がい	知的福祉係 電話 3463-1978
精神障がい	精神福祉係 電話 3463-1905
自立支援医療制度について	
更生医療	身体福祉係 電話 3463-1937
精神通院	精神福祉係 電話 3463-1905
緊急時に使える制度について	
緊急介護人の派遣 (在宅での介護)	給付係 電話 3463-1924
ちょこっとステイ (緊急一時保護)	知的福祉係 電話 3463-1978
各種助成制度について	
福祉手当の支給、 医療費・介護料の 助成、配食サービ ス、タクシー券・理 美容券の交付、交 通機関の割引に関 すること	給付係 電話 3463-1924
補装具費、日常生 活用具費、住宅設 備改善費の支給に 関すること	身体福祉係 電話 3463-1937

〔 窓口別サービス一覧表 〕

サービスの詳細については、各ページをご確認  
いただくか、担当係までお問い合わせください。

FAX 5458-4935 (障がい者福祉課共通)

内 容	ページ
<b>経理係 電話 3463-1936</b>	
障がい者サポートカード	68
移動支援	69
<b>給付係 電話 3463-1924</b>	
心身障害者福祉手当(区)	29
重度心身障害者手当(都)	29
特別障害者手当(国)	30
障害児福祉手当(国)	31
原子爆弾被爆者社会参加奨励金(区)	34
心身障害者扶養共済制度(都)	36
心身障害者(児)医療費助成(都)	37
難病等医療費助成	38
指定難病要支援者証明事業(「登録者証」の発行)	39
特殊医療費の助成(人工透析を必要とする腎不全・先天性血液凝固因子欠乏症等)	39
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護	40
重度脳性麻痺者介護事業	47
入浴介助サービス	58
配食サービス	58
寝具の乾燥	58
理美容券の交付	59
緊急介護人の派遣	63
救急通報システムの設置	65
福祉タクシー券の交付	71
リフト付きタクシー	72
重症心身障害者等介護タクシー利用料助成	72
自動車燃料費の助成	73
自動車運転免許取得費の助成	74
都営交通の無料乗車券と割引	85
民営バス運賃の割引	86
有料道路料金の割引	87



内 容	ページ
<b>身体福祉係 電話 3463-1937</b>	
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく制度の利用に関する相談	9
身体障害者相談員	18
身体障害者手帳	27
自立支援医療(更生医療)	42
重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	48
補装具費の支給	52
中等度難聴児に対する補聴器の支給	53
日常生活用具費の支給	53
住宅設備改善費の支給	57
重度障害者の大学等修学支援事業	70
補助犬の給付	71
自動車改造費の助成	73
点字図書の給付	80
福祉電話の設置	81
NHK放送受信料の減免	89
東京都障害者休養ホーム	119

内 容	ページ
<b>知的福祉係 電話 3463-1978</b>	
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく制度の利用に関する相談	9
知的障害者相談員	18
愛の手帳	27
ちょこっとステイ(緊急一時保護)	64
NHK放送受信料の減免	89
障害者グループホーム入居者家賃助成	99
東京都障害者休養ホーム	119
<b>精神福祉係 電話 3463-1905</b>	
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく制度の利用に関する相談	9
精神障害者保健福祉手帳	28
自立支援医療(精神通院)	43
NHK放送受信料の減免	89
東京都障害者休養ホーム	119

## 障害者相談員

区長から委託された民間の協力者です。障がいのある方やその家族からの相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行っています。※相談員の任期:2年(令和6年4月1日~令和8年3月31日)

### 身体障害者相談員

氏 名	住 所	電 話 番 号	障がい区分
渡 辺 勝 義	板橋区在住	6909-8228	音声・言語
大 沼 須 摩 子	上 原 在 住	3469-5279	視 覚
遠 藤 美 砂 子	代々木在住	3377-7929	肢体不自由
越 川 重 夫	恵比寿西在住	3496-5078 ( F A X )	聴 覚

### ■窓口相談日

6・8・10・12月の第2火曜日  
13時30分~16時

※ 相談日によって担当する障がい区分が異なるため、事前にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937  
FAX 5458-4935

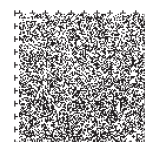
### 知的障害者相談員

氏 名	住 所	電 話 番 号
角 張 宣 子	千駄ヶ谷在住	3401-7665
加 藤 由 里	広 尾 在 住	5467-2919
村 上 春 奈	代々木在住	5333-1523
道 井 美 樹	幡ヶ谷在住	3370-0541

氏 名	住 所	電 話 番 号
齊 藤 緑	笹 塚 在 住	5351-3744
堀 口 智 子	代々木在住	3481-6247
安 川 み さ	広 尾 在 住	3409-3329

■窓口相談日 5・7・9・11・1・3月の第4木曜日 13時30分~16時 (予約不要)

■問い合わせ先 障がい者福祉課 知的福祉係 電話 3463-1978 FAX 5458-4935



## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせるように、地域の住民と区・関係機関を結ぶパイプ役です。厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、地域で暮らす障がいのある方、高齢の方、子育て世帯などの相談を受け、必要なサービスを受けられるように支援します。相談内容や個人の秘密は必ず守ります。

困りごとがあれば、まずは相談してください。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉部地域福祉課地域福祉推進係にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

福祉部 地域福祉課 地域福祉推進係  
電話 3463-1846 FAX 5458-4936

## 渋谷区障がい者基幹相談支援センター

### (1)相談支援事業

家族まるごと支援が必要なケースや地域の相談支援事業所だけでは課題の解決が難しいケースなどについて、基幹相談支援センターの相談員が対応し、適切な支援機関へおつなぎします。

また、区内の相談支援事業所に対して、研修や情報提供を行い、相談支援体制のバックアップを行っています。

### ■対象

年齢、障がいの種別を問わず、解決困難な課題を抱える障がいのある方とその家族

■受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時  
(祝日、年末年始を除く)

### ■問い合わせ先

〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎5階

### (2)高次脳機能障がい相談

#### ■「高次脳機能障がい」とは

脳の病気(脳卒中、脳腫瘍など)や、頭部の外傷(交通事故等)の後遺症のひとつです。

[主な症状]

- ・注意障がい(集中力がない、気が散りやすい)
- ・記憶障がい(新しいことを覚えられない)
- ・遂行機能障がい(順序立てて物事を行えない)
- ・失語(言葉が理解できない、出てこない)

身体が回復した後も症状が残るため、「見えない障がい」とも言われています。

これらの症状で困っている方はご相談ください。また、下記の日程で専門相談も行っています。

#### ■受付時間(専門相談) ※予約制

月曜日・火曜日・水曜日・金曜日 10時～16時  
(祝日、年末年始を除く)

#### ■高次脳機能障がい専門相談専用ダイヤル

電話 3463-3298

## Seamless Support Labs リンク (りばあさいど原宿)

### 1. 相談支援事業

相談の内容に応じて必要な情報提供やサービス利用の支援をします。まずは電話等でお問い合わせください。

### ■対象

知的・身体障がいのある方やそのご家族、支援者

### 2. 医療的ケア児等コーディネーター事業

医療的ケアを必要とする障がい児者の家族からの相談を受け付け、医療、福祉に関する情報提

供やサービス利用に係る関係機関との連絡調整をコーディネーターが中心となって行います。

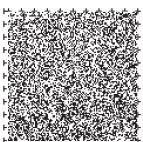
### ■対象

医療的ケアを要する障害児または重症心身障害のある方とその家族

■受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時  
(祝日、年末年始除く)

### ■問い合わせ先 〒150-0001 神宮前3-18-33

電話 5843-0756 FAX 5843-0732



## 保健所（保健相談所）

難病・精神疾患でお困りの方の相談窓口です。

### ■受付時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時  
（祝日、年末年始を除く）

### ■相談内容

#### ① 難病・精神疾患についての相談

お住まいの地区を担当する保健相談所の保健師が、電話や来所による面接により、随時ご相談をお受けします。家庭訪問による相談も行います。

#### ② 精神保健相談

「こころの不調や悩みで相談したい」「生きていくことがつらい」「お酒や薬物などの問題について相談したい」「家族の様子が最近おかしい」など、こころの問題や病気で困っている方、その家族などの相談に、精神科医が応じます。（予約制）相談をご希望の方は、お住まいの地区を担当する保健相談所の保健師にご連絡ください。

そのほかに、下記の事業を実施しています。

事業名	ページ
在宅重症心身障害児(者)訪問事業(都)	44
精神障害者社会復帰訓練(デイケア)	50
在宅難病患者一時入院	48

### [ 保健相談所 管轄地区一覧 ]

名称	管轄地区	所在地	電話番号
中央保健相談所	下記以外にお住いの方	宇田川町5-6 渋谷区子育て ネウボラ4～6階	3463-2439
恵比寿保健相談所	広尾 恵比寿 恵比寿南 恵比寿西 東	恵比寿 2-27-18	3443-6251
幡ヶ谷保健相談所	本町 幡ヶ谷 笹塚	幡ヶ谷 3-39-1	3374-7591

## 地域活動支援センター

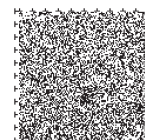
区内の地域活動支援センターでは、こころの病をお持ちの方やそのご家族が、地域で安心して生活できるように、さまざまな支援を行っています。（プログラムの内容やオープンスペースの提供時間については、124ページに掲載しています。）

センター名	渋谷区精神障害者地域生活支援センター さわやか一む	地域活動支援センターふれあい
対象	区内在住で、現在通院中で症状が安定している方および家族・関係者等	区内在住で、現在通院中で症状が安定している方
内容	相談、日常生活の支援、オープンスペースの提供などを行っています。 ※面談相談は要予約	相談、創作活動、啓発のための学習会などの活動の場を提供します。 ※面談相談は要予約
利用方法	登録制です。まずはお電話ください。 電話 3299-0100	登録制です。まずはお電話ください。 電話 5302-1190
受付時間	火曜日～土曜日 10時～18時 （日・月曜日、祝日、年末年始は休み）	月曜日～木曜日、日曜日 10時～18時 （金・土曜日、祝日、年末年始は休み）
利用料	無料 ※プログラムに参加した場合、実費がかかることがあります。	無料 ※プログラムに参加した場合、実費がかかることがあります。
所在地	〒151-0053 代々木1-20-8	〒151-0073 笹塚3-43-1

## 福祉なんでも相談窓口

生活の困りごとや心配に対して、どこに相談したらよいかわからない人のための相談窓口です。地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが各支援機関と連携し、本人や

地域の皆さんと一緒に課題解決に向けて考えていきます。ご自身のことのみでなく、ご家族や近隣にいる心配な人の相談も対応しています。



■対象

区民全般

■開設日時

- ・渋谷区役所2階:月曜日～金曜日の8時30分～17時(祝日、年末年始を除く)
- ・分室 文化総合センター大和田9階:火曜日～土曜日の10時～19時(祝日、年末年始を除く)

・巡回型:町会掲示板や渋谷区ポータルからご確認ください

■相談方法 来所、電話、メール、LINE

■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課地域総合相談支援係

電話 6452-5072 FAX 3476-4904

Eメール s-soudan-shibuya-shakyo@tokyo.email.ne.jp

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送れるように、介護、保健・福祉サービスの利用、障がい福祉などについて総合的に相談、支援する窓口です。お困りごと、心配ごとがある人は、担当の地域包括支援センターへ相談してください。

**[渋谷区地域包括支援センター]**

名称	所在地	電話番号	FAX番号	担当地域
豊沢・新橋	恵比寿2-27-18	3440-1671	3440-1675	恵比寿1～4丁目、広尾1・2・5丁目
恵比寿西二丁目	恵比寿西2-13-5	6427-0273	6427-0274	猿楽町、鶯谷町、鉢山町、代官山町、恵比寿西1・2丁目、恵比寿南1～3丁目、桜丘町、南平台町
ひがし健康プラザ	東3-14-13	5468-5901	5468-5902	渋谷3丁目、東1～4丁目、広尾3・4丁目
かんなみの杜・渋谷	神南1-8-6	6433-7535	6433-7536	道玄坂1・2丁目、円山町、神泉町、宇田川町、神南1・2丁目、神山町、松濤1・2丁目
富ヶ谷・上原	富ヶ谷2-27-12	3467-2371	3467-2385	富ヶ谷1・2丁目、上原1～3丁目
総合ケアコミュニティ・せせらぎ	西原1-40-10	5790-0881	5790-0882	西原1～3丁目、元代々木町、大山町、幡ヶ谷1丁目、笹塚1丁目
あやめの苑・代々木	代々木3-35-1	3372-1038	3372-1108	代々木神園町、代々木3～5丁目、初台1・2丁目
つばめの里・本町東	本町3-46-1	5334-9977	5334-9979	本町1～6丁目
笹幡	幡ヶ谷2-42-15	5365-1611	5365-1612	幡ヶ谷2・3丁目、笹塚2・3丁目
千駄ヶ谷・北参道	千駄ヶ谷4-25-14	3475-1461	3475-1465	千駄ヶ谷1～6丁目、代々木1・2丁目
はあとぴあ原宿	神宮前3-18-37	3423-2112	3423-2110	渋谷1・2・4丁目、神宮前1～6丁目

■利用時間

月～土曜日 9:00～19:00

■休業日

日曜日、祝日(敬老の日を除く)、年末年始

■問い合わせ先 地域包括支援センター 地域包括支援センター一覧参照

高齢者福祉課 高齢者相談支援係

電話 3463-1989 FAX 3463-2873

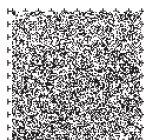
## 指定相談支援事業所

東京都または渋谷区の指定を受けて、障害福祉サービス、障害児通所支援等の利用申請をした方などの相談に応じる事業所です。区内の指定相談支援事業所の一覧は、149ページ～150ページに掲載しています。

■相談支援事業の種別

次の3種類に分かれています。相談支援事業の内容については、12ページに掲載しています。

- ・ 特定相談支援事業：計画相談支援(サービス等利用計画の作成・モニタリングの実施)を行います。
- ・ 一般相談支援事業：地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を行います。
- ・ 障害児相談支援事業：障害児相談支援(障害児支援利用計画の作成・モニタリングの実施)を行います。



## 東京都児童相談センター

## ■相談援助課の事業

- ① 児童のさまざまな問題についての相談・援助
- ② 児童とその家族についての必要な調査・診断・治療・援助
- ③ 児童福祉施設への入所、里親への委託の措置
- ④ 児童の一時保護
- ⑤ 愛の手帳の申請・判定

## ■対象

都内在住の18歳未満の子どもに関するご相談であれば、本人、ご家族、学校の先生、地域の方々など、どなたからの相談もお受けします。

## ■受付時間

月曜日～金曜日 9時～17時45分  
5937-2314(渋谷区担当直通)

緊急の場合は、夜間緊急連絡ダイヤル 5937-2330  
(平日夜間、土日、祝日(年末年始含む))

## ■その他相談窓口

4152(よいこに)電話相談 電話 3366-4152  
聴覚・言語障がい者用相談 FAX 3366-6036

## ■受付時間

月曜日～金曜日 9時～21時  
土・日曜日、祝日 9時～17時  
休業日 12月29日～1月3日

## ■問い合わせ先

〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1  
電話 5937-2314(渋谷区担当直通)  
FAX 3366-6036

## 東京都心身障害者福祉センター

補装具の判定、愛の手帳の判定(18歳以上)、区市町村等への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障がいに関する相談・支援のほか身体障害者手帳および愛の手帳の発行等も行っています。

## ■利用方法

渋谷区障がい者福祉課を通じて申し込んでください。なお、愛の手帳の判定(18歳以上)と高次脳機能障がいの相談については、次のとおり、センターに直接お問い合わせください。

## (1) 愛の手帳(18歳以上)の判定

直接電話で来所する日時を予約してください。

愛の手帳判定予約専用 専用電話3235-2961  
受付時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

9時～12時、13時～17時

## (2) 高次脳機能障がい相談

高次脳機能障害専用電話相談

電話 3235-2955 FAX 3235-2957  
受付時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
9時～12時、13時～16時

## ■問い合わせ先

- 東京都心身障害者福祉センター  
〒162-0823  
新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎  
(セントラルプラザ12～15階)  
電話 3235-2946 FAX 3235-2968
- 東京都心身障害者福祉センター多摩支所  
〒186-0003 国立市富士見台2-1-1  
(東京都多摩障害者スポーツセンター内)  
電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295

## 都立中部総合精神保健福祉センター

## (1) 精神保健福祉相談(こころの健康相談)

こころの健康に関する内容の相談のほか、アルコール・薬物・ギャンブル等の問題に関する相談、思春期相談などの専門相談を行っています。また、専門相談では、本人プログラムや家族講座なども実施しています。まず、電話でお話を伺い、必要な場合は面接相談を行います。

## ■問い合わせ先

〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7  
電話 3302-7711(相談専用)  
受付時間 月曜日～金曜日9時～17時  
(祝日、年末年始を除く)

## (2) 精神科デイケア

疾患別、目的別に特色あるプログラムを用意しています。

## ■対象

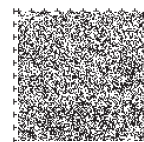
復職、就労あるいは進学・復学をめざす、精神科・心療内科に通院中の方

## ■利用料

保険診療によるデイケアのため、自己負担あり。各種健康保険、自立支援医療(精神通院医療)、生活保護の利用で、自己負担を軽減できます。

## ■利用方法

左側に記載の相談専用電話にご連絡ください。



## 夜間こころの電話相談（東京都）

東京都では、夜間こころの電話相談を実施しています。こころの悩みや精神的な問題で困ったときや、よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどでつらいときは、お電話ください。

### ■問い合わせ先

夜間こころの電話相談  
毎日17時～22時(受付は21時30分まで)  
電話 5155-5028

## 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいのある方や、そのご家族などからの相談に応じています。(予約制)

■利用方法 電話、メールでお申し込みください。

	所在地・連絡先	受付時間
【おとなTOSCA】 (対象者が18歳以上)	文京区大塚4-45-16 電話 6902-2082 s.otona-tosca@ionp.or.jp	受付:月～土 9:00～17:00 相談:月～土 9:00～17:00 (受付・相談ともに第2・4・5水・土、祝日・年末年始を除く)
【こどもTOSCA】 (対象者が18歳未満)	世田谷区船橋1-30-9 電話 6413-0231 tosca@kisenfukushi.com	受付:月～金 9:00～17:00 相談:月・火・木・金 9:30～17:00 (受付・相談ともに祝日・年末年始を除く)

## 難病に関する相談窓口（東京都難病相談・支援センター）

地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、地域交流活動の促進、就労支援などを行う拠点として、次の事業を実施しています。

### 〔1〕東京都難病相談・支援センター

#### ① 相談支援

難病相談支援員(看護師・ソーシャルワーカー)による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行います。※面談は要予約

#### ② 難病に関する資料提供、日常生活用具の展示

#### ③ 難病医療相談会、難病医療講演会

患者、家族、都民等を対象とした専門医等による相談会・講演会を開催しています。※要予約

#### ④ 難病患者就職サポーターによる出張相談

ハローワークの難病患者就職サポーターによる出張相談です。(毎月第3金曜日、要予約)

### ■問い合わせ先

〒113-0033 文京区本郷1-1-19  
電話5802-1892

### 〔2〕東京都難病ピア相談室

#### ① ピア相談

日常生活・療養生活における困りごとの相談に、ピア相談員(難病患者・家族)が対応します。

#### ② 患者・家族交流会

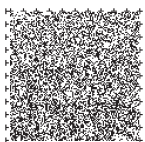
患者・家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行っています。

### ■問い合わせ先

〒150-0012 広尾5-7-1  
東京都広尾庁舎1階  
電話 3446-0220 (相談専用)  
3446-1144 (予約・問い合わせ専用)

### ■受付時間

- (1) 月曜日～金曜日 10時～17時  
(祝日、年末年始、5月15日を除く)
- (2) 月曜日～金曜日 10時～16時  
(祝日、年末年始を除く)



## 東京都障害者福祉会館（福祉相談）

福祉相談として、ピアカウンセリング、法律相談を行っています。

## ■対象

障がいのある方とその関係者

## ■内容

- ① 同じ障がいの生活経験を持つ方、またはその家族の方を相談員とする相談。(ピアカウンセリング) ※ 障がい種別ごとの相談です。

種別	肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、 言語吃音、喉頭摘出、知的障がい、 てんかん、精神障がい、自閉症、 肝臓障がい ※てんかん、精神障がい、自閉症、肝臓 障がいの相談は、予約制です。
----	--

- ② 弁護士による法律相談(予約制)

## ■利用方法

対面・電話・手紙により相談できます。  
 相談日は障がい別で異なりますので、日程についてはお問い合わせください。

## ■受付時間

13時30分～16時30分  
 (法律相談は15時45分まで)

## ■その他の事業

集会室などの公開利用(119ページ)、視覚障害者日常生活情報点訳等サービス(80ページ)も実施しています。

## ■問い合わせ先

〒108-0014 港区芝5-18-2  
 電話3455-6321 FAX 3453-6550  
 東京都障害者福祉会館(福祉相談)

## 渋谷区社会福祉協議会

次の表に記載するサービスを提供しています。

事業名	ページ
紙おむつ購入費の助成	59
やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	60
生活福祉資金の貸付	61
車いすの無料貸出し	74
手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣	77
ボランティアセンター	127
福祉活動助成事業	127
手話講習会	127

■受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時  
 (祝日、年末年始を除く)

## ■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課  
 〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎  
 地域福祉係(2階)  
 電話 5457-2200 FAX 3476-4904  
 地域支援係(2階)  
 電話 6452-5024 FAX 3476-4904  
 ボランティアセンター(2階)  
 電話 6452-5065 FAX 3476-4904

## 渋谷区成年後見支援センター（渋谷区社会福祉協議会）

## ■センターの事業

## ① 成年後見制度の周知普及、専門相談

成年後見制度を正しく理解していただくための講演会等を行っています。また、制度を利用するための手続き等の専門相談を行っています。

成年後見相談専用 電話 3780-9408

※ 面接相談は、事前の予約が必要です。

## ② 専門職による定例相談会(無料)

成年後見制度の利用をお考えの方、申立て手続きや後見人等候補者の検討をしている方を対象に、弁護士または司法書士による個別の相談会を毎週木曜日に開催しています。相談会は予約制です。

相談会予約電話 電話 5457-0099

## ③ あんしんサービス(60ページ)

頼れる親族がいない、外出困難等で日常生活を送ることが難しく、福祉サービスの利用援助が必要な方が安心して在宅生活を続けるためのお手伝いをします。

## ④ 成年後見人の報酬等の助成(61ページ)

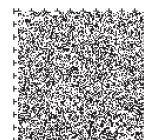
一定の要件のもとで成年後見制度の利用費用を助成しています。

## ■受付時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時  
 (祝日、年末年始を除く)

## ■問い合わせ先

〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎5階  
 電話 5457-0099 FAX 3477-2525



## 手をつなぐあんしん相談（青年期相談）

年代問わず、知的障がいのある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。来所による相談の場合は、電話等で予約してください。

### ■受付時間

月曜日～木曜日 10時～17時(祝日、年末年始を除く)

### ■問い合わせ先

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会  
新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階  
電話 5389-2614 FAX 5389-4090

## 渋谷区手をつなぐ親の会

渋谷区手をつなぐ親の会によるピアサポート活動。障がいや発達の遅れ、生活の困りごと、各種サービスの相談先や利用方法等の相談を受け付けています。

### ■受付時間

月曜日・水曜日・金曜日 10時30分～12時30分  
(祝日、年末年始を除く)

### ■相談方法

電話、来所(要予約)

### ■問い合わせ先

〒151-0071 本町2-9-17  
渋谷区はつらつセンターケアステーション本町内  
電話 3375-0333 (FAX兼用)  
Eメール oyanokaishibu8@gmail.com

## 東京聴覚障害者支援事業所 RONA プラン

指定特定相談支援事業所として、聴覚障がいのある方の日常生活や就学・就労の場面などでの困りごとの相談に応じ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成および評価を行います。手話はもちろん、相談者に合わせたコミュニケーション手段で対応します。

※ サービスを利用するには、障がい者福祉課で利用申請の手続きを行う必要があります。

### ■受付時間

月曜日～金曜日 9時～17時30分(祝日、年末年始を除く)

### ■対 象

都内・関東近郊在住の聴覚障がいのある方、聴覚障がいを併せ持った重複障がいのある方

### ■問い合わせ先

公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構  
東京聴覚障害者支援事業所  
〒150-0011 東1-23-3  
東京聴覚障害者自立支援センター内  
電話 5464-6058 FAX 5464-6059  
Eメール (相談予約) soudan@ap.wakwak.com

## 聴力障害者情報文化センター（相談事業）

聴覚障がい全般についての相談、聞こえの悩みや、生活の中のさまざまな相談を、来所・FAX・Eメール・電話・オンラインで受け付けています。相談事業のほかに、聴覚障がいや手話に関する図書や資料の貸出しなども行っています。詳しくは、78ページをご確認ください。

### ■対 象

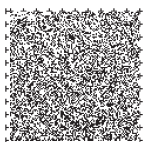
都内在住・在勤・在学の聞こえに障がいのある方と、その関係者  
(身体障害者手帳の有無は問いません)

### ■開館時間

火曜日・水曜日・木曜日・土曜日 10時～17時  
金曜日 10時～19時  
(日・月曜日、祝日、年末年始は休館日)

### ■問い合わせ先

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター  
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3  
電話 6833-5004 FAX 6833-5005  
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp  
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp>



## 東京都盲ろう者支援センター

盲ろう児・者の自立と社会参加のために必要とされるサービスを総合的に提供します。

### ■対象

視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう児・者

### ■事業内容

訓練事業(盲ろう児・者へのコミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン訓練)、総合相談支援事業(盲ろう児・者、家族、支援関係者への相談支援)、社会参加促進事業(集団学習会、交流会)など

### ■受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
9時30分～12時、13時～17時00分

### ■問い合わせ先

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地  
87ビルディング岩戸町2階  
電話 6228-1282 FAX 6228-1283  
Eメール [tokyo-db@tokyo-db.or.jp](mailto:tokyo-db@tokyo-db.or.jp)  
ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp/>

## 東京都消費生活総合センター

消費生活に関する相談窓口です。商品の購入やサービス契約時のトラブルに関して、解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っています。

### ■対象 都内在住・在勤・在学の方

■受付時間 月曜日～土曜日9時～17時  
(祝日、年末年始を除く)

### ■相談方法

- ① 電話による相談
- ② 来所での相談(予約不要)
- ※ 筆談等による相談、タブレット端末を利用した手話通訳での相談も可能です。
- ③ メールでの相談  
聴覚に障がいのある等、電話による相談がしづらい方を対象に、「東京くらしWEB」のサイトから、メールでの相談受付を行っています。

### ■注意事項(メール相談について)

- ・メールで受付できるのは新規の相談のみで、回答は1回限りとなります。
- ・回答には1週間程度かかる場合があります。
- ・契約関係書面や詳しい経緯などを確認する必要がある場合は、来所による相談をお願いします。相談は、ご家族や福祉関係者などの補助者が同席できます。

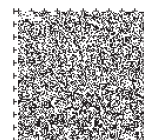
### ■問い合わせ先

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1  
セントラルプラザ16階  
電話3235-1155(相談電話)  
「東京くらしWEB」サイト  
[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan\\_syuwa.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan_syuwa.html)

## ページ案内

次のページでも、各種相談窓口等の案内をしています。

年金に関する相談	⇒ 35～36 ページ
税金に関する相談	⇒ 94～98 ページ
就労に関する相談	⇒ 104～109 ページ
子育て・教育に関する相談	⇒ 110～117 ページ
サービスへの苦情、障がい者虐待や差別に関する相談	⇒ 154～156 ページ



# 手帳

## 身体障害者手帳

身体障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳の等級は1～6級に分かれており、身体障害者福祉法に定める障がいの種類および程度に該当すると認められた場合に交付されます。(身体障害者障害程度等級表は161ページに掲載しています。)

### これから申請する方

次の必要書類を持参のうえ、障がい者福祉課身体福祉係まで申請してください。

- ① 身体障害者診断書・意見書(身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記入したもの)
  - ・ 診断書・意見書は障がい者福祉課でお渡ししているほか、東京都福祉保健局のホームページからダウンロードすることもできます。
- ② 顔写真1枚(縦4cm×横3cm、無帽・上半身・真正面、普通紙プリント不可)
- ③ マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(※)

### すでに手帳をお持ちの方

次の場合には、届け出が必要です。

区 分	必要なもの
障がいの程度変更、種類の追加	身体障害者診断書・意見書、お持ちの手帳、顔写真、マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(※)
手帳を紛失、破損または汚損したとき。(手帳を再交付します。)	顔写真、マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(※)
住所の変更(区外転出の場合は、転出先の窓口へお問い合わせください。)	お持ちの手帳、マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(※)
氏名の変更	
本人が死亡したときや、障がいに該当しなくなったとき。	

※マイナンバー(個人番号)がわかるものに、マイナンバーカード以外(通知カード、個人番号記載の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書)を提示される方は、本人確認書類として顔写真付きの書類(1点)または顔写真なしの書類(2点)の提示も必要です。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 愛の手帳

知的障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳で、東京都が交付しています。国の制度では「療育手帳」という名称です。障がいの程度により1～4度に区分されていて、障がいの程度を総合的に判定し、交付されます。

### 新規・更新申請

新規・更新(※)の申請は、下記施設に直接予約をして、判定を受けてください。必要な書類については、申請先にご確認ください。

区 分	申請先	電話 番 号
18歳未満	東京都児童相談センター	電話 5937-2314 (渋谷区担当直通)
18歳以上	東京都心身障害者福祉センター	電話 3235-2961

※ 満3歳、6歳、12歳、18歳になったとき、また、知的障がいの程度に著しい変化が認められるときに、手帳の更新が必要です。

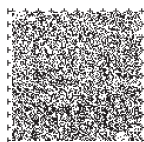
### 手帳の内容変更・返還・再交付

次の場合には、届け出が必要です。手帳を持参のうえ、下記窓口で手続きを行ってください。

- ① 住所の変更があったとき。
- ② 氏名、保護者の変更があったとき。
- ③ 本人が死亡または都外へ転出したとき。
- ④ 手帳を紛失、破損または汚損したとき。(手帳を再交付します。) ※顔写真も必要です。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 知的福祉係  
電話 3463-1978 FAX 5458-4935



## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたって日常生活や社会生活に制約を受ける方の社会復帰や自立、社会参加の促進を目的として交付される手帳です。手帳は、東京都から交付されます。

東京都以外から手帳の交付を受けていた方が、都内に転入したときは、他県転入の手続きが必要です。

### これから申請する方

次の必要書類を持参のうえ、障がい者福祉課精神福祉係まで申請してください。

#### ■申請に必要なもの

- ① 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)  
※ 精神障がいにより障害年金を受給されている場合には、年金証書等を用いて申請することが可能です。その場合、診断書に代わり、「年金証書等の写し」が必要です。
- ② 顔写真1枚(縦4cm×横3cm、無帽・上半身・真正面、普通紙プリント不可)
- ③ ハガキもしくは切手  
※ 手帳を窓口で受け取る場合には「ハガキ」、郵送(簡易書留)で受け取る場合には「切手」が必要です。
- ④ マイナンバー(個人番号)が確認できる書類

### 東京都が交付する手帳をお持ちの方

次の場合には、届け出が必要です。

区 分	必要なもの
手帳を更新するとき。 (お持ちの手帳の有効期限の3か月前から、更新の申請ができます。)	新規申請時と同じ
手帳の等級変更の申請をするとき。	
手帳を紛失、破損または汚損したとき。 (手帳を再交付します。)	お持ちの手帳、顔写真、ハガキもしくは切手
住所の変更 (区外転出の場合は、転出先の窓口へお問い合わせください。)	お持ちの手帳
氏名の変更	

#### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 精神福祉係  
電話 3463-1905 FAX 5458-4935

## 冊子「道しるべ」を配布しています

東京都では、精神保健福祉制度の内容、都内の相談機関、医療機関等についてまとめた冊子「道しるべ」を毎年発行しています。

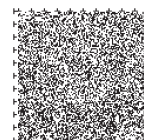
#### ■渋谷区の配布場所

渋谷区では、下記の窓口で冊子を配布しています。

- ・ 障がい者福祉課 (区役所本庁舎2階)
- ・ 地域保健課 (区役所本庁舎7階)

#### ■発行元

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当  
電話 5320-4464



# 手 当

## 心身障害者福祉手当（区の制度）

### ■対 象

区内在住で、次のいずれかに該当する方

- 【1】① 身体障害者手帳1・2級  
② 愛の手帳1～3度  
③ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症  
④ 東京都難病等医療費助成の対象者
- 【2】① 身体障害者手帳3級  
② 愛の手帳4度  
③ 精神障害者保健福祉手帳1級

### ■支給制限

次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ① 20歳未満の方  
② 65歳以上で初めて上記の「対象」に該当した方  
③ 本人の所得が基準額を超えている方  
④ 施設等に入所している方

### ■手 当 額

対象【1】の方 月額 15,500円

対象【2】の方 月額 8,000円

### ■支給方法

4月・8月・12月の年3回、振込月の前月分までをまとめて、本人名義の銀行口座に振り込みます。

■手 続 き 次の①～④をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または東京都難病医療費助成の受給者証等
- ② 本人名義の銀行口座がわかるもの
- ③ 区外からの転入者は、前住所の区市町村で発行した住民税課税(非課税)証明書
- ④ マイナンバー(個人番号)が確認できるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## 重度心身障害者手当（都の制度）

■対 象 次のいずれかに該当する方

- ① 重度の知的障がい(愛の手帳1・2度相当)で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方
- ② 重度の知的障がい(愛の手帳1・2度相当)と、重度の身体障がい(身体障害者手帳1・2級相当)が重複している方
- ③ 重度の肢体不自由者で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障がい(身体障害者手帳1・2級相当)を有する方
- ※ 身体障害者手帳または愛の手帳を持ってなくても、対象となる場合があります。

### ■支給制限

次のいずれかに該当する方は受給できません。

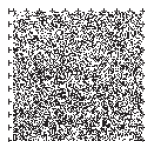
- ① 65歳以上で初めて申請する方
- ② 施設等に入所している方
- ③ 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ④ 本人(20歳未満の方については民法上の扶養義務者)の所得が基準額を超えている方

### ■手 当 額

月額60,000円

### ■支給方法

各月に前月分を、原則として本人名義の銀行口座に振り込みます。



■手 続 き 次の①～③をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳  
(お持ちの方のみ)
- ② 印 鑑
- ③ マイナンバー(個人番号)が確認できるもの

区外からの転入者で、初めて申請する方は、次の④～⑤もお持ちください。

- ④ 住民票記載事項証明書(住民票でも可)
- ⑤ 前住所の区市町村で発行した住民税課税(非課税)証明書(20歳未満の場合は、扶養義務者の課税証明書)

■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935

特別障害者手当 (国の制度)

■対 象

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別な介護を要する20歳以上の方

※ おおむね、身体障害者手帳1・2級程度、または愛の手帳1・2度程度の方。身体障害者手帳または愛の手帳を持っていなくても、対象となる場合があります。

■支給制限

次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ① 施設等に入所している方
- ② 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ③ 本人または民法上の扶養義務者の所得が基準額を超えている方

■手 当 額

月額 29,590円 (2025年4月1日現在)

※ 物価スライド制で見直されることがあります。

■支給方法

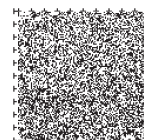
5月・8月・11月・2月の年4回、振込月の前月分までをまとめて、本人名義の銀行口座に振り込みます。

■手 続 き 次の①～⑥をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳  
(お持ちの方のみ)
- ② 本人名義の銀行口座がわかるもの
- ③ 年金証書(受給している方のみ)
- ④ 所定の診断書(用紙は給付係にあります。)
- ⑤ 区外からの転入者は、前住所の区市町村で発行した、本人または扶養義務者の住民税課税(非課税)証明書
- ⑥ マイナンバー(個人番号)が確認できるもの

■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## 障害児福祉手当（国の制度）－ 20歳未満の方に障がいがあるとき

### ■対象

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方

※ おおむね、身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1・2度程度の方。身体障害者手帳または愛の手帳を持っていなくても、対象となる場合があります。

### ■支給制限

次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ① 施設等に入所している方
- ② 障がいを支給事由とする公的年金を受けている方
- ③ 本人または民法上の扶養義務者の所得が基準額を超えている方

### ■手当額

月額 16,100円（2025年4月1日現在）

※ 物価スライド制で見直されることがあります。

### ■支給方法

5月・8月・11月・2月の年4回、振込月の前月分までをまとめて、本人名義の銀行口座に振り込みます。

■手続き 次の①～⑤をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方のみ）
- ② 本人名義の銀行口座がわかるもの
- ③ 所定の診断書（用紙は給付係にあります。）
- ④ 区外からの転入者は、前住所の区市町村で発行した、本人および扶養義務者の住民税課税（非課税）証明書
- ⑤ マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## 経過措置の福祉手当（国の制度）

従来の福祉手当制度が廃止され、新たに特別障害者手当制度・障害児福祉手当制度が創設されたとき、それ以前からの受給者で、新たな手当制度に該当しない方が、引き続き受給するための手当です。他の区市町村で、経過措置の福祉手当を受給していた転入者は、継続受給の手続きが必要です。新規の認定はありません。

### ■支給制限

次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ① 施設等に入所している方
- ② 障がいを支給事由とする公的年金を受けている方
- ③ 本人または民法上の扶養義務者の所得が基準額を超えている方

### ■手当額

月額 16,100円（2025年4月1日現在）

※ 物価スライド制で見直されることがあります。

### ■支給方法

5月・8月・11月・2月の年4回、振込月の前月分までをまとめて、本人名義の銀行口座に振り込みます。

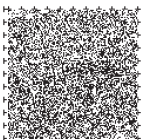
■手続き 次の①～③をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 本人名義の銀行口座がわかるもの
- ③ マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## 特別児童扶養手当（国の制度） - 20歳未満の方に障がいがあるとき

### ■対 象

次のいずれかに該当する20歳未満の方を養育している父、母または養育者

- ① 知的障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある。(愛の手帳1～3度程度)
- ② 身体に重度、中度の障がいや長期にわたる安静を要する病状があり、日常生活に著しい制限を受ける。(身体障害者手帳1～3級、一部4級程度)
- ③ 精神の障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある。

※ 複数の障がいがある場合、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

### ■支給制限

次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ① 施設等に入所している方
- ② 支給対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けている方
- ③ 本人、配偶者、または扶養義務者の所得が基準額を超えている方
- ④ 日本国内に住所を有しない方

### ■手 当 額

手当1級(重度の方) 月額 55,350円

手当2級(中度の方) 月額 36,860円

※ 物価スライド制で見直されることがあります。

### ■支給方法

4月・8月・11月の年3回、振込月の前月分までをまとめて、申請人名義のご指定の金融機関に振り込みます。

■手 続 き 次の①②をお持ちください。

- ① 特別児童扶養手当認定診断書(身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの場合、診断書を省略できる場合があります。)
- ② 申請人名義の金融機関情報がわかるもの

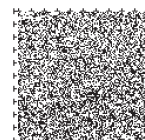
### ■問い合わせ先

子ども青少年課 子育て給付係 (区役所本庁舎4階)

電話 3463-2558 FAX 5458-4942

## 児童育成手当（都の制度）

育成手当 (父または母に障がいがあるときなど)	対 象	18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童が、次の①～⑦のいずれかの状態にあるとき、その児童を養育している父、母または養育者
		① 父または母が重度の障がいを有する。 ※おおむね身体障害者手帳1・2級程度 ② 父母が離婚 ③ 父または母が死亡、または生死不明 ④ 父または母に1年以上遺棄されている。 ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている。 ⑥ 父または母が法令により1年以上拘禁されている。 ⑦ 婚姻によらないで出産した児童で、父(母)と生計を同じくしない。
障害手当 (20歳未満の方に障がいがあるとき)	対 象	次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の方を養育している父、母または養育者
		① 愛の手帳1～3度程度 ② 身体障害者手帳1・2級程度 ③ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症



◎育成手当および障害手当の共通事項

■支給制限

次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- ① 前年の所得が基準額を超えているとき。
- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

■手当額

育成手当 月額 13,500円

障害手当 月額 15,500円

■支給方法

6月・10月・2月の年3回、振込月の前月分までをまとめて、申請人名義の銀行口座に振り込みます。

■手続き 次の必要書類をお持ちください。

名称	必要書類
育成手当	① 申請者および児童の戸籍謄本 ② 申請者および児童のマイナ保険証 ③ 申請人名義の銀行口座がわかるもの
障害手当	① 申請人名義の銀行口座がわかるもの ② 身体障害者手帳または愛の手帳など障がいの程度を明らかにできるもの

※ 申請内容により必要書類が異なる場合があります。

■問い合わせ先

子ども青少年課 子育て給付係（区役所本庁舎4階）  
電話 3463-2558 FAX 5458-4942

児童扶養手当（国の制度） - 父または母に障がいがあるときなど

■対象

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（児童に中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）が、次の①～⑧のいずれかの状態にあるとき、その児童を養育している父、母または養育者

- ① 父または母が重度の障がいを有する。  
※おおむね身体障害者手帳1・2級程度
- ② 父母が離婚
- ③ 父または母が死亡
- ④ 父または母が生死不明
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている。
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている。
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている。
- ⑧ 婚姻によらないで出産した児童で、父（母）と生計を同じくしない。

■支給制限

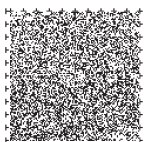
次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- ① 本人または扶養義務者の所得が基準額を超えているとき。
- ② 児童が父または母と生計を同じくするようになったとき。
- ③ 児童が父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき。
- ④ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

■手当額

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人の場合	45,500円	10,740円 ～ 45,490円
児童2人目以降	10,750円 を加算	5,380円 ～ 10,740円 を加算

※ 物価スライド制で見直されることがあります。



■支給方法

奇数月(1月・3月・5月・7月・9月・11月)の年6回、振込月の前月分までをまとめて、申請人名義の銀行口座に振り込みます。

■手続 き 次の①～④をお持ちください。

- ① 申請者および児童の戸籍謄本
  - ② 身体障害者手帳または障害基礎年金1級の証書など障がいの程度を明らかにできるもの
  - ③ 申請人名義の銀行口座がわかるもの
  - ④ 申請者および児童のマイナ保険証
- ※ 申請内容により必要書類が異なる場合があります。

■問い合わせ先

子ども青少年課 子育て給付係 (区役所本庁舎4階)  
電話 3463-2558 FAX 5458-4942

[ 各種手当を受給中の方が利用できるサービス ]

各種手当を受給中の方は、次のサービスを受けることができます。

- \* 水道・下水道料金の減免 (88ページ): 児童扶養手当、特別児童扶養手当受給中の方
- \* 粗大ごみ等廃棄物処理手数料の免除 (89ページ): 児童扶養手当、特別児童扶養手当受給中の方
- \* マル優制度(少額貯蓄非課税制度) (96ページ): 児童扶養手当を受給中の児童の母、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を受給中の方

原子爆弾被爆者社会参加奨励金 (区の制度)

■対 象

被爆者健康手帳をお持ちの方で、7月1日現在、引き続き3か月以上区内に住所がある方

■手 当 額

年額 50,000円

■支給方法

8月に本人名義の銀行口座に振り込みます。

■申請期間

7月1日～7月31日

■手続 き 次の①～②をお持ちください。

- ① 被爆者健康手帳
  - ② 本人名義の銀行口座がわかるもの
- ※ 一度手続きをすれば、更新は不要です。  
※ 区外へ転出されると、受給資格はなくなります。

■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935



# 年金

## 障害基礎年金（国民年金）

### ■対象 次のすべてに該当する方

- ① 初診日(障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)において、次のいずれかに該当する。
  - ・国民年金に加入している。
  - ・国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所がある。
- ② 障害認定日(初診日から1年6か月を過ぎた日、または症状が固定した日)に、障害等級表に定める1級または2級(障害者手帳の等級とは異なります)の障がいの状態に該当する。
  - ※ 各等級の認定基準についてはご相談ください。
- ③ 初診日の前日において、次のいずれかの納付要件に該当する。
  - ・初診日のある月の前々月までの年金加入期間のうち、3分の2以上の保険料納付済期間(免除期間などを含む)がある。
  - ・初診日のある月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない。(2026年3月31日までの特例措置)

※ 20歳前に初診日がある場合

障害認定日は原則20歳の誕生日の前日となります。また、納付要件は不要です。

### ■支給方法

偶数月の年6回。本人の金融機関口座に振込

### ■年金額（2025年4月1日現在）

1級障害基礎年金 1,039,625円  
2級障害基礎年金 831,700円

- ・初診日が20歳前の方は、受給者本人の所得が別に定める基準額を超えている場合には、半額または全額が支給停止されます。
- ・受給権者に生計を維持されている18歳未満の子(その子に障害等級1・2級の障がいがある場合は20歳未満)がいるときは、2人目までは239,300円、3人目からは79,800円が加算されます。

### ■問い合わせ先

国民健康保険課 国民年金係（区役所本庁舎3階）  
電話 3463-1797 FAX 5458-4940

## 障害厚生年金・障害手当金（一時金）

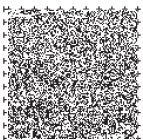
厚生年金保険加入中に初診日のある病気やけがが原因で障がいが残った場合に受けられる年金です。

区分	対象		
障害厚生年金	障害認定日(初診日から1年6か月を過ぎた日)に、障害等級表に定める1～3級(障害者手帳の等級とは異なります)のいずれかの障がいの状態に該当する方。障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受けられる場合があります。	1級・2級	障害基礎年金を受給している方 (障害基礎年金に上乗せする形で支給)
		3級	障害基礎年金の支給対象外の方 (障害基礎年金に該当しない程度の軽い障がいが残った場合)
障害手当金(一時金)	障がいの原因となった病気やけがが、初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽い症状であって、障害等級表に定める障がいの状態に該当する方		

■年金額 被保険者期間、平均標準報酬月額、障がいの程度により金額が異なります。

■問い合わせ先 日本年金機構 渋谷年金事務所 お客様相談室

〒150-8334 神南1-12-1 電話 3462-1241 (自動音声に従って1番→2番を押してください)



## 特別障害給付金（国の制度）

### ■対象 次のいずれかに該当する方

- ① 1991年(平成3年)3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 1986年(昭和61年)3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済年金等の加入者の配偶者
- ③ ①または②の方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、その病気やけがで、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がい者に該当する方

※ ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

### ■支給額（2025年4月1日現在）

1級障害基礎年金 月額 56,850円  
2級障害基礎年金 月額 45,480円

※ 受給者本人の前年所得による支給制限があります。

※ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合には、支給が制限されます。

### ■問い合わせ先

国民健康保険課 国民年金係（区役所本庁舎3階）  
電話 3463-1797 FAX 5458-4940

## 傷病(補償)年金・障害(補償)給付（労働者災害補償保険）

業務上の事由または通勤により、負傷、疾病、障がいを負った方に対する補償制度です。

### ■対象

#### ① 傷病(補償)年金

療養の開始後1年6か月を経過しても負傷・疾病が治っておらず、その負傷または疾病による障がいの程度が傷病等級に該当する方

#### ② 障害(補償)給付

負傷・疾病が治ったときに、身体に一定の障がいが残った方

### ■年金額

障がいの等級により異なります。

### ■問い合わせ先

勤務先を管轄する労働基準監督署まで  
(参考) 渋谷労働基準監督署  
〒150-0041 神南1-3-5  
電話 3780-6507

## 心身障害者扶養共済制度（都の制度）

障がいのある方を扶養する保護者に万一のことがあったとき、残された方の生活の安定のために、終身年金を支給します。

### ■対象 次のすべてに該当している方

- ① 障がい者(注)の保護者であること。
- ② 東京都内に住所があること。
- ③ 加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満
- ④ 特別な疾病や障がいがないこと。

### ■掛金

月額(1口) 9,300円～23,300円  
1人につき2口まで加入できます。

### ■年金額

月額20,000円（加入1口あたり）

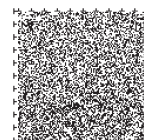
#### (注) 障がい者の範囲

次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

- ① 知的障がい者
- ② 身体障害者手帳1～3級に該当する方
- ③ 精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記①・②と同程度と認められる方

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935



# 医療

## 心身障害者（児）医療費助成（都の制度） 障 受給者証

病院で診療・投薬を受けるときなどの医療費を助成します。

### ■対象

原則、区内に住所があり、健康保険に加入している方で、次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 身体障害者手帳3級の内部障がい(※)
- ③ 愛の手帳1・2度
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級

※ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がい

### ■助成制限

次の①～⑥のいずれかに該当する方は、助成を受けられません。

- ① 本人または扶養義務者の所得が基準額を超えている方
- ② 生活保護法による医療扶助を受けている方
- ③ 公費により医療費がまかなわれている施設に入所している方
- ④ 65歳以上で初めて手帳を取得した方
- ⑤ 申請するときの年齢が65歳以上である方  
※ 助成を受けられる場合もあります。
- ⑥ 後期高齢者医療制度に加入している方で住民税が課税の方

### ■助成内容

- ・医療費助成の申請をして、認定された方には、東京都がマル障受給者証を交付します。マイナ保険証等とマル障受給者証を医療機関の窓口で提示すると、医療費(保険診療分)の自己負担分が次のとおり軽減されます。

区 民 税 課 税 世 帯	1割負担(2割を助成)
区 民 税 非 課 税 世 帯	窓口負担なし(全額助成)

- ・区民税課税世帯の方は、自己負担上限月額が設定されます。保険適用後の医療費について、自己負担上限月額を上回ったときは、その超えた分が全額助成されます。
- ・ただし、入院時の食事療養費・生活療養費(いずれも標準負担額相当)は、原則として自己負担です。

### ■手 続 き 次の①～③をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② マイナ保険証または加入している健康保険の被保険者資格情報がわかるもの
- ③ 区外からの転入者は、前住所の区市町村で発行した住民税課税(非課税)証明書(20歳未満の方は被保険者または世帯主の証明書)(マイナンバーの記入で省略できる場合があります)

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

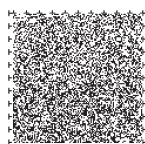
## 特定疾病療養受療証の交付

特定疾病療養受療証を医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額が、1つの医療機関につき月1万円(慢性腎不全で人工透析を必要とする方のうち、70歳未満で基準所得額が600万円を超える世帯は2万円)までに軽減されます。

(健康保険の高額療養費制度)

### ■対象疾病

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害または第9因子障害(血友病)
- ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)



### ■適用開始日

申請月の1日(月の途中で国民健康保険に加入した方は、加入した日)から適用されます。

### ■手続き

次の①～⑤の書類をご持参のうえ、国民健康保険課給付係まで申請してください。様式は区のホームページで公開しています。

- ① 特定疾病認定申請書
- ② 医師の意見書または診断書
- ③ 世帯主および交付対象となる被保険者のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- ④ 窓口で申請する方の本人確認書類
- ⑤ 区外からの転入者は、前住所の区市町村で発行した住民税課税(非課税)証明書

### ■注意事項

- ・同一世帯の中に一人でも所得不明の人がいると、自己負担限度額は月2万円になってし

まうので、所得がない場合でも、必ず税の申告をしてください。

- ・国民健康保険等で受療証の交付を受けていた方が、後期高齢者医療制度に加入するときには、再度受療証の申請が必要です。

### ■医療費助成の対象です

受療証の交付後、障がい者福祉課給付係に特殊医療費助成の申請をすると、「マル都医療券」の交付を受けることができます。受療証とあわせてマル都医療券を医療機関の窓口に提示すると、さらに1万円の助成が受けられ、窓口負担が0円(自己負担限度額が2万円の方は1万円)になります。詳しくは、39ページをご参照ください。

### ■問い合わせ先

国民健康保険課 給付係 (区役所本庁舎6階)  
電話 3463-1776 FAX 5458-4940

## 難病等医療費助成

認定された疾病の診療を受けるときの医療費を助成します。

### ■対象 次のすべてに該当する方

- ① 別表(159～160ページ)の難病等により患している方
  - ※ 生活保護受給中の方は、一部対象外となる疾病があります。
  - ※ 国の制度では348疾病が助成の対象として指定されています(指定難病)。東京都では、指定難病に加えて、独自に8疾病を医療費助成の対象としています。
- ② 疾病ごとの認定基準を満たす方

### ■助成内容

- ・医療費助成の申請をして、認定された方に

は、東京都が受給者証等を交付します。健康保険証等と受給者証等を医療機関の窓口提示すると、医療費等の3割を自己負担している方は、負担割合が2割に軽減されます。

- ・所得などに応じて、自己負担上限月額が設定されます。保険適用後の医療費について、自己負担上限月額を上回ったときは、その超えた分が全額助成されます。
- ・ただし、入院時の食事療養費・生活療養費(いずれも標準負担額相当)は、原則として自己負担です。

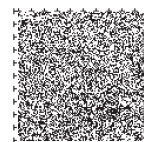
### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935

### [ 難病医療費助成を受給中の方が利用できるサービス ]

難病医療費助成の対象となる方は、次のサービスを受けることができます。

- \* 障害者総合支援法によるサービス(9ページ)
- \* 心身障害者福祉手当の支給(29ページ)
- \* 指定難病要支援者事業(「登録者証」の発行)(39ページ)
- \* 補装具費(52ページ)、日常生活用具費(53ページ)、住宅設備改善費(57ページ)の支給
- \* 紙おむつ購入費助成事業(59ページ)



## 指定難病要支援者証明事業（「登録者証」の発行）

国制度の難病患者の方が、障害福祉サービス、ハローワーク等での就労支援等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、医師の診断書の代わりに指定難病の患者であることを確認できる「登録者証」を発行します。

### ■対象

別表(159～160ページ)の国制度の指定難病に罹患している方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 難病医療費助成の申請を行い、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている方
- ② 難病医療費助成の申請をした者のうち、疾

病ごとの診断基準は満たすが重症度分類等を満たさず非認定となった方

- ③ 難病医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者

### ■手続き

「登録者証」の申請する時期によって必要な書類が異なりますので、申請を希望する方はお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

福祉部障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## 特殊医療費の助成（人工透析を必要とする腎不全・先天性血液凝固因子欠乏症等）都医療券

特殊医療費助成の申請をして、認定された方には、東京都がマル都医療券を交付します。（難病等医療費助成とは、助成内容・必要書類が異なります。）健康保険証等、マル都医療券、特定疾病療養受療証を医療機関の窓口に掲示することにより、次のような助成を受けることができます。

項目	内容	必要書類
人工透析を必要とする腎不全への医療費助成	特定疾病療養受療証とあわせてマル都医療券を提示すると、1医療機関ごとに月額1万円を限度に助成が受けられ、窓口負担額が0円（自己負担額が2万円の方は1万円）になります。	① マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ② 本人確認書類 ③ 健康保険証等の写し ④ 特定疾病療養受療証（37ページ）の写し
先天性血液凝固因子欠乏症等への医療費助成	保険適用後の医療費の自己負担分のうち、対象疾病に係る診療・薬剤費を全額助成します。	① 主治医による診断書 ② マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ③ 本人確認書類 ④ 健康保険証等の写し ⑤ 特定疾病療養受療証（37ページ）の写し [第8因子欠乏症（血友病A）、第9因子欠乏症（血友病B）、血液凝固因子製剤投与に起因するHIV感染症の方のみ]

### ■問い合わせ先

- 申請窓口

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935

- 制度についての問い合わせ先

東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課  
疾病対策担当 電話 5320-4471

## 後期高齢者医療制度への加入

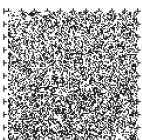
後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険ですが、65歳～74歳で次の①～④に掲げる一定の障がいがある方は、申請により、後期高齢者医療制度に加入できます。

- ① 障害年金（1・2級）受給者
- ② 身体障害者手帳（1～4級。4級は下肢障がいの一部と音声・言語機能障がいに限る。）
- ③ 愛の手帳（1・2度）

- ④ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）  
加入することで、医療費の自己負担の割合や保険料額が軽減される場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

国民健康保険課 高齢者医療係  
（区役所本庁舎6階）  
電話 3463-1897 FAX 5458-4940



## 在宅難病患者訪問診療

寝たきり等により病院への通院が困難な在宅難病患者を対象に、専門医を中心とした医療チームが訪問診療を行います。

### ■対象

次のすべてに該当する方

- ① 別表(159～160ページ)の難病等に罹患している方
- ② 寝たきり等により受療が困難な在宅患者(原則、要介護4以上もしくは身体障害者手帳1・2級)

### ■費用

無料

### ■申込先

かかりつけ医

### ■問い合わせ先

○ 制度についての問い合わせ先

東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課

在宅難病事業担当

電話 5320-4477

## 難病患者在宅レスパイト事業

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が、家族等介護者の病気治療、休息等の理由により、一時的に介護を受けることが困難となった場合に、患者宅に訪問看護師等を派遣します。

### ■対象

次のすべてに該当する方

- ① 別表(159～160ページ)の難病に罹患している方
- ② その疾病を主たる要因として、在宅で人工呼吸器を使用している方
- ③ 介護者の休息等の理由により、在宅での介護を受けることが一時的に困難となった方

### ■利用内容

原則月4時間以内、年間(年度内)48時間まで1時間単位で利用できます。

### ■費用

無料

### ■申込先

東京都訪問看護ステーション協会

電話 5843-5930

### ■問い合わせ先

東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課

在宅難病事業担当

電話 5320-4477

## 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護(都の制度)

在宅で人工呼吸器を使用している難病の方が、医療保険で定められた回数を超えて行う訪問看護を受けられるよう、東京都が訪問看護ステーション等に業務を委託し、訪問看護を実施します。

### ■対象

区内在住で、次のすべてに該当する方

- ① 別表(159～160ページ)の難病等に罹患している方
- ② その疾病を主たる要因として、在宅で人工呼吸器を使用している方
- ③ 医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方

### ■問い合わせ先

○ 申請窓口

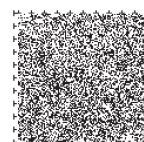
障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

○ 制度についての問い合わせ先

東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課

在宅難病事業担当 電話 5320-4477



## B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成（都の制度）

病院で診療を受けるときなどの医療費を助成します。

### ■対象

区内在住で、東京都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療またはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

### ■助成内容

医療保険の自己負担分の一部

### ■対象治療

[ B型ウイルス肝炎 ]

- ・インターフェロン治療(インターフェロン製剤、ペグインターフェロン製剤による治療)
- ・核酸アナログ製剤治療

[ C型ウイルス肝炎 ]

- ・インターフェロン治療
- ・インターフェロンフリー治療

### ■問い合わせ先

地域保健課 地域医療係(区役所本庁舎7階)  
電話 3463-2433 FAX 5458-4937

## 小児慢性特定疾病の医療費助成（都の制度）

小児慢性特定疾病で病院にかかるときの医療費を助成します。

### ■対象

区内在住の18歳未満の方で、下記の小児慢性特定疾病(\*)に該当する方(18歳に達した時点で既に医療券の交付を受けている方は、20歳に達するまで延長できます。)

### ■助成内容

医療保険の自己負担分の一部

### ■問い合わせ先

- 申請窓口  
地域保健課 地域医療係(区役所本庁舎7階)  
電話 3463-2433 FAX 5458-4937
- 制度についての問い合わせ  
東京都福祉局 子供・子育て支援部  
家庭支援課 母子医療助成担当  
電話 5320-4375

### \*助成対象となる小児慢性特定疾病

- |         |          |                                   |           |        |
|---------|----------|-----------------------------------|-----------|--------|
| ①悪性新生物  | ②慢性腎疾患   | ③慢性呼吸器疾患                          | ④慢性心疾患(※) | ⑤内分泌疾患 |
| ⑥膠原病    | ⑦糖尿病     | ⑧先天性代謝異常                          | ⑨血液疾患     | ⑩免疫疾患  |
| ⑪神経・筋疾患 | ⑫慢性消化器疾患 | ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群               | ⑭皮膚疾患     |        |
| ⑮骨系統疾患  | ⑯脈管系疾患   | ※手術については、原則として育成医療(43ページ)の給付対象です。 |           |        |

## 子ども医療費助成

### ■対象

子どもと保護者の住所が区内にあり、健康保険に加入している子ども(0歳～18歳到達後最初の3月31日まで)

### ■助成内容

- ・保険内診療の自己負担分(通院・入院)
- ・入院時の食事療養費の定額自己負担分

### ■手続き

子どもの加入している健康保険の被保険者情報がわかるものをお持ちください。  
医療証を発行します。

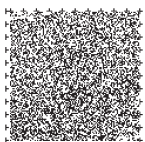
### ■助成制限

次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

- ① 生活保護法による医療扶助を受けている方
- ② 児童福祉施設等に措置入所している方
- ③ 里親に委託されている方

### ■問い合わせ先

子ども青少年課 子育て給付係  
(区役所本庁舎4階)  
電話 3463-2558 FAX 5458-4942



## 小児精神障害者の入院医療費助成（都の制度）

### ■対 象

精神障がいの治療のため、精神病院または精神科病棟に入院している18歳未満の方（継続治療の場合、20歳の誕生月の末日まで延長可能）

### ■助成内容

医療保険の自己負担分（食事代は本人負担）  
詳しくは、都立中部総合精神保健センターのホームページからご確認ください。

### ■問い合わせ先

- 申請窓口  
地域保健課 地域医療係（区役所本庁舎7階）  
電話 3463-2433 FAX 5458-4937
- 制度に関する問い合わせ  
都立中部総合精神保健福祉センター  
事務 小児精神病医療費助成担当  
電話 3302-7739（ダイヤルイン）  
FAX 3302-7231

## ひとり親家庭等医療費助成（親医療証）

ひとり親家庭等の保護者と対象児童に、病院で診療を受けるときなどの医療費（保険内診療の自己負担分）の一部を助成します。

### ■対 象

区内に住所があり、日本国内の健康保険に加入している方で、0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童（児童に中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）が、次の①～⑦のいずれかの状態にあるとき、児童とその児童を養育している父、母または養育者

- ① 父または母が重度の障がいを有する。
- ② 父母が離婚
- ③ 父または母が死亡、または生死不明
- ④ 父または母に1年以上遺棄されている。
- ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている。
- ⑥ 父または母が法令により1年以上拘禁されている。
- ⑦ 婚姻によらないで出産した児童で、父（母）と生計を同じくしない。

### ■助成制限

次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

- ① 本人または扶養義務者の所得が基準額を超えている方
- ② 生活保護法による医療扶助を受けている方
- ③ 児童福祉施設等に措置入所している方

### ■助成内容

保険内診療の自己負担分の一部

### ■手 続 き

次の①～②をお持ちください。

- ① 申請者および児童の加入している健康保険の被保険者情報がわかるもの
  - ② 申請者および児童の戸籍謄本
- ※ 父または母に重度の障がいがある場合は、身体障害者手帳・愛の手帳または診断書が必要です。

### ■問い合わせ先

子ども青少年課 子育て給付係（区役所本庁舎4階）  
電話 3463-2558 FAX 5458-4942

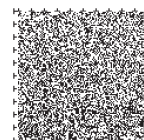
## 自立支援医療（更生医療）

身体に障がいのある方が、指定自立支援医療機関において、手術などにより障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、また障がいの進行を防いだりする手術等の医療費を助成する制度です。

### ■対 象

区内在住で、次のすべてに該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方
- ② 東京都心身障害者福祉センターの判定または指定自立支援医療機関の主たる担当医師による要否意見書が必要と認められた方



### ■助成制限

保険上の世帯の区民税所得割額が235,000円以上の場合は、対象外です。

※ 腎臓機能、免疫機能障がいおよび心臓・腎臓・肝臓移植後の抗免疫療法について、東京都心身障害者福祉センター(22ページ)の判定または指定自立支援医療機関の主たる担当医師による要否意見書で必要と認められた方

は、所得に関係なく助成の対象となります。

### ■自己負担

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。保険上の世帯の所得などに応じて、ひと月あたりの負担に上限額が設定されます。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 自立支援医療（育成医療）

手術などにより機能回復が見込まれる、身体に障がいのある18歳未満の方が、指定自立支援医療機関において、診療、入院、手術、その他の治療を受けたときの医療費を助成する制度です。

### ■対象

肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、その他の先天性内臓機能障がい、免疫機能障がいのために手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される18歳未満の方

### ■助成制限

保険上の世帯の区民税所得割額が235,000円以上の場合は原則として対象外ですが、「重

度かつ継続」の障がい(腎臓機能、小腸機能または免疫機能障がい、他一部の障がい)の場合は、2027年3月31日まで経過的特例により対象となります。

### ■自己負担

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。保険上の世帯の所得などに応じて、ひと月あたりの負担に上限額が設定されます。

※ 入院時の食事療養費・生活療養費(いずれも標準負担額相当)は、原則自己負担です。

### ■問い合わせ先

地域保健課 地域医療係(区役所本庁舎7階)  
電話 3463-2433 FAX 5458-4937

## 自立支援医療（精神通院）

精神障がいのある方が指定自立支援医療機関において通院医療を受けたときの医療費を助成する制度です。

### ■対象

精神障がいで通院により継続的に治療を行っている方(往診、デイケア、訪問看護、てんかんの診察、薬代も対象となります。)

### ■助成制限

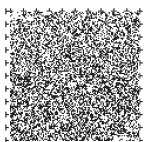
保険上の世帯の区民税所得割額が235,000円以上の場合は原則として対象外ですが、「重度かつ継続」の障がいの場合は、2027年3月31日まで経過的特例により対象となります。

### ■自己負担

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。利用者本人の収入や保険上の世帯の所得などに応じて、ひと月あたりの負担に上限額が設定されます。

### ■問い合わせ先

- 申請窓口  
障がい者福祉課 精神福祉係  
電話 3463-1095 FAX 5458-4935
- 制度についての問い合わせ先  
都立中部総合精神保健福祉センター  
広報援助課 医療審査係  
電話 3302-7871 (ダイヤルイン)  
FAX 3302-7231



## 在宅重症心身障害児（者）訪問事業（都の制度）

心と体の両方に障がいをもつお子さんとそのご家族のために看護師が訪問し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いします。

### ■対象

重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複しており、18歳までにその状態となった、日常生活において特別な介護を必要とする方

### ■援助内容

体を清潔に保つことや食事のお世話など、日常生活での介護の仕方や、看護技術の指導等をご家族と一緒にいきます。また、療育上困っていることの相談や助言なども行います。

### ■回数

原則週1回

### ■費用

無料

### ■問い合わせ先

中央保健相談所 電話 3463-2439

恵比寿保健相談所 電話 3443-6251

幡ヶ谷保健相談所 電話 3374-7591

（各保健相談所の管轄地域は、20ページに掲載しています。）

## 障害者等口腔保健医療事業

区内在住で、一般の歯科医院での治療が困難な方が利用できます。

### ■申込方法

診療は予約制です。下記の受付時間内に電話でお申し込みください。

受付時間 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日  
9時～16時30分

### ■診療日

- ・木曜日(月2回) 13時30分～16時30分  
(再診で、治療を伴わない人のみ)
- ・土曜日 9時～17時  
(初診の人、もしくは治療を伴う人)

※ 日曜日、祝日、年末年始は休診日です。

### ■指導日

歯科衛生士による口腔保健指導を行います。

木曜日(月2回) 13時30分～16時30分

※ 祝日、年末年始は休診日です。

### ■問い合わせ先

渋谷区歯科医師会

渋谷区口腔保健支援センタープラザ歯科診療所  
〒150-0011 東3-14-13

電話 5466-2770 FAX 5466-2771

## 都立心身障害者口腔保健センター

心身に障がいのある方に対し、歯科治療や予防処置、相談等を行います。(要電話予約)

### ■診療受付時間

・月曜日～金曜日 9時～12時  
13時～16時30分

・土曜日 治療、救急処置(9時～12時)

※ 日曜日、祝日、年末年始は休診日

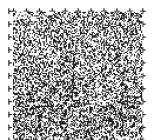
### ■問い合わせ先

都立心身障害者口腔保健センター

〒162-0823

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ9階

電話 3267-6480 FAX 3269-1213



## 都立北療育医療センター

心身に障がいがあり一般の医療機関では対応が困難な方に対し、入院、外来での診療を行っています。(児童発達支援センター、生活介護、療養介護、医療型障害児入所施設)

### ■申込方法

受診を希望される場合は、事前に電話で日時を予約してください。

### ■問い合わせ先

都立北療育医療センター

〒114-0033 北区十条台1-2-3

電話 3908-3001 FAX 3908-2984

## 心身障害児総合医療療育センター

心身に障がいをもった子どもたちのための総合的な医療療育支援機関です。外来療育部門と、児童福祉法に基づく施設として整肢療護園(医療型障害児入所施設)、むらさき愛育園(医療型障害児入所施設)および障害者総合支援法に基づく療養介護事業があります。

### ■申込方法

受診を希望される場合は、センターホームページ内の「外来受診される方へ」に従い、事前にお電話にてご相談ください。

### ■問い合わせ先

心身障害児総合医療療育センター

〒173-0037 板橋区小茂根1-1-10

電話 3974-2146 (代表)

ホームページ <https://www.ryouiku-net.com>

## 産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子さんとご家族の経済的負担を速やかに補償する制度です。

また、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ります。

### ■対象

下表の①～③の基準をすべて満たす方

①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	在胎週数が32週以上で出生体重が1,400g以上、または在胎週数が28週以上で所定の要件を満たすこと
	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合	在胎週数が28週以上であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者手帳の障害程度等級が1級または2級相当の脳性まひであること	

### ■内 容

申請をして、補償の対象に認定された場合に、総額3,000万円の補償金を支払います。

### ■申請期間

満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

※ ただし、極めて重症であって、診断が可能な場合は、生後6か月から補償申請が可能です。

### ■問い合わせ先

公益財団法人 日本医療機能評価機構

産科医療補償制度コールセンター

電話 0120-330-637

受付時間 9時～17時

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>



## サービス利用の体験談 ①

### 在宅生活に移行するために母子入園制度を利用しました

入院中に手帳を取得し、児童相談所に心身障害児総合医療療育センター(45ページ)の母子入園制度の利用申請をしました。母子入園は子どもが医療・機能訓練・保育指導などを集中的に受けられるばかりでなく、母親が福祉制度などを学ぶ講座などもありました。在宅生活に移行するための福祉制度(区や都の制度)の利用手続きも、ケースワーカーに相談しながら進めることができました。母子入園制度は1~3か月の期間で集中的に指導を受けることができますが、きょうだい児は別の生活となるため十分に配慮する必要があります。(重度心身障がい 30代 男性の母)

### 自宅での過ごし方が変わりました

息子は、自宅での行動障害があり、他の人が自宅に入ってくることに拒否反応が強くて困っていました。そこで、障がい者福祉課に相談したところ、居宅介護(47ページ)の利用をすすめられ、手続きをしていただきました。利用していくうちに他の人と家で一緒に過ごすことにも慣れ、現在では生活のひとつになっています。自宅での過ごし方にも幅が出て、長い目で見ると、本人の生活能力の向上に役立っていくものと思います。(知的障がい 20代 男性の母)

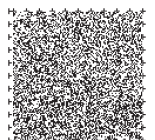
### 家族以外の人にも介護や医療的ケアをお願いしています

私の娘は人工呼吸器を使用している在宅生活を送っていますが、家族以外に介護や医療的ケアを託せる先が少ないので困っていました。そこで、以前、娘の訪問学級の担任であった方が緊急介護人(63ページ)として登録して下さることになり、障がい者福祉課で手続きをしました。子どもをよく知り、子どもの気持ちに沿って介護してもらえるので、私が冠婚葬祭等の用事で出かけるときの介護の代行や通院時の介助を安心してお願いできています。(重度心身障がい 30代 女性の母)

主人の入院・手術、義父の葬儀、娘の中学受験などで緊急一時保護(64ページ)を利用し、本当に助かりました。小学校3年生のときに学校の宿泊行事がありましたが、担任の先生と相談して、緊急一時保護で外泊を経験させてから、宿泊行事に臨むこともできました。

(知的障がい 20代 男性の母)

子どもの医療的ケアに対応できる居宅介護事業所がなく、私が用事で外出するときは、看護師派遣を自費で依頼するか、用事をあきらめなければなりません。そこで、普段利用している訪問看護事業所に在宅レスパイト制度(48ページ)を利用したい旨を相談し、区と契約をしていただきました。子どもが自宅で必要な医療的ケアを看護師に代行してもらっている間、私は自分のリフレッシュや地域活動のために外出することができます。(重度心身障がい 30代 男性の母)



# 介護・リハビリテーション

## 居宅介護（ホームヘルプ）【障害者総合支援法の障害福祉サービス】

自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など及び生活全般にわたる支援を行います。

サービスの内容、手続きなどは10～13ページ、対象となる難病等の病名は157～158ページに掲載しています。

### ■支給制限

- ・ 介護保険のサービスが利用できる方（介護認定を受けている方、受けることができる方）は、介護保険が優先されます。
- ・ 重度脳性麻痺者介護事業との併用はできません。

### ■利用者負担

サービス費用の1割相当額。世帯の所得に応じて、一定の負担上限額が設定されます。詳しくは、14ページに掲載しています。

### ■問い合わせ先

対象者	問い合わせ先	電話・FAX番号
身体障がい者・児、 難病患者・児	障がい者福祉課 身体福祉係	電話 3463-1937 FAX 5458-4935
知的障がい者・児	障がい者福祉課 知的福祉係	電話 3463-1978 FAX 5458-4935
精神障がい者・児 (発達障がいを含む)	障がい者福祉課 精神福祉係	電話 3463-1905 FAX 5458-4935

## 重度脳性麻痺者介護事業

独立して屋外活動をすることが困難な重度脳性麻痺の方の家族による介護に対して助成します。

### ■対象

区内在住の20歳以上の方で、身体障害者手帳1級の脳性麻痺の方

ただし、障害者総合支援法および介護保険法によるサービスの一部と併給できません。

### ■派遣内容

1回1日単位で月12回以内

### ■費用

本人負担なし

### ■介護手当

1回につき6,560円の介護手当を、区から介護人にお支払いします。

### ■手続き

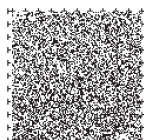
次の①～②をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳
- ② 介護人名義の銀行口座がわかるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

重症心身障がいのある方の自宅及び通学する特別支援学校に看護師等を派遣し、家族等の代わりに一定時間ケアを行います。

### ■対象

区内在住で、次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級若しくは2級程度又はこれと同等と認められる障がい(自ら歩くことができない人)を有する。(ただし、18歳に達するまでに当該等級の障がいを有した人に限る)
- ② 愛の手帳1度若しくは2度程度又はこれと同等と認められる障がいを有する。(ただし、18歳に達するまでに当該等級の障がいを有した人に限る)
- ③ 家族などによる在宅介護を受けて生活している。
- ④ 現在、訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている。
- ⑤ 重症心身障がい児(者)と介護者とが同一世

帯にある。

- ⑥ 上記にかかわらず、人工呼吸器、胃ろう等を装着している障がい児(18歳未満)は、①、②の要件を満たさなくても、③から⑤までに定める要件のいずれも満たすときは利用できる。

### ■利用内容

1年度の間に144時間(1回あたり2時間から4時間まで30分単位)

### ■利用場所

- ① 重症心身障がい児(者)などの自宅
- ② 通学する特別支援学校内(ただし、医療的ケア付添経過観察期間に限る)

### ■費用

世帯の所得に応じて自己負担があります。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 緊急時に利用できる介護サービス

障がいのある方を日常的に介護している家族が病気などにより一時的に介護が困難となったときに利用できる下記のサービスについては、「緊急時の支援」の章の63～65ページに掲載しています。緊急介護人の派遣、緊急一時保護、短期入所(ショートステイ)

## 在宅難病患者一時入院（都の制度）

難病の方が、休息や病気の治療等を理由に、一時的に家庭での介護が困難となったとき、東京都指定の病院に短期間入院できるよう、ベッドが確保されています。

■入院期間 1回の利用で最長1か月間  
年間90日間まで

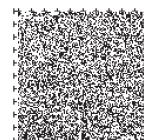
### ■問い合わせ先

中央保健相談所 電話 3463-2439

恵比寿保健相談所 電話 3443-6251

幡ヶ谷保健相談所 電話 3374-7591

(各保健相談所の管轄地域は、20ページに掲載しています。)



## 自動車事故による被害者への支援

### ■対 象

自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方

### ■支援の内容

#### (1) 介護料の支給

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給します。

種 別		金 額
最 重 度	特Ⅰ種	85,310円～ 211,530円
常時要介護	Ⅰ種	72,990円～ 166,950円
随時要介護	Ⅱ種	36,500円～ 83,480円

#### (2) 短期入院・短期入所費用助成

介護料の受給資格を有する方が、治療および養護を目的として病院等に短期間入院したり、介護を行う家族等のレスパイト等を目的として障害者支援施設等に短期入所(ショートステイ)した場合に、次の費用の自己負担額を助成します。

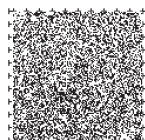
- ① 入退院・入退所時における移送費
- ② 室料差額および食事負担金に要する費用
- ③ 短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用

#### ※助成制限・上限

- ・ 原則として、1回の入院・入所が2日以上14日以内の短期入院・短期入所が助成対象です。
- ・ 年間45日以内かつ年間45万円以内の範囲内で支給します。
- ・ ②については、1日あたりに換算して1万円が上限額です。

### ■問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA:ナスバ) 東京主管支所  
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階  
電話 3621-9941 FAX 3621-9944



## 精神障がい者ショートステイ事業

精神障がいのある方で、家族と一時的に離れて息抜きしたいときや、家族が冠婚葬祭や旅行で留守にするときなどに、区が指定した施設を利用できます。

### ■対 象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住の18歳以上の方
- ② 通院治療を継続しており服薬管理のできる方
- ③ 主治医がショートステイ利用について賛成している方
- ④ 緊急の受診や入院の必要がない方

### ■利用期間

- ・ 月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・ チェックイン10時から チェックアウト18時まで

### ■利用上限

- ・ 1回につき5日間以内(初回のみ2日間以内)
- ・ 月2回以内

### ■費 用

1日あたり750円  
(内訳:利用料500円、光熱水費250円)  
1泊2日の場合、2日換算で1,500円

### ■利用方法

事前に登録が必要です。利用を希望する方は、施設に直接お問い合わせください。

### ■定 員

1名

### ■指定施設

東梅ホーム  
〒151-0073 笹塚3-43-1  
電話 6276-4660

## 精神障害者社会復帰訓練（デイケア）

グループ活動を通して、円滑な対人関係や日常生活習慣などの習得や社会復帰を目指すための生活訓練の場です。

### ■対 象 心の病気で治療中の方

### ■場 所 恵比寿保健相談所・幡ヶ谷保健相談所

### ■内 容 SST(ソーシャルスキルトレーニング)、創作活動、スポーツ、医師の講話、社会復帰に向けた支援

### ■日 時 週1回 10時～15時

### ■費 用 無 料

### ■利用方法

お住まいの地区を管轄する保健相談所の保健師にご相談ください。

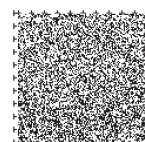
### ■問い合わせ先

中央保健相談所 電話 3463-2439

恵比寿保健相談所 電話 3443-6251

幡ヶ谷保健相談所 電話 3374-7591

(各保健相談所の管轄地域は、20ページに掲載しています。)



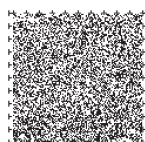
## 身体障がいのある方を対象とするリハビリテーション

名 称	対 象	内 容	申込み・問い合わせ先
自立訓練 (生活訓練)	身体障害者手帳をお持ちの方	障害者総合支援法に基づく給付として提供される訓練。歩行、パソコン、スマートフォン、点字、日常生活技術、ロービジョン者の読み書き等	社会福祉法人 日本点字図書館 自立支援室 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 電話 3209-0241 FAX 3200-4133
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者手帳をお持ちの方で、医療機関等での訓練終了後、地域生活を営む上で、継続的なリハビリが必要な方	障害者総合支援法に基づく給付として提供される訓練。起き上がり・立ち上がり等の基本動作訓練、筋力強化等のマシントレーニング	渋谷区りばあさいど原宿 (Seamless Support Labs アドバンス) 〒150-0001 渋谷区神宮前3-18-33 電話 5843-0757 FAX 5843-0732
家庭生活訓練	家庭での日常生活に制限を受けている、都内在住で在宅の視覚障がいのある方	調理・生花・手芸・リズム体操などの講習	公益社団法人 東京都盲人福祉協会 〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23
中途失明者 緊急生活訓練 事業	原則18歳以上の都内在住の方で、視覚障がいがあり、身体障害者手帳をお持ちの方	歩行・生活および点字訓練、スマートフォンなどの訪問指導	東京都盲人福祉センター内 電話 3208-9001 FAX 3208-9005

※ 点字講習会、パソコン教室、その他各種講座については、120～122ページに掲載しています。

## 音声・言語機能に障がいのある方を対象とするリハビリテーション

名 称	対 象	内 容	申込み・問い合わせ先
吃音者 発声練習	15歳以上の吃音者	発声の練習、話し方グループワークおよびよりよい人間関係のための研究など	一般社団法人 東京言友会 〒170-0005 豊島区南大塚1-30-15 電話 3942-9436 Eメール tokyogen@nifty.com ホームページ <a href="https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com">https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com</a>
喉頭摘出者 発声訓練	喉頭を摘出し、発声機能を喪失した方	食道発声・電気式人工喉頭器およびシャント式による発声訓練 週3回(火曜日・木曜日・土曜日) 年間100回以上 費用:無料 (入会金・年会費有)	公益社団法人 銀鈴会 〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901 受付時間 10時～16時 電話 3436-1820 FAX 3436-3497 Eメール office@ginreikai.net ホームページ <a href="https://www.ginreikai.net/">https://www.ginreikai.net/</a>



# 日常生活の支援

## 補装具費の支給

身体障がいのある方の身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもので、身体に装着(装用)して日常生活または就学・就労に長期間継続して使用するための補装具の費用(修理を含む)を支給します。

対 象	身体障害者手帳をお持ちの方、または難病患者等(※)で、東京都心身障害者福祉センターの判定または指定医師の意見書により必要と認められた方。ただし、18歳未満の児童の場合は、指定育成医療機関の医師の意見書により判定に代えることができます。 ※ 対象となる難病等の病名は157～158ページに掲載しています。
支給制限	・支給決定を受ける前に購入・修理をされた用具は支給対象になりません。必ず購入前にご相談ください。 ・介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。 ・本人または配偶者の区民税所得割額が46万円以上の場合は、支給の対象外です。 ※ 令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。
自己負担	原則として費用の1割 ※ 所得に応じて自己負担の上限月額が設定されます。 (生活保護、住民税非課税世帯は無料、住民税課税世帯は37,200円) [区独自の負担軽減策] 日常生活用具費と併給する場合、それぞれの支給決定時に、日常生活用具費と補装具費の利用者負担の合算額が、負担上限月額を超えないようにします。

### ■種 類

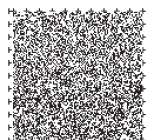
区 分	品 目
視 覚 障 がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 がい	補聴器
肢 体 不 自 由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(※)、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※ T字状・棒状のつえは、日常生活用具費(53ページ)の支給対象です。
肢体不自由(18歳未満)	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内 部 障 がい	車椅子

なお、介護保険対象者については、下記の内容は介護保険制度で対応します。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ① 車椅子(特殊なものは除く) | ④ 歩行器                  |
| ② 電動車椅子         | ⑤ 歩行補助つえ(T字状・棒状のつえは除く) |
| ③ 車椅子付属品        |                        |

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係 電話 3463-1937 FAX 5458-4935



## 中等度難聴児に対する補聴器の支給

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 象	区内在住の18歳未満で、次のすべてに該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではないこと。</li> <li>・ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者</li> </ul>
支給制限	支給決定を受ける前に購入・修理をされた用具は支給対象になりません。 必ず購入前にご相談ください。
基 準 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補聴器 144,900円(1台あたり)</li> <li>・ ワイヤレスマイク 135,400円</li> <li>・ 受信機 97,300円</li> <li>・ オーディオシュー 5,250円</li> </ul> ※ 修理費用は対象外
費 用	原則として費用の1割 ※ 所得に応じて自己負担の上限月額が設定されます。 (生活保護、住民税非課税世帯は無料、住民税課税世帯は37,200円)

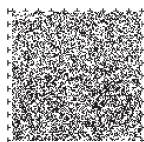
■問い合わせ先 障がい者福祉課 身体福祉係 電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 日常生活用具費の支給

在宅の重度心身障がいのある方に、障がいに応じて日常生活用具の費用を支給します。

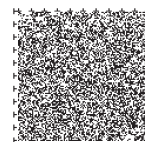
対 象	身体障害者手帳の交付を受けている方、または難病患者等(※) 給付種目によって条件が異なります。(給付種目一覧表は54～56ページのとおり) ※ 対象となる難病等の病名は157～158ページに掲載しています。
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給決定を受ける前に購入された用具は支給の対象になりません。必ず購入前にご相談ください。</li> <li>・ 介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。</li> <li>・ 本人または配偶者の区民税所得割額が46万円以上の場合は、支給の対象外です。</li> </ul> ※ 令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。
自己負担	原則として費用の1割 ※ それぞれの用具(種目)に支給の上限となる基準額が設定されています。詳しくは、お問い合わせください。なお、基準額を超えた場合は、超えた分の金額も自己負担になります。 [区独自の負担軽減策] 補装具費と併給する場合、それぞれの支給決定時に、日常生活用具費と補装具費の利用者負担の合算額が、負担上限月額を超えないようにします。

■問い合わせ先 障がい者福祉課 身体福祉係 電話 3463-1937 FAX 5458-4935

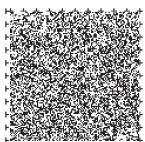


〔日常生活用具の給付種目一覧表〕 難＝難病患者等が給付を受けられる種目

種目	障害の部位/等級	年齢	その他条件	耐用年数	基準額(円)	難病対象
入浴担架	下肢・体幹/1～3級	原則として3歳以上	入浴に介助を要する方	5年	洋式 82,400 和式 133,900	
移動用リフト	下肢・体幹/1、2級	原則として3歳以上	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	257,500	○
特殊マット	下肢・体幹/1、2級 知的1、2度	原則として3歳以上	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	5年	82,400	○
床ずれ予防用品	肢体不自由/1、2級	原則として3歳以上	体圧を分散し湿気や摩擦を軽減することによりじょくそう予防効果のあるもの	3年	29,400	
訓練いす	下肢・体幹/1、2級	原則として3歳～18歳未満	原則として付属のテーブルが付いているもの意見書必要	5年	33,100	
特殊寝台	下肢・体幹/1、2級	原則として学齢児以上	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800	○
介助バー	下肢・体幹/1、2級	原則として学齢児以上	ベッドサイドに取り付けるバー	5年	45,400	
体位変換器	下肢・体幹/1、2級	原則として学齢児以上	下着交換等に当たって、介助を要する方	5年	15,000	○
特殊尿器	下肢・体幹/1級	原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの常時介護を要する者に限る	5年	84,000	○
浴槽(湯沸器含む)	下肢・体幹/1～3級	原則として学齢児以上	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯できるもの	8年	湯沸器含む 141,000 浴槽 69,000	
入浴補助用具	下肢・体幹	原則として3歳以上	入浴に介助を要する方(住宅改修を伴うものを除く)	8年	90,000	○
歩行支援用具	下肢・体幹・平衡	原則として3歳以上	家庭内の移動等において介助を要する方(住宅改修を伴うものを除く)	8年	60,000	○
便器	下肢・体幹/1～3級	原則として学齢児以上	手すりのついた腰かけ式のもの(住宅改修を伴うものを除く)	8年	16,500	○
特殊便器	肢体不自由1、2級 知的1、2度	原則として学齢児以上	温水洗浄便座(住宅改修を伴うものを除く)	8年	55,000	○
ポータブルトイレ	下肢・体幹/1、2級	原則として学齢児以上	—	5年	51,500	
頭部保護帽	身体・知的・精神	—	てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	※1	
生活自助具セット	上肢1～3級	—	食事、筆記、衣服の着脱等の動作を容易に行えるもの	3年	20,000	
自動消火装置	身体1、2級 知的1、2度	—	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	8年	28,700	○
電磁調理器	視覚・上肢1、2級 下肢・体幹1級 知的1、2度	18歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る(知的障害を除く) 電磁作用によって鍋を加熱するもの、鍋付きは不可	6年	41,000	
屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る	10年	87,400	
フラッシュベル	聴覚2、3級 音声言語3級	原則として学齢児以上	—	10年	12,400	
携帯用信号装置	聴覚2、3級 音声言語3級	原則として学齢児以上	—	6年	20,200	



種目	障害の部位/等級	年齢	その他条件	耐用年数	基準額(円)	難病対象
丁字状・棒状のつえ	下肢・体幹	原則として学齢児以上	使用により歩行機能を補うことが可能と認められる者、一度の支給につき1本のみ	3年	4,200	
車いす用雨合羽	—	—	身体障害者手帳の交付を受けた方で車いすの支給された方	3年	10,000	
音声式体温計	視覚1、2級	原則として学齢児以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	5年	9,000	
音声式体重計	視覚1、2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	5年	18,000	
音声式血圧計	視覚1、2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	5年	12,600	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	喀出困難で常時必要な方、意見書必要	5年	36,000	○
電気式たん吸引器	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	喀出困難で常時必要な方、意見書必要	5年	56,400	○
透析液加温器	—	原則として3歳以上	人工透析を必要とする方(自己連続携帯式腹膜灌流療法を受けている方に限る)	5年	72,100	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器1、3級	原則として3歳以上	人工呼吸器を装着している方 意見書必要	5年	157,500	○
	心臓1、3級	—	気管切開を行っている方 意見書必要			
自家発電装置※2	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	在宅で人工呼吸器を使用している方 ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電装置	5年	120,000	
蓄電池※2	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	在宅で人工呼吸器を使用している方 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300ワット以上のもの	5年	80,000	
カーインバーター※2	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	在宅で人工呼吸器を使用している方 自動車用バッテリー等の直流(DC)電源を正弦交流(AC)電源に変換できるもの	5年	40,000	
携帯用会話補助装置	音声言語、肢体不自由	原則として学齢児以上	音声言語の著しい障害を有する方 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年	285,000	
ポータブルレコーダー	視覚1、2級	原則として学齢児以上	—	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	
時計	視覚1、2級	18歳以上	—	10年	触読式 10,300 音声式 13,300	
点字タイプライター	視覚1、2級	原則として学齢児以上	本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている方に限る	5年	63,100	
視覚障害者用拡大読書器	視覚	原則として学齢児以上	本用具の使用により文字等を読むことが可能となる方	8年	198,000	
音響案内装置	視覚1、2級	原則として学齢児以上	2級の方は送信機のみ	10年	送信機及び受信機 51,000 送信機のみ 7,000	
点字ディスプレイ	視覚1、2級	18歳以上	コンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500	



種目	障害の部位/等級	年齢	その他条件	耐用年数	基準額(円)	難病対象
活字文書読上げ装置	視覚1、2級	原則として学齢児以上	—	6年	99,800	
聴覚障害者用通信装置(ファクシミリ)	聴覚 音声言語	原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な携帯式ファクシミリ又はファクシミリ	5年	40,000	
情報受信装置	聴覚	—	本装置によりテレビの視聴が可能な方	6年	88,900	
会議用拡張器	聴覚2～4級	原則として学齢児以上	—	6年	38,200	
点字器	視覚	原則として学齢児以上	本用具の使用により点字を表記することが可能となる方、点筆含む	7年	標準型 10,400	
				5年	携帯型 7,200	
人工喉頭	音声言語	—	喉頭を摘出している方、振動及び駆動により音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	笛式 8,1200	
				5年	電動式 70,100	
人工喉頭(埋込型用人工鼻)	音声言語	—	喉頭を摘出して埋込型の人工喉頭を常時使用している方、意見書必要	—	23,100 ※3	
情報通信支援用具	視覚1、2級 肢体不自由1、2級	原則として学齢児以上	(視覚障害者・児) 音声等で情報を取得するためのパソコンソフト、大型キーボード等 (上肢障害者・児) 口、足、眼等で操作するパソコン用周辺機器	5年	視 100,000 上肢 50,000	
地デジラジオ	視覚1、2級	おおむね18歳以上	—	6年	20,000	
ICタグ読上げ装置	視覚1、2級	原則として学齢児以上	ICタグに録音した音声を読み上げる機能を有するもの	8年	59,800	
収尿器	肢体不自由 膀胱	原則として3歳以上	—	1年	男子用 7,700 女子用 8,500	
ストマ用具	直腸膀胱	原則として3歳以上	人工肛門又は尿路変更をした方	—	消化器 8,858 尿路 11,639 ※3	
紙おむつ又は洗腸用具	—	原則として3歳以上	脳原性又は二分脊椎による排尿機能障害もしくは排便機能障害のある肢体不自由の方 直腸又は膀胱機能障害かつ、ストマ用具を装着できないため、常に紙おむつ等を使用している方	—	紙おむつ 12,000 洗腸用具 2,000 ※3	

※1 オーダーメイドAスポンジ・革製品15,200Bスポンジ・革・プラスチック製品36,750

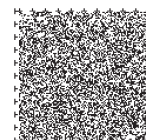
既製品はこの基準額の80%

※2 自家発電装置、蓄電池、カーインバーターの併給は不可。

※3 人工喉頭(埋め込み型用人工鼻)、ストマ用具、紙おむつ又は洗腸用具の基準額は月額です。

※ 介護保険対象の方は、下記のもの介護保険制度で対応します

①移動用リフト②特殊マット③床ずれ予防用品④特殊寝台⑤体位変換器⑥特殊尿器⑦入浴補助用具⑧歩行支援用具⑨便器



## 住宅設備改善費の支給

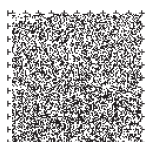
重度の身体障がいのある方に、自宅の段差の解消、手すりの設置等に要する費用を支給します。

支給制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定を受ける前に工事を行うと支給の対象となりません。工事前に調査に伺いますので、必ず事前にご相談ください。</li> <li>・新築・増改築に伴うもの、建築基準法・消防法等の関連法令に違反する可能性があるものは、支給の対象外です。(屋内移動設備は、新築でも支給の対象となります。)</li> <li>・給付は、種目ごとに一世帯1回のみとなります。</li> <li>・介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。40～65歳未満の介護保険対象者で、介護保険制度による住宅改修費の支給額で不足する場合は、ご相談ください。</li> <li>・本人または配偶者の区民税所得割額が46万円以上の場合は、支給の対象外です。</li> </ul> <p>※ 令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。</p>
自己負担	原則として費用の1割。それぞれの種目に支給の上限となる基準額が設定されており、その基準額を超えた場合は、超えた分の金額も自己負担になります。

### ■種類と対象

種目	対象者	対象となる改修の範囲	基準額
小規模改修	学齢児以上65歳未満で、 ① 下肢または体幹に係る障がいの程度が1～3級の方 ② 補装具として車椅子の交付を受けた内部障がいのある方(ただし、特殊便器への取替えは、上肢障がいの程度が1～2級の方) ③ 難病患者等で、下肢または体幹に係る障がいのある方	次の①～⑥の改修を伴う手すり等の用具の購入費および改修工事費 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円
中規模改修	学齢児以上65歳未満で、 ① 下肢または体幹に係る障がいの程度が1～3級の方 ② 補装具として車椅子の交付を受けた内部障がいのある方	便所、浴場、玄関、居室等および台所の用具の購入費および改修工事費	641,000円
屋内移動設備	学齢児以上で、 ① 歩行ができない状態であり、かつ、上肢・下肢または体幹に係る障がいの程度が1級の方 ② 補装具として車椅子の交付を受けた内部障がいのある方	—	機器本体および付属器具費 1,236,000円 設置費 361,000円
階段昇降機	学齢児以上65歳未満で、 下肢または体幹に係る障がいの程度が1～3級の方	—	1,854,000円

■問い合わせ先 障がい者福祉課 身体福祉係 電話 3463-1937 FAX 5458-4935



## 見出しに「★」がついているサービスについて [ 58～59ページ ]

高齢者福祉課でも類似のサービスを提供しています。障がい者福祉課のサービスと高齢者福祉課のサービスは併用できません。申請時に高齢者福祉課が実施するサービスの対象に該当する方は、高齢者福祉課のサービスが優先されます。対象・要件については、高齢者福祉課サービス事業係（電話 3463-1873、FAX 3463-2873）にお問い合わせください。

### 入浴介助サービス (★)

長期にわたり家庭や公衆浴場での入浴が困難な在宅の方を対象として、週1回、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。

■対 象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方
- ② 医師により入浴が可能であると認められた方
- ③ 自力で入浴する事が困難で、入浴時に立会う家族がいる方
- ④ 器材を搬入するため、入浴場所(2畳程度)がある方

#### ■給付制限

介護保険の認定を受けている方は、介護保険サービスが優先されます。介護保険サービスと合わせて月5回を限度とし、障がい者入浴介助サービスを2回までご利用いただけます。

#### ■手 続 き

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちください。

#### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935

### 配食サービス (★)

食事を作ることが困難な方の自宅に、昼食または夕食をお届けします。

#### ■対 象

区内在住の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方で、障がいのため食事を作ることが困難なひとり暮らし等の方

■回 数 1週間に7回まで

■費 用 1回につき200円を区が負担

#### ■手 続 き

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちください。  
※ 緊急時の連絡先を2か所以上ご用意ください。

#### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935

### 寝具の乾燥 (★)

■対 象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住で、在宅かつ常時寝たきり状態の、重度心身障がいのある方(身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方)
- ② 次のいずれかに該当する方
  - ・ひとり暮らしの方
  - ・介護者が高齢、病弱な方
  - ・日照条件が悪い住居にお住まいの方

#### ■内 容

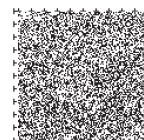
月1回、寝具の乾燥を行います。

#### ■手 続 き

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちください。

#### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## 理美容券の交付 (★)

区内の指定理・美容店で利用できる理美容券を交付します。

■対 象 区内在住で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方

■利用方法・費用

利用場所	利用方法	一部負担金
指定理・美容店	予約時または直接お店で、理美容券を使うことを伝えてください。	450円
自宅	指定理・美容店に予約をしてください。	600円

■給付内容 年間6枚(2か月に1枚の割合)

■手続き 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちください。

■問い合わせ先 障がい者福祉課 給付係 電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## ごみの訪問収集・粗大ごみの運び出し収集

名称	内容	対象	費用
ごみの訪問収集	申請により、作業員が家庭ごみを自宅に伺って無料で回収します。	障がい者のみ、または65歳以上の高齢者のみの世帯(※)で、自分でごみを収集場所に出すことが困難な方 ※ ひとり暮らしを含む	無 料
粗大ごみの運び出し収集	申請により、作業員が粗大ごみを室内等から運び出しに伺います。 ※ 排出物によっては運び出し収集の対象にならないものもあります。	障がい者のみ、または65歳以上の高齢者のみの世帯(※)で、身近な人などの協力を得ることが困難であり、粗大ごみを自分で室内等から運び出すことが困難な方 ※ ひとり暮らしを含む	運び出しについては無料。ただし、粗大ごみを処分するには、粗大ごみ処理手数料が別途必要です。

■問い合わせ先 渋谷区清掃事務所  
〒150-0002 渋谷1-2-17 電話 5467-4300 FAX 5467-4301

## 紙おむつ購入費の助成

在宅で生活しており、現に紙おむつを使用している方に、紙おむつ購入費を助成します。

■対 象

区内在住の3歳以上で紙おむつを使用しており、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、または難病等の方 ※生活保護受給中の方は対象外

■内 容 ①・②のいずれかを選べます。

① 3歳以上18歳未満の方

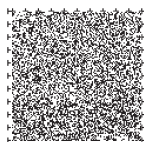
3か月ごとに30,000円限度で助成します。

② 3歳以上の方

紙おむつ「フラットタイプ、テープ付タイプ、尿とりパッド、パンツ型」の購入代金を助成します。(利用者負担は購入費の2割相当。限度額は1か月あたり3,500円)

■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904



## やすらぎサービス（住民参加型在宅福祉サービス）

高齢の方や障がいのある方（利用会員）に、ご自宅で充実した生活を送っていただけるよう、地域の方々（協力会員）の参加と協力を得て、家事援助サービスを提供しています。

### ■サービスの内容

サービス名	内 容	対 象	費 用
やすらぎサポート	掃除、洗濯、食事の仕度、買い物、外出介助、見守りなど	区内在住で、在宅で福祉的な援助を必要とする方（利用会員として事前登録が必要です）	【利用料】 1時間あたり800円 + 協力会員交通費 【年度会費】 3,000円
ちょこっとサポート（継続性のないサポート）	専門性・危険性・継続性のない、30分程度でできる活動（電球・電池交換、体調不良時の買い物、日常のゴミ出しなど）	利用会員以外の方も利用できます。	【利用料】 30分あたり500円 + 協力会員交通費 【年度会費】 なし

### ■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域支援係 やすらぎサービス担当  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎5階  
電話 6452-5024 FAX 3476-4904

## あんしんサービス

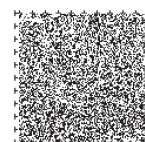
頼れる親族がない、外出困難等で日常生活を送ることが難しく、福祉サービスの利用援助が必要な高齢の方や障がいのある方が安心して在宅生活を続けるためのお手伝いをします。

■内容・費用 ①を基本に、②・③のサービスを利用できます。

内 容	利用料金	詳 細
①福祉サービスの利用援助	1時間まで1,000円 超過30分ごと500円加算	福祉サービスを利用する、または止めるために必要な手続き、福祉サービス利用料の支払い手続きの援助などをします。
②日常的金銭管理サービス	1時間まで1,000円 超過30分ごと500円加算	日常生活に必要な預金の払い戻し、公共料金、家賃、医療費などの支払い手続きを援助します。
③書類等の預かりサービス	年間6,000円 (1か月500円)	定期預金の通帳、印鑑、生命保険等の証書、不動産の登記済権利証を金融機関の貸金庫で保管します。

### ■問い合わせ先

渋谷区成年後見支援センター  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎5階  
電話 5457-0099 FAX 3477-2525



## 成年後見制度にかかる各種助成制度

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支援するため、一定の要件のもとで成年後見制度の利用費用を助成しています。

### ■対象・手続き

対象や利用相談、申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

### ■助成費用

- ・家庭裁判所に申立てをするために申立人が負担する経費
- ・家庭裁判所の審判により決定した成年後見人等の報酬

### ■問い合わせ先

渋谷区成年後見支援センター

〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎5階  
電話 5457-0099 FAX 3477-2525

## 生活福祉資金の貸付

日常生活には困っていないが、具体的な利用目的のためにまとまった資金を必要とする世帯を応援するための貸付制度です。

### ■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方の属する世帯、あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者証をお持ちの方の属する世帯

### ■利子

保証人有なら無利子、無なら年1.5%

※ 資金の目的により、貸付限度額、返済期間等が異なります。

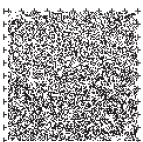
※ 東京都社会福祉協議会の審査により貸付の可否が決定されます。

### ■資金の目的

住居の移転に際し必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費
障がい者用自動車の修理・購入に必要な経費
住宅の増改築、補修等に必要な経費
福祉用具等の購入に必要な経費
障害者サービスを受けるのに必要な経費
就職の支度に必要な経費(スーツ・靴・通勤定期等の購入費) ※採用通知等が必要
生業(自営業)を営むために必要な経費 ※ 中小企業診断士との面接があります。
技能習得に必要な経費 ※ 貸付対象となる学校、講座のみ

### ■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904



## サービス利用の体験談 ②

### 車いすに座った状態で調髪してもらいました

車いすで入れる理髪店で調髪したいと思い、理美容券(59ページ)を使用できる店舗一覧から希望に合う理髪店を探しました。自分の車いすに座ったまま調髪してもらい、予約制なので、待ち時間も気にせずに安心して利用できます。また、理髪店では店舗入口の段差解消のためにポータブルスロープを用意していただき、細やかな配慮にとっても感謝しています。

(重度心身障がい 20代 男性の母)

### 安心して入浴しています

10年ほど前から入浴介助サービス(58ページ)を利用しています。気管切開してから痰の吸引をする回数が多くなり、安全にゆったり入浴するためには母親の他に介助者が必要になりました。また、体重が30キログラムを超えてからは、側弯(そくわん)により身体の移動にいっそう気をつかうようになったので、ずっと同じ業者のスタッフによる入浴は安心で、息子も大きな浴槽でリラックスしています。

(重症心身障がい 20代 男性の母)

### 本人の意思でいろいろな外出先へお出かけしています

息子が思春期の時期、母と二人での外出を嫌がるようになり、休日の過ごし方に困るようになりました。そんなとき、特別支援学校の担任の先生から移動支援(69ページ)の利用をすすめられ、障がい者福祉課に行って利用申請をしました。外出先の選択肢も広がり、母とはあまり入らなかった飲食店にも入れるようになったので、移動支援を利用してよかったです。現在も月2回ほどのペースで日曜日に移動支援を利用しています。(知的障がい 10代 男性の母)

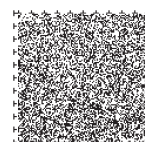
### 外出の際に利用しています

子どもは医療的ケアを必要とし、大型の車いすを使用しているため、バスなど公共交通機関の利用が限られてしまいます。自家用車がないので受診などの外出には福祉タクシー券(71ページ)を利用して移動していますが、子どもの移動にかかる費用は高額なのでかなり助かっています。

(重症心身障がい 30代 男性の母)

リフト付きタクシー(72ページ)を利用する際は、利用日の1か月前に忘れないように真っ先に予約しています。人工呼吸器や酸素ボンベなどを使用する息子にとって、安全運転と乗降時の丁寧な対応がなによりも望まれるので、区との契約業者は安心して乗車できます。

(重症心身障がい 20代 男性の母)



# 緊急時の支援

## 緊急介護人の派遣

障がいのある方を在宅で日常的に介護している家族が、一時的な病気や冠婚葬祭等の緊急な理由で介護ができないとき、家族に代わる介護人(本人推薦による)を派遣します。

### ■対象

区内在住で、次のすべてに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方
- ② 日常的に家族の介護を受けている方
- ③ 介護人を推薦できる方

※ 障がいのある方から見て2親等以内の親族、配偶者は介護人になれません。

### ■給付方法

申請者には、前もって、介護給付券を交付します。給付券使用後は、区が介護人に謝礼をお支払いします。

### ■給付券の内容

名 称	交付内容	介護人謝礼
緊急介護給付券(3時間券)	年30枚交付(申請月により枚数が異なります。)	1枚につき 3,000円
宿泊介護給付券(12時間券)	21時～翌日9時の間で使用。年3枚交付(必要なときに交付します。)	1枚につき 12,000円

■費用 本人負担なし

■手続き 次の①～②をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 介護人の銀行口座および住所がわかるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## 渋谷区障がい者緊急相談窓口

介護者が急病、けがなどにより救急搬送の必要があり、支援者が誰もいなくなってしまうなどの緊急時に相談を受け付け、必要に応じて緊急一時保護施設との受入れ調整等を行います。

### ■対象

障がい者本人およびその家族や関係者

### ■受付時間

24時間365日

### ■利用方法

電話 6276-8370

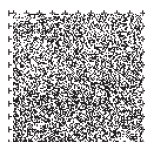
ファクス 6276-7991

Eメール soudan@shibuyaito.com

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 福祉計画推進係

電話 3463-1922 FAX 5458-4935



## 緊急一時保護（はあとぴあ原宿・りばあさいど原宿）

家族の急病・事故などで介護が受けられずに、日常生活の維持が相当困難な障がいのある方を、区の施設で短期間、一時的に保護します。  
（事前登録不要・予約不要・24時間365日受付）

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住の6歳(就学児)以上で、障がい者サポートカード(68ページ)を作成している、原則として、知的障がい及び身体障がい(医療的ケアを除く)のある方
- ② 介護者の急病、事故などによって、支援を受けられない状態の方
- ③ 緊急的な保護が行われなかった場合、日常生活の維持が相当困難になると認められる方
- ④ 親族や緊急介護人などの頼れる身近な人がいない方

■費用 無料（施設までの移動や食事にかかる費用は実費負担）

■利用上限 原則3泊4日まで

■利用方法 次の連絡先にお電話ください。

対象者	時間	連絡先
知的障がい	平日 日中 (区役所開庁時)	障がい者福祉課 知的福祉係 3463-1978
身体障がい	平日 月～金曜日 8時30分～ 17時15分まで	障がい者福祉課 身体福祉係 3463-1937
知的障がい 身体障がい	早朝・夜間・休日 (区役所閉庁時) 平日17時15分～ 翌8時30分まで 土・日曜日、祝日、 年末年始	渋谷区障がい者緊急相談窓口 電話 6276-8370 ファクス 6276-7991 Eメール soudan@shibuyaito.com

※ ちょこっとステイ（緊急一時保護（64ページ）に空きがある場合には、そのご案内をすることがあります。

■保護施設

渋谷区障害者福祉センターはあとぴあ原宿  
(神宮前3-18-37) 電話 5412-0050  
渋谷区りばあさいど原宿  
(神宮前3-18-33) 電話 5843-0751

## ちょこっとステイ（緊急一時保護）

障がいのある方が、介護者や家族の病気、出産、近親者の冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での介護を受けられなくなったときや、本人や介護者が休養を必要とするときに、区が委託した施設で一時的に保護します。

■対象

原則、区内在住の6歳(就学児)以上で、愛の手帳をお持ちの方

■費用

無料（食事代・雑費は自己負担）

■緊急一時保護 委託施設

施設名	所在地	定員	電話番号
緊急一時なかよし	〒151-0066 西原 2-36-7	2名	電話 3485-3549

■保護期間

- ・ 1回につき7日間以内
- ・ 1施設につき年間6回まで
- ・ 年間21日間まで

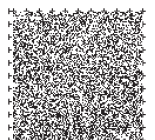
※ 日帰りでもご利用いただけます

■利用方法

事前に登録が必要です。希望する方は障がい者福祉課知的福祉係までお問い合わせください。

■問い合わせ先

障がい者福祉課 知的福祉係  
電話 3463-1978 FAX 5458-4935



## 短期入所(ショートステイ) 【障害者総合支援法の障害福祉サービス】

障がいのある方が、介護者や家族の病気、出産、近親者の冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での介護を受けられなくなったときや、本人や介護者が休養を必要とするときに、施設に短期間入所して、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な保護を受けることができます。

### ■対 象

障害支援区分が区分1以上の、在宅の障がい者(障がい児はこれに相当する心身の状態)で、短期入所のサービスの支給決定を受けている方

### ■費 用

原則1割負担です。利用者・扶養義務者の所得などに応じて負担上限額が設定されます。

### ■利用方法

サービスの申請から利用までの流れについては、12～13ページに掲載しています。

### ■施 設

区内施設の一覧は146ページに掲載しています。区外の施設も利用できます。空き状況については、各施設にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

- 障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937 FAX 5458-4935
- 障がい者福祉課 知的福祉係  
電話 3463-1978 FAX 5458-4935
- 障がい者福祉課 精神福祉係  
電話 3463-1905 FAX 5458-4935

## 救急通報システムの設置

家庭内で急病や事故などの緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント式の無線発信機等を押すことで、民間受信センターに通報されるシステムです。通報を受けたセンターが救急通報を行います。警備員が自宅へ向かい、事前にお預かりした鍵で開錠して速やかに対応します。同時に火災報知機も設置します。希望する方は、扉にセンサーを取り付けることで安否確認を行うライフリズムセンサーを設置することができます。

### ■対 象

区内在住で、次のすべてに該当する方

- ① ひとり暮らし等の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方
- ② 区の障がい者向け住宅等、類似の設備がある住居に居住していない方
- ③ 高齢者福祉課が実施する救急通報システムを利用していない方

### ■利用条件

- ① 鍵を一本預けていただきます。
  - ② 緊急時の連絡先を教えてください。
- ※ 一般加入電話回線をお持ちでない場合は、利用できるサービスに一部制限があります。

### ■費 用

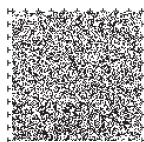
- 無 料 (別途、通信料がかかります。)
- ※ 家族等からの要請の場合、料金が発生する場合があります。

### ■手続き

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちください。

### ■問い合わせ先

- 障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935
- 申請時に65歳以上の方は、高齢者福祉課サービス事業係にお問い合わせください。  
高齢者福祉課 サービス事業係  
電話 3463-1873 FAX 3463-2873



## 聴覚・言語等の機能に障がいのある方のための緊急通報(東京消防庁)

聴覚・言語等の機能に障がいのある方や音声による通報が困難な方は、ファクシミリやインターネットを利用して、東京消防庁に緊急通報ができます。

### 緊急ネット通報

携帯電話・スマートフォンのウェブ機能を利用して、東京消防庁に緊急通報ができます。

#### ■対象

東京消防庁管内(稲城市、島しょ地区を除く)に在住・通勤・通学している聴覚または言語・音声等の機能に障がいのある方

#### ■利用方法

利用には事前登録が必要です。迷惑メール受信拒否設定をしている場合は、「web119.info」からのメールの受信を許可する設定にしてから、登録用メールアドレスあてに空メールを送付すると、利用案内が返信されます。案内の指示に従って登録を行ってください。

[ 登録用メールアドレス ]

entry\_13000@entry03.web119.info

※ 詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」-「119番通報」-「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

#### ■問い合わせ先

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係  
電話 3212-2111 (内線4245・4247)

FAX 3213-1478

Eメール bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

東京消防庁ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

※ 消防車・救急車を要請するときは、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」をご利用ください。

### 119番ファクシミリ通報

ファクシミリから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報ができます。(事前登録不要)

#### ■通報時の記載事項

- ① 火災・救急の別
- ② 住所、建物名称
- ③ 氏名
- ④ 年齢
- ⑤ 「どうしたのか」「どこが痛いのか」  
「なにが燃えているのか」等を具体的に説明

#### ■注意事項

- ・あわてずにファクシミリ通報ができるように、普段から、119番ファクシミリ通報用紙等に必要事項(住所、氏名など)をあらかじめ記入し、準備しておきましょう。
  - ・緊急時はあわててしまい、裏、表が反対に送信され、未記載の面が送信されるケースがあります。あらかじめ、住所、氏名等を両面に記載しておきましょう。
- ※ 詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」-「119番通報」-「119番通報のしくみ」-「119番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

### 電話リレーサービスを介した119番通報

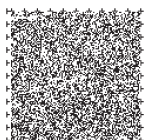
電話リレーサービスのアプリ等(P.78参照)から、緊急通報ボタンをタップまたは「119」をダイヤルすることで119番通報をすることが可能です。

#### ■手続

ご利用には、事前登録が必要です。詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。

日本財団電話リレーサービス

ホームページ <https://nftrs.or.jp>



## 聴覚・言語等の機能に障がいのある方のための緊急通報（警視庁）

### ■110番アプリシステム・FAX110番による緊急通報

聴覚・言語機能に障害がある方や音声による110番通報が困難な方専用です。

※音声による110番通報が可能な方は、通常の110番通報をお願いします。

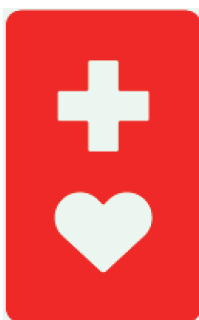
なお、対応は都内で発生した事件、事故に限ります。

<p>110番 アプリシステム</p>	<p>スマートフォン・携帯電話から、文字による110番通報ができます。 [スマートフォンの場合] iPhoneの方はApp Storeで、Androidの方はGoogle Playで、「110番アプリ」を検索してインストールしてください。 [携帯電話の場合] <a href="https://mobile110.npa.go.jp">https://mobile110.npa.go.jp</a>にアクセスしてください。 ※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。</p>
<p>FAX110番</p>	<p>FAXで110番通報することができます。住所、事件の内容をご記入の上、送信してください。 [FAX電話番号 03(3597)0110]</p>

### ■問い合わせ先

警視庁 通信指令本部 指令計画第三係 電話 3581-4321(代表)

## ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても、援助や配慮が必要な方のマークです。ヘルプマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

### ■配布場所

希望者からの申し出により、下記の場所で配布しています。手帳の提示などは不要です。

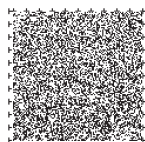
- ・都営地下鉄各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く) 駅務室または改札
- ・都営バス各営業所
- ・都電荒川線 荒川電車営業所
- ・日暮里・舎人ライナー(日暮里駅、西日暮里駅) 駅務室、ゆりかもめ(新橋駅、豊洲駅、有明駅) 駅務室または改札
- ・多摩モノレール(多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅) 駅務室または改札(一部時間帯を除く)
- ・東京都心身障害者福祉センター(多摩支所含む)
- ・都立病院等

### ■問い合わせ先

東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課  
電話 5320-4147 (内線33-241)

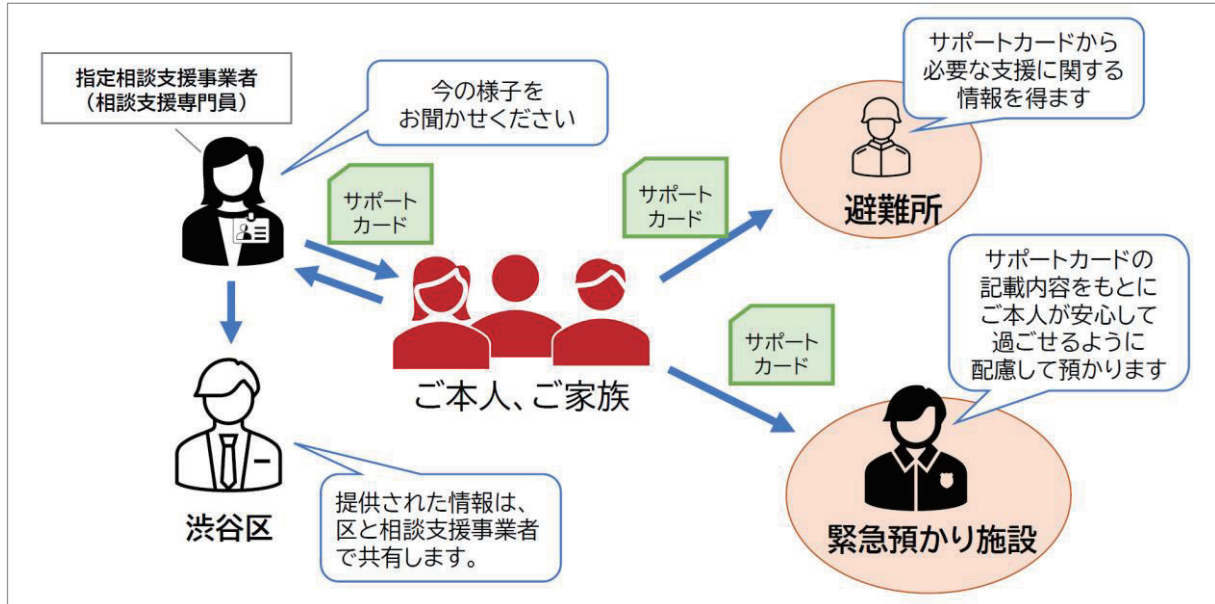
### ■渋谷区内のヘルプマーク配布場所 ※渋谷区役所では配布していません。

地域	配布先名	所在地	在庫状況についての問い合わせ先
区内北部	代々木駅(都営大江戸線)	代々木1-35-5	電話 5350-4773
	新宿駅(都営大江戸線) ※ 都営新宿線の新宿駅では配布を行っていません。	代々木2-1-1	電話 3299-7210
区内南部	東京都立広尾病院	恵比寿2-34-10	在庫確保しているため問い合わせ不要
	都営バス渋谷営業所 (渋谷車庫前停留所近く)	東2-25-36	在庫確保しているため問い合わせ不要



## 障がい者サポートカード

障がい特性や医療情報などをまとめた支援カードです。保護者や介護者が病気などで緊急に預かりが必要なときや災害時における避難所などで、支援者がこのカードの内容を確認することで、支援のポイントなどをいち早く知り、適切かつ効果的に対応することができます。



### ■対 象

区内在住で、渋谷区が支給決定を行う障害福祉サービス(施設入所支援を除く)または障害児通所支援を利用している方

### ■作成費用 無料

### ■手 続 き

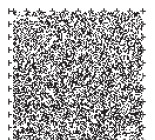
- ・原則として、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成にあわせて作成します。(指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所に作成を委託)

- ・計画作成時に、相談支援専門員にサポートカードの作成を希望する旨を伝えてください。
- ・計画を自ら作成するセルフプランの方で、サポートカードの作成を希望される場合には、次の窓口にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 経理係

電話 3463-1936 FAX 5458-4935



# 外出の支援

## 移動支援

屋外での移動に困難がある方に対して、外出時の移動の支援をします。

### ■対象

区内在住で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている、視覚・聴覚障がいまたは全身性障がい(※)のある方  
※ 上肢障がい1級かつ下肢障がい1級、または体幹機能障がい1級
- ② 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、高次脳機能障がいの特性により外出時の移動に支援が必要な方

### ■支給制限

次のいずれかに該当する方は、原則として支給の対象外です。

- ① 入所施設を利用中の方
- ② 医療機関に入院中の方
- ③ 障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、重度訪問介護、同行援護、行動援護)または介護保険サービス等で外出の介助を受けることができる方
- ④ 小学生未満の方

■移動支援を利用できる「外出」の範囲 ※ 種別ごとにサービスの利用申請が必要です。

種別	外出の内容	支給時間	支給条件等
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出 (例)冠婚葬祭に係る移動、官公庁・金融機関等での手続き	1か月につき25時間まで (単身者、全身性障がいのある方は、支給時間が加算される場合があります。)	—
	余暇活動等社会参加のための外出 (例)買い物、美術館・博物館見学、映画鑑賞、スポーツ観戦、お祭り		通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出は対象外です。
	自宅から短期入所施設・緊急一時保護施設までの送迎		施設の利用中は、移動支援を利用できません。
通学支援	都内の特別支援学校または区立小学校・中学校の特別支援学級への通学のうち、①～③に該当するもの。 ① 自宅から学校までの送迎 ② 学校から放課後等デイサービス事業所までの送迎 ③ 放課後等デイサービス事業所から自宅までの送迎(長期休暇中のみ)	1か月につき24時間まで	・保護者の就労等条件があります。 ・夏休み期間等の長期休暇中に限り、自宅と放課後等デイサービスとの間の送迎が利用できます。 ・1日で2経路まで利用できます。
通所支援	自宅またはグループホームから区内の就労継続支援B型事業所までの送迎	1か月につき最大20時間まで	・愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方・1人での通所が困難な方

### ■利用者負担

サービス費用の1割相当額

(生活保護、住民税非課税世帯は無料)

負担上限月額は、障害福祉サービス等の利用者負担額(14ページ)に準じます。

※ 区独自の負担軽減策(16ページ)

障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用している方には、区独自の負担軽減策があります。

### ■手続き

障がい者福祉課経理係にお問い合わせください。

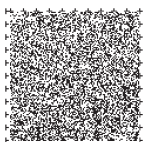
### ■契約事業所

サービスを利用するには、区に登録した事業所と契約を結ぶ必要があります。区内の移動支援事業所の一覧は、145ページに掲載しています。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 経理係

電話 3463-1936 FAX 5458-4935



## 重度障害者の大学等修学支援事業

重度障害者が大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校および各種学校)に修学するにあたり、大学等において重度障害者へ必要な支援体制が構築されるまでの間、大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護等を支援します。

### ■対象

区内在住で下記の条件を全て満たす方

- ① 重度訪問介護を利用している方、またはそれに準ずる方
- ② 大学等入学後に停学その他の処分を受けていない方
- ③ 学習意欲があり、適切に単位を修得している方(病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く)

### ■利用者負担

サービス費用の1割相当額(生活保護、住民税非課税世帯は無料)

負担上限額は、障害福祉サービス等の利用者負担額(14ページ)に準じます。

※区独自の負担軽減策(16ページ)

障害福祉サービスまたは移動支援を利用している方には、区独自の負担軽減策があります。

### ■手続き

障がい者福祉課 身体福祉係にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係

電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 東京都ガイドセンター

視覚障がいのある方が他道府県から都内を訪れる場合、安全に移動をしていただくために必要なガイドヘルパーを紹介します。また、都内から他道府県へお出かけの際は、目的地にあるガイドセンターを紹介します。

### ■対象

原則として18歳以上の視覚障がい者

### ■利用方法

2週間前までに、電話・FAX・メールにてお申込みください。

### ■費用

利用料1時間930円。東京都以外のセンターにおける利用料はその定める基準に従います。紹介料はかかりません。

### ■問い合わせ先

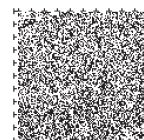
東京都ガイドセンター

〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2

日本視覚障害者センター内

電話 5272-0996 FAX 3200-7755

Eメール jigyou@jfb.jp



## 補助犬の給付

東京都が行う適性調査や訓練指導を受け、利用が適当と認められた方に、本人の自立と社会参加を促進することを目的として、補助犬を給付します。

### ■対象

18歳以上で、次のすべてに該当する方

- ① 次の身体障害者手帳をお持ちの方  
盲導犬 → 視覚障がい1級  
介助犬 → 肢体不自由1・2級  
聴導犬 → 聴覚障がい2級
- ② 都内におおむね1年以上在住している方
- ③ 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が77,000円未満の方
- ④ 社宅・借家等の場合、家屋の所有者または管理する者の承諾が得られる方

- ⑤ 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められた方
- ⑥ 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められた方

### ■申請期間

随時、申請を受け付けます。(都の審査は年2回) 事前に訓練事業者と相談を行ってください。

### ■費用

無料(補助犬の飼育費・治療費等は自己負担)

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係

電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業

都内在住で、視覚と聴覚の両方に障がいがある盲ろう児・者のために、通訳・介助者を派遣します。費用などの詳しい情報は、77ページに掲載しています。

### ■問い合わせ先

東京都盲ろう者支援センター

電話 6228-1282 FAX 6228-1283

Eメール [tokyo-db@tokyo-db.or.jp](mailto:tokyo-db@tokyo-db.or.jp)

## 福祉タクシー券の交付

心身に障がいがあり歩行が困難な方の日常生活の利便を図るため、福祉タクシー券を交付します。手帳に貼付された写真を提示して運賃の1割引を受けた後の料金を、タクシー券で支払うことができます。

### ■対象

区内在住で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
- ② 身体障害者手帳3級のうち、下肢、体幹機能障がい、および酸素吸入装置を常時携帯する必要のある呼吸器機能障がいの方
- ③ 愛の手帳1・2度の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

### ■支給制限

自動車燃料費の助成(73ページ)を受けた方は対象となりません。

### ■交付内容

1か月あたり3,500円分の券の綴りを申請月の分から交付します。

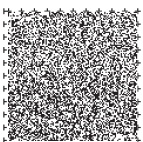
### ■手続き

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちください。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## リフト付きタクシー

心身に障がいがあり歩行が困難な方の社会生活の利便を図るため、車いすやストレッチャーに乗ったまま乗車できる「リフト付きタクシー」の利用登録を受け付けています。

### ■対 象

区内在住で、常時車いすを使用しているか寝たきりの状態にあり、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
  - ② 身体障害者手帳3級のうち、下肢・体幹機能障がい、または酸素吸入装置を常時携帯する必要のある呼吸器機能障がいの方
  - ③ 愛の手帳1・2度の方
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※ 高齢者福祉課が実施するリフト付きタクシーの登録・利用をしている方は、対象となりません。

### ■利用方法

あらかじめ、障がい者福祉課に登録が必要です。利用日をタクシー会社に予約すれば、大型のタクシー料金でリフト付きタクシーを利用できます。利用料を福祉タクシー券で支払うことができます。（迎車料金・予約料金は無料です。）

### ■手 続 き

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちください。

### ■問い合わせ先

- 障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935
- 申請時に65歳以上の方は、高齢者福祉課 サービス事業係にお問い合わせください。  
高齢者福祉課 サービス事業係  
電話 3463-1873 FAX 3463-2873

## 重症心身障害者等介護タクシー利用料の助成

移動が困難な重症心身障がいのある方および医療的ケアが必要な方の移動の負担を軽減し、社会参加の機会を拡充するため、介護タクシーの利用料の一部を助成します。

### ■対 象

区内在住で、次のいずれかに該当する方

- (1) 重度の肢体不自由(おおむね身体障害者手帳2級以上)と重度の知的障がい(おおむね愛の手帳2度以上)とが重複している状態にある方
  - (2) 65歳未満の人工呼吸器、胃ろう、たんの吸引等の医療的ケアが必要な方で、身体障害者手帳の交付を受けている方
- ※ 児童の場合は、身体障害者手帳が交付されていなくても対象となります。

### ■助成内容

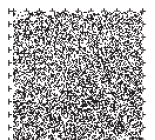
介護タクシーの運賃以外の利用料(領収書等に明記された額に限る)を、1か月あたり6,800円まで助成します。

■手 続 き 次の必要書類をお持ちください。

対 象	必 要 書 類
(1)に該当する方	① 身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ③ 本人名義の銀行口座がわかるもの
(2)に該当する方	① 医療的ケアにおける主治医の意見書(様式は問いません) ② 身体障害者手帳(児童の場合は不要) ③ 本人名義の銀行口座がわかるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係  
電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## 自動車燃料費の助成

心身に障がいのある方のために使用する自動車、軽自動車の燃料費の一部を助成します。

### ■対 象

本人または本人と生計を同じくする人が自動車税(軽自動車税を含む)の減免を受けていて、かつ、次のいずれかに該当する区内在住の方

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
- ② 身体障害者手帳3級のうち、下肢・体幹機能障がい、または酸素吸入装置を常時携帯する必要のある呼吸器機能障がいの方
- ③ 愛の手帳1・2度の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ ただし、福祉タクシー券の交付(71ページ)を受けた方は、対象となりません。

### ■助成内容

月額 3,270円まで

10月・4月の年2回、燃料費(ガソリン・軽油等)の領収書を添付して申請してください。

■手 続 き 次の①～③をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 自動車税等の減免決定通知書
- ③ 本人名義の銀行口座がわかるもの

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## 自動車改造費の助成

身体障がい者本人が運転する自動車のハンドル・アクセル・ブレーキなどを改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず改造する前に申請してください。

### ■対 象

区内在住で、次の①～④のすべてに該当する方

- ① 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 上肢、下肢または体幹機能障がい1・2級の方
- ③ 就労等に伴い、自ら所有する自動車を運転する方

- ④ 本人または扶養義務者の前年の所得が、特別障害者手当の所得制限の限度額以内の方

### ■助成額

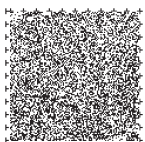
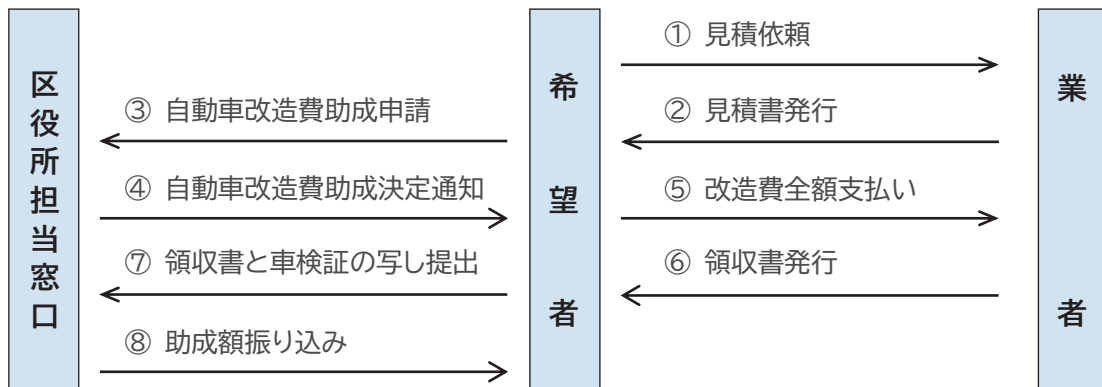
133,900円を限度とします。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係

電話 3463-1937 FAX 5458-4935

### ■手続きの流れ (申請に必要な書類についてはお問い合わせください)



## 自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方が自動車運転免許を取得するとき、その費用の一部を助成します。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 自動車教習所等に入所する前の方
- ② 渋谷区に3か月以上住所のある方
- ③ 道路交通法施行規則に規定する適性試験に合格した方
- ④ 身体障害者手帳1～3級(内部障がいは4級まで、下肢・体幹機能障がいは5級までで歩行困難な方)、または愛の手帳1～4度の方
- ⑤ 本人の前年(1～3月に申請する場合は、前々年)の所得税額が年間40万円以下の方

■助成限度額 206,500円

内 訳	入 学 料	33,000円まで
	教 材 費	4,000円まで
	学科教習料	37,500円まで
	技能教習料	132,000円まで (3,600円×教程数×2/3)

■助成方法

教習費用の一時立替払いをしていただき、教習所発行の「履修(納入)証明書」を添付のうえ請求してください。その後、助成限度額の範囲内で、本人名義の銀行口座に振り込みます。

■手 続 き 次の①～④をお持ちください。

- ① 適性試験判定書(内部障がいの方は省略可)
- ② 身体障害者手帳または愛の手帳
- ③ 前年分(1～3月に申請する場合は前々年分)の所得税額を証明する書類
- ④ 本人名義の銀行口座のわかるもの

■問い合わせ先

障がい者福祉課 給付係

電話 3463-1924 FAX 5458-4935

## 車いすの無料貸出し

■対 象

区内在住で、一時的に歩行が困難になり、車いすが必要な方

■費 用 無 料

■貸出期間 2か月まで(延長不可)

■手 続 き

電話で在庫確認後、初回利用時に、身分証明書(保険証・免許証等)をお持ちください。

※ 車いすの運搬は、利用される方ご自身でお願いいたします。

※ 民生・児童委員協議会の協力で一部地域にも車いすを置いています。

■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域支援係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 6452-5024 FAX 3476-4904

身体障がいのある方や障がい者の団体などが活動や行事に車いすを必要とする場合は、東京都心身障害者福祉センターでも無料で車いすを貸し出します。

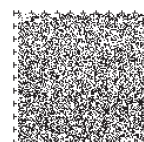
手続きについては下記にお問い合わせください。

■問い合わせ先

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14 階

電話 3235-2961 FAX 3235-2959



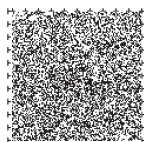
## 駐車禁止規制からの除外

駐車禁止等除外標章を車の前面ガラスの見やすい箇所に掲出しておくことで、公安委員会による駐車禁止規制の対象から原則として除外されます。

- 対象 都内に住所があり、下記の障がいの区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方  
 ※ 表の中で対象となる障がいの級別に記載されている等級は、総合等級ではなく、身体  
 の部位における個別の障がいの等級となります。

手帳の種別	障がいの区分	障がいの級別	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障がい	2級または3級	
	平衡機能障がい	3級	
	肢体不自由	上肢機能障がい	1級、2級の1または2級の2（注）
		下肢機能障がい	1級から4級までの各級
		体幹機能障がい	1級から3級までの各級
		運動機能障がい	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう または直腸、小腸機能障がい	1級または3級	
	免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）			
愛の手帳 （東京都療育手帳）	1度または2度		
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方） ※ 自立支援医療（精神通院）の受給者証を持参してください。		
小児慢性特定疾病医療受給者証	（色素性乾皮症の認定を受けている方）		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障がい、 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう または直腸、小腸機能障がい、 肝臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、 体幹機能障がい	特別項症から第4項症までの各項症	

（注）上肢機能障がいの「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に障がいがある方です。  
 上肢のみに障がいがある方は対象となりません。



## ■手続き

都内の警察署に申請してください。申請時には、次のものをお持ちください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証または戦傷病者手帳
- ② 住民票(発行日から3か月以内のもの)
  - ※ 代理人による申請を行う場合は、上記のものに加え、次のものをお持ちください。
    - ・ 申請者との関係を証明できる書面(続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、委任状など)
    - ・ 申請代理人本人の確認ができる運転免許証、保険証など

## ■問い合わせ先

問い合わせ先	所在地	電話番号
渋谷警察署	〒150-0002 渋谷3-8-15	電話 3498-0110
原宿警察署	〒150-0001 神宮前1-4-17	電話 3408-0110
代々木警察署	〒151-0071 本町1-11-3	電話 3375-0110
[制度に関すること] 警視庁 駐車対策課	〒135-0063 江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟	電話 3581-4321 (内線7870-5186)



## とうきょう Tokyo Universal Design Navigator ユニバーサルデザインナビ

とうきょうユニバーサルデザインナビ(略称UDナビ)は、高齢者や障がい者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報およびバリアフリー情報を集約したポータルサイトです。

鉄道やバス等交通手段別、デパートや公園等スポット別、地図や区市町村名から探す場所別などにより、施設や事業者のホームページの情報を簡単に検索することができます。

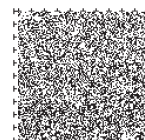
### ■問い合わせ先

公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 ユニバーサルデザイン担当

電話 3344-8534 FAX 3344-8594

Eメール [udnavi@fukushizaidan.jp](mailto:udnavi@fukushizaidan.jp)

ホームページ <https://www.udnavi.tokyo/>



# 情報保障・コミュニケーション支援

## 手話通訳者の派遣（区の制度）

聴覚障がいのある方および音声・言語機能に障がいのある方が、社会生活上必要なとき、手話通訳者を派遣します。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住で、聴覚障がいまたは音声・言語機能障がいがあり、手話通訳を必要とする方
  - ② 身体障害者手帳をお持ちの方
- ※ 利用には事前登録が必要です。

■費用

無 料

■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904

## 要約筆記者の派遣（区の制度）

聴覚障がいのある方および音声・言語機能に障がいのある方が、社会生活上必要なとき、要約筆記者を派遣します。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住で、聴覚障がいまたは音声・言語機能障がいがあり、要約筆記を必要とする方
  - ② 身体障害者手帳をお持ちの方
- ※ 利用には事前登録が必要です。

■費用

無 料

■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904

（要約筆記者は、東京手話通訳等派遣センターから派遣されます。）

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022

新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

電話 3352-3335 FAX 3354-6868

## 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業

視覚と聴覚の両方に障がいがある盲ろう児・者のコミュニケーション手段および移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。

■対象

都内在住で、視覚と聴覚の両方の障がいがある身体障害者手帳に記載されている方

■費用

無料。ただし、通訳・介助中の交通費や派遣先までの交通費が上限額を超える場合は、上限額を超えた分が利用者負担となります。

■問い合わせ先

東京都盲ろう者支援センター

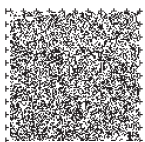
〒162-0832 新宿区岩戸町4番地

87ビルディング岩戸町2階

電話 6228-1282 FAX 6228-1283

Eメール [tokyo-db@tokyo-db.or.jp](mailto:tokyo-db@tokyo-db.or.jp)

ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp/>



## 聴力障害者情報文化センター

聞こえない方・聞こえにくい方(身体障害者手帳の有無は問いません)とその関係者を対象に、次の事業を実施しています。

名 称	対 象	内 容
相談事業	都内在住・在勤・在学の聞こえに障がいのある方と、その関係者	聴覚障がい全般についての相談、聞こえの悩みや、生活の中のさまざまな相談を、来所・FAX・Eメール・電話・オンラインで受け付けています。
16ミリ字幕付映画フィルムの貸出	聴覚障がい者団体・聴覚障がい者関係施設および公的機関等 ※ 上映には、16ミリフィルム映写の資格取得者が必要です。	聴覚障がい者を対象とした上映会を主催する団体等に、16ミリ字幕付映画フィルムを無料で貸し出しています。詳しくはお問い合わせください。
映像ライブラリー(字幕・手話入りビデオテープ・DVDの貸出)	都内在住・在勤・在学の聞こえない・聞こえづらい方 ※ 一部聞こえる方も利用できるものがあります。	テレビ番組や映画などに字幕や手話をつけたビデオテープ・DVDを制作し、無料で貸し出しています。(郵送の場合、送料は利用者負担) 個人で視聴するほか、上映会に利用できるものもあります。詳しくはお問い合わせください。
ライブラリースペースの運営	都内在住・在勤・在学で聴覚障がいに関心を持つ方や手話学習者など、どなたでも。	聴覚障がいや手話に関する図書や資料を収集しています。一部の資料を除き、貸出可能です。詳しくはお問い合わせください。
文化教養講座	都内在住・在勤・在学の聞こえない・聞こえづらい方 ※ 一部聞こえる方も参加できるものがあります。	講座の内容はホームページからご確認ください。

■開館時間 火～木曜日、土曜日 10時～17時 金曜日 10時～19時(祝日、年末年始を除く)

■問い合わせ先 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター  
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 電話 6833-5004 FAX 6833-5005  
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp  
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp>

## 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向をつなぐサービスです。

### ■対 象

聴覚や発話に困難のある方

### ■利用方法

事前に利用登録をする必要があります。

詳しくは、ホームページからご確認ください。

ホームページ <https://www.nftrs.or.jp/>

### ■費 用

通話料は電話をかけた人が負担します。

緊急通報、フリーダイヤルは無料です。

### ■問い合わせ先

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

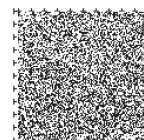
一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

電話 6275-0912 FAX 6275-0913

ホームページでは、手話・文字チャット等により、サービスに関する問い合わせを承っています。

問い合わせ専用ページ

<https://www.nftrs.or.jp/contact>



## ヨメテル

電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の音声を文字にする電話アプリです。24時間365日、双方向での利用ができ、緊急通報への連絡も可能です。

### ■対 象

聴覚に困難のある方

### ■利用方法

事前に利用登録をする必要があります。

詳しくは、ホームページからご確認ください。

ホームページ <https://www.yometel.jp/>

### ■費 用

通話料は電話をかけた人が負担します。

緊急通報、フリーダイヤルは無料です。

### ■問い合わせ先

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

ヨメテル・カスタマーセンター

メール/文字チャット/ビデオ通話

<https://www.yometel.jp/contact>

電話 0120-328-123

## 点字広報・声の広報

次の広報紙では、点字版、カセットテープ版、デジ版を作成しています。

広報紙名(発行頻度)	発行元	作成しているもの	電話・FAX番号
しぶや区ニュース (月2回)	広報コミュニケーション課 広報係	点字版、カセットテープ版、 デジ版	電話 3463-1287 FAX 5458-4920
しぶや区議会だより (年4回)	区議会事務局 調査係	点字版、カセットテープ版	電話 3463-1096 FAX 5458-4939
広報東京都 (月1回)	東京都政策企画局 戦略広報部 戦略広報課	点字版、カセットテープ版、 デジ版	電話 5388-3093 FAX 5388-1329
都議会だより (年4回)	東京都議会局 管理部 広報課		電話 5320-7126 FAX 5388-1779
社協だより (年4回)	渋谷区社会福祉協議会 総務課	デジ版	電話 5457-2757 FAX 3477-2525

## 点字即時情報ネットワーク事業 (点字 JB ニュース)

毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)に、新聞記事・福祉情報等を抜粋、点字化し、希望者に郵便配布します。メール版・電話ナビゲーションサービスによる音声での提供もしています。

【電話ナビゲーションサービス専用番号】

電話 0570-021802

■対 象 都内在住の視覚障がい者

### ■問い合わせ先

公益社団法人 東京都盲人福祉協会

〒169-0075

新宿区高田馬場1-9-23 東京都盲人福祉センター内

電話 3208-9001 FAX 3208-9005

Eメール [info@tomoukyo.or.jp](mailto:info@tomoukyo.or.jp)

## 刊行物作成配布事業 (点字版・音声版)

都政刊行物より必要な情報を点字・テープ・デジ版のいずれかで毎月1点配布します。

### ■対 象

都内在住で、原則として18歳以上の、身体障害者手帳をお持ちの視覚障がい者

■費 用 無料

### ■問い合わせ先

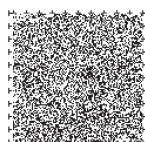
公益社団法人 東京都盲人福祉協会

〒169-0075

新宿区高田馬場1-9-23 東京都盲人福祉センター内

電話 3208-9001 FAX 3208-9005

Eメール [info@tomoukyo.or.jp](mailto:info@tomoukyo.or.jp)



## 点字図書の給付

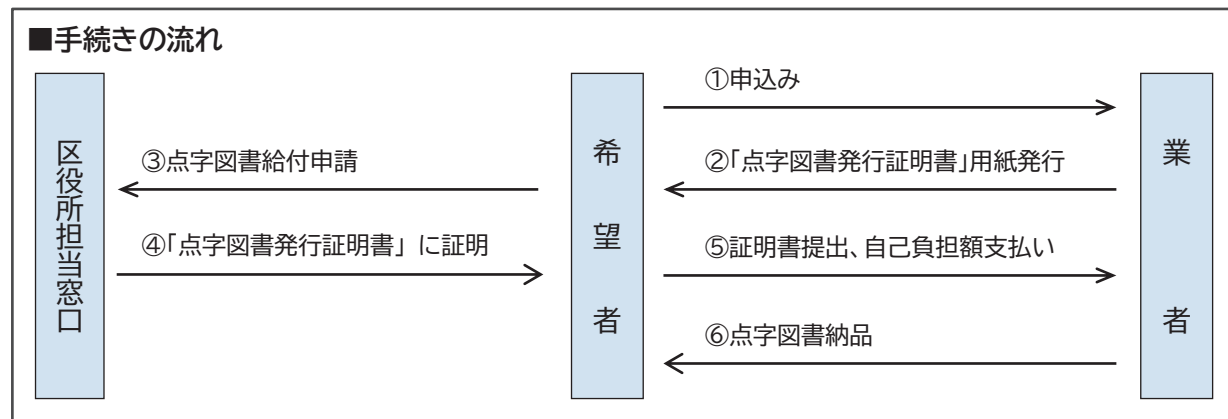
視覚障がいのある方に点字図書を給付するために、証明書を発行します。

■対象 視覚障がいがあり、常時、点字を使用する方

■給付内容 点字出版施設で制作した点字図書のうち、雑誌・娯楽書を除いたもの。  
(年間6タイトルまたは24巻まで)

■費用 一般図書の価格相当額が自己負担になります。

### ■手続きの流れ



■問い合わせ先 障がい者福祉課 身体福祉係 電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

日常生活上必要とする情報(図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等)の点訳・墨訳、対面朗読(ファックスによる電話朗読も含む)を行います。詳しくはお問合わせください。要予約。

■対象

都内在住・在勤の、身体障害者手帳を所持する視覚障がい者

■費用

無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体(USBやCD外)をご持参ください。

■問い合わせ先

東京都障害者福祉会館

〒108-0014 港区芝5-18-2

電話 3455-6321 FAX 3453-6550

## 区議会の手話通訳・磁気ループの設置・車いすでの傍聴

### 【手話通訳の設置】

区議会本会議の傍聴の際に、手話通訳を利用できます。なお、令和6年度より、手話通訳を挿入した本会議ライブ中継(区長発言・一般質問)を実施しております。

### 【磁気ループの設置】

音声聞こえにくい方を支援するため、傍聴席に磁気ループ(ヒアリングループ)を設置しています。磁気ループ対応の補聴器をお持ちでない方には、磁気ループ用受信機を貸し出します。

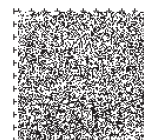
### 【車いすでの傍聴】

本会議、委員会ともに車いすで傍聴できます。

■問い合わせ先

区議会事務局 庶務係

電話 3463-1094 FAX 5458-4939



## 福祉電話の設置

重度身体障がいのある方のコミュニケーションや緊急連絡の手段を確保するため、電話を設置します。

### ■対 象

区内在住で、次のすべてに該当する方

- ① 18歳以上で、電話を所有していない方
- ② 外出困難な身体障害者手帳1・2級の下肢、体幹、内部、視覚、聴覚障がいのある方
- ③ 次のいずれかの世帯に該当する方
  - ・生活保護世帯
  - ・区民税非課税世帯
  - ・生活中心者の所得税額が42,000円以下の世帯

### ■給付内容

電話架設料

### ■手 続 き

次の①～③をお持ちください。

- ① 身体障害者手帳
- ② 印 鑑
- ③ 所得税の確認ができる書類

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係

電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 郵便等による不在者投票・代理記載制度

### 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行くことが困難な方が、郵便等を利用して、自宅などで投票できる制度です。制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける手続きが必要です。

### ■対 象

下表のいずれかに該当し、かつ、署名及び投票用紙に候補者の氏名等を自書できる方

区 分	障がい種別等	等 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### 代理記載制度

障がいにより自ら投票用紙に記入できない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理人に、投票に関する記載をさせることができます。

### ■対 象 次のすべてに該当する方

- ① 郵便等による不在者投票の対象となる方
- ② 署名および候補者の氏名等の自書が難しい方
- ③ 上肢または視覚の障がいの程度が、身体障害者手帳では1級、戦傷病者手帳では特別項症から第2項症までに該当する方

### ■手 続 き

郵便等による不在者投票、代理記載制度を利用するには、事前の手続きが必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

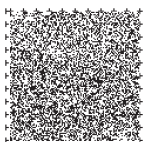
### ■問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎15階

電話 3463-3115 FAX 5458-4945

Eメール div-senkyo@shibuya.tokyo



## 渋谷区立図書館のハンディキャップサービス

### ■サービスの内容と対象(詳しくは、各館にお問い合わせください。)

サービス名	対 象	内 容
読書が困難な方への貸出	来館可能な都内在住・在勤・在学の方で、障がい、病気やけがなどにより読書が困難な方	音訳図書(デージー・カセット)および点字図書を5タイトルまで貸し出します。
対面朗読サービス (中央・本町図書館で実施)	来館可能な都内在住・在勤・在学の方で、障がい、病気やけがなどにより読書が困難な方	ご希望の図書、雑誌、新聞、書類、手紙などについて、ボランティアによる朗読が受けられます。
郵送サービス	区内在住で、障がい、病気やけがなどにより読書が困難な方	音訳図書、点字図書を郵送します。
宅配サービス	区内在住で、障がい、病気やけがなどにより図書館への来館が困難な方	図書、雑誌、CD・カセットテープを、ご自宅まで宅配します。
リクエストサービス	ハンディキャップサービスに登録された区内在住の方	渋谷区立図書館に所蔵していない資料を他の公立図書館から取り寄せることができます。
電子図書館サービス	区内在住で、インターネット環境があり図書館利用登録のある方	パソコン、スマートフォン等で、電子書籍を閲覧・貸出し・予約ができるインターネット上のサービスです。拡大機能や音声読み上げ機能を使って電子書籍を読むことができます。利用する方にIDを発行します。

### ■登録方法

#### (1) 図書館に来館できる方

渋谷区立図書館の全館どこでも手続きできます。

[ 登録に必要なもの ]

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳)
- ② 上記①をお持ちでない方
  - ア 読書が困難な状態を伺います。
  - イ 運転免許証、マイナンバーカードなどの住所確認ができるものをお持ちください。
  - ウ 都内在勤者で、都外にお住まいの方は、イの他に勤務先および勤務先住所の証明ができるものをお持ちください。

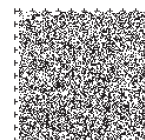
#### (2) 図書館に来館できない区内在住の方

各図書館に直接ご連絡ください。図書館職員が訪問し、障がいの状態やご希望をお伺いします。

### ■渋谷区立図書館一覧 (開館時間・休館日は各館にお問い合わせください。)

図書館名	所在地	電話・FAX番号
中央 (対面朗読サービス有)	神宮前1-4-1	電話 3403-2591 FAX 3403-2270
西原	西原2-28-9	電話 3460-8535 FAX 3460-0725

(次のページに続く)



図書館名	所在地	電話・FAX番号
富ヶ谷	上原1-46-2	電話 3468-9020 FAX 3468-9217
笹塚	笹塚1-47-1 メルクマール京王笹塚4階	電話 3460-6784 FAX 3460-6743
本町 (対面朗読サービス有)	本町1-33-5	電話 5371-4833 FAX 5371-4558
臨川みんなの	広尾1-9-17	電話 5793-9500 FAX 5793-9501
代々木	代々木3-51-8 代々木区民施設4階	電話 3370-7566 FAX 3370-7621
こもれび大和田	桜丘町23-21 文化総合センター大和田2階	電話 3464-4780 FAX 3464-3484
笹塚こども	笹塚3-3-1	電話 3378-1983 FAX 3378-1985
白根図書サービス スポット	東4-9-1 白根記念渋谷区郷土博物館・文学館	電話 3486-2820

※ FAXは、電話での対応が困難な方専用です。

## 「渋谷区手話言語への理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の 利用の促進に関する条例」を制定しました(2021年4月1日施行)

渋谷区では、手話が言語であることへの理解を広めるとともに、手話をはじめとする障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、すべての区民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することをめざして、この条例を制定しました。条例では、区の責務、区民や事業者の役割を明らかにするほか、区が推進する施策の基本的事項を定めています。

### 〔 区の責務 〕

下記に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。

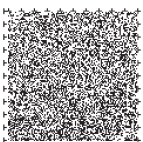
1. 手話が言語であることへの理解の促進
2. 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進

### 〔 区民や事業者の役割 〕

1. 基本理念への理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。
2. 障がいの特性に応じた意思疎通手段の活用により、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供および働きやすい環境の整備に努めること。(事業者のみ)

### 〔 区が推進する施策 〕

1. 手話が言語であることへの理解の促進
2. 障がいの特性に応じた意思疎通手段が選択可能で、利用しやすい環境の整備
3. 障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報提供
4. 意思疎通支援者の確保とその養成
5. このほか、条例の目的を達成するために必要な施策



# 各種料金の割引・減免

## JR旅客運賃・私鉄運賃の割引

障がいのある方とその介護者が、JR線・私鉄を利用するとき、旅客運賃に割引が適用されます。

### ■対象

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳(いずれも旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちの方と、その介護者

### ■割引内容(JRの場合)

対象	割引対象乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障がい者が介護者付き添いで利用する場合	普通乗車券 回数乗車券(バスを除く) 普通急行券(JR線のみ)	本人・介護者とも5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者が介護者付き添いで利用する場合 または12歳未満の第2種障がい者が介護者付き添いで利用する場合	定期乗車券	本人・介護者とも5割  ただし、小児(12歳未満)の定期乗車券には割引が適用されません。(介護者のみの割引となります。)	
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし、片道100kmを超える区間に限ります。

※ 鉄道会社線をまたがる区間については、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 介護者割引を適用するには、同一区間の乗車券類をお買い求めいただく必要があります。

### ■利用方法

- ・ 発売窓口にお持ちの身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示して、割引乗車券を購入してください。また、乗車中は必ず手帳を携帯してください。
- ・ Suica・PASMOなどのICカードでご乗車いただく場合は、自動改札機にタッチしてご入場いただき、出場駅の改札窓口にて、係員にお持ちの障害者手帳をご提示ください。
- ・ (12歳以上の第1種障がい者が介護者付き添いで100kmまでの普通乗車券を購入する場合のみ) 割引乗車券の代用として、自動券売機で本人と介護者の2人分の小児用乗車券をご購入いただけます。この際、乗車時と降車時に必ず係員のいる改札口で、お持ちの障害者手帳をご提示ください。

### ■問い合わせ先

JR東日本お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600

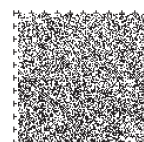
私鉄では割引内容が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

#### [ 戦傷病者手帳をお持ちの方の無料取り扱い ]

障がいの程度により、年間1枚～12枚の乗車券引換証が交付されます。

手続きは、下記の問い合わせ先で戦傷病者乗車券引換証・戦傷病者急行券引換証を受け取り、購入時に戦傷病者手帳と一緒に発売窓口へ提出してください。

■問い合わせ先 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 電話 5320-4078



## 都営交通の無料乗車券と割引

障がいのある方が都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するときの料金が無料になります。また、介護者には割引が適用される場合があります。

### 都営交通無料乗車券

乗車時に無料乗車券を提示すると、料金が無料になります。シルバーパス所持者には発行できません。

#### ■対 象

都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳(特別項症～第6項症、第1款症～第5款症)、被爆者健康手帳のうち、いずれかをお持ちの方

#### ■手 続 き

障がい者福祉課給付係までお持ちの手帳をご持参のうえ、都営交通無料乗車券(磁気式)の申請をしてください。なお、被爆者健康手帳の場合、手帳のほかに、厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書または健康管理手当証書が必要です。

通用期間は3年です。期限が切れる月の初日から更新を受け付けます。

#### [ ICカード式(PASMO)無料乗車券 ]

磁気式の都営交通無料乗車券(通用期間内のもの)をお持ちの方は、ICカード式(PASMO)に切り替えることができます。都営地下鉄の定期券発売所で手続きしてください。

#### ■問い合わせ先

- 都営交通お客様センター 電話 3816-5700 FAX 3812-7640
- 障がい者福祉課 給付係 電話 3463-1924 FAX 5458-4935

### 精神障害者都営交通乗車証

■対 象 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(シルバーパス所持者には発行できません。)

■有効期間 2年間

■手 続 き 下記の窓口まで手帳をご持参のうえ、申請してください。発行手数料は無料です。更新手続きは、有効期限の13日前から可能です。

[PASMO・磁気券] 都営地下鉄の定期券発売所

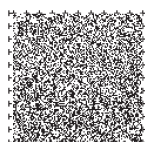
[紙 券] 23区内都電・都バスの定期券発売所

※ 一部未実施の窓口がありますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。

■問い合わせ先 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 電話 5320-4464

### 介護者割引

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方が、介護者付き添いで都営交通を利用する場合、JR旅客運賃の割引(84ページ)と同様に、乗車時に手帳を提示すると、介護者の旅客運賃が5割引されます。また、都営地下鉄を除く都営交通(都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)では、12歳以上の第2種障がい者が介護者付き添いで利用する場合についても、介護者の旅客運賃を割引の対象にしています。



## 民営バス運賃の割引

障がいのある方が民営バスを利用するとき、手帳を提示することにより、運賃に割引が適用されます。

### ■対象

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方と、その介護者(※)

※ 手帳所持者が6歳未満で無料の場合、介護者の運賃は割引されません。手帳所持者が小児料金を支払って乗車した場合は、介護者も割引になります。

### ■割引内容

乗車券の種類	手帳の種類	対象者	割引	利用のしかた
普通乗車券	身体障害者手帳	本人	5割引	乗車時に「手帳」を提示
		介護者(1名) (注1)		乗車時に「民営バス乗車割引証(介護人付)」を提示
	愛の手帳	本人		乗車時に「手帳」を提示
		介護者(1名)		乗車時に「民営バス乗車割引証(介護人付)」を提示
精神障害者保健福祉手帳 (注2)	本人	乗車時に手帳の写真が貼付されたページを提示		
定期乗車券	身体障害者手帳	本人	3割引	「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」を提出して購入
	愛の手帳	介護者(1名)		

(注1) 原則として第1種身体障がい者の介護者の方が対象ですが、第2種身体障がい者の介護者の方が対象となる場合もあります。

(注2) 東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳が対象です。

### ■通用区間

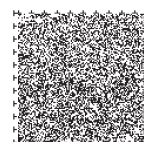
都内に路線を有する民営バス(他県へ乗り入れている路線を含む) ※各社の運送約款による

### ■手続き

「民営バス乗車割引証(介護人付)」・「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」の交付を受けたいときは、身体障害者手帳または愛の手帳と印鑑をご持参のうえ、下記の窓口で申請してください。

### ■問い合わせ先

- 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方  
障がい者福祉課 給付係 電話 3463-1924 FAX 5458-4935
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 電話 5320-4464



## 有料道路料金の割引

身体障がい者が自ら運転する自動車、または重度の身体障がい者・重度の知的障がい者が乗車し、障がい者ご本人以外の方が運転する自動車が有料道路を利用するとき、料金に割引が適用されます。

### ■対 象

障がい者1人につき1台に限り割引対象となる車を事前に登録できます。

個人名義ではないもの、営業に使用するものは、割引の対象外です。

その他、車種や所有者に制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

また、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合、親族や知人の車、車検時の代車レンタカーや介護タクシー、福祉有償運送などでも、料金所で手帳を提示いただくなど一定の要件のもとで割引されます。詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社HPをご覧ください。

### ■割引内容

対 象 者	自 動 車 の 範 囲	割 引
身体障がい者本人が運転する場合	本人またはその家族(*1)が所有する車。	5割引
重度の身体障がい者(*2)または重度の知的障がい者(*3)を乗せて介護者が運転する場合	本人またはその家族(*1)が所有する車。 上記の人が所有していない場合は、当該重度障がい者を継続して日常的に介護している人が所有する車。	

\*1 配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族等

\*2\*3 手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲

### ■手 続 き

必要書類をご持参のうえ、障がい者福祉課給付係に申請してください。

項 目	必 要 書 類 等*5
ETCを利用しない場合	① 身体障害者手帳または愛の手帳 ② 自動車検査証または軽自動車届出済証(自動車を登録する場合のみ) ③ 運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)
ETCを利用する場合	① 身体障害者手帳または愛の手帳 ② 自動車検査証または軽自動車届出済証(自動車を登録する場合のみ) ③ 運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ) ④ 障がい者本人名義のETCカード(*4) ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等、車載器の管理番号が確認できるもの

\*4 未成年の重度の障がい者の方で本人以外の方の運転で割引を受け、かつ本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者または後見人名義のETCカードも対象となります。

\*5 割賦契約又は長期リースの場合は割賦契約書又はリース契約書も必要です。

割引の要件を満たしている場合は、手帳の記載事項欄に、割引の対象である旨(本人が運転する場合は「道路」、介護者が運転する場合は「道路介護」と赤で印字)、自動車登録番号等と割引有効期限を記載したシールを貼り付けます。

※自動車を事前登録されない場合、自動車登録番号等は記載されず「自動車登録なし」と記載されます。

なお、ETC無線通行(ノンストップ走行)により本割引の適用を受ける場合、自動車の事前登録にあわせてETC利用申請が必要となります。ETC利用の登録手続きまでされる方のみオンラインによる申請が可能となります。

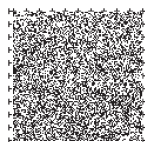
※ETCを利用しない場合は福祉担当窓口での申請となります。

オンラインでの各種申請(新規申請・変更申請・更新申請)を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、下記のURLからご確認ください。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

■問い合わせ先 ○ 東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本) お客様センター 電話 0570-024-024

■申 請 先 ○ 障がい者福祉課 給付係 電話 3463-1924 FAX 5458-4935



## タクシー運賃の割引

- 対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちのいずれかをお持ちの方  
※ 精神障害者割引については、一部未実施の事業者があります。
- 割引率 1割引。福祉タクシー券(71ページ)で支払う場合でも、割引が受けられます。
- 利用方法 必ず乗車時に、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳に貼り付けられた写真を提示してください。
- 問い合わせ先 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 電話 3264-8080

## 航空旅客運賃の割引

- 対象 12歳以上で身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちのいずれかをお持ちの方とその介護者1名
- 割引内容 国内線全区間、普通大人片道運賃  
※ 利用日や区間、路線、航空会社により割引内容が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。
- 制限 海外旅行は、割引の対象になりません。
- 問い合わせ先 各航空会社に直接お問い合わせください。

## フェリー運賃の割引

- 対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちのいずれかをお持ちの方とその介護者
- 割引内容 対象となる方、割引率、割引対象船室などについては、会社により異なります。
- 問い合わせ先 各フェリー会社に直接お問い合わせください。

## 水道・下水道料金の減免

申請により、水道料金は基本料金と1月あたり10m<sup>3</sup>までの従量料金の合計額、下水道料金は1月あたり8m<sup>3</sup>までの料金が免除されます。ただし、⑤の方は、下水道料金のみ免除となります。

### ■対象世帯

- ① 生活保護法による、「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」または「介護扶助」を受給している方
- ② 「児童扶養手当」または「特別児童扶養手当」を受給している方
- ③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を受給している方(「生活」、「住宅」、「医療」または「介護」)
- ④ 東日本大震災による避難者の方
- ⑤ 老齢福祉年金(みどり色の手帳の国民年金証書)を受給している方

### ■問い合わせ先

東京都水道局お客さまセンター 電話 0570-091-100 FAX 03-5790-0572



## NHK放送受信料の減免

### ■対 象

全額免除	世帯構成員のどなたかが障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)のいずれかを持っており、かつ、世帯全員が区民税非課税の場合
半額免除	次のいずれかに該当する方が、世帯主でかつ受信契約者の場合 ① 視覚障がいまたは聴覚障がい身体障害者手帳をお持ちの方 ② 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 ③ 愛の手帳1度または2度をお持ちの方 ④ 戦傷病者手帳特別項症～第1款症をお持ちの方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

### ■手 続 き

お持ちの手帳の種類	手 続 き	問い合わせ先
身体障害者手帳	障がい者福祉課で証明書の交付を受け、NHKに提出してください。	障がい者福祉課 身体福祉係 電話 3463-1937 FAX 5458-4935
愛の手帳		障がい者福祉課 知的福祉係 電話 3463-1978 FAX 5458-4935
精神障害者保健福祉手帳		障がい者福祉課 精神福祉係 電話 3463-1905 FAX 5458-4935
戦傷病者手帳	証明書を東京都が発行します。	東京都福祉保健局 生活福祉部 計画課 援護恩給係 電話 5320-4076 FAX 5388-1403

※ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、発行手数料を自己負担して世帯全員の住民票・課税証明書を整えた場合は、直接NHKに申請することもできます。

### ■申 請 先

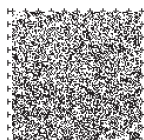
NHK中央営業センター  
 〒150-0041 神南1-6-12 渋谷コロンバンビル2F  
 電話 5456-2141

## 粗大ごみ等廃棄物処理手数料の免除

申請により、粗大ごみの収集にかかる手数料が免除されます。

- 対 象
- ① 特別児童扶養手当または児童扶養手当を受給している世帯
  - ② 火災等の災害を受けた人
  - ③ 生活保護受給者
  - ④ 老齢福祉年金受給者 ※老齢基礎年金受給者は免除対象ではありません。

■問い合わせ先 粗大ごみ受付センター 電話 6834-4777



## 自転車駐輪場の使用料免除

- 対象施設 区と協定を結んだ協定民間駐輪場(区内12か所)を通勤・通学で利用する場合、使用料が免除されます。 ※ 場所等についてはお問い合わせください。
- 持参するもの ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちのいずれか  
② 通勤・通学定期等
- 問い合わせ先 土木部 交通政策課 交通政策係 電話 3463-1854 FAX 5458-4908

## 渋谷区役所前公共地下駐車場の駐車料金免除

障害のある方が手帳を提示すれば、渋谷区役所前公共地下駐車場の駐車料金が入庫後3時間まで無料となります。

- 対象 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかをお持ちの方  
※ 同乗者(児童を含む)が手帳を持っている場合にも、免除の対象となります。
- 問い合わせ先 渋谷区役所前公共地下駐車場 管理事務所 電話 5458-8801

## 電話番号案内の無料利用

障がいのある方は、申請により、NTTの電話番号案内104番を無料で利用できます。

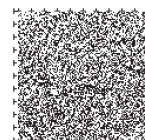
- 対象 次のいずれかに該当する方
- ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

区 分	等 級
視覚障がい	1～6級
肢体不自由(上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1級、2級
聴覚障がい	2級、3級、4級、6級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい	3級、4級

- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

区 分	等 級
視覚障がい	特別項症～第6項症
肢体不自由(上肢)	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2項症、第4項症
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症

- 問い合わせ先  
NTT「ふれあい案内」 電話 0120-104174  
受付時間 9時～17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



## 携帯電話基本使用料金などの割引

携帯電話各社で基本使用料金などの割引制度があります。

電話会社により割引内容が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。

■対象 次のいずれかをお持ちの方

- ① 身体障害者手帳
- ② 愛の手帳(療育手帳)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証

## 郵便料金の減免・郵便はがきの無償配布(青い鳥郵便葉書)

### 郵便料金の減免

■無料となるもの

点字郵便物および特定録音等郵便物(特定盲人施設の発受するもの)で開封のもの

■別に郵便料金表を設けるもの

点字ゆうパック、視聴覚障がい者用ゆうパック、心身障がい者用ゆうメール(図書館の発受する図書)

■第三種郵便物

心身障がい者団体発行の第三種郵便物は、許可条件と料金に特例が設けられています。

### 郵便はがきの無償配布(青い鳥郵便葉書)

重度の障がいがある方に、年1回、無償で郵便はがきを20枚配付します。

■対象

- ① 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ② 愛の手帳1・2度をお持ちの方

■受付期間

4月1日～5月31日

■配付期間

4月配布開始日以降、5月31日まで

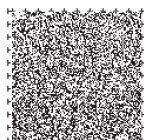
■手続き

お持ちの身体障害者手帳または愛の手帳をご持参のうえ、最寄りの郵便局でお申し込みください。郵送でも受け付けています。

郵送でのお申込みは、郵便局備え付けの用紙または「青い鳥郵便葉書配布申込書」と明記した適宜な用紙に、住所、氏名、身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度の別を記載してください。

■問い合わせ先

名称	所在地	電話・FAX番号
日本郵便 渋谷郵便局	〒150-8799 渋谷1-12-13	電話 0570-943-622 (通話料有料) FAX 3499-5944
日本郵便 代々木郵便局	〒151-8799 西原1-42-2	電話 0570-943-590 (通話料有料) FAX 5790-0527



## 区立スポーツ施設の使用料免除

区立のスポーツ施設を身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が利用する場合、施設窓口で手帳を提示して事前に登録することにより、登録された方と付き添いの方1名の使用料が免除されます。(区内在住・在勤・在学者に限る)

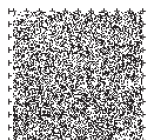
施設名	所在地	免除されるもの	電話番号
渋谷区スポーツセンター	西原1-40-18	プール・トレーニングジム 使用料	電話 3468-9051
猿楽トレーニングジム	猿楽町12-35	トレーニングジム使用料	電話 3461-3447
中幡小学校温水プール	幡ヶ谷3-49-1	プール使用料	電話 3376-1069
代官山スポーツプラザ	代官山町17-9	プール使用料	電話 5428-0831
ひがし健康プラザ	東3-14-13	プール使用料	電話 5466-2291
上原中学校温水プール	上原3-41-2	プール使用料	電話 3460-7531
渋谷本町学園温水プール	本町4-3-1	プール使用料	電話 3373-1303

■問い合わせ先 学びとスポーツ部 学びとスポーツ課 スポーツ振興係 電話 3463-3295  
Eメール div-sports-shinko@shibuya.tokyo

## 区立文化施設等の入館料・観覧料免除

障害者手帳を提示することで、障がいのある方と付き添いの方1名について、区立文化施設等の入館料・観覧料が免除されます。

施設名	所在地	免除されるもの	電話番号
白根記念渋谷区郷土博物館・文学館	〒150-0011 東4-9-1	入館料	電話 3486-2791
松濤美術館	〒150-0046 松濤2-14-14	入館料	電話 3465-9421
旧朝倉家住宅	〒150-0033 猿楽町29-20	観覧料	電話 3476-1021
コスモプラネタリウム渋谷 (文化総合センター大和田12階)	〒150-0031 桜丘町23-21	観覧料	電話 3464-2131
ふれあい植物センター	〒150-0011 東2-25-37	入園料	電話 5468-1384



## 都立美術館等の観覧料免除

障害者手帳を提示することで、障がいのある方と付き添いの方について、都立美術館等の観覧料が免除されます。 ※展覧会により無料とならない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

### ■対象

次のいずれかの手帳を所持している方と、その付添者(2名まで。東京都美術館は付添者1名まで)  
身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳

### ■対象施設

江戸東京たてもの園、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館

※ 江戸東京博物館は2022年4月1日～2026年春(予定)まで、大規模改修に伴い全館休館いたします。

## 都立公園等の無料入場・都立公園駐車場の無料利用

### 都立公園等の無料入場

障害者手帳を提示することで、下記の有料の都立公園等に無料で入場できます。

### ■対象

次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ① 身体障害者手帳
- ② 愛の手帳(療育手帳)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

※ 介護が必要な方は、介護者も入場料が免除されます。(原則1名まで)

### ■施設名

旧岩崎邸庭園	旧芝離宮恩賜庭園	旧古河庭園
清澄庭園	小石川後楽園	殿ヶ谷戸庭園
浜離宮恩賜庭園	向島百花園	六義園
井の頭自然文化園	恩賜上野動物園	
葛西臨海水族園	神代植物公園	
多摩動物公園	夢の島熱帯植物館	

※ 車いすの貸し出しについては、各施設にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

- 東京都建設局 公園緑地部 公園課  
電話 5320-5376 FAX 5388-1532
- 各公園管理事務所

### 都立公園駐車場の無料利用

障害者手帳を提示することで、下記の有料の都立公園の有料駐車場が無料で利用できます。

### ■対象

次のいずれかの手帳をお持ちの方

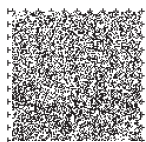
- ① 身体障害者手帳
- ② 愛の手帳(療育手帳)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

### ■施設名

赤塚公園	井の頭恩賜公園	上野恩賜公園
宇喜田公園	浮間公園	大泉中央公園
大島小松川公園	葛西臨海公園	木場公園
砧公園	小金井公園	駒沢オリンピック公園
汐入公園	潮風公園	篠崎公園
石神井公園	城北中央公園	神代植物公園
高井戸公園	舎人公園	中川公園
野川公園	光が丘公園	東綾瀬公園
府中の森公園	水元公園	武蔵国分寺公園
武蔵野公園	武蔵野中央公園	武蔵野の森公園
夢の島公園	代々木公園	蘆花恒春園
六仙公園	和田堀公園	

### ■問い合わせ先

- 公益財団法人 東京都公園協会  
公園事業部 営業課 営業推進係  
電話 3232-3138



# 税の軽減

## 所得税・住民税の障害者控除等

納税者本人、同一生計配偶者(※1)または扶養親族(※2)が所得税法上の障害者に該当する場合、一定の金額の所得控除を受けることができます。また、障害者本人の前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が非課税となります。

※1 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下である者のことをいいます。

※2 扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても、障害者控除が適用されます。

### ■対 象

- ① 精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方(特別障害者)
- ② 愛の手帳をお持ちの方(うち、1・2度は特別障害者)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(うち、1級は特別障害者)

- ④ 身体障害者手帳に身体障害者として記載されている方(うち、1・2級は特別障害者)
- ⑤ 65歳以上で、精神または身体の障がいの程度が①、②または④に準ずるものとして、市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方(うち、特別障害者に準ずるものとして認定を受けている方は特別障害者)
- ⑥ 戦傷病者手帳をお持ちの方(うち、特別項症～第3項症は特別障害者)
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)
- ⑧ 常に就床を要し複雑な介護を要する方(※3)(特別障害者)

※3 その年の12月31日の現況で、引き続き6か月以上にわたって身体の障がいにより寝たきりの状態で、介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない程度の状態にあると認められる方

### ■障害者控除の金額

区 分	対 象	住民税	所得税
障 害 者	身体障害者手帳3級～6級の方、愛の手帳3度・4度の方、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方、戦傷病者手帳第4項症～第6項症および第1款症～第5款症の方など	26万円	27万円
特 別 障 害 者	身体障害者手帳1級・2級の方、愛の手帳1度・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方など	30万円	40万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方	53万円	75万円

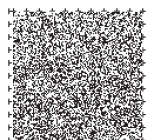
### ■問い合わせ先

(住民税) 区役所税務課 〒150-8010 宇田川町1-1 (区役所本庁舎6階)

電話 3463-1719、3463-1726 FAX 5458-4913

(所得税) 渋谷税務署 〒150-8333 宇田川町1-10

電話 3463-9181 音声ガイダンスが流れますので、「1」番を選択してください。



## ストマ用装具の医療費控除

人工肛門または尿路変向(更)をした方が使用するストマ用装具について、医師が「ストマ用装具使用証明書」を発行した場合には、医療費控除の対象となります。

■問い合わせ先 渋谷税務署  
〒150-8333 宇田川町1-10  
電話 3463-9181

音声ガイダンスが流れますので、「1」番を選択してください。

## おむつ代にかかる費用の医療費控除

おむつ代にかかる費用について、医療費控除の対象となる場合があります。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 傷病により、おおむね6か月以上にわたり、寝たきり状態にあると認められる方
- ② 当該傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

■手続き

医師が発行したおむつ使用証明書(おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、区市町村が主治医意見書の内容を確認した書類または主治医意見書の写し)が必要です。

■問い合わせ先 渋谷税務署  
〒150-8333 宇田川町1-10  
電話 3463-9181

音声ガイダンスが流れますので、「1」番を選択してください。

## 贈与税の非課税

特定障害者の方の生活費などにあてるために、「特定障害者扶養信託契約」に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、6,000万円(特別障害者以外は3,000万円)までは、贈与税がかかりません。

■手続き

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託するときに「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

■問い合わせ先 渋谷税務署  
〒150-8333 宇田川町1-10  
電話 3463-9181

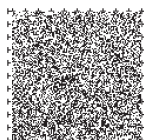
音声ガイダンスが流れますので、「1」番を選択してください。

## 関税の免除

身体障がい者用に特に製作された器具等で政令で定めるもの、および社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品の輸入については、輸入申告の際に必要な手続きを行うことにより、関税が免除される場合があります。

■問い合わせ先

東京税関 業務部 税関相談官室  
〒135-8615 江東区青海2-7-11  
東京港湾合同庁舎 電話 3529-0700



## 相続税の軽減

相続人が所得税法上の障害者であるとき、相続税が減額されます。

### ■対象

所得税法上の障害者(94ページ参照)

■控除額 次の額が相続税額から控除されます。

特別障害者	20万円×(85歳－相続開始時の年齢)
障害者	10万円×(85歳－相続開始時の年齢)

### ■問い合わせ先

渋谷税務署

〒150-8333 宇田川町1-10

電話 3463-9181

音声ガイダンスが流れますので、「1」番を選択してください。

## 個人事業税の軽減

対象	減免額
納税者本人または扶養親族等が所得税法上の障害者に該当する方で、合計所得金額(※)が370万円以下の方。なお、納期限までに申請された方に限ります。 ※ 合計所得＝事業・不動産所得(青色申告特別控除前)＋その他の各種所得	次の額が税額から減免されます。 特別障害者の場合 1人につき10,000円 障害者の場合 1人につき5,000円
両眼の視力が0.06以下の視力障害者で、あん摩、マッサージまたは指圧等の事業を営む方	課税対象とはなりません。

### ■問い合わせ先

渋谷都税事務所

〒151-8546 千駄ヶ谷4-3-15

東京都渋谷合同庁舎4～7階

電話 5422-8780

## マル優制度(少額貯蓄非課税制度)

少額貯蓄非課税制度により、預貯金等の利子等が非課税となります。

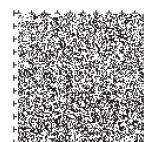
### ■対象となる利子等

- ・ 少額預金(預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券)の元本合計額350万円までの利子
- ・ 少額公債(国債、地方債)の額面の合計額350万円までの利子

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑤ 障害基礎年金を受給している方
- ⑥ 児童扶養手当を受給している児童の母
- ⑦ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を受給している方

■問い合わせ先 最寄りの各金融機関



## 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

### ■制度の内容

#### ① 障がいのある方のためにもっぱら使用する自動車に係る減免制度

一定の要件を満たす場合、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができます。減免の対象となる自動車は、1人につき1台に限られます。

#### [ 減免の対象となる自動車 ]

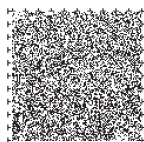
納税義務者(車の所有者または取得者)	運 転 者	使 用 目 的
障がいのある方	障がいのある方	特に問いません
	それ以外	もっぱら障がいのある方の通院、通学等のために使用する
障がいのある方と生計を同じくする方	障がいのある方	
	それ以外	

#### [ 対象となる手帳および障がいの程度 ]

身体障がい		障がいの区分	身体障害者手帳
視覚障がい			1級～3級・4級の1
聴覚障がい			2級・3級
平衡機能障がい			3級・5級
音声機能または言語機能障がい			3級(こう頭が摘出された場合に限る。)
上肢機能障がい			1級・2級
下肢機能障がい			1級～6級
体幹機能障がい			1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい		1級・2級
	移動機能障がい		1級～6級
心臓・じん臓または呼吸器機能障がい			1級・3級・4級
ぼうこう、直腸または小腸機能障がい			1級・3級・4級
肝臓機能障がい			1級～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			1級～3級
知的障がい			
愛の手帳		総合判定1度～3度	
精神障がい			
			精神障害者保健福祉手帳1級 ※自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方に限ります。

※ 戦傷病者手帳または療育手帳をお持ちの方は、都税総合事務センターにお問い合わせください。

※ 障がいの区分(障がい名)が複合している場合、障がいの区分ごとの等級により判断しますので、区分ごとの障がい等級が不明な場合には、都税総合事務センターにお問い合わせください。



② 構造上もつぱら障がいのある方の利用に供する自動車に係る減免制度

障がいのある方がもつぱら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置または浴槽を取り付けるなどの特別仕様の自動車で、現に当該自動車の使用の目的のために供されているものについては、申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免を受けることができます。

[ 減免の対象となる自動車 ]

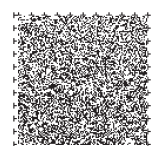
自動車検査証(車検証)の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」または「入浴車」である8ナンバーの特殊用途自動車

■申請先等

申請に必要な書類は、自動車の使用状況により異なる場合があります。

必ず事前にお問い合わせください。

税の種類	自動車税(環境性能割・種別割)、 軽自動車税(環境性能割)	軽自動車税(種別割)
申請期間	① 新規登録、移転登録により取得した車 登録(取得)の日から1か月以内 ② 以前から使用している自動車 納期限(5月31日)まで	5月上旬から納期限(5月31日) まで(5月31日が閉庁日の場合 は翌開庁日まで)
申請先	○ 都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10 練馬都税事務所4階 【自動車税コールセンター】電話 3525-4066 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日、年末年始を除く) ○ 渋谷都税事務所 〒151-8546 千駄ヶ谷4-3-15 東京都渋谷合同庁舎4～7階 電話 5422-8780 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時 (祝日、年末年始を除く)	渋谷区役所 税務課 税務管理係 (区役所本庁舎6階) 電話 3463-1704 FAX 5458-4913 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時 (祝日、年末年始を除く)



# 住 ま い

## グループホーム（共同生活援助）【障害者総合支援法の障害福祉サービス】

障がいのある方が、夜間や休日、共同生活を行う住居です。入浴、排せつまたは食事の介護、生活等に関する相談や日常生活上の援助を行います。

### ■対 象

共同生活援助のサービスの支給決定を受けている方

(例)

- ・ 入所施設を退所して、いきなり単身生活をするのに不安があるので、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ・ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域で暮らしたい方

### ■種 類

#### ・ 滞在型グループホーム

入居期間に定めのないグループホームです。

#### ・ 通過型グループホーム(東京都独自の制度)

グループホームから単身生活への移行を図るための支援を行います。入居期間に定めがあり、最長で3年間です。

### ■費 用

家賃、食費・光熱水費等

※ グループホームによって、費用の内容・金額は異なります。

※ 世帯区分が生活保護または低所得の方は、家賃の実費負担が月1万円軽減されます。

### ■手 続 き

サービスの申請から利用までの流れについては、12～13ページに掲載しています。

### ■施 設

区内のグループホームの一覧は、148ページに掲載しています。(区外のグループホームにも入居できます。)

### ■問い合わせ先

[サービスの内容、利用申請について]

○ 障がい者福祉課 知的福祉係

電話 3463-1978 FAX 5458-4935

○ 障がい者福祉課 精神福祉係

電話 3463-1905 FAX 5458-4935

○ 障がい者福祉課 身体福祉係

電話 3463-1937 FAX 5458-4935

[グループホームの空き状況について]

各グループホームにお問い合わせください。

## 障害者グループホーム入居者家賃助成

障害者総合支援法に基づく共同生活援助の支給決定を受け、障害者グループホームに入居されている方で、所得が一定金額未満の場合に、その家賃を助成しています。

### ■対 象

渋谷区から共同生活援助のサービスの支給決定を受けており、障害者グループホーム等に入居されている方

### ■支給方法

四半期ごとに支払います。

### ■助 成 額

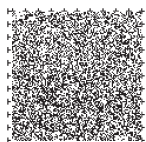
所得等により、助成額が変わります。

詳しくは、お問い合わせください。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 知的福祉係

電話 3463-1978 FAX 5458-4935



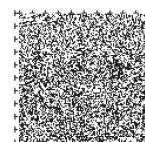
## 都営住宅の申込み

都営住宅に申し込むとき、申込みの機会や当選率が一般の方より優遇されます。(所得制限有)

種 別	募集時期	優 遇 内 容	
一般世帯向住宅 (優遇抽選)	5月、11月 (予定)	募集方法	抽 選 (一般の方より有利な当選率で受けられる場合があります。)
		優遇対象	申込者本人または同居親族が次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちのいずれかをお持ちの方 ② 戦傷病者手帳恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上をお持ちの方 ③ 難病患者の方 ④ 原爆被爆者健康手帳をお持ちの方
心身障害者世帯向住宅 (ポイント方式)	8月、2月 (予定)	募集方法	抽選をしないで、住宅困窮度の高い順に住宅をあっせんします。
		申込対象	都内に引き続き3年以上居住している18歳以上の方で、申込者本人または同居親族が次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳1～4級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ④ 戦傷病者手帳恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上
車いす使用者世帯向住宅 (ポイント方式)	8月、2月 (予定)	募集方法	抽選をしないで、住宅困窮度の高い順に住宅をあっせんします。
		申込対象	都内に居住している18歳以上の方で、申込者本人または6歳以上の同居親族が身体障がいにより車いすを使用しており、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 戦傷病者手帳恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上
単身者車いす使用者住宅 (抽選)	8月、2月 (予定)	募集方法	抽 選
		申込対象	都内に引き続き3年以上居住している18歳以上の車いす使用者で、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 戦傷病者手帳恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上
あき家単身者向住宅 (抽選)	5月、8月、11月、2月 (予定)	募集方法	抽 選
	毎月募集	申込対象	都内に引き続き3年以上居住している18歳以上の方で、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳1～4級 ② 愛の手帳1～4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1～3級

### ■問い合わせ先

- JKK(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター 電話 3498-8894
- 渋谷区営住宅等窓口 電話 3463-3552



## 区営住宅の申込み

■募集 あき家が発生するごとに行います。

■住宅の種類 身体障がい者住宅（家族向け・単身向け）、車いす使用者住宅（家族向け・単身向け）

■対象 次の1、2の要件に該当する方

1 身体障害者手帳1～4級、または戦傷病者手帳恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上をお持ちの方で、次の①～⑥のすべてに該当する方

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ① 渋谷区に引き続き2年以上居住している方 | ④ 所得が基準内である方 |
| ② 18歳以上の方             | ⑤ 住宅に困っている方  |
| ③ 住民税を滞納していない方        | ⑥ 暴力団員でない方   |

2 住宅の種類により、次の要件があります。

住宅の種類	要件
家族向け	申込者本人または家族が上記の障害者手帳をお持ちであること。
単身向け	申込者本人が上記の障害者手帳をお持ちであること。
車いす使用者	上記要件のほか常時、車いすを必要としている方がいる世帯であること。

■問い合わせ先 渋谷区営住宅等窓口 電話 3463-3552

## UR賃貸住宅の申込み

1 新築のUR賃貸住宅(抽選)に申し込む場合

申込本人または同居する親族が、次のいずれかに該当する場合、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。

■対象 次のいずれかに該当する方

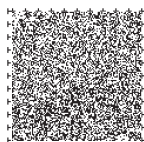
- ① 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方
- ② 愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方
- ③ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方

2 既存のUR賃貸住宅(先着順)に申し込む場合

入居時に敷金(2か月分の家賃)以外の礼金、仲介手数料、更新料、保証人を用意する必要がありません。一部の住宅を除き、先着順で入居可能です。

■空室(既存のUR賃貸住宅)状況の問い合わせ先

- UR都市機構 東日本賃貸住宅本部  
電話 0120-411-363(フリーダイヤル)、  
3347-4330  
定休日 なし  
ホームページ  
<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>
- UR渋谷営業センター  
渋谷区渋谷1-16-9 渋谷K・Iビル6階  
電話 6681-5202  
定休日 水曜日、年末年始



## UR賃貸住宅の近居割

抽選優遇対象世帯等とその親族世帯の2世帯が、同一団地またはおおむね半径2km以内に存する団地、もしくはURが指定するエリア内に居住する場合に、近居割対象団地に新たにご入居いただく世帯の家賃を5%減額します。  
(入居後最長5年間)

### ■対 象

UR賃貸住宅の申込み(101ページ)で抽選優遇対象となる障がい者世帯

### ■問い合わせ先

UR賃貸住宅の申込み(101ページ)の問い合わせ先と同じ

## 住宅設備改善費の助成

重度の身体障がいのある方の自宅の段差の解消、手すりの設置等に要する費用を支給します。詳しくは57ページに掲載しています。

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937 FAX 5458-4935

## 立ち退きに伴う住み替え家賃補助

取り壊しなどで立ち退きを求められ、住み替える必要がある世帯に、家賃の差額の一部を補助します。

### ■対 象

身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、次のすべてに該当する方

- ① 渋谷区に引き続き2年以上居住している方
- ② 区内の民間賃貸住宅に居住し、取り壊しなどにより立ち退きを求められ、区内の民間賃貸

住宅に住み替える必要がある方

- ③ 住み替え後の住宅の規模が原則として基準を超えるもの
- ④ 住民税を滞納していない方
- ⑤ 生活保護等を受けていない方
- ⑥ 前年の世帯の総収入額が基準額以下

### ■問い合わせ先

住宅政策課 居住支援係(区役所本庁舎12階)  
電話 3463-1848 FAX 5458-4947  
Eメール sec-jutakukanri@shibuya.tokyo

## 入居支援事業

- ① 入居支援に協力する不動産会社をご案内します。
- ② 必要な方には、区と協定を締結した居住支援法人が賃貸借契約までの同行支援を行います。
- ③ 賃貸借契約に伴う保証人がいない場合に、国土交通省に登録している民間保証会社を紹介し、初回保証料の一部を補助します(所得制限等あり)。

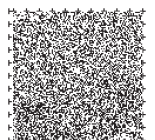
### ■対 象

区内の住宅から区内の民間賃貸住宅に住み替える方で、次のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯

- ・ 身体障害者手帳1～4級
- ・ 愛の手帳1～3度
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級

### ■問い合わせ先

住宅政策課 居住支援係(区役所本庁舎12階)  
電話 3463-1848 FAX 5458-4947  
Eメール sec-jutakukanri@shibuya.tokyo



## 渋谷区居住支援協議会

民間賃貸住宅への入居が困難な障がい者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を図るため、福祉団体や不動産団体、居住支援法人と情報共有するとともに、必要かつ効果的な支援策等について協議を行います。居住支援協議会を中心として、住宅確保要配慮者向けの情報発信や不動

産オーナー等関係者向けのセミナー開催などの活動を実施します。

### ■問い合わせ先

住宅政策課 居住支援係（区役所本庁舎12階）  
電話 3463-1848 FAX 5458-4947

## 住宅簡易改修支援事業

区が協定を結んでいる建築業者団体に登録している区内の施工業者による住宅簡易改修工事費の一部を助成します。

### ■対象住宅

区内の住宅(店舗などと兼用の場合は住宅部分、共同住宅の場合は専用部分が対象)

### ■申請資格

- ① 区に住民登録があり、対象住宅に居住していること。
- ② 対象住宅の所有者、所有者の配偶者、親または子であること。

※ この他にも条件があります。工事の前にお問い合わせください。

### ■助成金額

消費税を除く5万円以上の工事費用の2割（千円未満は切捨て）

### ■助成上限額

10万円

### ■申 込 先

東京土建一般労働組合渋谷支部  
「すまいの相談室」 電話 6304-2317

### ■問い合わせ先

住宅政策課 住環境整備係（区役所本庁舎12階）  
電話 3463-3548 FAX 5458-4947  
Eメール sec-jutakussk@shibuya.tokyo

## 生活福祉資金の貸付（住まい）

住居の移転に際し必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費、住宅の増改築や補修等に必要な経費として一定の資金を必要とするときに、保証人有ら無利子、無なら年1.5%で資金を貸し付けます。詳しくは61ページに掲載しています。

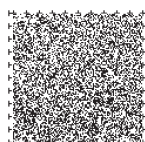
### ■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904

## 住まいの安全を確保するために

地震や火災から身を守るためには、まず、住まいを安全な空間にすることが大切です。区では、災害時の備えを万全なものにするために、次の事業を行っていますので、ご活用ください。

- ・ 救急通報システムの設置 65ページ
- ・ 耐震に関するご相談 133ページ
- ・ 家具の転倒防止 134ページ
- ・ 住宅用火災警報器の設置 136ページ



# 仕事

## 渋谷区障害者就労支援センター ハートバレーしごや

障がいのある方の就労の機会拡大を図り、安心して働き続けられるよう、職業相談、就労準備支援、職場開拓、職場定着支援等を行っています。

### ■対象

区内在住の障がいのある方とその家族・関係者

### ■利用方法

電話・FAXで予約してください。

### ■受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
10時～18時

### ■問い合わせ先

渋谷区障害者就労支援センター  
ハートバレーしごや  
〒150-0031 桜丘町23-21 文化総合センター大和田9階  
電話 3462-2513 FAX 3462-2820

## ハローワーク渋谷

障がいのある方の職業相談や職業紹介、職業訓練施設への受講のあっせんなどを行っています。また、手話による相談日もあります。

### ■問い合わせ先

ハローワーク渋谷 専門援助第二部門  
〒150-0041 神南1-3-5  
電話 3476-8609 部門コード44 #  
FAX 3476-0988

## 東京しごとセンター専門サポートコーナー

就労を希望しながらも、障がいをはじめ、社会的、経済的、その他の事由により就労が困難な人に、就労準備から就労後の定着までを支援します。

### ■支援の流れ(要申込)

- ① 就労支援計画作成  
ご希望や課題に応じて、ご利用者ごとに就労活動の計画を作成し支援を行います。
- ② 就労に向けた準備  
専任アドバイザーとのカウンセリングや、就労に役立つ各種セミナー(生活リズム改善、面接対策、パソコン講座等)を行います。
- ③ 職場体験・職場見学  
職場の雰囲気を知るための見学・体験を行います。専任の支援員が企業へ同行します。
- ④ マッチング・就労活動支援  
就労困難な方向けに配慮した求人の紹介をします。雇用条件の調整や採用面接同行等も

行います。

### ⑤ 定着支援

就労後も、職場訪問や働く環境の調整など職場定着に向けたサポートを行います。

### ■支援期間

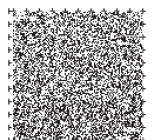
- ・ 就労支援(①～④):1年間
- ・ 定着支援(⑤):6か月間

### ■受付時間

月曜日～金曜日 9時～20時  
土曜日 9時～17時  
(祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

### ■問い合わせ先

公益財団法人 東京しごと財団  
東京しごとセンター 専門サポートコーナー  
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 5階  
電話 5211-8701  
ホームページ <https://tokyoshigoto-senmon.net>



## 生活福祉資金の貸付（就職・自営業・技能習得）

下記の目的で一定の資金を必要とするときに、保証人なら無利子、無なら年1.5%で資金を貸し付けます。詳しくは61ページに掲載しています。

### ■資金の目的

- ・就職の支度に必要な経費（スーツ・靴・通勤定期等の購入費）※採用通知等が必要
- ・生業（自営業）を営むために必要な経費 ※中

小企業診断士との面接があります。

- ・技能習得に必要な経費 ※貸付対象となる学校、講座のみ

### ■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904

## 東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

### 【障害者雇用就業サポートデスク】

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます（職業紹介はしていません。事前予約制です）。

月～金 午前9時～午後5時

電話 03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

### 【就活セミナー】

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。

障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

### 【企業見学】

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

### 【職場体験実習】

企業で働いた経験がない（少ない）、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方

は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

### 【障害者委託訓練事業】

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- ・障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と現場実習など）
- ・実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃など）
- ・e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者が対象。Web制作実践講座など）
- ・在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

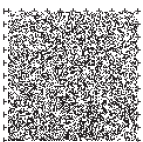
受講料…無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

### ■問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団  
総合支援部 障害者就業支援課  
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3  
東京しごとセンター8階  
電話 5211-2681  
ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



## 東京障害者職業センター

ハローワーク等の関係機関と密接な連携を保ちながら、次の業務を行っています。

対 象	内 容
障がいのある方に	職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応支援
障がいのある方と事業主の双方に	ジョブコーチ支援、精神障害者職場復帰支援(リワーク支援等)
事業主の方に	障がいのある方の雇用管理等に関する相談と支援、雇用管理サポート講習会等
関係機関の方に	職業リハビリテーションに関する技術的な助言や援助、各種研修・セミナー等

### ■受付時間

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
8時45分～17時

※ 相談は予約制です。事前に電話でお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

- 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部 東京障害者職業センター  
〒110-0015 台東区東上野4-27-3  
上野トーセイビル3階  
電話 6673-3938 FAX 6673-3948  
Eメール tokyo-ctr@jeed.go.jp
- リワークセンター東京(リワーク支援のみ)  
〒111-0041 台東区元浅草3-18-10  
上野NSビル7階  
電話 5246-4881 FAX 5246-4882

## 東京障害者職業能力開発校

障がいのある方を対象とした職業訓練施設です。専門知識や技術・技能の習得だけでなく、コミュニケーションやビジネスマナーなど、就職に必要な社会生活スキルもあわせて習得できます。通校が困難な身体障がい者用の付属寮もあります。

### ■対 象

・ハローワークに求職登録している方 ・障がいもしくは症状が安定している方 ・集団生活に適応できる方 ・職業訓練の受講意欲と就職への意欲がある方 ・校内生活において日常的に介護(介助や身の回りの世話)を必要としていない方 ・就業に必要な技術習得が見込まれる方 ・職業訓練を受講することにより職業的自立が見込まれる方 ・各課が設定した1日6～8時間の訓練を継続して受講できる方

### ■訓練科目(科目により対象者が異なります)

・就業支援科 ・調理・清掃サービス科 ・オフィスワーク科 ・ビジネスアプリ開発科 ・ビジネス総合事務科 ・グラフィックDTP科 ・ものづくり技術科 ・建築CAD科 ・製パン科 ・職域開発科 ・OA実務科 ・実務作業科

### ■訓練期間

1年間(職域開発科、調理・清掃サービス、オフィスワーク科は6か月間、就業支援科は3か月間)

### ■費 用

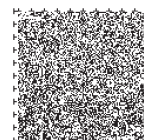
授業料と教科書代は無料。資格試験の受験は自己負担。一部の科目では作業服代が自己負担。

### ■申込方法

ハローワークで受付。毎年9月以降に募集(3・6か月の訓練科目は年4回募集)。詳細は、東京障害者職業能力開発校にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

- 東京障害者職業能力開発校  
〒187-0035 小平市小川西町2-34-1  
電話 042-341-1427  
FAX 042-341-1451
- ハローワーク渋谷 専門援助第二部門  
〒150-0041 神南1-3-5  
電話 3476-8609 部門コード 44 #  
FAX 3476-0988



## 日本視覚障害者職能開発センター

### ① 視覚障がいのある方の就労支援

視覚障がいのある方に就労の場を提供し、一般就労及び現職復帰をめざす方への支援も行っています。

- ・ 就労継続支援B型(定員24名)
- ・ 就労移行支援(定員30名)
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立訓練(生活訓練)(定員6名)

### ② 視覚障がいのある方の就労に関する総合相談

### ③ 職業能力開発訓練事業

重度の視覚障がいのある方を対象に「OA実務科(定員5名)」を設け、事務的職種への就職をめざす方の支援・訓練を実施しています。

(東京障害者職業能力開発校からの委託事業)

#### ■問い合わせ先

社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター  
〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5  
電話 3341-0900 FAX 3341-0967  
Eメール shokunou@jvdc.jp

## 国立職業リハビリテーションセンター

障がいのある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。企業ニーズや障がいのある方の状況に合わせて訓練を行い、並行して職業生活の安定を目指した適応支援を行なっています。通校が困難な身体障がい・難病・高次脳機能障がいのある方用の寮もあります。

#### ■対象

- ① 週5日通所し、1日6時間程度の職業訓練をコース修了期間まで継続して受講できる方
- ② 職業訓練の受講及び職業的自立を希望する方
- ③ ハローワークに求職登録しており、国立職業リハビリテーションセンターやハローワークと相談し、助言を受けながら就職を目指したい方

#### ■訓練科目

・メカトロ系(機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科) ・建築系(建築設計科) ・情報系(OAシステム科、DTP・Web技術科) ・ビジネス系(経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科) ・物流系(物流・資材管理科) ・職域開発系(アシスタントワーク科)  
計6系11科

#### ■訓練期間

標準コース:1年間

短期コース:6か月間(職域開発系を除く)

#### ■費用

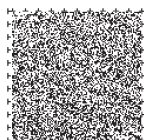
受講料は無料。ただし、訓練科によって参考書、作業服、安全靴などは自己負担。

#### ■申込方法

求職登録をしているハローワークを通じて、国立職業リハビリテーションセンターに入所の手続きをしてください。入所機会は年間10回あります。

#### ■問い合わせ先

- 国立職業リハビリテーションセンター  
〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2  
電話 04-2995-1201  
FAX 04-2995-1277  
ホームページ  
<https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>
- ハローワーク渋谷 専門援助第二部門  
〒150-0041 神南1-3-5  
電話 3476-8609 部門コード 44#  
FAX 3476-0988



## 重度身体障害者在宅パソコン講習

重度の障がいがあるため、一般の教育・訓練を受けることが困難な方に、在宅での就労に必要なコンピュータ技術の講習を行います。

■対 象 次のすべてに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ② 高校卒業程度の学力がある方
- ③ 在宅等で週20～30時間程度の学習時間が確保できる方

■講習期間

2年間(4月から翌々年3月まで)

■費 用

無料

■問い合わせ先

社会福祉法人 東京コロニー 職能開発室

〒164-0001 中野区中野5-3-32

電話 6914-0859 FAX 6914-0869

ホームページ

<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

## たばこ販売の許可

身体障害者手帳をお持ちの方が、たばこ小売販売業の許可を申請した場合、許可基準の緩和措置が適用されます。なお、この場合、病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者が自らたばこ販売業に従事する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

■対 象

身体障害者手帳をお持ちの方

■問い合わせ先

○ 許可基準に関する問い合わせ先

財務省 関東財務局 理財部 理財第三課

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館15階

電話 048-600-1121

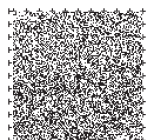
FAX 048-600-1227

○ 申請方法に関する問い合わせ先

日本たばこ産業(株)東京支社 許可担当

〒130-8603 墨田区横川1-17-7

電話 6703-7704 FAX 3624-6120



## 障がい者支援団体の店

渋谷区内の障がい者支援事業所に通う当事者の方々が作成した自主製品などを販売しているお店です。実際に当事者の方が、自主製品の販売や喫茶での接客を行うお店もあります。お店はどなたでも、ご利用いただけます。

### 〔 販売店一覧 〕

販売店名（運営団体名）	所在地
みどり工房コミュニティカフェ部門 みどり食堂 （（特非）よりどりみどり）	神宮前2-15-7 大野ビル1階
渋谷まる福 （（特非）ホープワールドワイド・ジャパン）	笹塚2-16-1
おかし屋ぱれっと/工房ぱれっと （（特非）ぱれっと）	東2-11-4
むつみ工房ショップ （（特非）むつみ福祉会）	幡ヶ谷3-47-5
ハチ公そば&渋谷まる福PLUS （（特非）ホープワールドワイド・ジャパン）	宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎1階
ローランズ原宿 （（一社）ローランズプラス）	千駄ヶ谷3-54-15 ベルズ原宿ビル1階
KURUMIRU 都庁店 （東京都）	東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁都民広場地下1階
KURUMIRU 錦糸町マルイ店 （東京都）	東京都墨田区江東橋3-9-10 錦糸町マルイ2階
KURUMIRU 伊勢丹立川店 （東京都）	東京都立川市曙町2-5-1 伊勢丹立川店4階

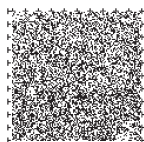
### 障がい者支援事業所を紹介する冊子「つながりカタログ」を配布しています

区内の障がい者支援事業所（就労継続支援A型・B型、生活介護）の活動や自主製品等を紹介する冊子「つながりカタログ」を作成しています。豊富な写真で、日頃の活動の様子が伝わる冊子です。区のホームページ上で公開しているほか、障がい者福祉課でも配布しています。

#### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 障がい者福祉施設係 電話 3463-1922 FAX 5458-4935

※ 製品についての問い合わせや、発注、受託できる仕事については、各事業所に直接お問い合わせください。



# 子育て・教育

## 子ども発達相談センター

区内在住で、主に就学前のお子さんの発達について、気になることや心配なことへの相談・助言を行っています。また、障害児相談支援事業、園・学校等訪問支援事業「いんくる」(保育所等訪問支援)も行っています。専門スタッフ(保健師、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、保育士、小児科医、児童精神科医、整形外科医)が対応します。お気軽にご相談ください。

### ■相談方法

- ・ 電話相談
- ・ 来所相談
- ・ オンライン相談
- ・ 家庭への訪問相談

### ■相談日時

月曜日～金曜日 9時～17時  
(祝日、年末年始を除く)

### ■日曜発達相談会

仕事のため平日に来所できない方を対象に、日曜日の相談会を開催しています。(事前申込制)  
毎月第3日曜日 9時～17時

### ■オンライン相談

オンライン会議アプリケーション(Microsoft Teams)を利用して、専門スタッフに相談できます。1回の相談は30分程度です。

相談の申込は、渋谷マイポータルから受け付けています。(初回ログイン時にアカウント登録が必要です)

### ■問い合わせ先

子ども発達相談センター  
〒150-0042

宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ7階  
電話 3463-3786 FAX 5458-4965  
Eメール kodomo-h@shibuya.tokyo

## 就学相談

就学相談とは、さまざまな教育の場を紹介しながら、お子さんが持っている力を伸ばすために、どのような環境や学習が必要なのか、お子さんの教育的ニーズ等に応じて、保護者の方とともに考え、最もふさわしい就学先を相談する場です。小学校就学にあたっての相談だけでなく、中学校就学の相談も受け付けています。

就学相談は、保護者の方からの申請によって始まり、保護者の方の理解をもって就学先を決定し、終了します。必要に応じて、相談は継続されます。

### ■申込方法

特別支援学級(固定学級、116ページ)、都立特別支援学校(117ページ参照)への就学を希望する場合は、就学相談の申込みが必要です。申込期間中に窓口または電話で必ずお申し込みください。

■申込期間 5月1日～8月31日

### ■問い合わせ先

渋谷区教育センター 教育相談係/就学相談担当  
(渋谷区子育てネウボラ6階)

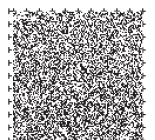
電話 3463-3479 FAX 5458-4954  
Eメール eec-kyoikucentersodan@shibuya.tokyo

## 「渋谷区子育てネウボラ」とは

妊娠期から18歳になるまでのすべての子どもとその家族に、切れ目ないサポートを行うための拠点施設です。子ども家庭支援センター、子ども発達相談センター、教育センター、中央保健相談所の他、2・3階の「coしびや」(渋谷区神南ネウボラ子育て支援センター)には、親子同士が交流できるスペースやコミュニティーカフェがあり、地域の子育て支援情報なども提供しています。  
(子育て支援センター開館時間:9時～17時、休館日:火曜日午後、土曜日、祝日)



渋谷区  
子育て  
ネウボラ



## 教育相談

不登校、学業不振、集団不適応、非行などの問題や発達上の問題について専門の相談員が相談に応じています。

### 渋谷区教育センター

#### ■受付日時

種別	相談専用電話番号	受付時間
新規相談	電話 3463-3798	月曜日～金曜日 9時～17時
継続相談	電話 3463-3492	月曜日～金曜日 9時～17時

※毎月第3日曜日は新規相談を受け付けています。

#### ■相談方法

- ・ 来所(面談)  
保護者と相談員、子どもと相談員の面接などを行います。(事前予約制)
- ・ 電話 (相談専用電話番号にお電話ください)
- ・ 電子メール(初回相談のみ)

Eメールohisama17@shibuya.tokyo

※メールの場合、回答に5～6日程度要することがあります。お急ぎの方や、詳しい相談を希望される方は、電話・来所相談をご利用ください。

#### ■問い合わせ先

渋谷区教育センター 教育相談部  
〒150-0042 宇田川町5-6  
渋谷区子育てネウボラ6階  
電話 3463-3492

### 東京都教育相談センター

#### 電話相談

[教育相談一般・いじめ相談ホットライン]  
電話 0120-53-8288 (24時間365日受付)

[高校進級・進路・入学相談]

電話3360-4175

月曜日～金曜日 9時～21時

土・日曜日、祝日 9時～17時 (年末年始を除く)

#### 来所相談(事前予約制)

[教育相談一般]

月曜日～金曜日 9時～18時

毎月第3土曜日 9時～17時 ※8月は第4土曜日

[高校進級・進路・入学相談]

月曜日～金曜日 9時～17時 (年末年始を除く)

#### メール相談

東京都教育相談センターホームページの専用フォームから相談ができます。(返信は1回のみ)  
お急ぎの方や、詳しい相談を希望される方は、電話相談をご利用ください。

ホームページ <https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

#### ■問い合わせ先

東京都教育相談センター  
〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1  
東京都子供家庭総合センター4階

## 都立小児総合医療センター こころの電話相談室

3歳～18歳の子どもの精神的問題や情緒的な問題、発達障がい、不登校などに関して、子ども・家族支援部門の相談員が、ご本人、ご家族、関係者からの相談に電話で応じます。

#### ■主な相談事例

- ・ 精神科の受診を迷っている。
- ・ 無気力になり、学校の成績が下がった。
- ・ 友達関係がうまくいかない。
- ・ 学校に行きたくない。
- ・ 子どもの暴力や反抗が激しい。
- ・ 子どもに落ち着きがない。

- ・ こだわりが強い。気になる癖がある。
- ・ 食事をとらずやせてきた。

#### ■受付時間

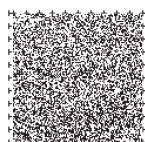
月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  
9時～12時

※ 曜日、時間帯などは変更になる可能性もありますので、ホームページでご確認ください。

#### ■問い合わせ先

電話 042-312-8119 (相談室直通)

ホームページ <https://www.byouin.metro.tokyo.lg.jp/shouni/info/kokorotel.html>



## 児童発達支援（未就学児対象）・放課後等デイサービス（就学児対象）

児童福祉法で定められた、支援が必要な障がいのあるお子さんを対象に通所による療育を提供するサービスです。

### ■対 象

児童発達支援：小学校就学前の障がい児  
放課後等デイサービス：就学中の障がい児

### ■費 用

原則として児童福祉法に定める利用料金の1割。なお、世帯の所得によって、利用者負担上限月額が設けられます。なお、サービス提供時にかかった実費については、自己負担が発生します。

### ■減免制度

- ・ 児童発達支援は、お子さんが満3歳になって初めて迎える4月1日から3年間は、利用料がかかりません。
- ・ 未就学児が複数いる世帯で、第2子以降が児童発達支援を利用する場合には、利用者負担の軽減制度（多子軽減）が適用されます。

※ 詳しくは、16ページに掲載しています。

### ■手 続 き

サービスの申請から利用までの流れについては、12～13ページに掲載しています。

### ■施 設

区内にある事業所の一覧は、149ページに掲載しています。区外の事業所も利用できます。

### ■問い合わせ先

[サービスの内容、利用申請について]

- 障がい者福祉課 身体福祉係  
電話 3463-1937 FAX 5458-4935
- 障がい者福祉課 知的福祉係  
電話 3463-1978 FAX 5458-4935
- 障がい者福祉課 精神福祉係  
電話 3463-1905 FAX 5458-4935

[受け入れ状況について]

各事業所にお問い合わせください。

## はあとぴあキッズ（児童発達支援）

渋谷区障害者福祉センターはあとぴあ原宿では、就学前のお子さんに必要な療育を行っています。（児童発達支援）

### ■対 象

区内在住で、心身の発達に遅れや心配があり、継続的な療育を必要とするお子さん（1歳～就学前）

### ■内 容

- ・ 保育園や幼稚園等と連携して、就園・就学に向けた支援を行います。
- ・ 心と身体をバランスよく育て、丈夫な身体づくりを基本に、生活に必要な力を培います。
- ・ 小グループでの活動を通じて集団への適応力を高め、学習意欲を育てます。（必要に応じて個別指導を行います）

### ■定 員 20名

### ■療育時間

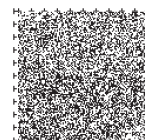
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
お子さんの状態に合わせて個別に決定します。

### ■費 用

児童福祉法に定める利用料金の1割  
※ お子さんが満3歳になって初めて迎える4月1日から3年間は、利用料がかかりません。

### ■問い合わせ先

はあとぴあキッズ  
〒150-0001 神宮前3-18-37  
電話 5412-0051 FAX 5412-2356  
受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時  
（祝日、年末年始を除く）



## 代々木の杜ピア・キッズ

渋谷区障害者福祉センター代々木の杜ピア・キッズでは、発達に心配のあるお子さんに対する支援を行っています。

### ■実施事業

- ・ 児童発達支援
  - 一般クラス:ポルテ
  - 言語聴覚クラス:ピッコロ
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児相談支援

### ■定員

35名(児童発達支援と放課後等デイサービスを合算した定員数)

### ■費用

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
  - … 児童福祉法に定める利用料金の1割
  - ※ 児童発達支援と保育所等訪問支援は、お子さんが満3歳になって初めて迎える4月1日から3年間は、利用料がかかりません。
- 障害児相談支援 … 利用料はかかりません。

### ■問い合わせ先

代々木の杜ピア・キッズ  
〒151-0053 代々木2-35-1  
電話 5371-1550、5371-1561  
FAX 5371-1554  
受付時間 火曜日～土曜日 9時～18時  
(祝日、年末年始を除く)

### 児童発達支援（一般クラス：ポルテ）

#### ■対象

区内在住で、心身の発達に遅れや心配があり、継続的な療育を必要とするお子さん

[午前療育] 1歳～就学前

[午後療育] 3歳～就学前

#### ■療育時間

火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）  
お子さんの状態に合わせて個別に決定します。

#### [午前療育]

グループ指導を中心に、お子さんの状態に応じて個別指導を併用します。基本的な身の回りのことができる力を育て、大人との安定した関係を築くことにより情緒の安定と意欲を高めます。

#### [午後療育]

ソーシャル・スキル指導を中心にした小グループ指導と、お子さんの状態に応じて個別指導を併用します。

### 児童発達支援(言語聴覚クラス:ピッコロ)

#### ■対象

区内在住で、発音がはっきりしない、お話しがスムーズに出てこない、どもってしまう、ことばの発達が遅いなどの心配があるお子さん  
(3歳～就学前)

#### ■療育時間

火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）  
お子さんの状態に合わせて個別に決定します。

#### ■内容

言語聴覚士等との個別指導。  
必要に応じてグループ指導を行います。

### 放課後等デイサービス(コパン)

#### ■対象

区内在住で、主に小学校1年生～3年生の療育を必要とするお子さん

#### ■療育時間

火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）  
お子さんの状態に合わせて個別に決定します。

#### ■内容

グループ指導を中心に、個々のお子さんの状態に合わせた個別の課題設定や関わりを行います。学校での集団生活への適応や生活能力の向上をめざし、保護者やお子さんの希望もふまえてプログラムを設定します。

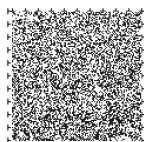
### 保育所等訪問支援

#### ■対象

保育園・幼稚園などを利用中または利用予定で、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とするお子さん

#### ■内容

保育園、幼稚園、認可保育園、小学校等を療育の専門職員が訪問し、集団場面におけるお子さんへの直接支援や、保育園等の職員にお子さんの支援に関する提案や情報共有などを行います。



## 障害児相談支援

### ■対 象

区内在住で、児童通所サービスまたは障害福祉サービスを利用している18歳未満の方(申請中の方を含む)

### ■内 容

福祉サービスの利用についての相談を受け付け、手続きの支援を行うほか、個人の発達の状況に応じて、適切な福祉サービスを利用できるよう支援計画を作成します。

## りばあさいど原宿 (Seamless Support Labs ライズ・スプレッド)

渋谷区りばあさいど原宿では、主に身体障がいのあるお子さんに対する支援を行っています。ご本人の状態や体調に合わせて訪問と通所を組み合わせ、就学前から学齢期にかけて切れ目のない支援を提供します。

### ■実施事業

- ・ 児童発達支援(定員5名)
- ・ 居宅訪問型児童発達支援(定員2名程度)
- ・ 放課後等デイサービス(定員10名)
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児相談支援

### ■費 用

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援  
… 児童福祉法に定める利用料金の1割
- ※ 児童発達支援と保育所等訪問支援は、お子さんが満3歳になって初めて迎える4月1日から3年間は、利用料がかかりません。
- 障害児相談支援 … 利用料はかかりません。

### ■問い合わせ先

りばあさいど原宿  
(Seamless Support Labs ライズ・スプレッド)  
〒150-0001 神宮前3-18-33  
電話 5843-0752 (児童発達支援)  
5843-0753 (放課後等デイサービス)  
FAX 5843-0732  
受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時  
(祝日、年末年始を除く)

## 児童発達支援

### ■対 象

区内在住で、主に身体障害(重症心身障がい、医療的ケアを含む)のある1歳～5歳(就学前)のお子さん

### ■療育時間 (お子さんの状態に合わせて個別に決定)

月曜日～金曜日 9時30分～13時30分  
(祝日、年末年始を除く)

### ■内 容

それぞれの目標や活動内容に応じて、保育士、児童指導員、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と共にプログラムを実施します。

### 【1～3歳】

生活リズムをつくることを重点に「あそび」や「リハビリ」を通して友達や支援者等ご家族以外の他者と信頼関係構築を図ります。

### 【4～5歳】

気持ちの表現や、他者へ自分の気持ちを伝える経験積み、就学を見据えて必要な支援を実施します。

## 居宅訪問型児童発達支援

### ■対 象

区内在住で、重度の障がい等(医療的ケア含む)により外出が困難な1～5歳(就学前)のお子さん

### ■療育時間 (お子さんの状態に合わせて個別に決定)

月曜日～金曜日 1回1時間程度  
(祝日、年末年始を除く)

### ■内 容

専門職(保育士・看護師・理学療法士等)が自宅を訪問し、本人に必要な「遊び」や「リハビリ」などの個別プログラムを提供します。



## 放課後等デイサービス

### ■対象

区内在住で、主に身体障害(重症心身障がい、医療的ケアを含む)のある6歳～18歳(学齢期)のお子さん

### ■療育時間

(お子さんの状態に合わせて個別に決定)

月曜日～金曜日 13時30分～17時30分

長期休み 11時～17時

### ■内容

目標や活動内容また年齢や状態像に応じてグループを作り、未就学期に引き続きプログラムを実施します。

### [小学校低学年]

学校と通所により他者と関わることの楽しさを感じ、興味関心の幅を広げるための支援を行います。

### [小学校高学年]

自分の「得意」を見つけ、自信を持って次のライフステージへ行けるように準備します。

### [中・高校生]

経験を積み重ね、見つけた「得意」を将来に繋げるとともに、それぞれの自己実現のための支援を行います。

## 保育所等訪問支援

### ■対象

保育園・幼稚園などを利用中または利用予定で、集団生活の適応のための専門的な支援(医療的ケアを含む)を必要とするお子さん

### ■内容

保育園、幼稚園、認可保育園、小学校等を療育の専門職員が訪問し、集団場面におけるお子さんへの直接支援及び保育園職員等への支援方法提案などを通して相互理解を図ります。

## 障害児相談支援

### ■対象

区内在住で、児童通所サービスまたは障害福祉サービスを利用している18歳未満の方(申請中の方を含む)

### ■内容

福祉サービスの利用についての相談を受け付け、手続きの支援を行うほか、個人の発達の状況に応じて、適切な福祉サービスを利用できるよう支援計画を作成します。

## 居宅訪問型保育事業 (障がい児向け)

### ■対象児童

1歳から小学校就学前までのお子さんで、次のすべてに該当する方(0歳児は要相談)

- ① 保育が必要な状況にある方
- ② 医療的ケアが必要な方
- ③ 障がい、疾病などの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる方
- ④ 運営事業者との面談において、預かりが可能と判断された方

※ 主に中程度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児など(経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とする児童も可)が対象になります。

※ 気管切開・人工呼吸器など、呼吸器系疾患のあるお子さんについては、直接、事業者までお問い合わせください。

■申込方法 事前に保育課入園相談係にご相談のうえ、利用申し込みをしてください。

### ■保育時間

月曜日～金曜日 8時～18時のうちの最長8時間(祝日、年末年始を除く)

※ 延長保育はありません。

■食事 給食の提供はありません。

### ■利用料

保育料(保育園を利用する場合と同額になります。)および保育スタッフの交通費・創作などの材料費  
※ 3歳児クラス以上は、保育料がかかりません。

### ■運営事業者

NPO法人フローレンス「障害児訪問保育アニー」

### ■問い合わせ先

保育課 入園相談係 (区役所本庁舎4階)

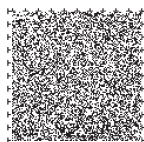
電話 3463-2492 FAX 5458-4907

## 心臓病の子どもの集い こぐま園

「心臓病の子どもの集い こぐま園」では、主に心臓病児を対象に、グループ活動を通して文化的活動や社会生活訓練を行っています。

### ■対象

幼稚園、保育園等に通園できない、心臓病などの1～6歳までのお子さん



■内 容

生活習慣の訓練、遠足、運動会、季節の行事等

■訓練場所・活動日

代々木1-37-10 代々木一丁目施設

毎週月曜日、木曜日

■問い合わせ先

一般社団法人 心臓病の子どもの教育を進める会  
こぐま園

〒151-0053 代々木1-30-15 S501

電話 5351-6282 (事務所)

070-5027-2459 (こぐま園直通)

ホームページ <https://www.kogumaen.or.jp>

心身に障がいのある児童・生徒のための学校

視覚や聴覚、知的発達の遅れ、病弱、肢体不自由、または発達特性により落ち着いた学習環境が必要など、支援が必要なお子さんのために、次のような学びの場があります。

① 区立特別支援学級(小学校・中学校)

	学 校 名	種 別	所 在 地	電 話 番 号
小学校	神南小学校	知的障がい	宇田川町 5-1	3464-0659
	臨川小学校		広 尾 1-9-17	3441-3012
	幡代小学校		初 台 1-32-12	3370-2482
	富谷小学校		上 原 1-46-4	3467-7892
	中幡小学校		幡 ヶ 谷 3-49-1	3376-1371
	鳩森小学校		千駄ヶ谷 5-9-1	3352-3780
	渋谷本町学園小学校		本 町 4-3-1	3373-3201
	神南小学校	難聴・言語障がい	宇田川町 5-1(通級)	3464-0659
常磐松小学校	自閉症・情緒障がい	東 1-7-10	3407-3225	
中学校	鉢山中学校	知的障がい	鶯 谷 町 9-1	3463-1583
	上原中学校		上 原 3-41-2	3460-0666
	渋谷本町学園中学校		本 町 4-3-1	3373-3201

② 特別支援教室(通常の学級に在籍する児童・生徒を対象とした特別支援教育)

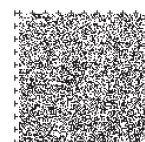
渋谷区ではすべての小学校・中学校に特別支援教室を設置しています。

通常の学級に在籍する知的障がいのない発達障がい等(自閉症、情緒障がい、注意欠陥多動性障がい、学習障がい等)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、個々のニーズに応じた指導を行うことで、より一層の効果が期待できる児童・生徒が対象です。

巡回指導の拠点校と巡回校は、下記のとおりです。(2024年11月末現在)

専門家で構成される委員会において、支援の開始・終了を検討します。

	拠 点 校	教 室 名	所 在 地	電 話 番 号	巡 回 校
小学校	神南小学校	ふ た ば	宇田川町 5-1	3464-0659	上原小学校・富谷小学校
	加計塚小学校	しらうめ	恵 比 寿 4-21-10	3441-5571	臨川小学校・長谷戸小学校
	常磐松小学校	ゆずりは	東 1-7-10	3407-3225	広尾小学校・猿楽小学校
	西原小学校	いちょう	西 原 2-22-1	3466-3351	幡代小学校・代々木山谷小学校
	中幡小学校	やまぶき	幡 ヶ 谷 3-49-1	3376-1371	笹塚小学校・渋谷本町学園小学校
	千駄谷小学校	かやのき	千駄ヶ谷 2-4-1	3401-1707	鳩森小学校・神宮前小学校
中学校	代々木中学校	くすのき	西 原 1-46-1	3466-0181	区内の全中学校



### ③ 都立盲・ろう・特別支援学校

学校名	種別	設置学部	所在地	電話番号
久我山青光学園	視覚	幼・小・中	世田谷区北烏山4-37-1	3300-6235
大塚ろう学校永福分教室	ろう	幼・小	杉並区永福1-7-28	3323-8376
大塚ろう学校			豊島区巣鴨4-20-8	3918-3347
光明学園	肢体不自由・病弱	小・中・高	世田谷区松原6-38-27	3323-8421
港特別支援学校	知的障がい	高	港区港南3-9-45	3471-9191
青山特別支援学校		小・中	港区南青山2-33-77	3478-5061
中野特別支援学校		小・中・高	中野区東中野5-12-1	3384-7741
永福学園		高	杉並区永福1-7-28	3323-1380

### ④ 国立盲・ろう・特別支援学校

学校名	種別	設置学部	所在地	電話番号
筑波大学附属視覚特別支援学校	視覚	幼・小・中・高	文京区目白台3-27-6	3943-5421
筑波大学附属聴覚特別支援学校	ろう	幼・小・中・高	千葉県市川市国府台2-2-1	047-371-4135
筑波大学附属桐が丘特別支援学校	肢体不自由	小・中・高	板橋区小茂根2-1-12	3958-0181
筑波大学附属大塚特別支援学校	知的障がい	幼・小・中・高	文京区春日1-5-5	3813-5569
東京学芸大学附属特別支援学校		幼・小・中・高	東久留米市氷川台1-6-1	042-471-5274

### ⑤ 私立ろう・特別支援学校

学校名	種別	設置学部	所在地	電話番号
愛育養護学校	知的障がい	幼・小	港区南麻布5-6-8	3473-8319
旭学園(特別支援学校)		幼・小・中・高	練馬区東大泉7-12-16	3922-4134
日本ろう話学校	ろう	幼・小・中	町田市野津田町1942	042-735-2361

■問い合わせ先 (③、④、⑤については各学校にお問い合わせください。)

渋谷区教育センター 特別支援教育係(区役所本庁舎4階)

電話 3463-2993 FAX 5458-4954 Eメール sec-tokushi@shibuya.tokyo

### 特別支援教育就学奨励費補助

特別支援学級に在籍中の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を補助します。

#### ■対象

区内在住で、特別支援学級や特別支援教室・難聴言語障害学級に通級している児童・生徒の保護者(私立学校は対象外)

#### ■補助項目

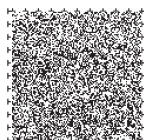
学用品費、給食費、校外活動、修学旅行費、通学費、職場実習交通費など。

※世帯の所得により補助項目や金額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

#### ■問い合わせ先

教育委員会事務局 学務課 学事係  
(区役所本庁舎4階)

電話 3463-2986 FAX 5458-4953



# 余暇・学習・スポーツ

## 施設利用

### 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

障がいのある方が利用しやすい多目的施設です。障がいのある方は、通常よりも早く予約が可能になります。また、利用料金には割引があります。

#### ■付帯施設

会議室・研修室、個室スペース(デイユース)、体育館  
※ 利用時間・手続き・費用は施設ごとに異なります。  
詳しくは、ホームページをご確認ください。

#### ■問い合わせ先

全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)  
〒162-0052 新宿区戸山1-22-1  
電話 3204-3611 FAX 3232-3621  
Eメール toyama@abox22.so-net.ne.jp  
ホームページ  
<https://ww100006-hp.normanet.ne.jp>

### 東京都障害者スポーツセンター

スポーツ・レクリエーションを通じ、障がいのある方の健康増進と社会参加を促進するための障がい者専用スポーツ施設です。障がいのある方がいつひとりで来ても、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。

センター名	主なスポーツ施設	その他併設施設
東京都障害者総合スポーツセンター	体育館、プール、卓球室、STT室、トレーニング室、多目的室、洋弓場、運動場、庭球場	集会室、研修室、印刷室、図書コーナー、宿泊施設
東京都多摩障害者スポーツセンター	体育館、プール、卓球室、STT室、トレーニング室	集会室、印刷室、録音室、宿泊施設

#### ■対 象

- ① 障害者手帳をお持ちの方とその介護者
- ② 障害者手帳交付者と同程度の障がい有者の方
- ③ 障がい者の福祉増進を目的とする団体
- ④ その他、特に都知事が認める方

■利用時間 9時～21時(施設により異なる)

■休 館 日 水曜日、祝日の翌日、年末年始

■使 用 料 無 料 (宿泊施設は有料)

#### ■利用手続

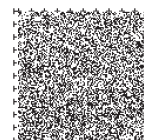
個人利用:利用登録後から受け付けます。

団体利用および宿泊施設利用:利用日の3か月前から予約できます。

※ 社会情勢により、一部施設の利用方法を変更することがあります。来館前に必ずお問い合わせください。最新の情報はホームページに掲載しています。

#### ■問い合わせ先

- 東京都障害者総合スポーツセンター  
〒114-0033 北区十条台1-2-2  
電話 3907-5631 FAX 3907-5613  
ホームページ  
<https://tsad-portal.com/mscd>
- 東京都多摩障害者スポーツセンター  
〒186-0003 国立市富士見台2-1-1  
電話 042-573-3811  
FAX 042-574-8579  
ホームページ  
<https://tsad-portal.com/tamaspo>



## 東京都障害者休養ホーム

障がいのある方が、指定宿泊施設を利用する場合、その宿泊料金の一部を助成します。

### ■対象

都内在住で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、付添いの方(障がいのある方1人につき1人まで)

### ■指定施設

29施設(令和6年4月1日現在)

### ■申込方法

障がい者福祉課で配布している「東京都障害者休養ホーム事業のごあんない」、「利用申込書」により、手続きしてください。(東京都福祉局のホームページからもダウンロードできます。)

### ■助成限度額

大人	1泊 6,490円まで
子供	1泊 5,770円まで
大人付添者	1泊 3,250円まで

### ■助成回数

年度内2泊まで。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用状況によって利用助成を制限することがあります。

### ■利用方法

- ① 指定宿泊施設に連絡して、利用予約をする。
- ② 日本チャリティ協会に予約内容を連絡する。
- ③ 連絡後、利用申込書に必要事項を記入して、日本チャリティ協会あてに、郵送またはFAXで提出する。(後日、日本チャリティ協会から利用券が郵送されます。)
- ④ 利用当日、利用券と手帳を宿泊施設に提示し、宿泊料金から助成金を差し引いた金額を宿泊施設でお支払いください。

### ■助成の受付締切

個人利用の場合 宿泊日の2週間前まで  
団体利用の場合 宿泊日の3週間前まで

### ■問い合わせ先

- 公益財団法人 日本チャリティ協会  
〒160-0022  
新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階  
電話 3353-5942 FAX 3359-7964
- 障がい者福祉課  
身体福祉係 電話 3463-1937  
知的福祉係 電話 3463-1978  
精神福祉係 電話 3463-1905  
FAX(共通) 5458-4935

## 東京都障害者福祉会館

集会室を団体で利用できます。(要予約)  
予約なしでご利用いただける施設もあります。  
(図書室、娯楽室、談話室、点字プリンター備え付け視覚障害者パソコン室、録音室など)

### ■対象

障がいのある方とその家族、障がい者の福祉増進を目的とする関係者(ボランティアなど)

### ■開館時間

9時～21時30分(火曜日は17時まで)

### ■利用定員(集会室)

部屋により異なります。

### ■休館日

年末年始(12月28日～1月4日)

### ■利用方法

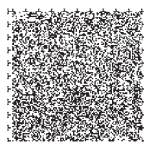
- ① 東京都障害者福祉会館で利用団体の登録を行ってください。
- ② 利用日の属する月の前々月の初日(原則)から、予約を受けています。詳しくはお問い合わせください。

### ■費用

無料

### ■問い合わせ先

東京都障害者福祉会館  
〒108-0014 港区芝5-18-2  
電話 3455-6321 FAX 3453-6550



## 区立・都立施設の利用料の免除

障害者手帳の提示により、障がいのある方と付き添いの方の施設利用料が免除される施設があります。詳しくは、次のページをご確認ください。

- ・ 区立スポーツ施設の使用料免除 92ページ
- ・ 区立文化施設等の入館料・観覧料免除 92ページ
- ・ 都立美術館等の観覧料免除 93ページ
- ・ 都立公園等の無料入場・都立公園駐車場の無料利用 93ページ

## 学習（講習会・講座）

### 点字講習会・点字教室（視覚障がいのある方対象）

#### 点字講習会（東京ヘレン・ケラー協会点字図書館）

##### ■対 象

20歳以上の視覚障がいのある方、または将来、失明の恐れのある方

■開講日程 個別指導。毎週水曜日

■費 用 無 料

##### ■問い合わせ先

社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会 点字図書館  
〒169-0072 新宿区大久保3-14-20  
電話 3200-0987 FAX 3200-0982

#### 点字教室（日本点字図書館）

##### ■対 象 次のすべてに該当する方

- ① 視覚障がい当事者で、点字を習得したい方
- ② 身体障害者手帳をお持ちでない方

■開講日程 火曜日（午後）

■費 用 無 料

##### ■問い合わせ先

社会福祉法人 日本点字図書館 自立支援室  
〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4  
電話 3209-0241 FAX 3200-4133

### パソコン講座（視覚障がいのある方対象）

#### IT教室（日本点字図書館）

視覚障がい当事者で、パソコンやスマートフォン操作を習いたい方を対象に開講しています。

■開講日程 水曜日・金曜日

■費 用 各期全3回 年間8期  
1期あたり4,500円

##### ■問い合わせ先

社会福祉法人 日本点字図書館 自立支援室  
〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4  
電話 3209-0241 FAX 3200-4133

#### スマホ・パソコン教室（東京都盲人福祉協会）

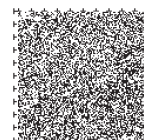
都内在住で、原則として18歳以上の身体障害者手帳を持つ視覚障がいのある方を対象に、スマートフォン・パソコンの基礎を学ぶ教室を開講しています。

■開講日程 月曜日・水曜日・金曜日  
10時～16時30分

■費 用 無 料

##### ■問い合わせ先

公益社団法人 東京都盲人福祉協会  
〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23  
東京都盲人福祉センター内  
電話 3208-9070（スマホ・パソコン教室直通）



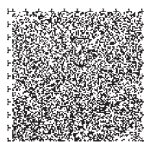
## 各種講座（視覚障がいのある方対象）

名 称	対 象	内 容	申込み・問い合わせ先
盲青年等 社会生活教室	都内在住で身体障害者 手帳をお持ちの視覚障 がいの青年と高齢者層	社会生活に必要な知識習 得のための講習	公益社団法人 東京都盲人福祉協会 〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23 東京都盲人福祉センター内 電話 3208-9001 FAX 3208-9005
視覚障害者 音楽教室 (東京都盲人福祉 協会)	都内在住で身体障害者 手帳をお持ちの、視覚 障がいのある方	合唱や演奏による音楽教室 5月～翌年3月の 原則第3金曜日 13時～15時30分 各回定員50名	東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 電話 5320-6859 FAX 5388-1734 Eメール S9000027@section.metro. tokyo.jp
視覚障害者と ともに学ぶ 教養講座	都内在住・在勤・在学の 視覚障がい者と晴眼者	生活に役立つ知識・技術や 社会動向等の学習	東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 電話 5320-6859 FAX 5388-1734 Eメール S9000027@section.metro. tokyo.jp
視覚障害者 音楽教室 (東京都教育委員 会主催)	都内在住・在勤の視覚 障がい者	合唱・楽器の練習や音楽鑑 賞等	東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 電話 5320-6859 FAX 5388-1734 Eメール S9000027@section.metro. tokyo.jp

※ リハビリテーション・訓練にあたるものについては、51ページに掲載しています。

## 各種講座（聴覚障がいのある方対象）

名 称	対 象	内 容	申込み・問い合わせ先
読話講習会	都内在住で、身体 障害者手帳をお持ちの18歳以上の 中途失聴・難聴者 ※ろう学校在学、 卒業者は除く。	口唇の読み取り等を 習得し、コミュニケー ションの幅を広げま す。 毎週月曜日 全30回	東京手話通訳等派遣センター 〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 電話 3352-3335 FAX 3354-6868
文化教養講座	都内在住・在勤・ 在学の聞こえない ・聞こえづらい方 (身体障害者手帳の 有無は問いません) 一部聞こえる方も 参加できるものが あります。	詳細はホームページ からご確認ください。  ホームページ <a href="https://www.jyoubun-center.or.jp">https://www.jyoubun-center.or.jp</a>	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 電話 6833-5004 FAX 6833-5005 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp 日・月曜日、祝日、年末年始休館



名 称	対 象	内 容	申込み・問い合わせ先
中途失聴者・ 難聴者 手話講習会	都内在住・在勤 の中途失聴者と 難聴者	簡単な意思疎通がで きる程度の手話技術 を学びます。習得の程 度に応じて、4クラスに 分かれます。 各6か月	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 電話 5320-4147 FAX 5388-1413 Eメール S1140701@section.metro.tokyo.jp
聴覚障害者 「社会教養講座」	都内在住・在勤・ 在学の聴覚障がい 者と健聴者	日常生活を豊かにし、 自立して社会に参加す る力を身につけるため の学習	東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 電話 5320-6859 FAX 5388-1734 Eメール S9000027@section.metro.tokyo.jp
聴覚障害者 「手話で学ぶ 文章教室」	都内在住・在勤・ 在学の聴覚障がい 者	日常生活に必要な文章 表現に関する知識・ 技術の学習（東京都 教育委員会主催）	
聴覚障害者 「コミュニケーション 教室」	都内在住・在勤・ 在学の聴覚障がい 者と健聴者	聴覚障がいの基本的 なコミュニケーション 方法や社会参加につい て学習するとともに、 健聴者との相互理解を 図ります。（東京都教育 委員会主催）	

## オストメイト社会適応訓練

対 象	内 容	申込み・問い合わせ先
人工肛門または 人工膀胱保有者	ストマの衛生管理・ 装着訓練などに関 する講義	公益社団法人 日本オストミー協会 東京支部 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル603 電話 5272-3550(FAX兼用) (火・金曜日開設) 10時～15時 Eメール grbcq621@movie.ocn.ne.jp

## 東京都障害者IT地域支援センター

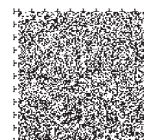
障がいのある方やそのご家族、障がいのある方のIT利用支援を担当する区市町村職員などを対象に、ITに関する利用相談や機器の展示を行います。(相談は予約制)

また、初心者向けにはパソコンやタブレットの基本操作体験を、さらなる活用法を体験したい方にはハガキや名刺作成などのメニューを準備しています。ITサポーターと一緒にマンツーマンで体験できます(1回2時間)。

■費 用 無 料

■問い合わせ先

東京都障害者IT地域支援センター  
電話 6682-6308 FAX 6686-1277  
〒112-0006 文京区小日向4-1-6  
東京都社会福祉保健医療研修センター1階  
Eメール info@tokyo-itcenter.com  
ホームページ  
<https://www.tokyo-itcenter.com>



## レクリエーション・スポーツ

### 東京アートサポートセンターRights (ライツ)

障がいのある方々が生み出す美術・身体表現・音楽などの創作活動をサポートします。創作活動に関わる相談に応じるほか、人材育成や発表機会の確保、情報発信などを行っています。

#### ■主な相談内容

障がいのある方々の創作活動について、次のような相談ケースに応じています。(作品の評価、価値に関する質問にはお答えできません。)

#### [ 障がいのある方から ]

- ・ 作品作り、作品発表ができる場所を知りたい。
- ・ 音楽や舞台等のパフォーマンス活動に参加したい。
- ・ 障がいのある人の鑑賞支援をしている団体、劇場、美術館などを教えてほしい。

#### [ ご家族から ]

- ・ 子どもが絵を描くのが好きなので、自宅の近くで通えるアトリエを探している。
- ・ 同じような創作活動をしている子どもたちの家族と情報交換をしたい。

#### [ 支援者から ]

- ・ 作品の出版やグッズ制作に関する契約について教えてほしい。
- ・ 契約をするにあたり、代理人(成年後見人)を立てる必要があるのか、どのような手続きをとればよいのか、相談に乗ってほしい。
- ・ 施設で音楽や演劇などの活動を始めたいので、どんな準備が必要なのか、教えてほしい。

#### ■無料法律相談

障がいのある方々の芸術文化活動に関する法的な事柄について、著作権などの権利保護に詳しい弁護士が、無料で相談に応じます。

まずは、相談員がご相談内容を伺い、必要に応じて、弁護士による無料法律相談を案内します。有意義な法律相談ができるよう、事前準備を行い、無料法律相談後も必要なお手伝いをします。

#### ■イベント・研修の開催、情報発信

作品展などのイベントや人材育成研修を開催するほか、活動場所や公募展などの情報も提供しています。詳しくはホームページをご覧ください。

ホームページ <https://rights-tokyo.com>

#### ■問い合わせ先

東京アートサポートセンターRights

(運営:社会福祉法人 愛成会)

中野区上高田3-38-5 太和屋産業ビル2階

電話 5942-7251 FAX 5942-7252

Eメール [rights@aisei.or.jp](mailto:rights@aisei.or.jp)

受付時間 月曜日～金曜日 10時～17時

(祝日、年末年始を除く)

※ 2022年4月に、「東京アール・ブリュットサポートセンターRights」から改名しました。

### 東京都渋谷公園通りギャラリー

東京都におけるアール・ブリュット振興の拠点として、さまざまな作品の展覧会を年に4回ほど開催しています。手話通訳付きの学芸員によるギャラリーツアーや字幕等をつけたオンライン動画などで、美術鑑賞をサポートします。その他、障がいのある方もない方も一緒に楽しめるワークショップなどのイベントも行っています。

■開館時間 11時～19時

#### ■休館日

月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)、年末年始

※その他、展示替え期間等の休館あり

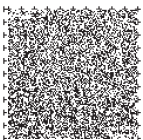
#### ■問い合わせ先

東京都渋谷公園通りギャラリー

〒150-0041 神南1-19-8

渋谷区立勤労福祉会館1階

電話 5422-3151 FAX 3464-5241



## 地域活動支援センターのプログラム

区内在住の精神障がいのある方を対象に、各種プログラムを実施しています。また、外出のきっかけや交流の場として利用できるオープンスペースを設置しています。

■費用 無料（プログラムに参加した場合、実費がかかることがあります。）

■問い合わせ先 利用は登録制です。まずは各センターにお電話ください。

センター名	オープンスペース・プログラムの実施時間(※)	プログラムの内容	所在地・電話番号
渋谷区精神障害者地域生活支援センター さわやか一む	火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 13時～18時	パソコン教室、調理等の生活支援プログラム、その他レクリエーションを実施しています。また、ピア活動の支援も行います。	〒151-0053 代々木1-20-8 電話 3299-0100
地域活動支援センター ふれあい	日曜日・月曜日・水曜日・木曜日 10時～18時	生活に役立つプログラムや、創作活動、レクリエーション、ピアサポートに関する学習会などのプログラムを実施しています。プログラムの内容は、月1回の利用者ミーティングで決めています。	〒151-0073 笹塚3-43-1 電話 5302-1190

※ 社会情勢により、利用時間やプログラムの内容が変更になることがあります。

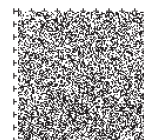
## 知的障がい者教室

知的障がいのある方が仲間との交流やグループでの活動を通して社会性や自主性を育むことを目的とした年間を通じた講座です。

■対象 知的障がいがある15歳以上の方

■活動内容・問い合わせ先

教室名	活動時間	活動内容	問い合わせ先
えびす青年教室	原則として毎月第4日曜日 (8月を除く) 11時30分～15時15分	障がいのある人もない人も一緒に楽しみながら活動しています。 [全体活動] 全員で楽しめるプログラムをつくりまします。担当となり、企画・進行をすることができます。 [クラブ活動] けんこうクラブ、カフェクラブ、アートクラブがあります。	恵比寿社会教育館 〒150-0013 恵比寿2-27-18 電話 3443-5777 FAX 3443-5778
GAYA	原則として毎月第1日曜日 (8月を除く) 11時30分～15時30分	障がいのある人もない人も「わいわいがやがや」集まって、スポーツ・料理・音楽など、さまざまなプログラムを通して仲間づくりをしています。	幡ヶ谷社会教育館 〒151-0072 幡ヶ谷2-50-2 電話 3376-1541 FAX 3375-9278



## 知的障がい者（児）水泳教室「愛称：スイミー」

知的障がいのある方が水泳を通して、健康づくり、体力づくりを行い、また、家庭・学校・職場以外での活動の場を広げることを目指しています。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住で知的障がいのある小学生以上の方
- ② 医師が水泳を許可している方
- ③ 排泄を知らせることができる方
- ④ 送迎・着替えを手伝う保護者(同伴者)がいる方

■申込期日

毎年8月頃に「しづや区ニュース」でお知らせします。

■開催日 5月～翌年3月(全24回)

■時間 14時30分～15時30分

■会場 中幡小学校温水プール

■定員 50人

■内容 指導練習、発表会など

■問い合わせ先

中幡小学校温水プール

〒151-0072 幡ヶ谷3-49-1

電話 3376-1069

## のびのび水中運動教室

障がいのある方で普段運動をしていない方、運動の仕方がわからない方や運動に興味がある方などが、楽しく体を動かす教室です。

講座の時期、回数等は開催場所等により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 区内に在住・在勤・在学の方
- ② 自力で会場への往復、更衣、排泄ができる方
- ③ 中学生以上の方

※ 教室により異なる場合があります。

■会場

会場名	所在地	問い合わせ先
スポーツセンター	〒151-0066 西原1-40-18	電話 3468-9051
ひがし健康プラザ	〒150-0011 東3-14-13	電話 5466-2291
中幡小学校温水プール	〒151-0072 幡ヶ谷3-49-1	電話 3376-1069

## プールサポーター事業

身体が不自由な方や高齢の方が安全に安心して水中運動を行えるよう、ボランティアの皆さんがサポートします。参加を希望する方は、ひがし健康プラザにお問い合わせください。

■対象 身体に障がいのある方(応相談)

■日時 日曜日 10時～10時50分

■会場 ひがし健康プラザ  
地下2階温水プール

■問い合わせ先

ひがし健康プラザ

〒150-0011 東3-14-13

電話 5466-2291

## パラスポーツ体験教室

誰もがスポーツを楽しめる社会を目指し、障がいのある方もない方も誰でも参加できる教室として開催しています。

■利用方法 事前申し込み不要。  
当日直接会場へお越しください。

■費用 無料

■会場 スポーツセンター(西原1-40-18)  
ひがし健康プラザ(東3-14-13)

■その他

開催日時等の詳細は、区のホームページで確認ください。

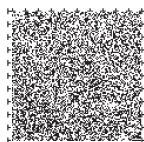
■問い合わせ先

学びとスポーツ部 学びとスポーツ課

パラスポーツ推進係

電話 3463-1849 FAX 3463-3822

Eメール sec-parasports@shibuya.tokyo



## ボッチャ教室

競技ボッチャを通じて、健康増進を図るとともに、障がいのある方同士の交流を図ります。

### ■対象

区内在住・在勤・在学の方

### ■会場

毎月2回開催

(1) スポーツセンター・大体育室(西原1-40-18)

(2) ひがし健康プラザ・アリーナ(東3-14-13)

### ■問い合わせ先

渋谷区障害者団体連合会

電話 6427-3650 FAX 6427-6566

## 渋谷区障害者団体連合運動会

障がいのある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの祭典です。

■開催日 毎年11月23日(勤労感謝の日)

■参加者 主に渋谷区障害者団体連合会加入団体(151~153ページ参照)が参加します。

■会場 スポーツセンター(西原1-40-18)

### ■問い合わせ先

渋谷区障害者団体連合会

〒150-0011 東3-14-13

ひがし健康プラザ1階

電話 6427-3650 FAX 6427-6566

## 東京都障害者スポーツ大会

障がいのある方がスポーツを通じて、自らの体力の維持増進および社会参加、交流を図る大会です。全国障害者スポーツ大会の派遣選手選考会を兼ねています。

### ■競技の種類

陸上競技、水泳、卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー、ボウリング、フライングディスク、ボッチャ、バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、サッカー、フットソフトボールなど。

### ■問い合わせ先

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

電話 5206-5586 FAX 5206-5587

ホームページ <https://tsad-portal.com/>

## TOKYOパラスポーツ・ナビ

公共スポーツ施設のバリアフリー情報やスポーツ教室の開催情報など、障がいのある方のスポーツ活動に関するさまざまな情報を、ポータルサイト「TOKYOパラスポーツ・ナビ」で発信しています。

**TOKYO** パラスポーツ・ナビ

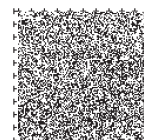
### ■問い合わせ先

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

電話 5206-5586 FAX 5206-5587

Eメール [portal-site@tsad.or.jp](mailto:portal-site@tsad.or.jp)

ホームページ <https://www.tokyo-parasports-navi.metro.tokyo.lg.jp/>



# ボランティア、福祉の仕事

## ボランティアセンター

福祉のまちづくりのためにボランティア活動の推進や支援を行っています。

① 相談・調整	ボランティア活動を始めたい方、ボランティアを依頼したい方の相談・調整
② 啓発・普及・育成	各種ボランティア講座・イベントの企画開催、ボランティアの育成
③ 情報の収集・発信・ネットワークづくり	情報紙・ホームページ・SNSによる情報発信、地域イベントへの参加、情報コーナーの設置
④ ボランティア室の開室	ボランティアアドバイザーによるボランティア相談等
⑤ 会議室・資料・機材の提供	高齢者疑似体験セット・点字器・白杖(体験用)の貸出等
⑥ ボランティア保険、行事保険の加入受付	活動中や、活動先と自宅の行き帰りで起きた事故などを補償する保険加入の受付

■受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日、年末年始は除く）

■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 しぶやボランティアセンター  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 6452-5065 FAX 3476-4904

## 福祉活動助成事業

区内における地域福祉活動の発展を図るため、福祉団体、地域団体およびボランティアグループ(個人の活動は除く)の活動に対して、経費の一部(機材購入を含む)を助成します。

■問い合わせ先 渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域支援係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 6452-5024 FAX 3476-4904

## 手話講習会

聴覚障がい者の生活上のコミュニケーションを円滑にし、社会参加の促進を図るため、手話通訳者を養成する手話講習会を行っています。

■対象 次のすべてに該当する方

- ① 区内在住・在勤・在学の18歳以上65歳以下の方
- ② 講習会修了後、通訳活動のできる方

■開講クラス

- ① 入門クラス(初めて手話を学ぶ方)
- ② 応用クラス(手話による日常会話程度ができる方)
- ③ 通訳養成クラス(手話通訳者養成)

※ ②、③については選考試験があります。

■会場

区内公共施設

■開講時間

各クラスとも毎週木曜日、年間43回

昼コース 9時45分～11時45分

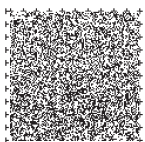
夜コース 18時30分～20時30分

■費用

無料(テキスト代は実費)

■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域福祉係  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階  
電話 5457-2200 FAX 3476-4904



## 支援者養成講習会（東京都）

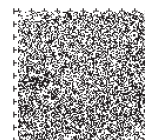
東京都では、都内在住・在勤・在学の18歳以上の方を対象に、障がいのある方を地域の中で支援する方やその指導者を養成するための講習会を、委託により実施しています。

■費用 無料（テキスト代は実費）

■募集方法 受講者募集の案内は、広報誌「広報東京都」や東京都のホームページ上で行います。

■開講内容 次の表のとおり（各講習会の詳細については、各団体にお問い合わせください。）

講習会名	目的・趣旨	対象・開講コース	問い合わせ先
手話通訳者等養成講習会	手話通訳者を養成するとともに、手話の普及を図るために地域における講習会等の指導者を養成します。	手話学習経験が3年以上で、講習会修了後、都内で手話通訳活動または手話指導等の活動に従事できる方（7コース）	東京手話通訳等派遣センター 電話 3352-3359 FAX 3354-6868 Eメール yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp
要約筆記者養成講習会	特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者の方々のコミュニケーションを支援する要約筆記者を養成します。	講習会修了後、登録試験に合格し、都内で要約筆記活動ができる方（手書きコース、パソコンコース）	東京手話通訳等派遣センター 電話 3352-3359 FAX 3354-6868 Eメール yousei@tokyo-shuwacenter.or.jp
点訳奉仕員指導者養成講習会	視覚障がいのある方々の福祉の増進のため、点訳に関する指導方法、地域におけるボランティア活動の方法等を指導し、点訳奉仕員指導者を養成します。	点訳に関する知識と経験があり、講習会修了後に都内で点訳の指導活動等ができる方	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 点字図書館 電話 3200-6160 FAX 3200-7755 Eメール toshokan@jfb.jp
専門点訳奉仕員養成講習会	専門図書の点訳技術等を指導することにより、専門点訳奉仕員を養成します。	点訳に関する知識と経験があり、講習会修了後に都内で専門点訳活動ができる方（5コース）	
音訳（朗読）奉仕員指導者養成講習会	視覚障がいのある方々の福祉の増進のため、音訳（朗読）に関する指導方法、地域におけるボランティア活動の方法等を指導し、音訳（朗読）奉仕員指導者を養成します。	音訳（朗読）に関する知識と経験があり、講習会修了後に都内で音訳（朗読）の指導活動等ができる方	
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	失語症を理解し、失語症のある人の日常生活上の様々な場面において、コミュニケーションの橋渡しをする意思疎通支援者を養成します。	講習会修了後、都内で失語症者に対する意思疎通支援等の活動ができる方（必修基礎コース・応用コース）	一般社団法人 東京都言語聴覚士会 電話 5325-2032 FAX 5325-2032 Eメール ishisotsu@st-toshikai.org



## やすらぎサービス（住民参加型在宅福祉サービス）への参加

高齢の方や障がいのある方に、ご自宅で充実した生活を送っていただけるよう、地域の方々（協力会員）の参加と協力を得て、家事援助サービスを提供しています。協力会員・賛助会員を随時募集しています。

### ■協力会員

この事業に理解と熱意を有する、心身ともに健康な18歳以上の方（年会費1,000円）協力会員としての活動を希望される方は、電話にてお問い合わせください。協力会員には、活動時間に応じて謝礼金が支払われます。（交通費別途支給）

### ■賛助会員

この事業に賛同し、財政的に援助してくださる方・団体（一口1,000円）

### ■サービスの内容

サービス名	内 容	謝礼金
やすらぎサポート	掃除、洗濯、食事の仕度、買い物、外出介助、見守りなど	1時間あたり800円 + 協力会員交通費
ちょこっとサポート	専門性・危険性・継続性のない、30分程度でできる活動（電球・電池交換、体調不良時の買い物、日常のゴミ出しなど）	30分あたり500円 + 協力会員交通費

### ■問い合わせ先

渋谷区社会福祉協議会 地域共生推進課 地域支援係 やすらぎサービス担当  
〒150-8010 宇田川町1-1 区役所本庁舎2階 電話 6452-5024 FAX 3476-4904

## 精神保健福祉ボランティア講座

### ■対 象

精神保健福祉のボランティア活動に関心があり、第1回～3回の講座すべてに参加できる方

### ■内 容

精神障がいについての理解と対応について学びます。また、実際に区内精神障がい者支援事業所でボランティア体験を行います。

### ■講座の内容(全3回)

- 第1回 精神障害とボランティア活動について。活動団体からの説明。(講義)
- 第2回 施設見学、ボランティア体験。(実習)
- 第3回 見学・体験実習を通して学んだことについてグループワーク。(講義)

### ■開催時期

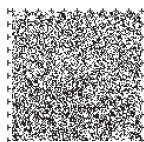
開催日と申込期間は、しづや区ニュースでお知らせしています。

### ■費 用

受講料無料。別途、ボランティア保険料がかかります。

### ■問い合わせ先

渋谷区精神障害者地域生活支援センター  
さわやか一む  
電話 3299-0100 FAX 3299-0318



## 知的障がい者移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修

渋谷区では、さまざまな障がいについて理解を深め、障がいのある方の社会参加の機会が広がるように、移動支援従業者（ガイドヘルパー）の養成研修を実施しています。

研修終了時に、東京都が認定する知的障害者移動支援従業者養成研修課程の修了証を取得できます。受講後にガイドヘルパーとして働くことができるほか、障がいのある方とのコミュニケーションや、災害時支援などを学ぶのにも役立ちます。

### ■ガイドヘルパーとは

通学や外出に同行してお手伝いをする人です。障がいのある方が買い物、食事、イベントなどで外出するときに、乗車、食事の注文、料金の支払いなどをサポートします。

### ■対 象

区内在住・在勤（ボランティア含む）・在学で、障がい者福祉に理解と関心を持っている方（18歳以上）

### ■内 容

#### ① 講義（2日）

- ・ 障がい者（児）の心理
- ・ ガイドヘルパーの制度と業務
- ・ 移動支援の基礎知識 等

#### ② 実習（1日）

区内の障がい者支援事業所にて実際に支援を行いながら移動支援に係る技術を学びます。

### ■費 用

無 料

### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 経理係

電話 3463-1936 FAX 5458-4935

## 東京都福祉人材センター 人材情報室

福祉分野への就職相談を受け付け、就職面接会を開催しています。また、就職あっせんや資格取得支援のための事業なども行っています。

（障害者雇用の専門窓口ではありません）

■開所日・開所時間は、センター本所（飯田橋）と多摩支所で異なります。詳細はセンターホームページにてご確認ください。

### ■センターの所在地（問い合わせ先）

#### ○ 東京都福祉人材センター

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

東京しごとセンター7階

電話 5211-2860（代表）

FAX 5211-1494

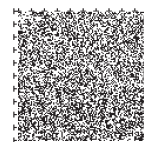
#### ○ 東京都福祉人材センター 多摩支所

〒190-0012 立川市曙町2-34-13

オリンピック第3ビル7階

電話 042-595-8422

FAX 042-595-8432



# 防災、まちづくり

## 地震とともに私たちが襲ってくる「危険」

**1 地面の揺れ** 弱い建物は倒れます。家具が倒れてきます。ガラスが割れます。

**危険** 命を落とす、生き埋めになる、ケガをする、家を失う

**2 火災が燃え広がる** 初めは小さな火でも、消さない限り燃え広がります。

**危険** 命を落とす、家や財産を失う

**3 ライフラインが止まる** 電気・ガス・上下水道・電話・交通機関が断たれます。

**危険** 家族や親戚と連絡が取れない、  
通院や生活必需品の入手も困難になる

**4 不便な生活が続く** 建物倒壊や火災によって自宅に住めなくなった場合は、避難所で暮らすことになります。ライフラインの復旧に時間がかかります。

**危険** 集団生活の心労、さまざまなサービスが受けられない

**5 暮らしを復旧・復興する** 自宅を再建したり、再び仕事を得る必要があります。

**危険** 心労、家計などの危険

### 危険は順番にやってきます

危険は、この順番に私たちが襲ってきます。私たちは、こうした危険を順番に乗り越えていく必要があります。震災に対する備えや、そのときの行動も、この順番に考えていく必要があります。

### 命を落とす危険は、最初の危険

5つの危険の中で、命を落とす可能性が高いのは、最初の2つです。

- ・ 地面の揺れによる建物の倒壊と、家具の転倒
- ・ 拡大する火災に巻き込まれる

この2つを乗り越えれば、命を落とす危険は少なくなります。

### 最初の危険は、時間がない

地震で地面が揺れている時間は、短いもので10数秒、長いものでも3分程度とされています。

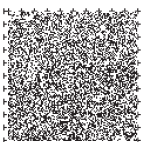
また、建物の中では、火災やそれに伴う有害なガスは、思わぬ速さで広がります。

救援の到着にも、時間が必要です。誰かの指示を待ったり、相談する時間はありません。

すばやい判断と行動、そして、その場にいる人同士の協力が求められます。

### ■防災についての問い合わせ先

防災課 災害対策推進係 電話 3463-4475 FAX 5458-4923



## 首都直下地震が発生すると

もし、渋谷区でマグニチュード7.3クラス、震度6強の地震が発生した場合、死者83人、重傷者365人、負傷者2,954人、全壊1,312棟、半壊3,418棟の被害が出ると想定されています。(2023年3月「渋谷区震災対策基礎調査」より)

◇ 震度6強の地震が発生した場合	
避難所として指定されている学校・公共施設等	震度6弱以上の場合、避難所として開設します。 震度5強の場合でも、被害の状況により、避難所として開設します。
電話	通信規制が行われます。
公共交通機関	通行を停止する場合があります。
ライフライン(電気・ガス・水道)	供給を停止する場合があります。
道路	人命救助、消火活動などに従事する緊急車両の通行を優先させるため、交通規制が行われます。
医療体制	震度5強以上の場合、区内13箇所ですべて緊急医療救護所が開設されます。

### 渋谷区地震防災マップ(揺れやすさ・地域の危険度)

区では、近い将来起こる可能性の高い東京湾北部首都直下地震(マグニチュード7.3)を想定し、地表面の揺れやすさと建物倒壊危険度を7段階に分けて地図上に表示した「渋谷区地震防災マップ」を作成しています。

■問い合わせ先 防災課 災害対策推進係 電話 3463-4475 FAX 5458-4923

## 日頃の備え

### 自宅を安全な空間に

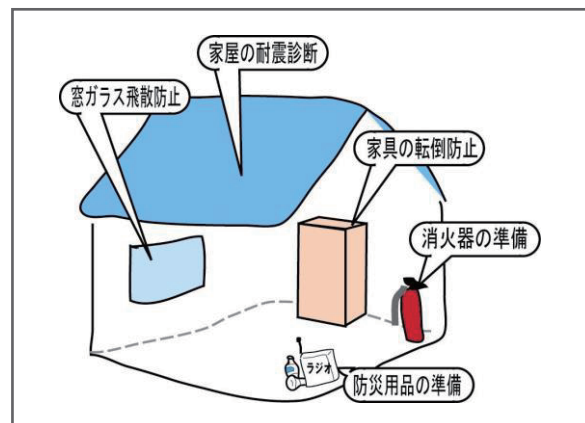
地震の揺れの中で何か行動を起こすことは困難です。命を守るためには、あらかじめ、備えておく必要があります。自宅の寝室など、最も多くの時間を過ごす場所を安全な空間にすることから、備えを始めましょう。

### 飲料水や食料などの備蓄

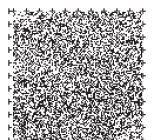
最低3日分、できれば1週間の食料・飲料水・簡易トイレを備蓄しておく安心です。

### 薬や生活必需品も、余裕をもって

常時服用している薬や補装具なども、予備があれば安心です。阪神淡路大震災では、補聴器の電池が手に入らず、苦労した方もいます。



- ・家屋の耐震診断 133ページ
- ・家具の転倒防止、窓ガラス飛散防止 134～135ページ
- ・消火器・防災用品の準備 135ページ
- ・住宅用火災警報器の設置 136ページ



## 耐震に関するご相談

■問い合わせ先 木密・耐震整備課 整備促進係 区役所本庁舎 12 階  
電話 3463-2647 FAX 5458-4918

地震による被害の多くは、昭和56年(1981年)以前の建築基準で建てられた建物です。建物の倒壊から身を守るためには、建物の耐震化を進める必要があります。区では、災害に強い安全なまちを目指して、耐震相談会の開催、専門家の派遣などを実施しています。

### 耐震相談会

木造住宅・マンションを問わず、一級建築士が、耐震診断や耐震改修、建て替えなどの相談に応じます。(相談には予約が必要です)

■日 時 毎月第3木曜日 14時～16時  
※ 詳しくはお問い合わせください。

■場 所 渋谷区役所本庁舎

#### ■手続き

電話もしくは渋谷区公式LINEにて予約してください。

渋谷区公式LINEでの予約フォームはこちら→



### 木造住宅耐震診断コンサルタント派遣

#### ■対象建築物

次のアまたはイのいずれかに該当するもの  
ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した木造住宅であること  
イ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建てまたは2階建てのもので在来軸組工法の木造住宅であること

#### ■対象者

対象建築物の所有者であること。

#### ■内 容

区の登録を受けた専門のコンサルタント(一級建築士)が、調査および診断書、耐震改修案の作成を行います。

■費 用 無料

#### ■手続き

申請書に、建築物の全部事項証明書及び固定資産税納税通知書・課税明細書の写しを添えて、木密・耐震整備課 整備促進係に提出してください。※郵送による提出でも構いません。

申請書配布場所:渋谷区役所本庁舎12階

■申請期限 毎年12月28日頃

#### ■その他

診断結果に基づいて耐震改修工事や除却工事を行う場合は、改修費用および除去費用の一部について、助成を受けられます。詳しくは、お問い合わせください。

### 分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣

#### ■対象建築物

昭和56年(1981年)5月31日以前に建築工事に着手した区内の分譲マンション

#### ■対象者

建物の区分所有等に関する法律に基づく管理組合等

#### ■内 容

アドバイザー(建築士、弁護士等)を派遣し、耐震化(耐震診断、補強設計および耐震改修工事)、建て替え工事に関するご相談に応じます。

なお、1回あたりの派遣時間、同一建築物についての派遣回数、相談する業種については、制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

■費 用 無料

#### ■手続き

① 専門家の派遣を受けたい旨を、木密・耐震整備課 整備促進係に連絡する。

② 申請書に必要な書類を添えて、木密・耐震整備課 整備促進係に提出する。

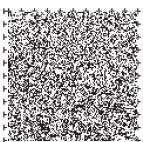
※郵送による提出でも構いません。

書配布場所:渋谷区役所本庁舎12階

■申請期限 毎年12月28日頃

#### ■その他

診断結果に基づいて耐震改修工事や除却工事を行う場合は、改修費用および除去費用の一部について、助成を受けられます。詳しくは、お問い合わせください。



## 家具の転倒防止

大きな地震が発生したとき、建物が丈夫でも、家具が倒れてきて、その下敷きになることがあります。そのことで、命を落とす、生き埋めになる、けがをする危険があります。特に、とっさの行動が難しい、高齢の方や障がいのある方は、普段過ごす部屋の家具を、必ず固定しましょう。

区では、65歳以上の方や障がいのある方がいるご家庭を対象に、無料で家具転倒防止金具を取り付けています。一般向けには、家具転倒防止金具購入費用を補助します。また、防災用品のあっせんもしています。

### 家具転倒防止金具の無償取付等（高齢者・障がい者のいる世帯向け）

#### ① 家具転倒防止金具の取付

たんすや本棚などの家具に、家具転倒防止金具（ベルト式、ストッパー式、ポール式）を取り付けます。  
※ 床や壁に金具をネジで止める場合があるので、賃貸住宅にお住まいの方は、事前に所有者の了解を得てください。

#### ② ガラス飛散防止フィルムの貼付

食器棚や本棚などに、ガラス飛散防止フィルム（透明の粘着フィルム）を貼り付けます。  
※ 窓ガラスへの貼付は対象外です。

#### ③ 家具の移動

寝室や廊下などにある家具を、けがや通路のふさがりが発生しにくい場所に移動させます。なお、次のいずれかに当てはまる場合は、対象外です。

##### ◇ 対象外となる家具

- ・ 移動に階段を使う必要のある家具
- ・ 分解しなければ移動できない家具（例：扉より背の高いたんす）
- ・ 中身を軽くするため、または壊れやすい物の保護などのために、収納物を取り出す必要のある家具（例：食器棚）
- ・ 家具移動器材などでは移動できない、重たい家具（例：ピアノ、飾り棚）
- ・ その他、区の契約業者が現地を確認した際に、移動作業が困難であると判断したもの。

#### [ ①～③の共通事項 ]

##### ■対象世帯

区内在住で、次のいずれかに当てはまる世帯

区分1	65歳以上の高齢者のみの世帯
区分2	寝たきりの高齢者がいる世帯
区分3	身体障害者手帳1～3級をお持ちの方がいる世帯
区分4	愛の手帳1～3度をお持ちの方がいる世帯
区分5	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯

■制限 1世帯あたり家具3つまで

■費用 無料

##### ■手続き

郵便ハガキに必須事項を書いて、郵送してください。また、電子申請も受け付けています。詳しくは、区のホームページからご確認ください。

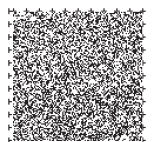
##### ◇ ハガキの場合の記入事項

- ・ 宛先 〒150-8010（住所不要）  
渋谷区役所 防災課
- ・ 申込年月日
- ・ 住所（区内に限る）
- ・ 氏名（フリガナ）
- ・ 対象区分（区分1～5のいずれか）
- ・ 電話番号
- ・ 連絡希望時間帯
- ・ 「家具転倒防止金具取付・家具移動申込書」と明記

##### ■問い合わせ先

防災課 災害対策推進係（区役所本庁舎8階）

電話 3463-4475 FAX 5458-4923



## 一般向け家具転倒防止金具購入費用補助

### ■対象世帯

区内在住で、家具転倒防止金具を購入した世帯

### ■助成制限

1世帯あたり1回まで。上限額10,000円

### ■対象費用

自らが居住する住宅で、次の家具等に取り付けた家具転倒防止金具等の購入費用

- ・ 地震で転倒する恐れのある家具(たんす、食器棚、本棚等の床置き型の家具、冷蔵庫、テレビ)
- ・ 窓ガラスや、食器棚や本棚に付随するガラスなど、地震で飛散する恐れのあるもの。
- ・ 天井吊り下げ式照明器具など、地震で落下する恐れのあるもの。

### ■申込方法

次の①～③を防災課に提出してください。  
様式は、区のホームページに掲載しています。

- ① 申請書
- ② 請求書兼口座振替依頼書
- ③ 家具防止金具等の内容が記載された領収書

※ 郵送の場合、下記宛先にお送りください。

〒150-8010 (住所不要) 渋谷区役所 防災課

### ■問い合わせ先

防災課 災害対策推進係 (区役所本庁舎8階)

電話 3463-4475 FAX 5458-4923

## 消火器・防災用品のあっせん

### 消火器の購入のあっせん

申請書持参、ハガキ郵送、FAX、電子申請の方法で随時受け付けています。消火器の種類・価格については、区のホームページからご確認ください。

#### ◇ ハガキの場合の記入事項

- ・ 宛先 〒150-8010 (住所不要)  
渋谷区役所 防災課
- ・ 申込年月日
- ・ 購入種類(器種・型式・メーカー名)
- ・ 本数
- ・ お届け先の住所(区内に限る)
- ・ 氏名(フリガナ)
- ・ 電話番号
- ・ (消火器購入に限り)古い消火器を有料で引き取ります。ハガキに「引取希望」と明記してください。(引き取りのみの申込は不可)

### FAXの場合

区のホームページで公開している申込書を印刷して、必要事項を記入し、防災課(FAX:5458-4923)に送信してください。

### ■問い合わせ先

防災課 災害対策推進係 電話 3463-4475 FAX 5458-4923

### 防災用品のあっせん

下記必須事項を記入のうえ、ハガキまたはFAXで受け付けています。防災用品の種類・価格については、区のホームページからご確認ください。  
(防災用品の例) 家具転倒防止器具、非常食、携帯トイレ、モバイルバッテリー、救急セット

#### 必須事項

- ・ お届け先の住所(区内に限る)
- ・ 氏名(フリガナ) ・ 電話番号
- ・ 品名 ・ 数量 ・ 金額

### ■宛先

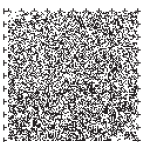
〒125-0042 葛飾区金町2-8-20

東京都葛飾福祉工場「渋谷区防災用品あっせん係」

FAX 3608-5200

※ハガキの送付先は、渋谷区役所ではありません。

申し込みから3週間程度で、直接ご家庭に届きます。配達されたときに、商品と引き換えに代金をお支払いください。



## 住宅用火災警報器の設置

火災は、煙や炎を見たり焦げ臭いにおいを感じたりして気づくことがほとんどですが、就寝中などは、火災に気づくのが遅れてしまいます。そこで、火災の煙や熱をすばやく感知し、音や音声で火災発生を知らせるのが住宅用火災警報器です。住宅用火災警報器は、火災の早期発見に大変有効です。

\* 消防法で、すべての居室(居間、子ども部屋、寝室等)、階段、台所の天井または壁に、住宅用火災警報器を設置することが義務づけられています。(浴室、トイレ、洗面所、納戸、自動火災報知設備やスプリンクラー設備を設置している部屋は除く。)

\* 耳の不自由な方向けには、住宅用火災警報器と連動し、光や振動で火災を知らせる装置もあります。



### ■定期的な点検・お手入れをしましょう

- ・ 取り付け後は、正常に作動するか、月1回点検しましょう。
- ・ 警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。年に1回は、乾いた布で拭き取りましょう。  
※ 警報器の内部に水が入ると、故障の原因になりますので、ご注意ください。
- ・ 台所に取り付けした警報器は、油や煙などにより汚れがつかます。汚れがついたときは、家庭用中性洗剤を浸して十分絞った布で、軽くふき取ってください。



業者による点検は必要ありません。定期的に点検ボタンを押すなどで、作動確認を行きましょう。

「ピッ…ピッ…」と音が鳴ったり、ランプが点滅するのは、故障や電池切れのサインです。

メーカーでは、最大10年を目安に本体交換をおすすめしています。

### ■問い合わせ先 渋谷消防署 警防課 防災安全係(地域防災担当)

電話 3464-0119 FAX 3464-0143

## 住宅用火災警報器のあっせん

必須事項を記入のうえ、ハガキ、FAX、電子申請で受け付けています。火災警報器の種類・価格については、区のホームページからご確認ください。

#### ◇ ハガキの場合の記入事項

- ・ 宛先 〒150-8010 (住所不要)  
渋谷区役所 防災課
- ・ 申込年月日
- ・ お届け先の住所(区内に限る)
- ・ 氏名(フリガナ)
- ・ 電話番号
- ・ 購入製品名、個数
- ・ 取付作業希望の有無(有料)

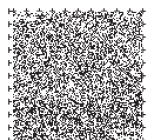
### ■その他費用

送料	申込み1件につき税込2,200円 (機器代の合計金額が20,000円以上の場合は送料無料)
取付作業費 (希望者のみ)	1個につき2,750円(税込)

### ■問い合わせ先

防災課 災害対策推進係(区役所本庁舎8階)

電話 3463-4475 FAX 5458-4923



## 災害発生時に避難情報を入手するには

災害発生時には、防災行政無線、電話、メール、スマートフォンアプリ、ポータルサイトなどのさまざまな媒体により、防災情報(避難情報や避難所開設情報など)を速やかに発信します。

■問い合わせ先 防災課 災害対策推進係(区役所本庁舎8階)  
電話 3463-4475 FAX 5458-4923

### ① 防災行政無線の電話応答サービス

災害発生時には、防災行政無線で、避難指示などの重要な情報を伝えます。

防災行政無線の放送内容は、放送後24時間以内であれば、下記のいずれかの電話番号から確認することができます。(利用には通話料がかかります)

■専用電話番号 電話 3463-6570、3463-6571、3463-6572  
(いずれの番号にかけても、確認できる放送内容は同じです。)

### ② しぶや安全・安心メールの配信

区内で発生した犯罪や安全・安心に関する情報、区内外の災害情報や各種防災情報を、メールで配信するサービスです。

配信を希望する情報、受信する時間を任意に設定することができます。登録時に「防災行政情報」にチェックを入れておくと、避難所や避難指示に関する情報がメールで配信されます。

#### [ 専用サイトから登録する方法 ]

専用サイトから、配信するメールアドレス、配信を希望する情報を登録してください。

#### ▼専用サイトQRコード



#### [ 空メールを送信して登録する方法 ]

『login@shibuya.mailio.jp』に空メール(題名や本文の入力不要)を送信してください。空メール送信後に届くメールの案内にしたがって、配信するメールアドレス、配信を希望する情報を登録してください。

### ③ 災害時自動電話情報サービス「しらせる君」

災害発生時に、事前に登録した電話番号に、渋谷区が発信する防災情報(避難情報や避難所開設情報など)を電話でお届けするサービスです。※ 自動音声による電話案内です。

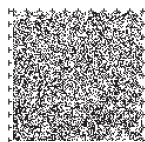
■対象 区内在住でインターネット利用に不安がある方

■発信方法 下記の電話番号から、登録した電話番号に情報を発信します。  
電話 050-1809-5099

※ 登録する電話番号は、固定・携帯どちらでも可能です。

※ 上記の番号に電話をかけることでも、防災情報を確認することができます。

■利用料 無料(上記番号に電話をかけた場合は、通話料が発生します。)



■ **申込方法** 申込書に記入し、FAXまたは郵送でご提出ください。

[申込書の配布先] 防災課(区役所本庁舎8階)、区内各出張所、地域交流センター

■ **宛 先** FAX:5458-4923 郵送先:〒150-8010 (住所不要) 渋谷区役所 防災課

■ **そ の 他** 利用を中止する場合、区外に転出した場合、電話番号を変更した場合は、防災課災害対策推進係(電話 3463-4475、FAX 5458-4923)までご連絡ください。

#### ④ 渋谷区防災アプリ



渋谷区が発信する各種防災関連情報をリアルタイムに受信できる、スマートフォン専用アプリです。(アプリのダウンロードは無料です)

##### ■ 主な機能

- ・自由にコミュニティを作成し、家族や友達間で情報共有する。
- ・オフラインでも確認できる防災マップ
- ・避難指示等の避難情報をプッシュ通知でお知らせ
- ・避難所や帰宅困難者受入施設、医療救護所の最新情報の確認
- ・避難所チェックイン機能
- ・防災行政無線の放送を音声再生できます

##### ■ 入手方法

下記QRコードから、アプリをダウンロードしてください。

<p>Android 用 (Google Play)</p> 	<p>iOS 用 (App Store)</p> 	<p>アプリのアイコン</p> 
--	---	---

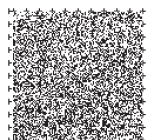
#### ⑤ 渋谷区防災ポータル

災害発生時には、区内の避難情報、公共交通機関の状況、被害情報、気象情報などを、渋谷区防災ポータルに掲載します。(音声読み上げ機能あり) 防災に関する心構えや知識、災害時どのような行動をすれば良いのかについても、情報を掲載しています。



■ **防災ポータルURL** <https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp/>

防災、まちづくり



## 災害時の心得

### 揺れを感じたら

#### 身の安全確保

揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、身の安全の確保を最優先に行動しましょう。丈夫なテーブルの下や安全な空間(ものが落ちたり倒れてこないなど)で様子を見ましょう。屋外で揺れを感じたら、かばんなどで、看板、ガラスなどの落下物から頭を守りましょう。ガラス張りの建物やブロック塀など、崩れ落ちる危険のあるものに近寄らないようにしましょう。

### 揺れがおさまったら

#### ・火の元確認

揺れがおさまったら、あわてずに火の始末をしましょう。もし、出火していれば、落ち着いて迅速に消火しましょう。

#### ・あわてない

転倒・落下した家具やガラスの破片などに注意しましょう。

#### ・出口の確保

すぐに避難できるよう、窓や扉をあけ、出口を確保しましょう。

#### ・正しい情報

ラジオやテレビ、区の防災行政無線等で正しい情報を得ましょう。

#### ・安否確認

家族や隣近所に住む人たちの安否を確認しましょう。

#### ・協力し合って

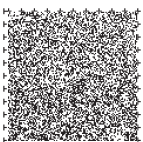
倒壊した家屋や転倒した家具などの下敷きになった人、けがをした人、一人では逃げられない人がいたら、近隣で協力し助け合いましょう。



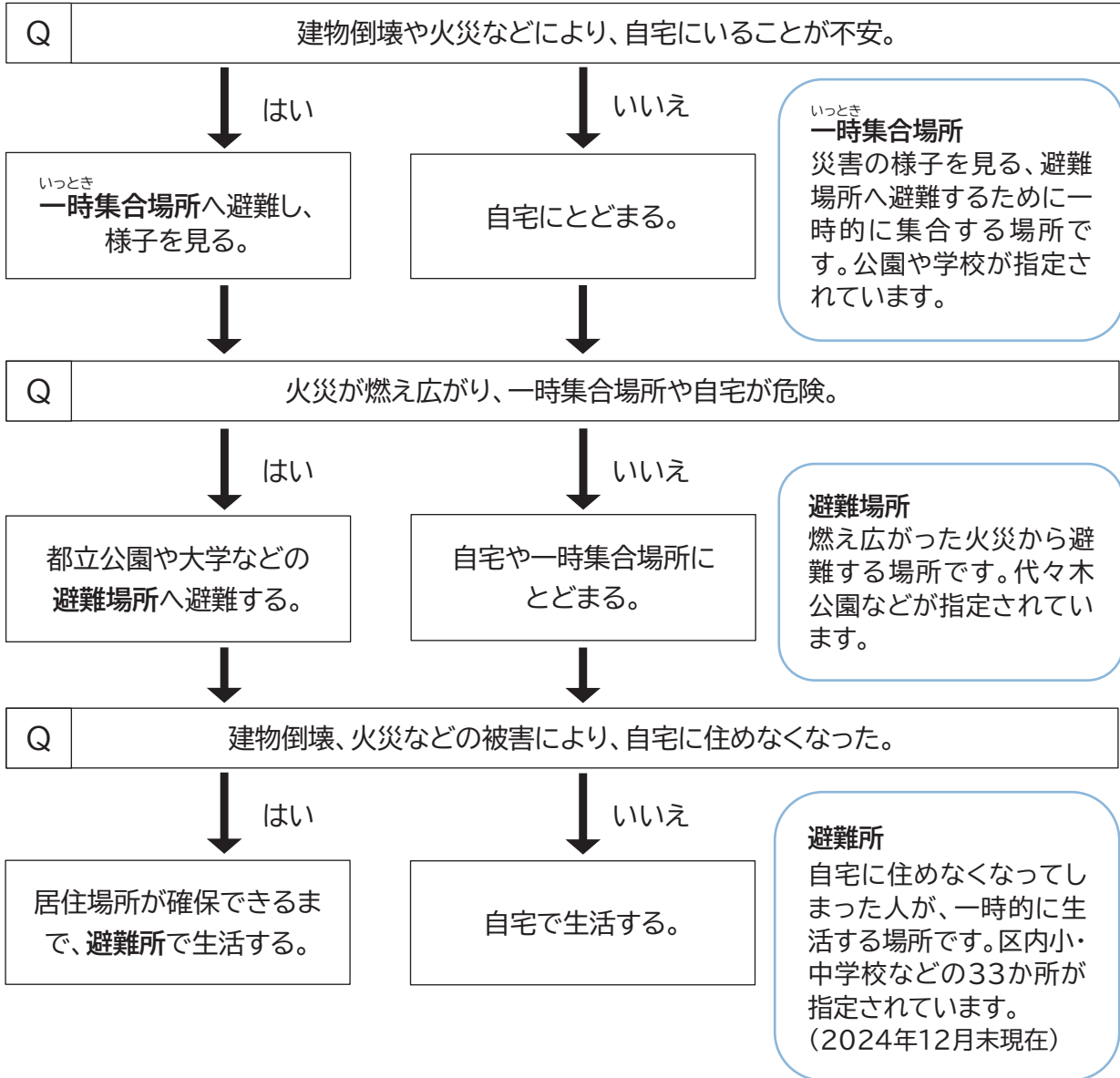
### 渋谷区民防災マニュアルを配布しています

区では、2025年3月に「渋谷区民防災マニュアル」を改訂して、区内各戸に配布しました。発災時の行動、地震や風水害への備え、防災地図など、防災に関する情報が一冊にまとまっています。(視覚障がいのある方向け音声コード付)

■問い合わせ先 防災課 災害対策推進係 (区役所本庁舎8階)  
電話 3463-4475 FAX 5458-4923

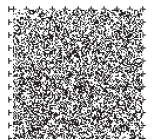


## 大きな地震が発生したときの避難の流れ



### 区の備蓄

避難所には、当面必要な水・食料・マット・毛布・生活必需品などを備蓄しています。また、代々木公園応急給水槽には1,500m<sup>3</sup>の飲料水が確保されるほか、避難所施設の受水槽なども活用して飲料水を確保します。このほか、区内の米穀・製麺事業者や百貨店、飲料・食料メーカー等と協定を結び、食料や生活必需品を確保します。



## 障がいのある方の避難行動のために

### ■近隣に住む方々の助けが必要です

大きな地震や火災などで、生き埋めやけが人が多く発生したときに、消防や警察などの機関は、すぐにすべての現場に出動することは困難です。そして、障がいのある方は、自分で身の安全を確保し、避難行動に移ることが容易ではありません。家族はもちろん、近隣に住む方たちが、障がいのある方の安否を確認し、避難行動を援助する必要があります。

### ■最寄りの避難所までの経路確認を

すみやかに避難行動をとるために、自宅や日中活動をする場所に近い避難所までの経路を確認しておきましょう。

### ■積極的に隣近所との交流を

避難所では、まわりの人と協力する必要があります。普段から地域のイベントや防災訓練に参加して、近隣に住む方との交流を図り、いざというときに協力しあえる関係を築くことが大切です。

### ■障がい者サポートカードを活用しましょう（カードの詳細は68ページに掲載しています）

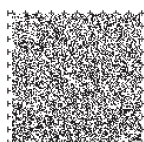
緊急時にまわりに支援や配慮をしてほしいことがあれば、あらかじめサポートカードにまとめておき、普段から携帯することで、避難所で、支援や配慮が必要なことを伝えやすくなります。

## 福祉避難所(二次避難所)

災害時には、施設被災状況を踏まえ、必要に応じて、支援が必要な方の生活の場として、区内の福祉施設を利用した福祉避難所を開設します。まずは近隣の避難所で生活を始め、そこでの生活が困難な場合に、福祉避難所に移ることになります。

番号	名 称	住 所	受入対象者
1	つばめの里・本町東	本町3-46-1	高齢者
2	ケアステーション笹幡	幡ヶ谷2-21-9	
3	総合ケアコミュニティ・せせらぎ	西原1-40-10	
4	けやきの苑・西原	西原2-19-1	
5	あやめの苑・代々木	代々木3-35-1	
6	かななみの杜・渋谷	神南1-8-6	
7	美竹の丘・しばや	渋谷1-18-9	
8	ニチイホーム渋谷本町	本町4-49-15	
9	アライブ代々木大山町	大山町27-15	
10	杜の風・上原	上原2-2-17	
11	パール代官山	鉢山町3-27	障がい者
12	グリーンポート恵比寿	恵比寿3-36-5	
13	生活実習所つばさ	幡ヶ谷3-39-1	
14	幡ヶ谷保健相談所	幡ヶ谷3-39-1	
15	障害者福祉センター「はあとびあ原宿」	神宮前3-18-37	
16	くるるえびす	恵比寿西2-13-5	高齢者・障がい者
17	ひがし健康プラザ	東3-14-13	
18	日本赤十字社総合福祉センター「レクロス広尾」	広尾4-1-23	

■問い合わせ先 高齢者福祉課 福祉避難所対策担当主査 電話 3463-1562 FAX 5458-4941



## 避難行動要支援者名簿

区では、災害時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と定め、避難行動要支援者名簿を作成しています。

### ■名簿登録の対象となる人

登録要件は以下のとおりです。

※自動登録・任意登録ともに福祉施設等に入居している人は登録できません。

① 自動登録（本人の意思表示によらず、区が次の条件に該当する人を抽出し、名簿に登録しています）

- ・ 区内在住の単身世帯者で、介護保険法に基づく要介護2以上の要介護認定を受けている者
- ・ 区内在住の単身世帯者で、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳2級以上の交付（視覚障害、下肢障害、体幹障害に限る）を受けている者
- ・ 渋谷区高齢者保健福祉計画で定めるセーフティネット見守りサポート事業に登録している者

② 任意登録（本人の意思に基づいて登録する「手上げ方式」）

- ・ 区に申請し、承認を受けた者

（注）年齢、性別、世帯の状況、介護度や障害の種類などの条件はありません。家族と同居していても、本人と家族の力だけでは避難が困難な場合は、登録対象となります。

ただし、本人が一人で避難できると区が判断した場合は、登録できない場合があります。

### ■登録方法

避難行動要支援者名簿登録申請書に必要事項を記入のうえ、郵送または持参してください。

申請書は、区のホームページで公開しています。

郵送先 〒150-8010（住所不要）

渋谷区役所 高齢者福祉課  
福祉避難所対策担当主査

### ■名簿について

名簿は、自主防災組織、民生委員、安心見守りサポート協力員、地域包括支援センター、消防団、消防署、警察署に提供し、情報を共有します。この名簿をもとに、一人ひとりの個別避難計画を作成することで、災害時の安否確認、避難の援助などを迅速かつ確実に行うことができます。なお、渋谷区では、在宅避難や備蓄の重要性、避難行動要支援者名簿や個別避難計画などの制度を分かりやすくお知らせするため、「渋谷区避難行動要支援者ハンドブック」を作成しています。

### ■問い合わせ先

高齢者福祉課 福祉避難所対策担当主査  
（区役所本庁舎5階）

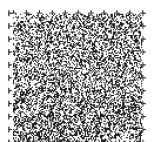
電話 3463-1562 FAX 5458-4941

## 防災バンダナの配布

災害発生時に、聴覚障がいがあること、手話ができることを周囲に知らせるためのバンダナを配布しています。

■対象 区内在住で、聴覚障がいのある方、または手話ができる方

■問い合わせ先 障がい者福祉課 福祉計画推進係 電話 3463-1922 FAX 5458-4935



### 東京都福祉のまちづくり条例

東京都福祉のまちづくり条例は、高齢者や障がい者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるための条例です。

#### ■整備基準への適合努力義務があります

条例では、建築物の整備基準を定めています。整備基準は、適合を遵守しなければならない「遵守基準」と、遵守基準よりも高い水準であり、適合に努めなければならないとする「努力基準」とに分かれています。

建築物(小規模建築物を含む)、道路、公園、公共施設など、東京都が規則で定める「都市施設」として、この施設を所有し、または管理する者に、整備基準への適合努力義務を課しています。

#### ■新設・改修前に届出が必要な場合があります

都市施設のうち、東京都が規則で定める「特定都市施設」の新設・改修(※)を行う特定整備主は、工事に先立って、整備基準適合の届出が必要となる場合があります。届出は、着工日の30日前までに行ってください。

※ 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えまたは用途変更。

#### ■「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付します

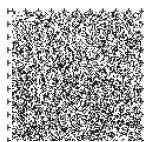


福祉のまちづくり  
整備基準適合証

新設・改修に限らず、都市施設が整備基準(努力基準)に適合していると認められる場合は、施設所有者の請求により、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付します。

#### ■問い合わせ先

- 特定都市施設設置工事計画(変更)届出書の提出、整備基準適合の内容について  
建築課 審査係 (区役所本庁舎11階)  
電話 3463-2729 FAX 5458-4983
- 整備基準適合証の交付について  
障がい者福祉課 福祉計画推進係  
電話 3463-1922 FAX 5458-4935



## 渋谷駅周辺施設に対するバリアフリー化推進事業

渋谷駅周辺地区にある施設のバリアフリー化を推進するために、バリアフリー整備費用の一部を助成します。

### ■対象者

建築基準法その他法令などに適合する建築物を所有もしくは管理しているものまたは占有するもの。

### ■助成対象事業

- ・ 工事を伴う費用を助成する工事型事業
- ・ 簡易設置型等に助成する設置型事業

### ■対象建築物

次の要件すべてに当てはまる建物

- ・ 建物が対象エリア内(渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想の重点整備地区内、または都市再生緊急整備地域内)にある。
- ・ 2009年9月30日以前から存在している。
- ・ 他に類似の補助金を受けていない。
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例における建築物(ただし共同住宅を除く)および小規模建築物

### ■助成金額

整備費の2分の1を助成します。(上限額あり)

建築物

同一年度内における助成は、工事型事業と設置型事業に対し、それぞれ一回までです。

項 目	上限額
工事型事業の整備項目のうち2項目以上を整備した場合	100万円
工事型事業の整備項目のうち1項目を整備した場合	50万円
設置型事業の整備項目に規定する物品等と購入した場合	10万円

### ■申請手続

- ① 申請前に 整備内容について まちづくり第二課まちづくり推進係(電話 3463-2943)に相談予約をしてください。
  - ② 相談後、必要書類を準備して区に助成金の申請をしてください。
  - ③ 区の担当者が整備する施設の現場確認を行います。審査後、助成対象の適否について書類で通知します。
  - ④ 交付 決定通知書を受け取った後、施工業者と直接工事請負契約を結んでください。
  - ⑤ 整備が完了したら完了報告と助成金の請求を行ってください。
  - ⑥ 書類確認後、区は申請者に代わり、施工業者に助成金を交付します。設置型事業の場合は直接申請者へ助成金を交付します。
- ※ 申請者は、総整備費用から助成金を除いた金額を施工業者へ支払ってください。

### ■申請期間・工事完了期限

申請期間

毎年度4月1日から同年度1月15日まで

整備完了期限

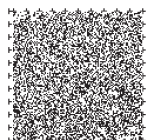
申請日の属する年度の3月15日まで

### ■問い合わせ先

まちづくり第二課 まちづくり推進係

(区役所本庁舎12階)

電話 3463-2943 FAX 5458-4918



# 施 設

## 区内の障害福祉サービス等提供事業所

各事業所の情報は、原則として2024年12月現在、東京都が公表している内容をもとに掲載しています。詳しいサービスの内容については、10～12ページでご確認ください。

### 最新の事業所情報はこちらから

#### とうきょう福祉ナビゲーション(福ナビ)

東京都内にある高齢者・障がい者・子どもなどに対して福祉サービスを提供する事業所や、そのサービス内容についての情報を提供しています。

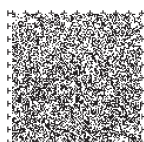
ホームページ <https://www.fukunavi.or.jp/>

■問い合わせ先 公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室

電話 3344-8631 FAX 3344-8594

## 訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援

	事業所名	所在地	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	移動支援	運営法人
1	アクセスポイント代々木公園	初台1-49-1 第30田中ビル2階	5738-7233	○	○				(株)アライブ
2	アースサポート渋谷	本町1-4-3	3377-7275	○	○			○	アースサポート(株)
3	ホームヘルプサービスソラスト渋谷	幡ヶ谷1-17-15 幡ヶ谷オフィスハウス2階	5738-2888	○	○	○		○	(株)ソラスト
4	モテギケアサービス	代々木2-26-11 桑野ビル1-A	3379-9608	○	○				(株)モテギ
5	日介センター代々木	代々木1-16-6 代々木コパン3階	5333-1390	○	○	○		○	(株)日本介護センター
6	ケア21渋谷	西原1-27-3 藤井マンション1階	5452-1640	○	○	○			(株)ケア21
7	笹塚ケア21	笹塚1-40-7	5790-6677	○	○			○	(有)笹塚ケア・ニジュウイチ
8	やさしい手渋谷東訪問介護事業所	東2-26-14 NNBLDG3階	050-1752-0681	○	○			○	(株)やさしい手
9	パールケア	鉢山町3-27	5458-4816	○	○	○		○	(社福)パール
10	アルカディアアライブ	東1-31-19 マンション 渋谷並木橋901	3797-0230	○	○				(有)アルカディアアライブ
11	トモ・ケアサービス	渋谷2-12-12 三貴ビル403	3486-0256	○	○				(株)トモ・コミュニケーションズ
12	ニチイケアセンター恵比寿	広尾5-19-11 マリオン広尾ビル2階	5475-6717	○	○			○	(株)ニチイ学館
13	ニチイケアセンター神宮前	神宮前3-39-5 青山ウエスト2階	3497-5252	○	○				(株)ニチイ学館
14	ケアリッツ初台	本町2-13-8 Eハウス202	5309-2550	○	○			○	(株)ケアリッツ・アソシエーツ・パートナーズ
15	ぶらっと・なかよし	西原2-36-7	070-5469-462	○	○	○	○	○	(特非)渋谷なかよしくるーぶ
16	NPO法人 まごころ	幡ヶ谷2-20-12 シャトレー 幡ヶ谷2-102号	6300-6799	○	○	○		○	(特非)まごころ
17	はびねすケア	笹塚3-19-4 ローラ笹塚302	6304-2845	○				○	(株)ルータス
18	一般社団法人Relation	神宮前3-1-24 ソフトタウン青山225	6804-1120		○				(一社)Relation



	事業所名	所在地	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	移動支援	運営法人
19	ヘルパーステーション スマイライフ 代々木上原	西原1-10-15 B棟	5738-7857	○	○			○	(株)スマイライフ
20	NPOいのち在宅ケアセンター	西原1-43-2	5790-9160	○	○				(特非)いのち
21	ケアリッツ恵比寿	恵比寿1-16-28 花旺コーポラス1階	6450-4133	○	○			○	(株)ケアリッツ・ア ンド・パートナーズ
22	ハートピア・ユニコーン	本町6-23-4 第2コーポ中島1-B	6300-9994	○	○	○	○		(株)清優社
23	訪問介護アスター	代々木2-36-10 アドウェル代々木206	6276-8412	○	○			○	(特非)アスター
24	スターサポート「てくてく」	東3-19-8 Starfield1階	6721-0714					○	(株)スター・フィー ルド
25	メディキッズ居宅介護	宇田川町37-11 大久保ビル303	4405-2078	○	○				(株)メディキッズ
26	ケアサポートくすくす	本町5-43-11	3363-1515	○	○			○	シー・エス・ケー合 同会社
27	WiLL訪問介護ステーション 渋谷事業所	南平台町13-4 南平台 セントラルハイツ309号室	080-7533-1648	○	○				WiLL(株)
28	ケアリッツ千駄ヶ谷	千駄ヶ谷5-3-14 GreenPark 1階	5315-0411	○				○	(株)ケアリッツ・ア ンド・パートナーズ
29	SOMPOケア 渋谷 訪問介護	代々木3-28-6	6300-0960	○	○				SOMPOケア(株)
30	訪問介護事業所榮福	恵比寿西2-7-9	6433-7970	○	○			○	(株)榮福
31	訪問介護事業所PIX	笹塚2-4-9 笹塚バインビル301	6753-9235	○	○				合同会社PIX
32	らいふ笹塚ホームヘルプサービス	笹塚1-57-10	5304-5077	○	○				(株)らいふ
33	ケアサポートつゆくさ	本町4-40-5 阪本マンション406	6300-6737		○	○	○	○	(有)立松電工
34	かなりや訪問介護ステーション	神泉町9-12	6824-8463		○				(株)セレッソ
35	夏への扉	西原3-44-12	5738-8316		○				(株)春の花
36	訪問介護 みやび	初台1-45-2 プライムメゾン初台601	4400-2775		○			○	フォース(株)

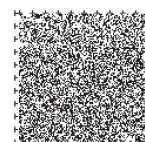
## 生活介護

	事業所名	所在地	電話番号	主な種別	定員	運営法人
1	渋谷区生活実習所つばさ	幡ヶ谷3-39-1	3378-1150	知的	20	渋谷区
2	渋谷区障害者福祉センター はあとびあ原宿	神宮前3-18-37	5412-0050	知的 身体	64	渋谷区
3	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設レクロス広尾	広尾4-1-23	6861-4800	重度身体 (肢体不自由)	10	日本赤十字社
4	渋谷区くるるえびす	恵比寿西2-13-5	6277-5807	知的	20	渋谷区
5	Seamless Support Labs インフィニティ	神宮前3-18-33	5843-0754	重度身体	20	渋谷区

## 短期入所（ショートステイ）・施設入所支援・障害児入所施設

	事業所名	所在地	電話番号	主な種別	短期入所	施設入所支援	障害児入所施設	運営法人
1	宮代学園	広尾4-2-12	3407-3433	児童(知的)	○ (定員6)		○ (定員30) [福祉型]	(社福)宮代学園
2	渋谷区障害者福祉センター はあとびあ原宿	神宮前3-18-37	5412-0050	知的 身体	○ (定員4)	○ (定員30)		渋谷区
3	日本赤十字社総合福祉センター 障害者支援施設レクロス広尾	広尾4-1-23	6861-4800	重度身体 (肢体不自由)	○ (定員1)	○ (定員10)		日本赤十字社
4	ショートステイけやき	幡ヶ谷2-19-14 3階	6383-4591	知的	○ (定員1)			(特非)たんぽぽの会
5	Seamless Support Labs フレックス	神宮前3-18-33	5843-0755	重度身体	○ (定員3)			渋谷区

施設



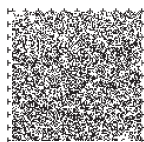
## 就労継続支援(A型・B型)

※障がい種別不問の場合、主な種別を「-」で示しています。

	事業所名	所在地	電話番号	主な種別	A型	B型	運営法人
1	福祉作業所ふれんど	笹塚2-33-9	3299-2694	知的		○	(特非)絆の会
2	ワークささはた	笹塚3-48-1 1号棟	3376-8924	知的		○	(特非)あさのはネットワーク
3	むつみ工房	幡ヶ谷3-44-10 フォレスト3	5351-9395	-		○	(特非)むつみ福祉会
4	ワーク&ショップ<はらっぱ>	笹塚3-9-3 京王ビル203	3372-6351	精神		○	(特非)はらっぱ
5	ワークセンターひかわ	東3-14-13 渋谷区 ひがし健康プラザ2階	6712-5120	知的		○	(特非)渋谷神宮前
6	渋谷区立新橋作業所	恵比寿1-27-10 新橋区民複合施設4階	3444-5541	身体 知的		○	渋谷区
7	みどり工房	千駄ヶ谷1-21-6 フォレストビル1階	3356-9517	精神		○	(特非)よりどりみどり
8	すみれ工房	恵比寿南2-23-12 エビスサニービル2階	6303-2441	精神		○	(特非)すみれ福祉会
9	ストライドクラブ	松濤1-29-10 渋谷E-BLD201	6455-3628	精神		○	(特非)ヒューマンケアクラブストライド
10	福祉作業所おかし屋ぱれっと	東2-11-4	3409-3774	知的		○	(特非)ぱれっと
11	広尾ジョイワーク	広尾4-2-12	6427-6576	身体 知的		○	(社福)福田会
12	ホープ就労支援センター	笹塚2-16-1	6300-5240	-	○	○	(特非)ホープワールドワイド・ジャパン
13	TEN TONE	幡ヶ谷1-8-4 リッツパラシオ1002	6276-6181	-		○	(一社)ビーンズ
14	ローランズプラスⅡ	千駄ヶ谷3-54-15 ベルズ原宿ビル1階	6434-0607	-	○		(一社)ローランズプラス
15	ジョブぷらす渋谷	初台1-49-1 第30田中ビル4階	6276-1312	-	○		(株)シャンカラ
16	渋谷区立幡ヶ谷のぞみ作業所	幡ヶ谷3-53-3 渋谷区立幡ヶ谷授産場3階	3377-3251	知的		○	渋谷区
17	手織適塾SAORI東京	千駄ヶ谷5-5-2	6273-1240	-		○	(株)SAOR
18	みどり工房/みどり工房	神宮前2-15-7	6812-9043	精神		○	(特非)よりどりみどり
19	ホープ就労支援センター渋谷/ ホープ就労支援センター渋谷区役所	宇田川町1-1		-		○	(特非)ホープワールドワイド・ジャパン
20	就労支援事業所 AHITインビーホール	代々木2-23-1 NSM	6383-3162	精神		○	(同)SunshinePhoenix

## 就労移行支援

	事業所名	所在地	電話番号	就労移行 支援	就労定着 支援	運営法人
1	ワークささはた	笹塚3-48-1 1号棟	3372-4590	○		(特非)あさのはネットワーク
2	ジョイワークセンター	代々木3-31-12-205	3375-1585	○	○	(株)アイエスエフネットジョイ
3	ウェルビー渋谷センター	桜丘町4-24 桜ヶ丘平井ビル1階	6416-9680	○		ウェルビー(株)
4	就労定着支援事業所 ウェルビー渋谷センター	桜丘町4-24 桜ヶ丘平井ビル1階	6416-9680		○	ウェルビー(株)
5	JSN東京	東2-22-10 メディア パーク八島ビル2階	5778-4134	○	○	(特非)大阪精神障害者就労支援ネット ワーク
6	Kaien代々木	代々木1-4-1 Jプロ代々木ビル1階	050-2018-3443	○		(株)Kaien
7	就労定着支援事業所Kaien代々木	代々木1-4-1 Jプロ代々木ビル1階	050-2018-3443		○	(株)Kaien
8	LITALICOワークス新宿南口	代々木2-13-8 エスト新宿ビル7階	5333-0653	○	○	(株)LITALICOパートナーズ
9	東京聴覚障害者支援事業所 RONAスクール	東1-23-3	5464-6058	○		(公社)東京聴覚障害者総合支援機構
10	atGPジョブトレIT・Web	円山町13-16 BNKビル2階	050-3645-0603	○	○	(株)ゼネラルパートナーズ
11	FITIME(フィティミー)渋谷	東1-26-30 SHIBUYA EAST BLDG 2F	6822-8025	○		(株)スタートライン
12	就労移行支援事業所 ワークフォー渋谷	神宮前6-19-14 神宮前ハッピービル3階	0120-830-055	○	○	医療法人原会



	事業所名	所在地	電話番号	就労移行支援	就労定着支援	運営法人
13	ローランズプラスフィット	千駄ヶ谷3-54-15 ベルズ原宿ビル	6434-0607		○	(一社)ローランズプラス
14	ダイバーシティキャリアセンター	代々木3-26-2 新宿カメヤビル4階	4577-9735	○	○	(特非)Rebit
15	ローランズフラワーアカデミー	千駄ヶ谷3-54-15 ベルズ原宿ビル5階	6434-0607	○		(一社)ローランズプラス
16	就労支援事業所 AHITインビーホール	代々木2-23-1 NSM	6383-3162	○		(同)SunshinePhoenix
17	リウエル代々木センター	千駄ヶ谷5-21-12 S-FRONT代々木4階	6778-5170	○		(株)リウエル
18	イーネクスト渋谷	幡ヶ谷3-20-2 TSビル301	6383-3455	○		(株)トーマス
19	Neuro Dive渋谷	渋谷3-26-17 VORT渋谷5階	6803-8452	○		パーソルダイバース(株)
20	東京聴覚障害者支援事業所 RONAサポート	東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター	5464-6058		○	(公社)東京聴覚障害者総合支援機構

## 共同生活援助(グループホーム)

	事業所名	所在地	電話番号	主な種別	分類	定員	運営法人
1	第1東梅ホーム	お問い合わせください	6276-4660	精神	通過型	6	(社福)ふれあい福祉協会
2	第2東梅ホーム	お問い合わせください	6276-4660	精神	滞在型	5	(社福)ふれあい福祉協会
3	初台寮	本町2-32-10	5350-4370	知的	滞在型	4	(特非)あさのはネットワーク
4	ふくふくホーム	お問い合わせください	3370-1051	精神	通過型	6	(特非)福祉検討会
5	えびす・ぱれっとホーム	東3-14-5	3407-6070	知的	滞在型	7	(特非)ぱれっと
6	しびや・ぱれっとホーム	東2-11-4	6821-4977	知的	滞在型	8	(特非)ぱれっと
7	グリーン	幡ヶ谷3-73-1	3375-6110	知的	滞在型	4	(有)環七
8	COLOR	初台1-40-12	6276-8127	知的	滞在型	4	(有)環七
9	mamesso	お問い合わせください	6300-5561	精神	通過型	18	(一社)ビーンズ
10	グループホームけやき	幡ヶ谷2-19-14 3階	6383-4591	知的	滞在型	6	(特非)たんぼぼの会
11	ともがき渋谷	本町6-28-12 SHIBUYA六号坂4・5階	3379-1910	精神 知的	滞在型	8	(株)日本アメニティライフ協会
12	花菖蒲	お問い合わせください	6276-7092	精神	通過型 滞在型	10	(一社)つつじ
13	グループホームこのみ	恵比寿西2-13-5 3階	6455-0802	知的	滞在型	7	(特非)たんぼぼの会
14	笑がおの園幡ヶ谷	お問い合わせください	6407-9669	精神 知的	滞在型	6	MT EUOSA合同会社
15	ふくふくホームふくふく幡ヶ谷	お問い合わせください	6300-4326	精神	通過型	6	(特非)福祉検討会

## 自立生活援助

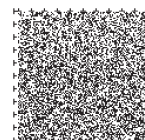
	事業所名	所在地	電話番号	運営法人
1	コネクトしびや	代々木3-33-10 メゾンヨーラク205	6276-7990	(一社)しびや糸をつむぐ会

### 「しびや住まいのカタログ」を区のホームページで公開しています

くらしと滞在の場所を提供する区内施設の情報をまとめたものです。

掲載対象:グループホーム、短期入所、入所施設(施設入所支援、障害児入所施設)、緊急一時保護施設など

■問い合わせ先 障がい者福祉課 福祉計画推進係 電話 3463-1922 FAX 5458-4935



## 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	運営法人
1 渋谷区障害者福祉センターはあとびあ原宿	神宮前3-18-37	5412-0051	○			渋谷区
2 スタジオそら幡ヶ谷	幡ヶ谷2-39-8 ビオライフハウス1階	6300-0850	○	○		アース・キッズ(株)
3 スタジオそら原宿	千駄ヶ谷3-51-6 原宿MOA1階	6432-9887	○	○		アース・キッズ(株)
4 渋谷区障害者福祉センター代々木の杜	代々木2-35-1	5371-1550	○	○	○	渋谷区
5 児童発達支援・放課後等デイサービス マリリン スポーツ塾 Go	本町2-5-11 三山ビル1階	6276-5851	○	○		マリリンマネジメント(株)
6 あそびや	代々木1-27-5 代々木市川ビル2階	5304-5155	○	○		(株)日本入試センター
7 Brighten School of Special Education	富ヶ谷2-22-12 YTree01 2階	4362-7547	○			LORIMER(株)
8 デイサービスなかよし	西原2-36-7	3485-3548		○		(特非)渋谷なかよしぐるーぷ
9 広尾てくてく	広尾4-2-12	6427-6527		○		(社福)福田会
10 特別支援教育研究所 Wish	神泉町15-11	6455-0912		○		(株)日本文理学院
11 Art&Music 豆庭 Mame-Niwa	幡ヶ谷1-8-4 リッツパラシオ202	6276-2261		○		(株)ビーンズ
12 Seamless Support Labs ライズ・スプレッド	神宮前3-18-33	5843-0752	○ (居宅あり)	○	○	渋谷区
13 恵比寿スマイルズ	恵比寿南2-17-2 プリマペーラ101号室	6825-0929	○			プリリアントジャパン(株)
14 アイビージュニア 初台	本町2-27-1 一三薬局ビル2階	5309-2150	○	○		IBJファイナンシャルアドバイザー(株)
15 アイビージュニア西新宿5丁目	本町3-22-3	6383-3023	○	○		IBJファイナンシャルアドバイザー(株)
16 児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 代官山校	神泉町10-15 神泉 ARROWS1階	6712-7950	○	○		(株)Gotoschool
17 Brighten School Daikanyama	鶯谷町4-11 カイホビル1階	6427-0889	○			LORIMER(株)
18 渋谷区子ども発達相談センター	宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ	3463-3784			○	渋谷区

### 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の満足度などを確認できます

#### ■児童発達支援・放課後等デイサービス自己評価アンケートについて

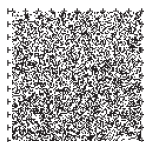
児童発達支援または放課後等デイサービスを提供する事業所は、おおむね1年に1回以上、厚生労働省が定めた「児童発達支援ガイドライン」・「放課後等デイサービスガイドライン」に基づいて、提供する支援の質に関する自己評価アンケートを実施し、その内容を事業所のホームページや会報等で公表するものとされています。

#### ■公表される内容

公表される評価は、職員へのアンケート結果と保護者等へのアンケート結果の2種類です。各事業所のホームページ等で公開されている自己評価アンケートの結果から、①支援の環境・体制は十分に整っているか、②適切な支援が提供されているか、③保護者への説明等が十分にされているか、④非常時への備えは十分か、⑤事業所の満足度についての評価を知ることができます。

## 指定相談支援事業所（特定相談支援・一般相談支援・障害児相談支援）

事業所名	所在地	電話番号	主たる対象			難病等	相談支援種別			運営法人
			身体	知的	精神		特定	一般	児	
1 地域活動支援センター ふれあい	笹塚3-43-1	5302-1190			○		○	○	(社福)ふれあい福祉協会	
2 渋谷区精神障害者地域生活支援 センター さわかかる一む	代々木1-20-8	3299-0100			○		○	○	(社福)渋谷区社会福祉協議会	
3 COCORO(こころ)	宇田川町1-1	※調整中	○	○			○		(社福)渋谷区社会福祉協議会	



	事業所名	所在地	電話番号	主たる対象				難病等	相談支援種別			運営法人
				身体	知的	精神	児		特定	一般	児	
4	パールケア	鉢山町3-27	5458-4816	○	○	○	○		○	○	○	(社福)パールケア
5	渋谷区子ども発達相談センター	宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ	3463-3786				○		○		○	渋谷区
6	東京総合福祉	笹塚1-61-8-823	6318-4220	○	○	○	○	○	○		○	(一社)東京総合福祉
7	相談支援センター樹音	代々木2-27-8-402	6276-1407		○	○	○		○	○	○	(一社)JUNE
8	宮代学園相談支援センター	広尾4-2-12	6427-6540				○		○		○	(社福)福田会
9	渋谷区障害者福祉センター 代々木の社	代々木2-35-1	5371-1550				○		○		○	渋谷区
10	インクルード相談支援センター 渋谷	渋谷1-1-3 第35荒井ビル4階	6459-3092	○	○	○			○			インクルード(株)
11	相談支援事業所 AHIソーシャルサポートオフィス	代々木2-23-1 NSM	6383-3162			○			○	○	○	(株)朝陽ホリスティック インフィニティ
12	渋谷区障がい者 基幹相談支援センター	宇田川町1-1	5457-0887	○	○	○	○	○	○		○	渋谷区
13	特別支援教育研究所WISH	神泉町15-11	6455-0912		○		○		○		○	(株)日本文理学院
14	東京聴覚障害者支援事業所 RONAプラン	東1-23-3	5464-6058	○ (聴覚)			○		○		○	(公社)東京聴覚障害 者総合支援機構
15	たんぼぼの会 はたがや相談支援	幡ヶ谷2-19-14 3F	080-3797-3127		○				○			(特非)たんぼぼの会
16	相談支援事業所 クローバー渋谷	渋谷2-2-4 青山アルコープ707号	090-1250-3041	○	○	○	○		○		○	医療法人原会
17	一般社団法人 Relation(リレーション)	神宮前3-1-24 ソフトタウン青山225	080-5957-0210	○	○	○	○		○		○	(一社)Relation
18	コネクトしぐや	代々木3-33-10 メゾンヨーラク205号	6276-7990	○	○	○	○	○	○	○	○	(一社)しぐや系をつ むぐ会
19	メディリス相談支援センター	渋谷3-7-3 第一野口ビル6階	6434-1065	○	○	○		○	○			(株)ユニバーサルグ ロース
20	Seamless Support Labs リンク	神宮前3-18-33	5843-0756	○	○		○		○		○	渋谷区

## 東京都福祉サービス第三者評価をご活用ください

### ■福祉サービス第三者評価とは

事業者でも利用者でもない、第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力などを評価するものです。  
(高齢分野、障がい分野、子ども家庭分野、女性支援・保護分野において実施)

### ◇受審済ステッカー

第三者評価を受審した事業者には、東京都福祉サービス評価推進機構から、受審済ステッカーを送付しています。



### ■福ナビで評価結果を公表しています

東京都内で福祉サービスを提供する事業所・施設が受審した第三者評価の結果は、とうきょう福祉ナビゲーション(福ナビ)のホームページに公表されています。

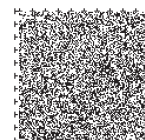
第三者評価の結果から、サービス提供事業所の特徴を把握し、比較・検討することができます。障害福祉サービス等の利用を検討している方は、自分のニーズにあった事業所を探し、よりよい選択につなげるために、ぜひ、第三者評価の結果をご活用ください。

ホームページ:とうきょう福祉ナビゲーション 第三者評価について

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.html>

### ■問い合わせ先

- 東京都福祉局 指導監査部 指導調整課 評価推進担当  
電話 5320-4035 FAX 5388-1415
- 東京都福祉サービス評価推進機構  
電話 3344-8515 FAX 3344-8595



## 渋谷区障害者団体連合会

渋谷区内の障がい者団体を総括する機関として、ひがし健康プラザ内に事務局を置いています。加入団体相互の連絡調整を行うほか、渋谷区からの受託事業などを行っています。

### ■問い合わせ先

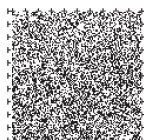
渋谷区障害者団体連合会 事務局  
〒150-0011 東3-14-13 ひがし健康プラザ1階  
電話 6427-3650 FAX 6427-6566

### ■活動内容

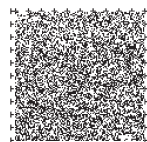
- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| ① 教養(福祉)講座の開催              | ④ 運動会(126ページ)の開催 |
| ② レクリエーションの実施              | ⑤ 作品展の開催         |
| ③ 東京都障害者スポーツ大会(126ページ)への参加 | ⑥ 公園清掃、花壇植栽の実施   |
|                            | ⑦ 障がい者福祉の啓発活動など  |

### 渋谷区障害者団体連合会加入団体

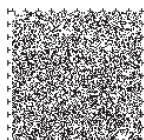
部会	団体名・実施事業	所在地・連絡先・代表者名	活 動 内 容
身 体 部	渋谷区身体障害者福祉協会	広尾5-7-3-1213 電話 6455-7788 桐山 稔 (事務局) 富ヶ谷1-43-7 電話 3467-7887 金井 誠	身体障がい者同士の交流と親睦を深めるとともに、生活の向上や自立更生を目指し講演会、研修会などを行っています。
	渋谷区肢体不自由児者父母の会	代々木3-30-1-308 電話 3377-7929 遠藤 美砂子	肢体不自由児者の父母で構成し、地域における生活の場の確保、生活の充実・向上に向けての研修、レクリエーション等を行っています。
	渋谷区聴覚障害者協会	東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター内 FAX 3797-1144 河村 恭行	聴覚障がい者の社会生活の向上や拡大を目指し、研修会や生活相談、手話講習会への参画、会員相互の親睦などの活動を行っています。
	渋谷失語症友の会	東1-26-31-7F 電話 3486-5238 大島 光子	脳血管障がい、交通事故などによる言葉の障がい者の会で、言語療法士による言葉の訓練を通じて、日常生活の自立、社会生活の向上を目指し活動しています。
	幡ヶ谷会	笹塚1-61-8-609 電話 090-9827-1759 千葉 恒也	脳卒中やその他の疾病等に起因する中途障がい者の社会復帰を図るために、当事者同士がお互いの悩みを語り合う情報交換と音楽療法によるトレーニングで心のリハビリを行っています。
	渋谷区視覚障害者福祉協会	東1-26-23 リフレッシュ氷川3階 電話 3406-7121 大沼 須摩子	渋谷区在住の視覚障がい者と視覚障がい者を支える会員で構成され、研修会・歩行訓練・旅行会等のグループ活動を通して情報交換を行い、社会参加の場を広げて生活の自立を図っています。



部会	団体名・実施事業	所在地・連絡先・代表者名	活 動 内 容
身体部	渋谷区重症心身障害児(者)を守る会	南平台町7-6-303 電話 3464-5103 倉本 雅代子	重症心身障がい児者の保護者・家族および賛助者が協力しあい、福祉の増進を図り、重症心身障がい児者の暮らしをより地域に根付いたものにするために活動をしています。
知的部	渋谷区手をつなぐ親の会	本町2-9-17 はつらつセンターケアステーション本町内 電話 3375-0333 堀口 智子	知的・発達障がい者(児)とその家族が地域で安心して暮らしていくために、つながりを大切にし、地域への働きかけ、障がい理解啓発、相談、情報交換、研修会、自主的なプログラム等を行っています。
	NPO法人あさのはネットワーク ・ワークささはた (就労移行支援、就労継続支援B型) ・初台寮(グループホーム)	笹塚3-48-1-1号棟 電話 3376-8924 宮沢 一郎	心身障がい者を対象にした生産活動の提供および企業就労等の就労支援。封入などの簡易事務作業や清掃・植栽作業等の他、行事・レクリエーションの文化活動を行っています。
	NPO法人渋谷神宮前 ・ワークセンターひかわ (就労継続支援B型)	東3-14-13 ひがし健康プラザ2階 電話 6712-5120 富田 大治	障がいのある方が働く場として、生活上の相談の場として、地域の福祉に貢献することを目指しています。仕事は所内の事務、組み立て作業と所外の公園清掃、除草、植栽が中心です。金曜日の午後はアートとスポーツのクラブ活動を行ってリフレッシュしています。
	NPO法人渋谷なかよしぐるーぷ ・デイサービスなかよし (放課後等デイサービス) ・緊急一時なかよし (渋谷区知的障害者(児)緊急一時保護事業) ・ぱらっと・なかよし (居宅介護、移動支援)	西原2-36-7 電話 3485-3548 矢野 光子	障がいがある人とその家族の地域生活を支援するNPO。障がいのある子どもの放課後や週末の療育活動、家族の緊急時や休養のための一時保護、ホームヘルプやガイドヘルプなどの個別支援、また知的障害者ガイドヘルパー養成講座(東京都指定講座)などの支援者育成事業を実施しています。
	認定NPO法人ぱれっと ・福祉作業所おかし屋ぱれっと (就労継続支援B型) ・えびす・ぱれっとホーム (グループホーム、渋谷区知的障害者(児)緊急一時保護事業) ・しげや・ぱれっとホーム (グループホーム)	東2-11-4 電話 3409-3774 相馬 宏昭	NPO法人ぱれっととして団体名に記載の事業の他、余暇活動「たまり場ぱれっと」、シェアハウス「ぱれっとの家 いこっと」、国際交流「ぱれっとインターナショナル・ジャパン」を運営しています。
	NPO法人絆の会 ・福祉作業所ふれんど (就労継続支援B型)	笹塚2-33-9 電話 3299-2694 小川 重子	主に知的に障がいのある方々と共に、手作りスリッパの製作、公園清掃や植栽活動の他、ヨガ、英語、スポーツなどのレクリエーション活動も行っています。



部会	団体名・実施事業	所在地・連絡先・代表者名	活 動 内 容
知 的 部	NPO法人むつみ福祉会 ・ むつみ工房 (就労継続支援B型)	幡ヶ谷3-44-10 フォレスト3 電話 5351-9395 白男川 まり子	知的・精神・身体障がい者を対象に、手織り・リサイクル・軽作業のほか創作活動や余暇活動等を通して社会参加を支援しています。
	社会福祉法人福田会 ・ 宮代学園 (福祉型障害児入所施設、短期入所) ・ 広尾ジョイワーク (就労継続支援B型) ・ 広尾てくてく (放課後等デイサービス)	広尾4-2-12 電話 3407-3433 太田 孝昭	宮代学園は、ひとりひとりに合った自立を目指した支援を行っている、福祉型障害児入所施設です。短期入所サービスの提供も行っています。広尾ジョイワーク(就労継続支援B型)では、テニスのミニラケットキーホルダー等を作成・販売しています。
	NPO法人ホープワールドワイド・ジャパン ・ ホープ就労支援センター 渋谷 (就労継続支援A型、B型)	笹塚2-16-1 電話 6300-5240 加藤 敦	カフェとパン菓子の製造販売。障がい者団体、または地域で活動されている方のために多目的スペースを無料で開放しています。
精 神 部	NPO法人すみれ福祉会 ・ すみれ工房 (就労継続支援B型)	恵比寿南2-23-12 エビスサニービル2F 電話 6303-2441 土井 信子	精神障がい者を対象に、軽作業、公園・ビル清掃、焼き菓子作り、調理実習等を通じて社会性・日常生活の向上を図り、その人らしい生活・就労を支援しています。
	NPO法人はらっぱ ・ ワーク&ショップ <はらっぱ> (就労継続支援B型)	笹塚3-9-3 京王ビル203 電話 3372-6351 為我井 衛	精神障がい者を対象に、弁当・菓子づくりおよび地域への配達サービス、その他作業を通して社会性・日常生活の向上を図り就労や自立を目指します。
	認定NPO法人よりどりみどり ・ みどり工房 (就労継続支援B型)	千駄ヶ谷1-21-6 電話 6459-2347 大角 庄司	精神障がい者を対象に、清掃・手工芸・食品の作業や、健康作り・お仕事探検隊・イベント参加等のプログラムを通して、社会性の向上と自己実現を支援しています。
	NPO法人ヒューマンケアクラブストライド ・ ストライドクラブ (就労継続支援B型)	松濤1-29-10 渋谷E-BLD201 電話 6455-3628 山之内 芳雄	精神障がい者を対象に、クラブハウスモデルで運営。ピアサポートを基礎としたグループ活動を実施。その人らしい生活・就労を支援しています。
	渋谷太陽の会(家族会)	幡ヶ谷2-1-1-204 電話090-4734-9388 本田 道子	最近、家族のようすが気になる方、ひきこり、発達障がいなどで困っている方のための相談、学習会、例会での交流などを行っています。支援者の参加もお待ちしております。(例会:毎月第2金曜日 13時~15時 渋谷区子育てネウボラ4階・講堂)



# 権利擁護

## 障がい者差別に関する相談窓口

### 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)では、国や都道府県、区市町村などの行政機関と、会社やお店などの民間事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

#### ■不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、場所・時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることを禁止しています。

#### ■合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている、という意思が伝えられたときに、事業者は負担が重すぎない範囲で対応することが義務付けられています。

#### (合理的配慮の例)

- ・ 筆談や、資料の読み上げなど、その方にあったコミュニケーション手段を用いて説明した。
- ・ 物音に敏感で仕事に集中できない方のために、人の行き来の少ない作業スペースを用意し、勤務中に耳栓やイヤーマフを使うことを認めた。
- ・ 車いすを使用される方が通路の狭いレジに並ぶことが難しいときに、会計の順番が来るまでは、広い場所でお待ちいただき、買物カゴは店員が預かって、順番が来たら声をかけるようにした。

### 区の相談窓口

区では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの差別に関するご相談を受け付けています。

#### ■問い合わせ先

障がい者福祉課 福祉計画推進係

電話 3463-1922 (電話対応時間 月曜日～金曜日 9時～17時) FAX 5458-4935

### 広域支援相談員の設置(東京都)

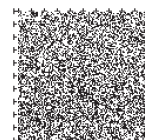
東京都では、障がいを理由とする差別解消に関する知識経験が豊富な「広域支援相談員」を設置しています。広域支援相談員に相談しても解決しない場合の紛争解決の仕組みとして、あっせん、勧告及び公表の手続きを設けています。

#### ■問い合わせ先

東京都障害者権利擁護センター(広域支援相談員)(東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課内)

電話 5320-4223 (電話対応時間 月曜日～金曜日 9時～17時) FAX 5388-1413

Eメール syougaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp



## 障がい者虐待に関する相談窓口

障がい者虐待に気づいた人には、区市町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけではなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

### ■虐待の種類と具体例

区 分	具 体 例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。 身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって、身体の動きを抑制すること。
性的虐待	性的な行為を強要すること。わいせつな言葉を発すること。
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉を浴びせること。 仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をしないこと。 必要な福祉サービス、医療、教育を受けさせないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに、あるいはだますなどして、本人の財産の使用・処分をすること。 本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### ■虐待かな?と思ったら

障がいの特性により、自分が虐待を受けていることを認識していない場合や、認識していても自分から周囲に助けを求められない場合があります。通報が、障がい者を虐待から守ることにつながります。家庭や職場、施設などで虐待が疑われるサインに気がついたら、下記の専用ダイヤルまでご相談ください。通報、届出および相談をした人の秘密は守られます。

### ■通報先

- 渋谷区障がい者虐待防止センター 電話 3463-2388 FAX 5458-4935  
受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日、年末年始を除く）
- 渋谷区障がい者基幹相談支援センター 電話 5457-0887  
受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日、年末年始を除く）

## 児童虐待に関する相談・通告窓口

虐待通告やその他子どものことで緊急のご相談がある場合は、下記にご連絡ください。

### ■東京都児童相談センター相談援助課

電話5937-2314(渋谷区担当直通)

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時45分

緊急の場合は夜間緊急連絡ダイヤル

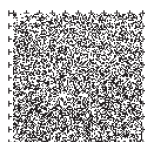
5937-2330

(平日夜間、土日、祝日(年末年始含む))

### ■児童相談所虐待対応ダイヤル(189番)<sup>いちはやく</sup>

東京都児童相談センターの受付時間外は、児童相談所虐待対応ダイヤルにお電話ください。

電話189(いちはやく)



## 福祉サービスに関する苦情受付窓口

障害福祉サービス等は、利用者がサービス提供事業者を選択して、契約によりサービスを利用するしくみです。サービス提供事業者とのトラブルを利用者自らの力で解決することが困難な場合は、下記の窓口にお問い合わせください。

### 渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会

区は、審議機関として、渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会を設置しています。

福祉サービス体制等のあり方や福祉サービスに関して申し立てられた苦情相談に応じ、必要に応じて、医療、福祉、法律等の専門家などで構成する委員会にはかります。

委員会では、福祉サービスを利用している方が安心して利用できる福祉サービスの確保に向けて、苦情等を調査・審議し、区長に対して必要な提言等を行います。

#### ■対 象

障がいのある方や高齢の方などを対象とした福祉サービスを利用している本人(福祉サービスの提供等を受けた区民および区の区域内において福祉サービスの提供を受けた区民以外の方)、本人の配偶者、三親等以内の親族、本人と同居している方など

#### ■開設時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時  
(祝日、年末年始を除く)

#### ■問い合わせ先

福祉部 地域福祉課 福祉管理係  
電話 3463-1832 FAX 5458-4936  
Eメール sec-f-kanri@shibuya.tokyo

### 福祉サービス運営適正化委員会

都内の福祉サービス利用者の権利を擁護するために設置されている委員会です。苦情相談に応じ、中立・公正な立場から、専門知識を備えた委員が解決に向けて対応します。

※ 苦情の対象となっている事実の発生時期や内容、これまでの審議状況によっては、対応できない場合があります。

#### ■対 象

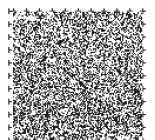
都内で提供されている福祉サービスについて、利用者、ご家族や事業所の職員など、問題のあると思われる状況を直接見聞きしていて、具体的に説明できる方からの苦情を受け付けます。

#### ■受付範囲

サービス提供事業者とのトラブルを自らの力で解決することが困難な場合で、かつ、区市町村の窓口でも解決しない、または相談が難しい場合が対象です。

#### ■問い合わせ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
福祉サービス運営適正化委員会事務局  
〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11  
東京YWCA会館3階  
電話 5283-7020 FAX 5283-6997  
Eメール kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp  
受付時間 月曜日～金曜日 10時～16時  
(祝日、年末年始を除く)

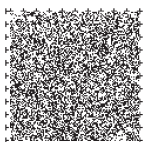


# 資料編

## ① 障害者総合支援法の対象となる疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病） △ 表記が変更された疾病（2疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	61	加齢黄斑変性 ○	124	コステロ症候群
2	アイザックス症候群	62	肝型糖原病	125	骨形成不全症
3	IgA腎症	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	126	骨髄異形成症候群 ○
4	IgG4関連疾患	64	環状20番染色体症候群	127	骨髄線維症 ○
5	亜急性硬化性全脳炎	65	関節リウマチ	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
6	アジソン病	66	完全大血管転位症	129	5p欠失症候群
7	アッシャー症候群	67	眼皮膚白皮症	130	コフィン・シリズ症候群
8	アトピー性脊髄炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	131	コフィン・ローリー症候群
9	アペール症候群	69	ギャロウェイ・モト症候群	132	混合性結合組織病
10	アミロイドーシス	70	急性壊死性脳症 ○	133	鯉耳腎症候群
11	アラジール症候群	71	急性網膜壊死 ○	134	再生不良性貧血
12	アルポート症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	135	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
13	アレキサンダー病	73	急速進行性糸球体腎炎	136	再発性多発軟骨炎
14	アンジェルマン症候群	74	強直性脊椎炎	137	左心低形成症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	75	巨細胞性動脈炎	138	サルコイドーシス
16	イソ吉草酸血症	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	139	三尖弁閉鎖症
17	一次性ネフローゼ症候群	77	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	140	三頭筋素欠損症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	141	CFC症候群
19	1p36欠失症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	142	シェーグレン症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	80	筋萎縮性側索硬化症	143	色素性乾皮症
21	遺伝性ジストニア	81	筋型糖原病	144	自己貪食空胞性ミオパチー
22	遺伝性周期性四肢麻痺	82	筋ジストロフィー	145	自己免疫性肝炎
23	遺伝性膀胱炎	83	クッシング病	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	84	クリオピリン関連周期熱症候群	147	自己免疫性溶血性貧血
25	ウィーバー症候群	85	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群	148	四肢形成不全 ○
26	ウィリアムズ症候群	86	クルーゾン症候群	149	シトステロール血症
27	ウィルソン病	87	グルコーストランスポーター1欠損症	150	シトリン欠損症
28	ウエスト症候群	88	グルタル酸血症1型	151	紫斑病性腎炎
29	ウェルナー症候群	89	グルタル酸血症2型	152	脂肪萎縮症
30	ウォルフラム症候群	90	クロー・深瀬症候群	153	若年性特発性関節炎
31	ウルリッヒ病	91	クローン病	154	若年性肺気腫
32	HTRA1関連脳小血管病	92	クロンカイト・カナダ症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
33	HTLV-1関連脊髄症	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症	156	重症筋無力症
34	ATR-X症候群	94	結節性硬化症	157	修正大血管転位症
35	ADH分泌異常症	95	結節性多発動脈炎	158	出血性線溶異常症 ※
36	エーラス・ダンロス症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	159	ジューバル症候群関連疾患
37	エプスタイン症候群	97	限局性皮質異形成	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
38	エプスタイン病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※	161	神経細胞移動異常症
39	エマナエル症候群	99	原発性局所多汗症 ○	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
40	MECP2重複症候群	100	原発性硬化性胆管炎	163	神経線維腫症
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	101	原発性高脂血症	164	神経有棘赤血球症
42	遠位型ミオパチー	102	原発性側索硬化症	165	進行性核上性麻痺
43	円錐角膜 ○	103	原発性胆汁性胆管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
44	黄色靭帯骨化症	104	原発性免疫不全症候群	167	進行性骨化性線維異形成症
45	黄斑ジストロフィー	105	顕微鏡の大腸炎 ○	168	進行性多巣性白質脳症
46	大田原症候群	106	顕微鏡的多発血管炎	169	進行性白質脳症
47	オクシタル・ホーン症候群	107	高IgD症候群	170	進行性ミオクローヌスてんかん
48	オスラー病	108	好酸球性消化管疾患	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
49	カーニー複合	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	好酸球性副鼻腔炎	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
51	潰瘍性大腸炎	111	抗糸球体基底膜腎炎	174	スタージ・ウェーバー症候群
52	下垂体前葉機能低下症	112	後縦靭帯骨化症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
53	家族性地中海熱	113	甲状腺ホルモン不応症	176	スミス・マガニス症候群
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	114	拘束型心筋症	177	スモン ○
55	家族性良性慢性天疱瘡	115	高チロシン血症1型	178	脆弱X症候群
56	カナブン病	116	高チロシン血症2型	179	脆弱X症候群関連疾患
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	高チロシン血症3型	180	成人発症スチル病
58	歌舞伎症候群	118	後天性赤芽球癆	181	成長ホルモン分泌亢進症
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	119	広範脊柱管狭窄症	182	脊髄空洞症
60	カルニチン回路異常症	120	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
		121	抗リン脂質抗体症候群	184	脊髄髄膜瘤
		122	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 ※		
		123	コケイン症候群		



番号	疾病名
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
211	早期ミオクローネー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4異常症
240	TSH分泌亢進症
241	TNF受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症

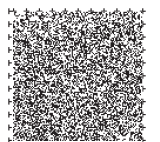
番号	疾病名
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラバ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群(爪蓋蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症(※)
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	パージャー病
274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	PCDH19関連症候群
283	PURA関連神経発達異常症 ※
284	非ケトーシス型高グリシニン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型性溶血性尿毒症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎/多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスプリング病(全結腸型又は小腸型)
300	VATER症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群

番号	疾病名
313	ブリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	パーチエット病
319	バスレムミオパチー
320	ハバリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	パリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシステニン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群/ロイス・ティーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性脾炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクローネー欠てんかん
339	ミオクローネー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイリソン症候群
353	薬剤性過敏症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	ライソソーム病
359	ラスマッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症/ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビシユタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガスター症候群
374	ロウ症候群 ※
375	ロスモンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(※) 旧対象疾病番号159(神経フェリチン症)は対象疾病番号268(脳内鉄沈着神経変性症)に統合。

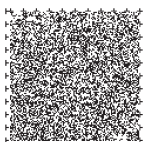
(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/>)等を参照ください。



② 難病医療費助成の対象疾病一覧 (348 + 都単独8疾病)

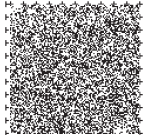
あ	アイカルディ症候群 アイザックス症候群 IgA腎症 IgG4関連疾患 亜急性硬化性全脳炎 悪性関節リウマチ アジソン病 アッシャー症候群 アトピー性脊髄炎 アペール症候群 アラジール症候群 α1-アンチトリプシン欠乏症 アルポート症候群 アレキサンダー病 アンジェルマン症候群 アントレー・ピクスラー症候群	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 歌舞伎症候群 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 カルニチン回路異常症 か 肝型糖原病 間質性膀胱炎(ハンナ型) 環状20番染色体症候群 完全大血管転位症 眼皮膚白皮症 き 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) 筋萎縮性側索硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー く クッシング病 クリオピリン関連周期熱症候群 クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群 クルーゾン症候群 グルコーストランスporter-1欠損症 グルタル酸血症1型 グルタル酸血症2型 クロー・深瀬症候群 クローン病 クローンカイト・カナダ症候群 け 痙攣重症型(二相性)急性脳症 結節性硬化症 結節性多発動脈炎 血栓性血小板減少性紫斑病 限局性皮質異形成 原発性肝外門脈閉塞症 原発性高カイクロミクroh血症 原発性硬化性胆管炎 原発性抗リン脂質抗体症候群 原発性側索硬化症 原発性胆汁性胆管炎 原発性免疫不全症候群 顕微鏡的多発血管炎 こ 高IgD症候群 好酸球性消化管疾患 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 好酸球性副鼻腔炎 抗糸球体基底膜腎炎 後縦靭帯骨化症 甲状腺ホルモン不応症 拘束型心筋症 高チロシン血症1型 高チロシン血症2型 高チロシン血症3型 後天性赤芽球癆 広範脊柱管狭窄症 膠様滴状角膜ジストロフィー	極長鎖アシラー-CoA脱水素酵素欠損症 コケイン症候群 コステロ症候群 骨形成不全症 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 さ 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 再発性多発骨炎 左心低形成症候群 サルコイドーシス し 三尖弁閉鎖症 三頭酵素欠損症 CFC症候群 シェーグレン症候群 色素性乾皮症 自己貪食空胞性ミオパチー 自己免疫性肝炎 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 自己免疫性溶血性貧血 システロール血症 シトリン欠損症 紫斑病性腎炎 脂肪萎縮症 若年性特発性関節炎 若年発症型両側性感音難聴 シャルコー・マリー・トゥース病 重症筋無力症 修正大血管転位症 出血性線溶異常症 ジュベール症候群関連疾患 シュワルツ・ヤンペル症候群 神経細胞移動異常症 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 神経線維腫症 神経有棘赤血球症 進行性核上性麻痺 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 進行性骨化性線維異形成症 進行性多巣性白質脳症 進行性白質脳症 進行性ミオクロノヌステんかん 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 す 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 スタージ・ウェーバー症候群 スティーヴンス・ジョンソン症候群 スミス・マギニス症候群 せ 脆弱X症候群 脆弱X症候群関連疾患 成人発症スチル病 脊髄空洞症 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) 脊髄髄膜瘤 脊髄性筋萎縮症 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症 前眼部形成異常
い	イソ吉草酸血症 一次性ネフローゼ症候群 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 1p36欠失症候群 遺伝性自己炎症疾患 遺伝性ジストニア 遺伝性周期性四肢麻痺 遺伝性膀胱炎 遺伝性鉄芽球性貧血		
う	ウィーバー症候群 ウィリアムズ症候群 ウィルソン病 ウエスト症候群 ウェルナー症候群 ウォルフラム症候群 ウルリッヒ病		
え	HTRA1関連脳小血管病 HTLV-1関連脊髄症 ATR-X症候群 エーラス・ダングロス症候群 エプスタイン症候群 エプスタイン病 エマヌエル症候群 MECP2重複症候群 LMNB1関連大脳白質脳症 遠位型ミオパチー		
お	黄色靭帯骨化症 黄斑ジストロフィー 大田原症候群 オクシタル・ホーン症候群 オスラー病		
か	カーニー複合 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん 潰瘍性大腸炎 下垂体性ADH分泌異常症 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 下垂体性TSH分泌亢進症 下垂体性PRL分泌亢進症 下垂体前葉機能低下症 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 家族性地中海熱 家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) 家族性良性慢性天疱瘡 カナバン病		



全身性アミロイドーシス
全身性エリテマトーデス
全身性強皮症
先天性異常症候群
先天性横隔膜ヘルニア
先天性核上性球麻痺
先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
先天性魚鱗癬
先天性筋無力症候群
先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
先天性三尖弁狭窄症
先天性腎性尿管症
先天性赤血球形成異常性貧血
先天性僧帽弁狭窄症
先天性大脳白質形成不全症
先天性肺静脈狭窄症
先天性副腎低形成症
先天性副腎皮質酵素欠損症
先天性ミオパチー
先天性葉酸吸収不全
先天性無痛無汗症
前頭側頭葉変性症
線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む)
そ 早期ミオクローネー脳症
総動脈幹遺残症
総排泄腔遺残
総排泄腔外反症
ソトス症候群
た 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
ダイヤモンド・ブラックファン貧血
大脳皮質基底核変性症
大理石骨病
高安動脈炎
多系統萎縮症
タナトフォリック骨異形成症
多発血管炎性肉芽腫症
多発性硬化症/視神経脊髄炎
多発性嚢胞腎
多脾症候群
タンジール病
単心室症
弾性線維性仮性黄色腫
胆道閉鎖症
ち 遅発性内リンパ水腫
チャージ症候群
中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
中毒性表皮壊死症
腸管神経節細胞減少症
て TRPV4異常症
TNF受容体関連連周期性症候群
低ホスファターゼ症
天疱瘡
と 特発性拡張型心筋症
特発性間質性肺炎
特発性基底核石灰化症
特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
特発性後天性全身性無汗症
特発性大腿骨頭壊死症
特発性多中心性キャツルマン病

特発性門脈圧亢進症
ドラベ症候群
な 中條・西村症候群
那須・ハコラ病
軟骨無形成症
に 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
22q11.2欠失症候群
乳児発症STING関連血管炎
乳幼児肝巨大血管腫
尿素サイクル異常症
ぬ ヌーナン症候群
ね ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
ネフロン癆
の 脳クレアチン欠乏症候群
脳髄黄色腫症
脳内鉄沈着神経変性症
脳表ヘモジエリン沈着症
膿疱性乾癬(汎発型)
嚢胞性線維症
は パーキンソン病
バージャー病
肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
肺動脈性肺高血圧症
肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
肺胞低換気症候群
ハッチンソン・ギルフォード症候群
パッド・キアリ症候群
ハンチントン病
ひ PCDH19関連連症候群
PURA関連神経発達異常症
非ケトーシス型高グリシウム血症
肥厚性皮膚骨膜炎
非ジストロフィー性ミオトニー症候群
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
肥大型心筋症
ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
左肺動脈右肺動脈起始症
ビッカースタッフ脳幹脳炎
非典型型溶血性尿毒症症候群
非特異性多発性小腸潰瘍症
皮膚筋炎/多発性筋炎
表皮水疱症
ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
ふ VATER症候群
ファイファー症候群
ファロー四徴症
ファンコニ貧血
封入体筋炎
フェニルケトン尿症
複合カルボキシラーゼ欠損症
副甲状腺機能低下症
副腎白質ジストロフィー
副腎皮質刺激ホルモン不応症
ブラウ症候群
ブラダー・ウィリ症候群
プリオン病
プロピオン酸血症
ハ 閉塞性細気管支炎

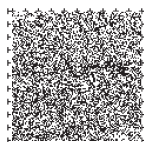
$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
バーチェット病
バスレムミオパチー
バリー病
バルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
片側巨脳症
片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
ほ 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
発作性夜間ヘモグロビン尿症
ホモシスチン尿症
ボルフィリン症
ま マリネスコ・シェーグレン症候群
マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
慢性血栓性肺高血圧症
慢性再発性多発性骨髄炎
慢性特発性偽性腸閉塞症
み ミオクローネー欠神てんかん
ミオクローネー脱力発作を伴うてんかん
ミトコンドリア病
む 無虹彩症
無脾症候群
無 $\beta$ リポタンパク血症
め メーブルシロップ尿症
メチルグルタコン酸尿症
メチルマロン酸血症
メビウス症候群
免疫性血小板減少症
メンケス病
も 網膜色素変性症
もやもや病
モワット・ウィルソン症候群
や ヤング・シンゾノ症候群
ゆ 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
よ 4p欠失症候群
ら ライソゾーム病
ラスマッセン脳炎
ランドウ・クレフナー症候群
り リジン尿性蛋白不耐症
両大血管右室起始症
リンパ管腫症/ゴーハム病
リンパ脈管筋腫症
る 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
ルビンシュタイン・ティビ症候群
れ レーベル遺伝性視神経症
レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
レット症候群
レノックス・ガスター症候群
ろ ロウ症候群
ロスムンド・トムソン症候群
肋骨異常を伴う先天性側弯症
《都単独難病(8疾病)》
悪性高血圧
遺伝性QT延長症候群
肝内結石症
原発性骨髄線維症
古典的特発性好酸球增多症候群
びまん性汎細気管支炎
母斑症
網膜脈絡膜萎縮症



身体障害者障害程度等級表  
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

※ 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額  
第1種  第2種

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

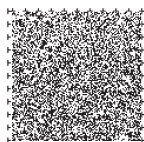


※ 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額  
第1種  第2種

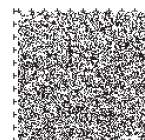
級 別	肢体不自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	/	/	/	/	/	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの



級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能・言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のも(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のも			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。 ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						



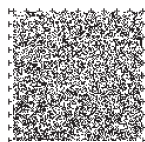
級別	肢体不自由		心臓 じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。  ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>								



# ダイヤルガイド

## 区の相談・支援機関、申請窓口

渋谷区役所本庁舎		宇田川町1-1	電話 3463-1211(代表)	
		[ホームページ] <a href="https://www.city.shibuya.tokyo.jp/">https://www.city.shibuya.tokyo.jp/</a>		
障がい者 福祉課	福祉計画推進係	区役所本庁舎2階	電話 3463-1922	FAX 5458-4935
	障がい者福祉施設係		電話 ※調整中	
	経理係		電話 3463-1936	
	給付係		電話 3463-1924	
	身体福祉係		電話 3463-1937	
	知的福祉係		電話 3463-1978	
	精神福祉係		電話 3463-1905	
渋谷区障がい者虐待防止センター(障がい者福祉課内)			電話 3463-2388	
渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会 (福祉部地域福祉課内)		区役所本庁舎5階	電話 3463-1832	FAX 5458-4936
地域保健課地域医療係(渋谷区保健所)		区役所本庁舎7階	電話 3463-2433	FAX 5458-4937
中央保健相談所		宇田川町5-6	電話 3463-2439	FAX 5458-4944
恵比寿保健相談所		渋谷区子育てネウボラ4階		
幡ヶ谷保健相談所		恵比寿2-27-18	電話 3443-6251	FAX 3443-6253
子ども青少年課子育て給付係		幡ヶ谷3-39-1	電話 3374-7591	FAX 3374-5985
国民健康保険課高齢者医療係		区役所本庁舎4階	電話 3463-2558	FAX 5458-4942
高齢者福祉課サービス事業係		区役所本庁舎6階	電話 3463-1897	FAX 5458-4940
選挙管理委員会事務局		区役所本庁舎5階	電話 3463-1873	FAX 3463-2873
住宅政策課	居住支援係	区役所本庁舎15階	電話 3463-3115	FAX 5458-4945
	住環境整備係	区役所本庁舎12階	電話 3463-1848	FAX 5458-4947
渋谷区営住宅等窓口		区役所本庁舎12階	電話 3463-3552	FAX 5458-4947
防災課災害対策推進係		区役所本庁舎8階	電話 3463-4475	FAX 5458-4923
建築課審査係		区役所本庁舎11階	電話 3463-2729	FAX 5458-4983
まちづくり第二課まちづくり推進係		区役所本庁舎12階	電話 3463-2943	FAX 5458-4918
渋谷区障がい者基幹相談支援センター 高次脳機能障がい専門相談専用ダイヤル (渋谷区障がい者基幹相談支援センター内) *月曜日・火曜日・水曜日・金曜日 10時~16時		区役所本庁舎5階	電話 5457-0887	FAX 3477-2525
渋谷区精神障害者地域生活支援センター さわやかなーむ		代々木1-20-8	電話 3463-3298	—
渋谷区 りばあさいど 原宿 (Seamless Support Labs原宿)	事務所代表	神宮前3-18-33	電話 5843-0751	FAX 5843-0732
	ライズ(児童発達支援)		電話 5843-0752	
	スプレッド(放課後等デイサービス)		電話 5843-0753	
	インフィニティ(生活介護)		電話 5843-0754	
	フレックス(短期入所)		電話 5843-0755	
	リンク(相談支援)		電話 5843-0756	
渋谷区障害者福祉センターはあとびあ原宿		神宮前3-18-37	電話 5843-0757	
はあとびあキッズ		神宮前3-18-37	電話 5412-0050	FAX 5412-2355
代々木の杜ピア・キッズ (渋谷区障害者福祉センター代々木の杜)		代々木2-35-1	電話 5412-0051	FAX 5412-2356
渋谷区立新橋作業所		恵比寿1-27-10 4階	電話 5371-1550	FAX 5371-1554
渋谷区立幡ヶ谷のぞみ作業所		恵比寿2-13-5	電話 3444-5541	FAX 3444-5542
渋谷区生活実習所つばさ		幡ヶ谷3-53-3 3階	電話 3377-3251	FAX 3377-2525
渋谷区くるるえびす		幡ヶ谷3-39-1	電話 3378-1150	FAX 3378-1551
渋谷区 地域包括支援 センター	豊沢・新橋	恵比寿西2-13-5	電話 6277-5807	FAX 6277-5937
	恵比寿西二丁目	恵比寿2-27-18	電話 3440-1671	FAX 3440-1675
	ひがし健康プラザ	恵比寿西2-13-5	電話 3440-1671	FAX 3440-1675
	かなみの杜・渋谷	東3-14-13	電話 6427-0273	FAX 6427-0274
	富ヶ谷・上原	神南1-8-6	電話 5468-5901	FAX 5468-5902
	総合ケアコミュニティ・せせらぎ	神南1-8-6	電話 6433-7535	FAX 6433-7536
	あやめの苑・代々木	富ヶ谷2-27-12	電話 3467-2371	FAX 3467-2385
	つばめの里・本町東	西原1-40-10	電話 5790-0881	FAX 5790-0882
	笹幡	代々木3-35-1	電話 3372-1038	FAX 3372-1108
	千駄ヶ谷・北参道	本町3-46-1	電話 5334-9977	FAX 5334-9979
	はあとびあ原宿	幡ヶ谷2-42-15	電話 5365-1611	FAX 5365-1612
		千駄ヶ谷4-25-14	電話 3475-1461	FAX 3475-1465
		神宮前3-18-37	電話 3423-2112	FAX 3423-2110

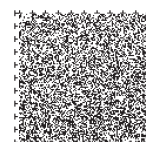


子どもに関する相談機関			
渋谷区教育センター 教育相談係/就学相談担当	宇田川町 5-6 渋谷区子育てネウボラ 6 階	(新規相談) 電話 3463-3798 (継続相談) 電話 3463-3492 (就学相談) 電話 3463-3479	
渋谷区教育センター 特別支援教育係	宇田川町 1-1 区役所本庁舎 4 階	電話 3463-2993	FAX 5458-4954
渋谷区子ども発達相談センター	渋谷区子育てネウボラ 7 階	電話 3463-3786	FAX 5458-4965
東京都児童相談センター	新宿区北新宿 4-6-1	渋谷区担当直通 4152(よいこに) 電話相談	電話 5937-2314 FAX 3366-6036 電話 3366-4152 月～金曜日 9 時～21 時(土日祝は 17 時)
児童相談所虐待対応ダイヤル	虐待通告等の緊急のご相談は、189(いちばやく)番にお電話を。(24時間365日受付)		
東京都教育相談センター	新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター4 階	○教育相談一般・いじめ相談ホットライン 電話 0120-53-8288 (24時間365日受付) ○高校進級・進路・入学相談 電話 3360-4175 月～金曜日 9 時～21 時(土日祝は 17 時)	
都立小児総合医療センター	こころの電話相談室	電話 042-312-8119(相談室直通)	

仕事に関する相談機関			
渋谷区障害者就労支援センター ハートバレーしびや	桜丘町23-21 文化総合センター大和田 9階	電話 3462-2513	FAX 3462-2820
ハローワーク渋谷 専門援助第二部門	神南 1-3-5	電話 3476-8609 部門コード 44 #	FAX 3476-0988
東京障害者職業センター	台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階	電話 6673-3938	FAX 6673-3948
(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8 階	電話 5211-2681	—
東京しごとセンター 専門サポートコーナー	東京しごとセンター 5 階	電話 5211-8701	—

区内の支援機関			
地域活動支援センターふれあい	笹塚 3-43-1	電話 5302-1190	FAX 5302-1191
渋谷区社会福祉協議会 地域福祉係	区役所本庁舎 2 階	電話 5457-2200	FAX 3476-4904
しびやボランティアセンター	区役所本庁舎 2 階	電話 6452-5065	FAX 3476-4904
渋谷区成年後見支援センター	区役所本庁舎 5 階	電話 5457-0099	FAX 3477-2525
渋谷区社会福祉協議会 地域支援係	区役所本庁舎 2 階	電話 6452-5024	FAX 3476-4904
渋谷区社会福祉事業団	渋谷1-18-9	電話 5464-6810	FAX 5464-6811
渋谷区障害者団体連合会	東3-14-13 ひがし健康プラザ1階	電話 6427-3650	FAX 6427-6566
渋谷区手をつなぐ親の会	本町2-9-17 渋谷区はつらつ センターケアステーション本町内	電話 3375-0333	FAX 3375-0333
東梅ホーム(精神障害者ショートステイ事業)	笹塚 3-43-1	電話 6276-4660	FAX 5302-8481

東京都の相談・支援機関			
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽 河岸 1-1	愛の手帳判定予約(18歳以上) 高次脳機能障害専用電話相談	電話 3235-2961 電話 3235-2955 FAX 3235-2957
都立中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢 2-1-7		電話 3302-7711 (相談専用)
東京都発達障害者支援センター (TOSCA:通称トスカ)	【おとなTOSCA】(対象者が18歳以上) 文京区大塚4-45-16 【こどもTOSCA】(対象者が18歳未満) 世田谷区船橋1-30-9		電話 6902-2082 Eメール s.otona-tosca@ionp.or.jp 電話 6413-0231 Eメール tosca@kisenfukushi.com
東京都障害者福祉会館	港区芝 5-18-2		電話 3455-6321 FAX 3453-6550
夜間こころの電話相談	毎日 17 時～21 時 30 分		電話 5155-5028
東京都難病相談・支援センター	文京区本郷1-1-19		電話 5802-1892
東京都難病ピア相談室	広尾5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階		電話 3446-0220(相談専用) 3446-1144(予約・問い合わせ専用) FAX 3446-0221
東京都障害者IT地域支援センター	文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉 保健医療研修センター1階		電話 6682-6308 FAX 6686-1277



### 支援機関(視覚障がいのある方)

東京都ガイドセンター	新宿区西早稲田 2-18-2 日本視覚障害者センター内	電話 5272-0996	FAX 3200-7755
(福)日本点字図書館	新宿区高田馬場 1-23-4	電話 3209-0241	FAX 3204-5641
(公社)東京都盲人福祉協会	新宿区高田馬場 1-9-23	電話 3208-9001	FAX 3208-9005
(社福)日本視覚障害者団体連合	新宿区西早稲田 2-18-2	電話 3200-0011(代)	FAX 3200-7755
(社福)東京ハレン・ケラー協会	新宿区大久保 3-14-20	電話 3200-0525	FAX 3200-0608
(社福)日本視覚障害者職能開発センター	新宿区四谷本塩町 2-5	電話 3341-0900	FAX 3341-0967
(公財)アイメイト協会	練馬区関町北 5-8-7	電話 3920-6162	FAX 3920-6063

### 支援機関(聴覚障がいのある方)

東京聴覚障害者支援事業所	東 1-23-3 東京聴覚障害者 自立支援センター内	電話 5464-6058	FAX 5464-6059
(社福)聴力障害者情報文化センター	目黒区五本木 1-8-3	電話 6833-5004	FAX 6833-5005
東京手話通訳等派遣センター	新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階	電話 3352-3335	FAX 3354-6868

### 支援機関(その他)

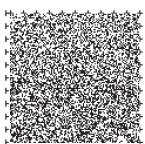
東京都盲ろう者支援センター	新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階	電話 6228-1282	FAX 6228-1283
(社福)東京都手をつなぐ育成会	新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル 2階	電話 5389-2600	FAX 5389-4090
(社福)東京コロニー	中野区中野5-3-32	電話 6914-0859	FAX 6914-0869
(公社)日本オストミー協会 東京支部	新宿区歌舞伎町 2-45-5 新宿永谷ビル 603	電話 5272-3550	FAX 5272-3550
(一社)東京言友会	豊島区南大塚 1-30-15	電話 3942-9436	—
(公社)銀鈴会	港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋 901	電話 3436-1820	FAX 3436-3497

### 年金・労働

渋谷年金事務所 お客様相談室	神南 1-12-1	電話 3462-1241 (自動音声に従って1番→2番を押してください)	FAX 3462-2844
国民健康保険課 国民年金係	宇田川町 1-1 区役所本庁舎 3階	電話 3463-1797	FAX 5458-4940
渋谷労働基準監督署	神南 1-3-5	電話 3780-6507	—

### 税金

国税	渋谷税務署	宇田川町 1-10 国税庁ホームページ <a href="https://www.nta.go.jp">https://www.nta.go.jp</a> 【 タックスアンサー・チャットボットをご利用ください 】 「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する回答を調べることができます。 「チャットボット」は、AI(人工知能)を活用して自動で質問に回答するウェブサービスです。	電話 3463-9181	—
都税	渋谷都税事務所	千駄ヶ谷 4-3-15 東京都渋谷合同庁舎 4~7階	電話 5422-8780	—
区民税	渋谷区役所 税務課	宇田川町 1-1 区役所本庁舎 6階	電話 3463-1719、 3463-1726	FAX 5458-4913



電話		
NTT東日本	各種サービスおよび電話の新設・移転等の注文、問い合わせ	電話 局番なしの116 または 0120-116-000
	お客様相談センター	電話 0120-019000
	ふれあい案内	電話 0120-104174

郵便		
渋谷郵便局	渋谷 1-12-13	電話 0570-943-622(通話料有料)
代々木郵便局	西原 1-42-2	電話 0570-943-590(通話料有料)
日本郵便株式会社	電話(フリーコール) 0120-23-28-86	
お客様サービス相談センター	携帯電話から 0570-046-666(通話料有料)	

ごみ・資源・リサイクル			
渋谷区清掃事務所	渋谷 1-2-17	電話 5467-4300	FAX 5467-4301
粗大ごみ受付センター	電話 6834-4777		

消費者相談			
渋谷区消費者センター	渋谷 1-12-5	電話 3406-7641	FAX 5485-0308
東京都消費生活総合センター	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階	電話 3235-1155(相談用電話)	

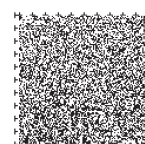
医療機関等			
渋谷区在宅医療相談窓口	桜丘町 23-21 渋谷区文化総合センター大和田 1 階	電話 3770-0527	—
東京都医療機関案内サービス ひまわり	医療機関案内・保健医療福祉相談等	電話 5272-0303	FAX 5285-8080
	外国語による相談窓口(医療情報等)	電話 5285-8181	—
医療情報ネット(ナビイ)	厚生労働省ホームページ <a href="https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/">https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/</a>		

休日・夜間診療			
区民健康センター桜丘診療所	渋谷区文化総合センター大和田 1 階	電話 3464-3478	FAX 3476-7328
ひがし健康プラザ歯科診療所	東 3-14-13 ひがし健康プラザ 2 階	電話 5466-2770	FAX 5466-2771

救急医療			
[救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかを迷ったら]	医療機関案内(24 時間対応) 症状に基づく緊急性の有無・受診の 必要性に関するアドバイス	(携帯電話等から) (ダイヤル回線から)	電話 #7119 電話 3212-2323
東京消防庁 救急相談センター			
日本赤十字社医療センター	広尾 4-1-22	電話 3400-1311	FAX 3409-1604
内藤病院	初台 1-35-10	電話 3370-2351	—
クロス病院	幡ヶ谷 2-18-20	電話 3376-2361	—
都立広尾病院	恵比寿 2-34-10	電話 3444-1181	—
JR 東京総合病院	代々木 2-1-3	電話 3320-2210	—
代々木病院	千駄ヶ谷 1-30-7	電話 3404-7661	—

警察			
渋谷警察署	渋谷 3-8-15	電話 3498-0110	FAX 3498-1750
原宿警察署	神宮前 1-4-17	電話 3408-0110	FAX 3408-2270
代々木警察署	本町 1-11-3	電話 3375-0110	FAX 3374-9990

消防			
渋谷消防署	神南 1-8-3	電話 3464-0119	FAX 3464-0143
消防テレホンサービス	災害情報案内(24 時間対応)	電話 3212-2119	



## さくいん

### あ～お

愛の手帳	27
青い鳥郵便葉書	91
あんしんサービス	60
E T C (障がい者割引)	87
移動支援	69
移動支援従業者(ガイドヘルパー)養成研修	130
N H K放送受信料の減免	89
えびす青年教室	124
オストメイト社会適応訓練	122
おむつ代にかかる費用の医療費控除	95
音訳(朗読)奉仕員指導者養成講習会	128

### か

家具転倒防止金具の無償取付、購入費用補助	134
紙おむつ購入費の助成	59
G A Y A	124
刊行物作成配布事業(点字版・音声版)	79
関税の免除	95

### き

基幹相談支援センター	19
吃音者発声練習	51
虐待に関する相談窓口	155
休養ホーム	119
救急通報システムの設置	65
教育相談	111
居住支援協議会	103
居宅介護(ホームヘルプ)	47
居宅訪問型保育事業(障がい児向け)	115
緊急一時保護 (はあとぴあ原宿・りばあさいど原宿)	64
緊急介護人の派遣	63
緊急ネット通報	66

### く

区営住宅の申込み	101
区議会の手話通訳・磁気ループの設置・ 車いすでの傍聴	80
グループホーム(共同生活援助)	99
車いすの無料貸出し	74

### け

経過措置の福祉手当	31
軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免	97
携帯電話基本使用料金などの割引	91
原子爆弾被爆者社会参加奨励金	34

### こ

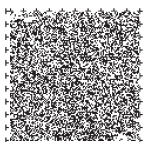
広域支援相談員の設置	154
後期高齢者医療制度への加入	39
航空旅客運賃の割引	88
喉頭摘出者発声訓練	51
声の広報	79
国立職業リハビリテーションセンター	107
個人事業税の軽減	96
子育てネウボラ	110
子ども医療費助成	41
子ども発達相談センター	110
ごみの訪問収集	59

### さ

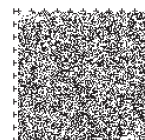
在宅重症心身障害児(者)訪問事業	44
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護	40
在宅難病患者一時入院	48
在宅難病患者訪問診療	40
差別に関する相談窓口	154
サポートカード	68
さわやかなーむ (渋谷区精神障害者地域生活支援センター)	20
産科医療補償制度	45

### し

Seamless Support Labs リンク (りばあさいど原宿)	19
J R旅客運賃・私鉄運賃の割引	84
視覚障害者日常生活情報点訳等のサービス	80
視覚障がい者向け講座	121
事業所一覧(区内)	145
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	128
指定相談支援事業所	21
指定難病要支援者証明事業(「登録者証」の発行)	39
自転車駐輪場の使用料免除	90



障害者等口腔保健医療事業	44	障害者総合支援法の対象となる疾病一覧	157
児童委員	19	障害者相談員	18
児童育成手当	32	障がい者福祉課	17
児童虐待に関する相談・通告窓口	155	障害児福祉手当	31
自動車運転免許取得費の助成	74	障害手当金（一時金）	35
自動車改造費の助成	73	障害福祉サービス等の利用の流れ	12
自動車税（環境性能割・種別割）の減免	97	消火器の購入のあっせん	135
自動車燃料費の助成	73	小児精神障害者の入院医療費助成	42
自動車事故による被害者への支援	49	小児慢性特定疾病の医療費助成	41
児童扶養手当	33	傷病（補償）年金・障害（補償）給付	36
児童発達支援	112	所得税の障害者控除	94
児童発達支援・放課後等デイサービス自己評価 アンケート	149	自立支援医療（育成医療）	43
渋谷駅周辺施設のバリアフリー化推進	144	自立支援医療（更生医療）	42
渋谷区教育センター	111	自立支援医療（精神通院）	43
渋谷区社会福祉協議会	24	寝具の乾燥	58
渋谷区障がい者緊急相談窓口	63	心身障害児総合医療療育センター	45
渋谷区障害者団体連合会	151	心身障害者（児）医療費助成	37
渋谷区障害者団体連合運動会	126	心身障害者福祉手当	29
渋谷区手をつなぐ親の会	25	心身障害者扶養共済制度	36
渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会	156	心臓病の子どもの集い こぐま園	115
就学相談	110	身体障害者障害程度等級表	161
重症心身障害者等介護タクシー利用料の助成	72	身体障害者手帳	27
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	48	身体障がいのある方を対象とする リハビリテーション	51
住宅簡易改修支援事業	103		
住宅設備改善費の支給	57	<b>す</b>	
住宅用火災警報器の設置・あっせん	136	水道・下水道料金の減免	88
重度障害者の大学等修学支援事業	70	スウィミー（知的障がい者（児）水泳教室）	125
重度心身障害者手当	29	ストマ用装具の医療費控除	95
重度身体障害者在宅パソコン講習	108	スポーツ施設（区立）の使用料免除	92
重度脳性麻痺者介護事業	47	住まいのカタログ （区内グループホーム等の紹介）	148
住民税の障害者控除	94		
手話言語条例	83	<b>せ</b>	
手話講習会	127	生活福祉資金の貸付	61
手話通訳者等養成講習会	128	精神障害者社会復帰訓練（デイケア）	50
手話通訳者の設置（区役所）	17	精神障がい者ショートステイ事業	50
手話通訳者の派遣	77	精神障害者都営交通乗車証	85
障害基礎年金（国民年金）	35	精神障害者保健福祉手帳	28
障害厚生年金	35	精神保健福祉ボランティア講座	129
障害者グループホーム入居者家賃助成	99	成年後見支援センター	24
障がい者支援団体の店	109	成年後見制度にかかる各種助成制度	61
障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス	9		



選挙の投票	81
専門点訳奉仕員養成講習会	128

## そ

相続税の軽減	96
贈与税の非課税	95
粗大ごみ等廃棄物処理手数料の免除	89
粗大ごみの運び出し収集	59

## た

第三者評価（福祉サービス第三者評価）	150
耐震に関する相談	133
代理記載制度（選挙）	81
タクシー運賃の割引	88
立ち退きに伴う住み替え家賃補助	102
たばこ販売の許可	108
短期入所（ショートステイ）	65

## ち

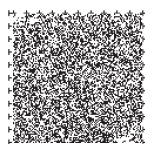
地域活動支援センター	20
地域包括支援センター	21
知的障がい者教室	124
駐車禁止規制からの除外	75
駐車料金の免除 （渋谷区役所前公共地下駐車場）	90
中等度難聴児に対する補聴器の支給	53
聴覚障がい者向け講座	121
聴力障害者情報文化センター	78
ちょこっとステイ（緊急一時保護）	64

## つ・て

つながりカタログ （障がい者支援事業所紹介冊子）	109
手をつなぐあんしん相談（青年期相談）	25
点字講習会・点字教室（視覚障がい者向け）	120
点字広報	79
点字即時情報ネットワーク事業 （点字JBニュース）	79
点字図書の給付	80
点訳奉仕員指導者養成講習会	128
電話番号案内の無料利用	90
電話リレーサービス	78

## と

東京アートサポートセンターRights	123
東京しごと財団 障害者就業支援課	105
東京しごとセンター 専門サポートコーナー	104
東京障害者職業センター	106
東京障害者職業能力開発校	106
TOKYOパラスポーツ・ナビ	126
東京聴覚障害者支援事業所RONAプラン	25
東京都ガイドセンター	70
東京都児童相談センター	22
東京都渋谷公園通りギャラリー	123
東京都障害者IT地域支援センター	122
東京都障害者スポーツセンター	118
東京都障害者スポーツ大会	126
東京都障害者福祉会館（福祉相談）	24
東京都障害者福祉会館（施設利用）	119
東京都消費生活総合センター	26
東京都心身障害者福祉センター	22
東京都発達障害者支援センター（TOSCA）	23
東京都福祉人材センター 人材情報室	130
東京都福祉のまちづくり条例	143
東京都盲ろう者支援センター	26
とうきょうユニバーサルデザインナビ	76
都営交通無料乗車券	85
都営住宅の申込み	100
特殊医療費の助成	39
特定疾病療養受療証	37
特別支援学校・学級	116
特別支援教育就学奨励費補助	117
特別児童扶養手当	32
特別障害給付金	36
特別障害者手当	30
図書館（区立）のハンディキャップサービス	82
戸山サンライズ （全国障害者総合福祉センター）	118
都立北療育医療センター	45
都立公園駐車場の無料利用	93
都立公園等の無料入場	93
都立小児総合医療センター こころの電話相談室	111
都立心身障害者口腔保健センター	44
都立中部総合精神保健福祉センター	22
都立美術館等の観覧料免除	93



## な～の

難病医療費の対象となる疾病一覧	159
難病患者在宅レスパイト事業	40
難病等医療費助成	38
難病に関する相談窓口	23
日常生活用具費の支給	53
日本視覚障害者職能開発センター	107
入居支援事業	102
入浴介助サービス	58
のびのび水中運動教室	125

## は

ハートバレーしぐや (渋谷区障害者就労支援センター)	104
はあとびあキッズ(児童発達支援)	112
配食サービス	58
パソコン講座(視覚障がい者向け)	120
パラスポーツ体験教室	125
ハローワーク渋谷	104

## ひ

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	41
ひとり親家庭等医療費助成	42
避難行動要支援者名簿	142
避難情報を入手するには	137
119番ファクシミリ通報	66
110番アプリシステム	67

## ふ・へ

FAX110番	67
プールサポーター事業	125
フェリー運賃の割引	88
福祉活動助成事業	127
福祉サービス運営適正化委員会	156
福祉タクシー券の交付	71
福祉電話の設置	81
福祉なんでも相談窓口	20
福祉避難所(二次避難所)	141
福ナビ(とうきょう福祉ナビゲーション)	145
不在者投票	81
文化施設等(区立)の入館料・観覧料免除	92
ヘルプマーク	67

## ほ

放課後等デイサービス	112
防災バンダナの配布	142
防災マニュアルの配布	139
防災用品のあっせん	135
保健所(保健相談所)	20
補助犬の給付	71
補装具費の支給	52
ポッチャ教室	126
ボランティアセンター	127

## ま～も

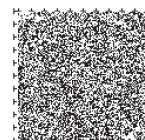
マル親(ひとり親家庭等医療費助成)	42
マル障(心身障害者(児)医療費助成)	37
マル都医療券(特殊医療費の助成)	39
マル優制度(少額貯蓄非課税制度)	96
道しるべ(東京都の精神保健福祉制度の案内冊子)	28
民営バス運賃の割引	86
民生委員	19
盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業	77

## や～よ

夜間こころの電話相談(東京都)	23
やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)	60
やすらぎサービスへの参加	129
UR賃貸住宅の近居割	102
UR賃貸住宅の申込み	101
郵便料金の減免	91
有料道路料金の割引	87
要約筆記者の派遣	77
要約筆記者養成講習会	128
ヨメテル	79
代々木の杜ピア・キッズ	113

## り

りばあさいど原宿 (Seamless Support Labs ライズ・スプレッド)	114
理美容券の交付	59
リフト付きタクシー	72
利用者負担額(障害福祉サービス等)	14





# 障がい者福祉のてびき 2025

2025年4月発行

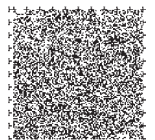
編集発行 渋谷区 障がい者福祉課  
〒150-8010 渋谷区宇田川町 1-1  
電話 3463-1922  
FAX 5458-4935  
印刷 木場フォーム印刷株式会社 東京営業所  
渋谷区東 3-24-8 マーサ恵比寿 101 号

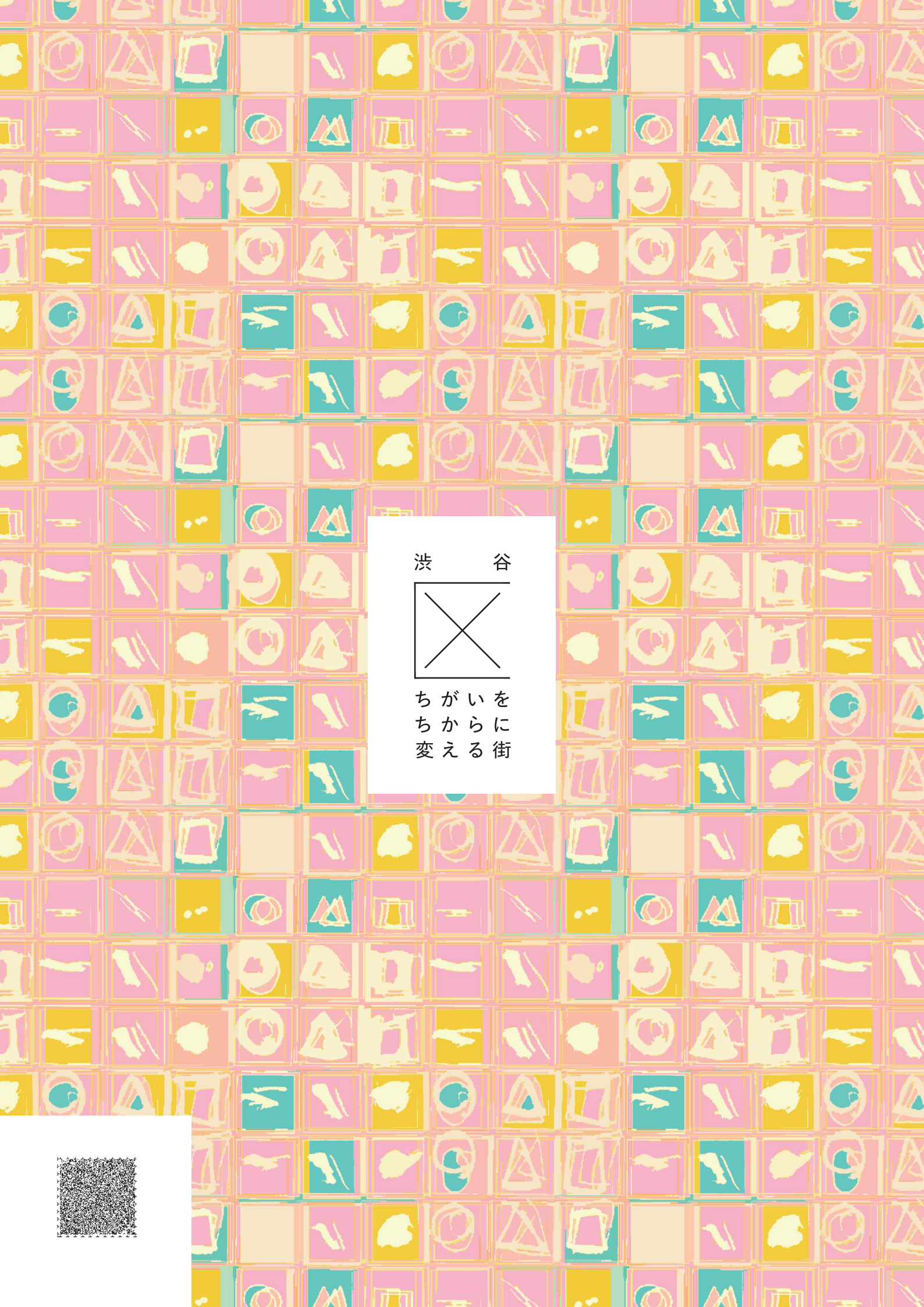


ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

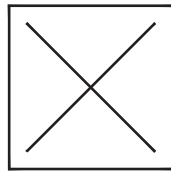


この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。





澁 谷



ちがいを  
ちからに  
変える街

